

令和元年度
包括外部監査の結果報告書

「地場産業及び伝統工芸産業を中心とした振興事業
に関する財務事務の執行について」

令和2年3月

福井県包括外部監査人

木村善路

【目次】

第1章 外部監査の概要

I. 外部監査の種類	1
II. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
III. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由	1
IV. 監査対象とした機関・会計	1
V. 監査対象期間	1
VI. 主要な監査目標	1
VII. 監査実施期間	2
VIII. インタビュー日程一覧表	2
IX. 外部監査人および補助者	3
X. 重要な用語の説明	3
XI. 利害関係	3

第2章 我が国の中小企業・地場産業

I. 我が国の中小企業	4
1. 我が国の中小企業の状況	4
(1) 我が国の中小企業の動向	4
① 我が国経済の状況	4
② 我が国の中小企業の状況	5
(2) 中小企業の構造分析	7
① 企業数の変化	7
② 開廃業が企業に与える影響	7
(3) 財務データから見た中小企業の実態	9
① 財務面から見た中小企業の多様性	9
② 時系列でみた財務状況の推移	11
2. 我が国の中小企業が抱える課題	16
(1) 人手不足の深刻化	16
① 人手不足の実態	16
② 企業を取り巻く労働環境	20
③ 中小企業の人手不足の状況下での雇用確保のあり方	20
(2) 低い労働生産性	20
(3) 後継者問題	21

II. 我が国の地場産業状況	22
1. 我が国の地場産業の状況	22
(1) 地場産業の特性	22
(2) 地場産業の類型化	22
(3) 地場産業の状況	23
2. 我が国の地場産業が抱える課題	24
第3章 福井県の中小企業・地場産業	
I. 福井県の産業及び中小企業	25
1. 福井県の産業及び中小企業の状況	25
(1) 人口・総生産・所得等	25
(2) 県内総生産及び製造業生産額	27
① 経済活動別県内生産額（名目）	27
② 製造業生産額	29
(3) 産業別事業所数、従業員数	32
(4) 開廃業率	35
2. 福井県の中小企業が抱える課題	35
II. 福井県の地場産業	36
1. 繊維産業	36
(1) 繊維産業の現状	36
(2) 繊維産業の課題	40
2. 眼鏡産業	41
(1) 眼鏡産業の現状	41
(2) 眼鏡産業の課題	42
3. 伝統工芸産業	43
(1) 伝統工芸産業とは	43
(2) 福井県の伝統的工芸品	44
(3) 福井県の伝統工芸産業の特徴	44
(4) 伝統工芸産業の現状	45
(5) 伝統工芸産業の抱える問題と課題	46
第4章 我が国の中小企業施策	
I. 中小企業政策の基本法	48
1. 中小企業基本法	48
(1) 制定・改正の経緯	48
(2) 中小企業基本法の内容	48

2. 小規模基本法	52
(1) 制定・改正の経緯	52
(2) 小規模基本法の内容	52
II. 我が国の中小企業施策と法律	55
A. 資金供給の円滑化	56
B. 自己資本の充実	58
C. 中小企業関連税制	59
D. 経営革新の促進、E. 創業の促進、F. 創造的な事業活動の促進	60
E. 創業の促進（新事業の創出）	64
F. 創造的な事業活動の促進	65
G. 経営資源の確保	67
H. 連携・共同化の推進	71
I. 商業集積の活性化	76
J. 中小商業の振興	78
K. 労働対策	80
L. 下請取引の適正化、下請中小企業の振興	81
M. 国等からの受注機会の増大	83
N. 経営の安定化	84
O. 事業承継	85
P. 再生支援	86
Q. 事業分野の調整	87
R. 小規模企業対策	88

第5章 福井県の戦略・計画等と中小企業施策

I. 福井県の中小企業施策に関する条例・規則と戦略・計画等	92
1. 福井県の中小企業施策に関する条例・規則	92
(1) 福井県中小企業振興条例	92
(2) その他の条例・規則	95
2. 福井県の中小企業施策に関する戦略・計画等	96
(1) 地域再生・地方創生関連	96
① 地域再生法	96
② まち・ひと・しごと創生法	98
③ 新型交付金	99
④ 福井県の戦略・計画等	101
(2) 地域産業集積関連	104
① 産業クラスター	104

② 地域未来投資促進法	105
③ 福井県の戦略・計画等	106
(3) 伝統工芸産業関連	112
① 伝産法	112
② 福井県の戦略・計画等	113
(4) 知的財産関連	113
① 福井県知的財産活用プログラム	113
② 支援推進体制	113
(5) 福井経済新戦略	115
II. 福井県の中小企業施策	119
1. 福井県の中小企業施策の担い手	119
(1) 福井県産業労働部	119
① 産業労働部の組織体系	119
② 産業労働部における分掌事務	121
(2) 出損団体等	123
(3) 福井県の中小企業支援機関	124
2. 福井県の地場産業施策の担当部署	124
3. 監査対象とした平成 30 年度の福井県の中小企業施策	125
(1) 事業経費の区分	125
(2) 監査対象とした範囲	126
① 監査対象とした部課と事業	125
② 監査対象とした科目	126
(3) 数値による一覧表	127

第 6 章 外部監査の結果 — 総括的事項

I. 全体的事項	142
1. 施策評価と事務事業評価について	142
(1) 県の施策評価	142
① 県が公表した施策評価の結果	142
② 監査の結果	145
(2) 県の事務事業評価	147
① 県が公表する事務事業評価の概要	147
② 成果報告書	148
③ 監査の結果	157
2. 契約について	159
II. 分野的事項	160

1. 新産業関連	160
2. 繊維産業	160
3. 眼鏡産業	160
4. 伝統工芸産業、デザイン	161
5. 技術研究開発	163
6. 知的財産	163
7. 情報発信	163
8. その他	164
III. 勘定科目別事項	168
1. 貸付金	168
(1) 制度融資の概要	169
(2) 産業労働部の制度融資の内容	169
(3) 産業労働部の平成 30 年度の制度融資の状況	173
(4) 預託	174
(5) 保証料補給金及び利子補給金	176
(6) 不納欠損	176
(7) 監査の結果	177
第 7 章 外部監査の結果 — 事業別事項	178
1. 産業政策課（貸付金以外）	179
2. 国際経済課	202
3. 新産業創出課	205
4. 地域産業・技術振興課 / (1) 新産業関連	211
地域産業・技術振興課 / (2) 繊維産業	216
地域産業・技術振興課 / (3) 眼鏡産業	220
地域産業・技術振興課 / (4) 伝統工芸産業、デザイン	221
地域産業・技術振興課 / (5) 技術研究開発	236
地域産業・技術振興課 / (6) 知的財産	239
地域産業・技術振興課 / (7) 情報発信	239
地域産業・技術振興課 / (8) その他	240
第 8 章 終わりに	243

第1章 外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（監査テーマ）

地場産業及び伝統工芸産業を中心とした振興事業に関する財務事務の執行について

III. 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

福井県の製造業において、地場産業である繊維・眼鏡及び漆器・和紙等の伝統工芸は、事業所数で約4割、従業者数で約3割を占め、ウエイトが高い。

また、経済産業省が認定している福井県の伝統的工芸品は8つ（うち1つは他県と重複）あり、全国で9番目の多さであり、郷土工芸品は28ある。

しかし、それらは出荷額の減少・停滞や設備の老朽化、後継者不足などの問題を抱えている。

それらの問題点を克服し、これらの産業を維持発展させるためには、商品開発やデザイン力・ブランド力の強化、海外を含めた販路開拓、人材育成などの観点から、福井県の施策が重要な役割を果たすと考え、本テーマを選定した。

地域を代表する地場産業や地場産品は、地域の住民にとっては誇りであり、地域の住民がこの誇りを取り戻し、持ち続ける。

IV. 監査対象とした機関・会計

地場産業及び伝統工芸産業に関連がある事業を行う産業労働部の産業政策課、国際経済課、新産業創出課、地域産業・技術振興課の4つの課の「一般会計」

（注）「地域産業・技術振興課」は、令和2年度に「産業技術課」に名称変更された。

V. 監査対象期間

原則として平成30年度（必要に応じて過年度および令和元年度も対象とする）

VI. 主要な監査目標

主要な監査目標は以下のとおりである。

- ・事務の執行および事業の管理の適正性（合規性、公平性）
- ・事務の執行および事業の管理の経済性、効率性、有効性（3E）

VII. 監査実施期間

令和元年6月13日から令和2年3月31日

VIII. インタビュー日程一覧表

各課および出先機関等への質問・インタビューは、令和元年7月24日から令和2年1月10日にかけて、以下のスケジュールで実施した。

日付	時間	内容	担当部課
7月24日	9:00~11:45	全体インタビュー	産業労働部 産業政策課 国際経済課 新産業創出課 産業技術課
8月20日	13:00~17:25	第1回インタビュー	産業労働部 産業技術課 (伝統工芸・デザイン) 国際経済課
8月22日	13:00~17:35	第1回インタビュー	産業労働部 産業政策課 新産業創出課
8月23日	13:00~17:30	第1回インタビュー	産業労働部 産業技術課 (繊維・眼鏡・その他)
8月28日	11:00~11:40	第1回インタビュー	産業労働部 産業技術課 (伝統工芸・デザイン)
12月3日	13:00~15:25	第2回インタビュー	産業労働部 産業技術課 (伝統工芸・デザイン) 産業労働部 産業政策課 その1
12月4日	10:00~11:45 14:00~15:00	第2回インタビュー	産業労働部 産業技術課 (眼鏡・その他) 産業労働部 新産業創出課
12月6日	13:00~17:25	第2回インタビュー	産業労働部 産業技術課 (繊維) 産業労働部 産業政策課 その2
12月10日	10:00~16:00	第1回インタビュー	ふくい産業支援センター
12月18日	13:00~14:00	第2回インタビュー	産業労働部 国際経済課
1月10日	9:00~12:30	第2回インタビュー	ふくい産業支援センター

IX. 外部監査人および補助者

・包括外部監査人

木村善路（公認会計士・税理士）

・補助者

野波俊光（公認会計士・税理士）、廣部貴子（公認会計士）、

谷川俊太郎（公認会計士・税理士・中小企業診断士）、角谷龍史（公認会計士・税理士）

X. 重要な用語の説明

本報告書の中で繰返し使用される以下の用語は、それぞれ次のような意味で用いている。

【使用されている用語の説明】

・「指摘事項」と「意見」

本報告書の中で「指摘事項」としているものは、監査手続を実施した結果として、法令、規則、条例等に違反していると認められるもの、違法ではないが専門的見地から改善を要すると認められるもの、社会通念上適当でないと認められるものである。一方、「意見」としているものは、その他の観点からの外部専門家としての所感および提言である。

・3E

3Eとは、Economy（経済性）、Efficiency（効率性）および Effectiveness（有効性）を示す。経済性は「同じものをどれだけ安く手に入れることができたか」、効率性は「同じ材料でどれだけものを算出できたか」、有効性は「その産出物によってどれだけ効用を生み出せたか」を意味する。

【本報告書における記載内容の留意事項】

・端数処理

報告書の数値は、原則として金額は単位未満の端数を切り捨てて記載し、比率は小数点2位以下を四捨五入して記載している。但し、県より入手した資料が異なる端数処理をしていた場合は、そのままの金額を記載することとした。以上より、端数処理の関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

XI. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 我が国の中小企業・地場産業

I. 我が国の中小企業

我が国の中小企業の状況について、主として2019年度版中小企業白書を箇条書きすることにより説明する。なお、以下の図における図の番号は中小企業白書における番号であり、本報告書では無視していただきたい。

1. 我が国の中小企業の状況

(1) 我が国の中小企業の動向

- ・我が国経済は、2012年末を境に持ち直しの動きに転じ、緩やかな回復基調が続いた結果、現在の景気回復の長さは戦後最長となった可能性がある。
- ・企業収益の拡大や倒産件数の減少が続き、経済の好循環が浸透する一方、2018年は人手不足の深刻化、労働生産性の伸び悩みなど、中小企業にとっては懸念点も浮き彫りになる年となった。

① 我が国経済の状況

〈 我が国経済の動向 〉

- ・2018年の実質GDPの年間成長率は0.8%となり、2017年を下回った。
- ・その内容は、情報関連財を中心とした中国向けの輸出の弱含みもあり、外需寄与度がマイナスとなっており、個人消費と設備投資などの民需に支えられた成長となっている。

〈 産業面の活動状況 〉 ・ ・ ・ 経済産業省の4つの指数より

- ・鉱工業生産指数：2016年第2四半期以降持ち直し、2018年に入って以降それまでの水準を維持しつつも一進一退の動きを繰り返している。
- ・第3次産業活動指数：2014年第2四半期を底に持ち直しており、2018年第4四半期は現行基準で過去最高水準となっている。
- ・建設業活動指数：2017年第2四半期に消費増税（2014年4月）前のピークである2013年第4四半期を超える水準となったが、その後は低下傾向にある。
- ・全産業活動指数：2014年第3四半期以降緩やかな回復基調が続いている。

〈 業種別に企業の景況感の推移 〉 ・ ・ ・ 日銀短観の業況判断DI（前期に比べて業況が「好転」と答えた企業の割合（%）から「悪化」と答えた企業の割合（%）を引いたもの）より

- ・製造業、非製造業ともにリーマン・ショック（2008年9月）以降、回復基調を

続いていたが、2018 年年央以降の業況については、「良い」と答えた企業の割合が、「悪い」と答えた企業の割合を上回っているものの、おおむね横ばいで推移している。

② 我が国の中小企業の状況

i) 業況

〈 中小企業の業況 〉 …… 中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」(以下、「景況調査」) の業況判断 DI の推移より

- ・リーマン・ショックの直後に大きく落ち込んだが、その後は総じて緩やかな回復基調にある。

ii) 売上高

〈 売上高の推移 〉 …… 財務省「法人企業統計調査季報」より

- ・リーマン・ショックの直後に大企業、中小企業ともに大きく落ち込み、中小企業はその後 2011 年の東日本大震災発生後から 2012 年末まで減少傾向に転じた。その後 2013 年第 1 四半期の 123.6 兆円を底に横ばい傾向が続いていたが、2016 年の第 3 四半期に上昇傾向に転じてからは 10 期連続で上昇しており、経済の好循環が中小企業にも浸透しつつある。しかし、2018 年第 4 四半期は 137.5 兆円であり、リーマン・ショック前の水準 (160 兆円超) に達していない。

iii) 経常利益

〈 経常利益の推移 〉

- ・中小企業の経常利益は売上高同様、リーマン・ショック直後に大きく落ち込んだが、その後は緩やかな回復基調が続いており、2018 年第 4 四半期の 5.5 兆円はリーマン・ショック前の水準を超えている。

iv) 設備投資

〈 設備投資の推移 〉

- ・大企業、中小企業共にリーマン・ショック直後に大きく減少した。その後、大企業は 2015 年に入る頃から強含みで推移し始め、2017 年第 4 四半期から 2018 年にかけて増勢を強めている。一方、中小企業は、2013 年以降強含みで推移していたが、2016 年以降はほぼ横ばいで推移しており、大企業との差は拡大傾向にある。(2018 年第 4 四半期：大企業 6.4 兆円、中小企業 2.8 兆円)

〈 設備年齢 (設備を新設してからの経過年数) の推移 〉

- ・大企業と中小企業で設備年齢が同水準だった 1990 年度の設備年齢の指数を 100 とすると、2017 年度は大企業が 148.0、中小企業が 191.8 となっており、

大企業の設備の老朽化の度合いが 1990 年度の約 1.5 倍であるのに対し、中小企業は約 2 倍老朽化が進んでいる。

〈 研究開発費の費用の推移 〉

- ・1970 年を起点としたとき、大企業は総じて右肩上がりでも推移しているのに対し、中小企業は緩やかな上昇基調で推移している。大企業と中小企業との差は年々拡大傾向にある。

〈 中小企業の貸借対照表の推移 〉

- ・直近 5 年間分について見ると、現預金及び利益剰余金等が増加する一方、有形固定資産・無形固定資産がほぼ横ばい傾向にあり、中小企業は設備投資に積極的に踏み切れていない。

〈 設備判断 DI の推移 〉

- ・全体的にリーマン・ショック後から過剰感が解消され、大企業では 2017 年前半、中小企業では 2012 年末に不足に転じ、不足感が強まっている。
- ・製造業では、2017 年第 2 四半期までは大企業と中小企業の水準に差はほとんど無かったが、2017 年第 3 四半期以降は中小企業の方がより強く不足感を感じている。
- ・非製造業では、2013 年第 3 四半期までは規模間における差異はほとんど無かったが、2013 年第 4 四半期以降は中小企業の方がより強く不足感を感じている。

〈 IT 関連指標としてのソフトウェア投資額・ソフトウェア投資比率の推移 〉

- ・ソフトウェア投資額（4 半期移動平均）：大企業 0.7 兆円、中小企業 0.1 兆円であり、大きな差が生じている。
- ・ソフトウェア投資比率（設備投資に対する割合）：2018 年第 4 四半期では大企業 10.3%、中小企業 5.0%であり、2 倍以上の差がある。

v) 資金繰り・倒産

〈 中小企業の資金繰り 〉 …… 景況調査より

- ・リーマン・ショック後に大きく落ち込んだ後は、おおむね右肩上がりでも推移している。

〈 中小企業向け貸出金の推移 〉

- ・2012 年まではおおむね横ばいで推移してきたが、2013 年以降は右肩上がりでも推移しており、足下について見ると、統計開始以降過去最高水準でも推移している。

〈 倒産件数の推移 〉

- ・良好な資金繰り環境が功を奏し、倒産件数は 2009 年以来 10 年連続で減少し、2018 年の倒産件数は 8,235 件となり、バブル期の 1990 年以来 28 年ぶりの低水準となった。

〈 規模別の推移 〉

- ・中規模企業及び倒産件数の大部分を占める小規模事業者ともは年々減少傾向にある。

〈 廃業件数 〉

- ・経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散企業は年々増加傾向にあり、3万件台から4万件台に推移している。

vi) 取引関係

〈 中小企業の取引環境 〉 ・ ・ ・ 仕入価格を販売価格にどれ程転嫁できているかの指標として、交易条件指数（日銀短観の販売価格 DI から仕入価格 DI を引いた数値）より

- ・1990年代までは規模間の差はほぼ無かったが、2000年代に入ると大企業と中小企業の差は徐々に開きはじめ、足下でも埋まらずに推移している。

(2) 中小企業の構造分析

① 企業数の変化

〈 我が国の企業数の推移 〉

- ・1999年は485万者であったが、それ以降は年々減少傾向にあり、直近の2016年には359万者（26%減）となっている。
- ・規模別には、大企業が1.4万者から1.1万者、中小企業が484万者から358万者（内訳：小規模事業者305万者、中規模企業53万者）に減少しており、減少率の大きさは、小規模企業、中規模企業、大企業の順になっている。小規模企業は調査年毎にマイナス幅を拡大させており、減少傾向を強めている。

〈 中小企業の業種別の企業数及び増減率の推移 〉

- ・1999年時に比べて、電気ガス水熱、運輸通信業は企業数を増やしているが、他の業種については減少傾向にあり、特に鉱業や小売業については減少率が高い。

② 開廃業が企業に与える影響

2012年～2016年にかけての企業の開廃業が企業数、従業者数、付加価値額の変化に与えた影響については、以下のとおりである。

i) 開廃業が企業数の変化に与えた影響

〈 開廃業が企業数に与えた変化 〉

- ・企業数は2012年の386万者から2016年の359万者となり、27万者減少している。これは、開業46万者に対して廃業が83万者の企業が減少したこと、

及び企業の合併・分社等による純増減が9万者増加したことによる。

〈 開廃業企業の規模別の内訳 〉

- ・開業企業：大企業 0.1 万者、中規模企業 7.6 万者、小規模企業 38.6 万者、計 46.3 万者であり、8割超が小規模企業である。
- ・廃業企業：大企業 0.1 万者、中規模企業 7.5 万者、小規模企業 75.8 万者、計 83.4 万者であり、9割超が小規模企業である。
- ・大企業と中規模企業は開業数と廃業数がほぼ同数であるが、小規模企業は廃業数が多く、減少数は計 37.2 万者である。

〈 存続企業内における規模間移動の状況 〉

- ・存続企業のうち 95%を超える企業については規模の変化は無いが、規模を拡大させた企業が 7.3 万者、規模を縮小させた企業が 6.7 万者存在し、それらのうちほとんどが小規模企業から中規模企業への拡大、中規模企業から小規模企業への縮小で占められている。

ii) 開廃業が従業者数の変化に与えた影響

〈 従業者数の推移 〉

- ・2012年から2016年にかけての従業者数の推移について、小規模企業においては148万人減少しているが、中規模企業については152万人、大企業については62万人の従業者数が増加しており、大企業や中規模企業に従業者が集まってきている。

〈 存続企業、開廃業企業別の従業者数の増減 〉

- ・存続企業：494万人の増加に対し、464万人減少し、全体として30万人従業者が増加した。
- ・開業企業：中規模企業を中心に356万人の従業者が増加した。
- ・廃業企業：中規模企業と小規模企業を中心に503万人の従業者が減少した。
- ・これらを見ると、廃業によって失われた雇用の多くは、開業企業が吸収していると言える。

iii) 開廃業が付加価値額の変化に与えた影響

〈 存続企業、開廃業企業別の付加価値額の推移（2011年～2015年） 〉

- ・開業企業によって創出された付加価値額と、廃業企業によって失われた付加価値額にさほど差は生じていない。
- ・存続企業が157.8兆円から192.4兆円へと約35兆円付加価値額を伸ばしており、存続企業が稼ぐ力を身につけている。

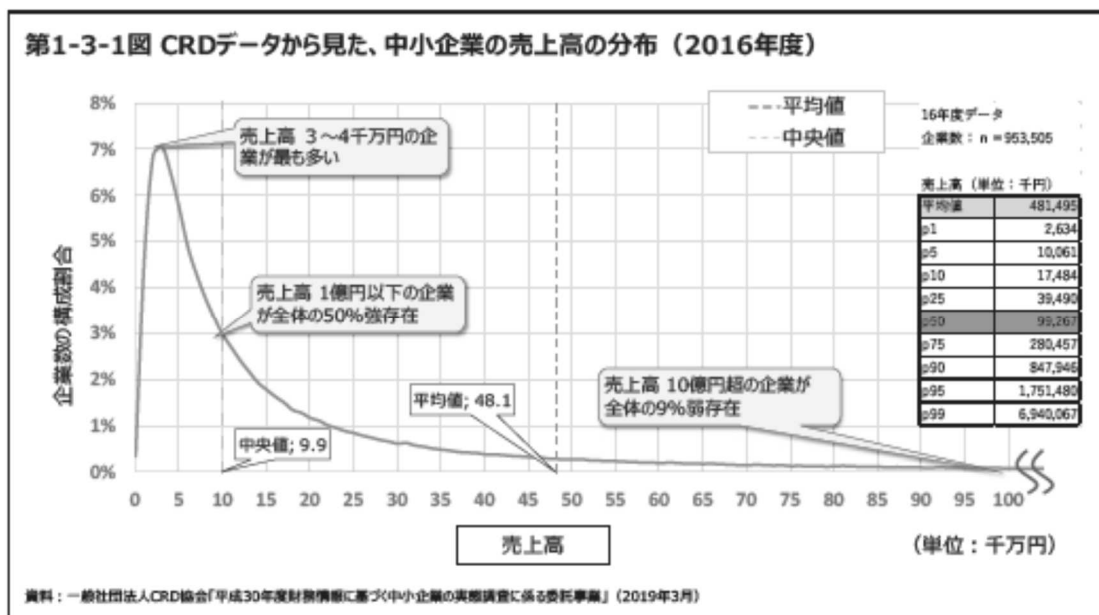
(3) 財務データから見た中小企業の実態

(一社) CRD 協会の法人データベースから抽出した 2007 年度から 2016 年度 (約 95 万者) までの 10 年間分のデータを利用する。

① 財務面から見た中小企業の多様性

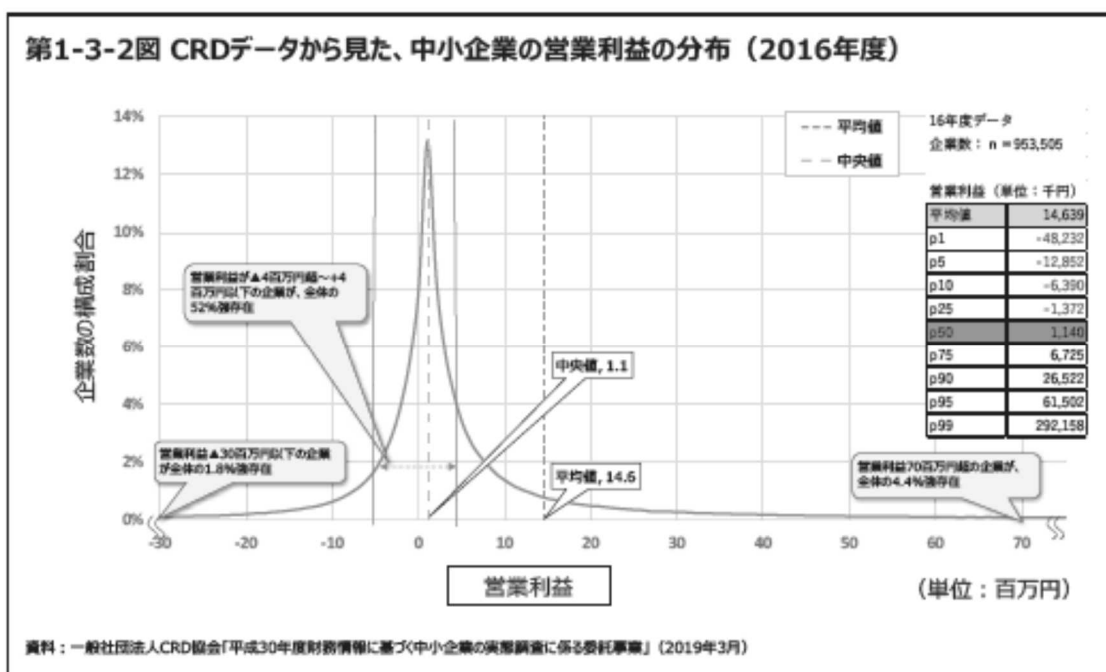
2016 年度の CRD データ (約 95 万者) の売上高、営業利益、総資産、純資産の 4 つの財務指標における中小企業の分布状況を 4 つの図によって以下に示す。

・ 中小企業の売上高の分布



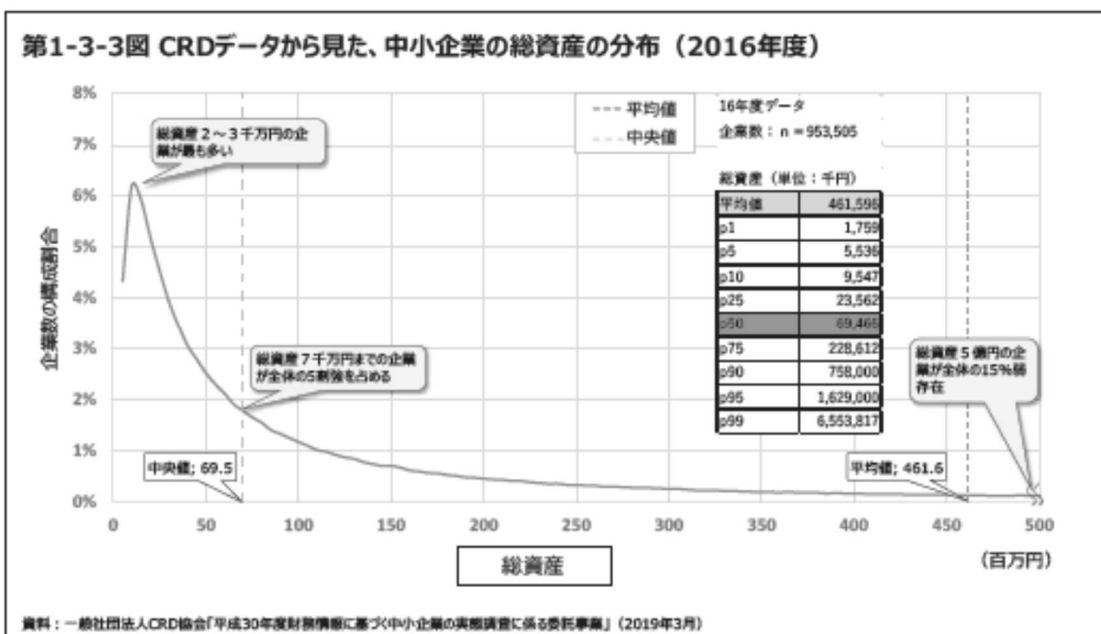
中央値は 9 千 9 百万円で、売上高 1 億円以下の中小企業が全体の 50%強を占めている。また、構成比として最も多いのは売上高 3 ~ 4 千万円の企業である。

・ 中小企業の営業利益の分布



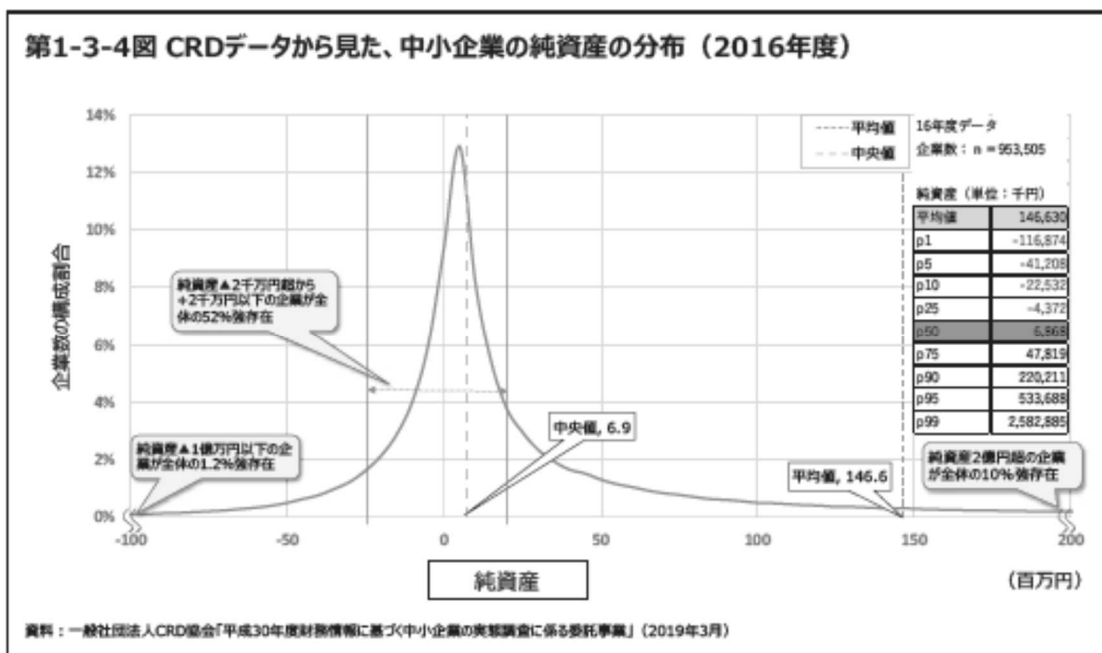
中央値である1百万円近傍に企業が集中している。

・ 中小企業の総資産の分布



総資産の中央値が約7千万円であるのに対して、構成比として最も多いのは総資産2～3千万円の企業である。

・ 中小企業の純資産の分布



中央値である 6.9 百万円近傍に企業が集中している。

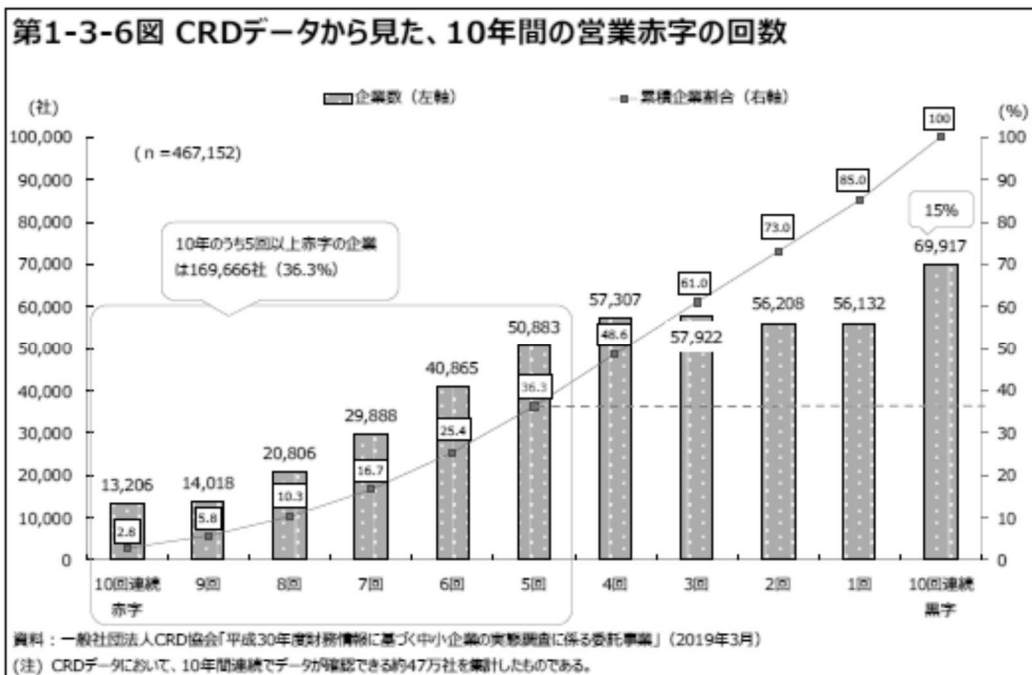
② 時系列でみた財務状況の推移

i) 営業利益の推移

〈 10 年間の営業利益の黒字／赤字企業の割合の推移 〉

- ・ 2008 年に発生したリーマン・ショックの影響により、2009 年度の赤字企業は一時的に約 50%近い水準まで増加したものの、その後は景気回復を背景に赤字企業の割合は緩やかに減少し、2016 年は 35.3%にまで低下している。

〈 10 年間の営業赤字の回数 〉



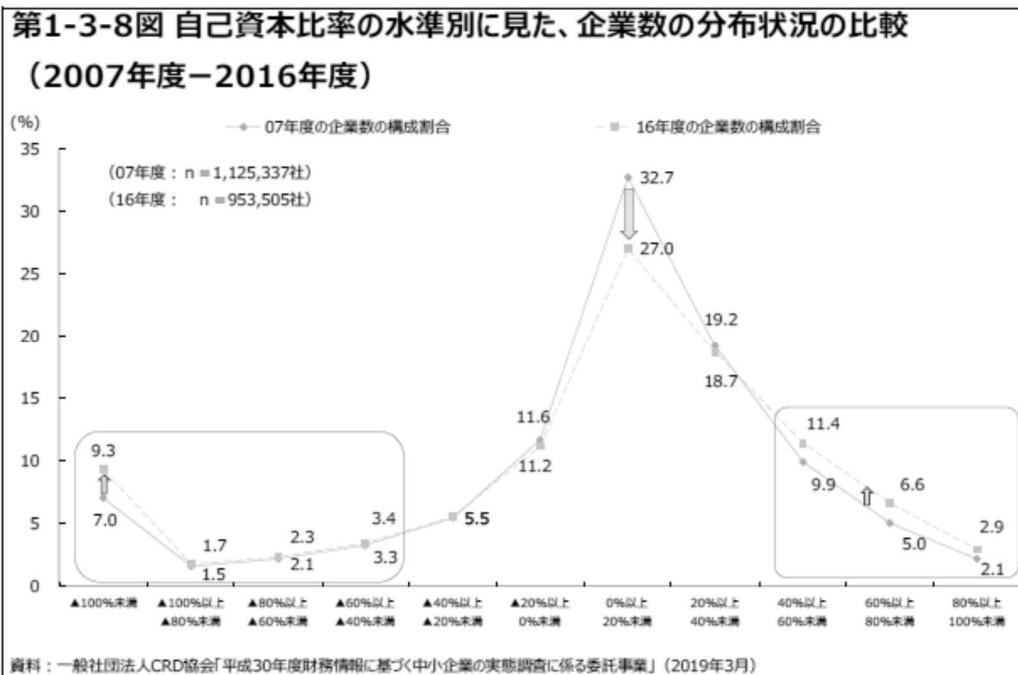
・ 2007 年度から 2016 年度の 10 年間のうち、5 回以上赤字を記録した企業は全体の 36.3%存在している。他方、リーマン・ショックや東日本大震災などの外的ショックに見舞われながらも、10 年間連続で黒字計上を続けている企業も 15%存在している。

ii) 純資産の推移

〈 資産超過／債務超過企業の割合 〉

・ リーマン・ショック後の 2010 年度と 2011 年度に債務超過企業の割合が 37.1%と代々になったが、その後、緩やかに債務超過企業の割合は減少し、2016 年度には 33.4%となっている。

〈 自己資本比率の水準に対する企業数の構成割合の変化 (2007 年度と 2016 年度の 2 時点比較) 〉



- ・ 構成割合が最も多いレンジ：自己資本比率0%以上20%の中小企業
- ・ 構成割合が増加したレンジ：自己資本比率▲40%未満の企業、+40%以上
- ・ 構成割合が減少したレンジ：自己資本比率▲20%以上+40%未満
- ・ 以上より、この10年間、中小企業の間で、利益を確保し自己資本比率を改善できている企業と、そうでない企業の二極化が進んでいる可能性がある。

〈 自己資本比率の変化から見た、中小企業の業績変化 〉

第1-3-9図 自己資本比率から見た、中小企業の業績変化 (2007年度-2016年度)

< n = 628,095社 >

07年度自己資本比率	16年度自己資本比率					小計
	▲20%未満	▲20%以上 ~ 0%未満	0%以上 ~ 20%未満	20%以上 ~ 40%未満	40%以上	
▲20%未満	78.6%	9.9%	7.2%	2.8%	1.5%	100.0%
▲20%以上 ~ 0%未満	38.6%	28.9%	23.7%	6.3%	2.4%	100.0%
0%以上 ~ 20%未満	14.0%	13.0%	47.3%	20.1%	5.6%	100.0%
20%以上 ~ 40%未満	7.2%	5.0%	19.8%	39.2%	28.8%	100.0%
40%以上	4.0%	2.3%	7.2%	15.9%	70.7%	100.0%

改善 21.4% (▲20%未満 → 0%以上 ~ 20%未満)

悪化 38.6% (▲20%以上 ~ 0%未満 ← ▲20%未満)

改善 32.4% (0%以上 ~ 20%未満 → ▲20%以上 ~ 0%未満)

悪化 27.0% (0%以上 ~ 20%未満 ← 0%以上 ~ 20%未満)

改善 25.7% (20%以上 ~ 40%未満 → 0%以上 ~ 20%未満)

悪化 32.0% (20%以上 ~ 40%未満 ← 20%以上 ~ 40%未満)

改善 28.8% (40%以上 → 20%以上 ~ 40%未満)

悪化 29.3% (40%以上 ← 40%以上)

債務超過 (▲20%未満, ▲20%以上 ~ 0%未満)

資産超過 (0%以上 ~ 20%未満, 20%以上 ~ 40%未満, 40%以上)

資料：一般社団法人CRD協会「平成30年度財務情報に基づく中小企業の実態調査に係る委託事業」(2019年3月)
(注) 小数点第2位を四捨五入している。

- ・2007年度時点において自己資本比率▲20%未満の債務超過企業：78.6%は10年後においても自己資本比率は▲20%未満である。→ 大幅な債務超過に陥っている企業の経営改善の難しさが分かる。
- ・2007年度において自己資本比率▲20%以上0%未満の債務超過企業：32.4%の企業が資産超過に転じている。→ 債務超過が軽微なうちに経営改善を進めることの重要性が示唆される。

〈 自己資本比率とデフォルト率の関係 〉

- ・2007年度に財務データが確認できる企業数は約113万者存在しており、2016年度までにデフォルトが確認された企業数は約13万者（11.2%）であった。デフォルト率は、2007年時点の自己資本比率が▲20%未満の企業は17.3%、▲20%以上0%未満の企業は14.2%、0%以上20%未満の企業は13.0%、20%以上40%未満の企業は6.8%、40%以上の企業は3.5%であった。
- ・債務超過の大きい企業ほどデフォルト率が高い傾向にある。

iii) 設備投資が財務パフォーマンスに与える影響

- ・今回の分析では、2009年度、2010年度、2011年度に設備投資を行った中小企業の5年後までのパフォーマンスを比較した。
- ・「投資効果に対するパフォーマンス」を測定するに当たって重視すべき経営指標である、売上高、ROA、現預金、従業員数の4つの指標について見ていく。
- ・設備投資を行った企業は、基準年度において、資産の合計額に対する設備投資額の割合を算出し上位20%の企業を対象とした。

〈 設備投資が売上高に与える効果 〉

- ・設備投資実施から1年後については、実施企業は非実施企業と比較して売上高が低下するものの、2年後以降は増加しており、2009年度、2010年度、2011年度の全ての設備投資年度で、2～5年後のいずれの年度も統計的に有意な差が得られている。

〈 設備投資がROAに与える効果 〉

- ・売上高と同様に設備投資実施から1年後については、実施企業は非実施企業と比較してROAが低下している。しかし、2年後以降は非実施企業と比較してROAが改善しており、特に5年後には、2009年度、2010年度、2011年度の全ての設備投資年度で、統計的にも有意な差が得られている。

〈 設備投資が現預金・従業員数に与える効果 〉

- ・現預金、従業員数ともに設備投資実施の翌年から増加することが分かり、2009年度、2010年度、2011年度の全てで統計的に有意な差が得られている。現預金の増加に関しては、売上高、ROAが増加しているという結果を踏まえると、キャッシュフローの改善が寄与した可能性がある。

〈 設備投資が財務パフォーマンスに与える影響 〉

- ・ 以上のとおり、ROA、売上高、現預金、従業員数の指標で見ると、投資の翌年については投資効果が顕在化しない指標があるものの、5年後いずれの指標も統計的に有意な水準でプラスの効果が表れている。
- ・ ただし、設備投資を行った企業は、具体的な経営目標・戦略を持ったうえで設備投資を行っている可能性があり、無計画に設備投資を行った場合、必ずしも同様の成果が得られるとは限らない点に注意が必要である。

2. 我が国の中小企業が抱える課題

中小企業といえども様々な業種があり、抱える課題もそれぞれであるが、我が国の中小企業が抱える主要な課題として、(1) 人手不足の深刻化、(2) 低い労働生産性、(3) 後継者問題の3つを挙げることができる。

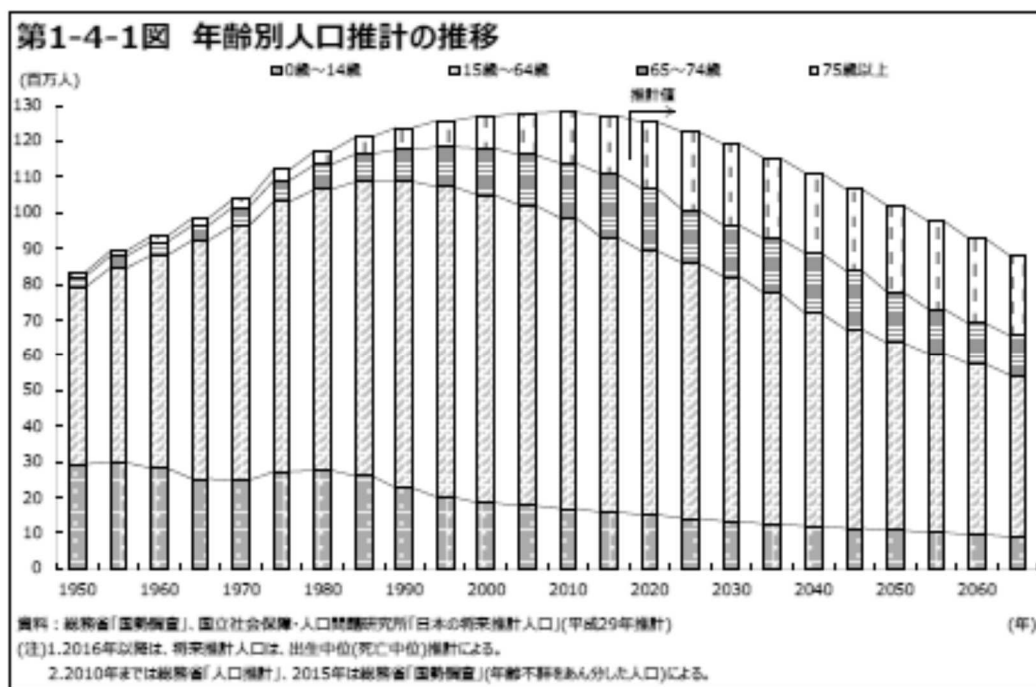
(1) 人手不足の深刻化

昨今、少子高齢化を背景として人口が減少傾向にあることに加え、生産年齢人口が減少していることにより、人手不足が深刻になりつつある。

① 人手不足の実態

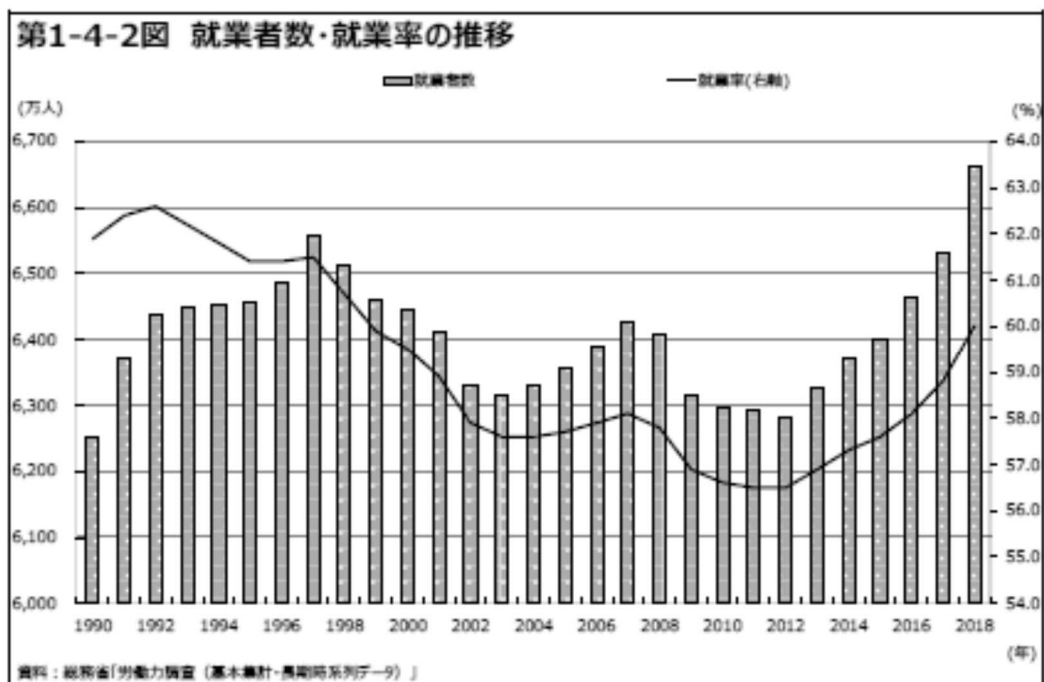
以下では、我が国の人手不足の実態について概観する。

〈 我が国の人口の推移と年齢別構成比 〉



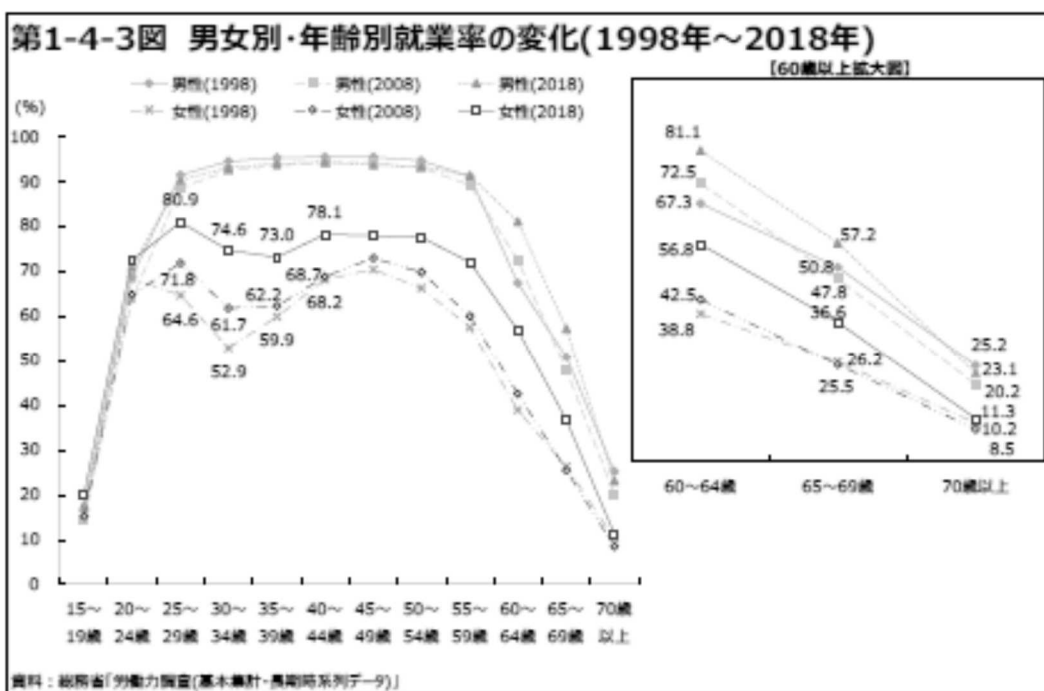
- ・我が国の人口は 2008 年をピークに、2011 年以降は減少が続いており、将来的にも減少が続く見込みとなっている。
- ・年齢別内訳について見ると、64 歳以下の生産年齢人口が減少傾向にある一方、75 歳以上の高齢者人口の割合が増加し続けている。

〈 就業者数・就業率の推移 〉



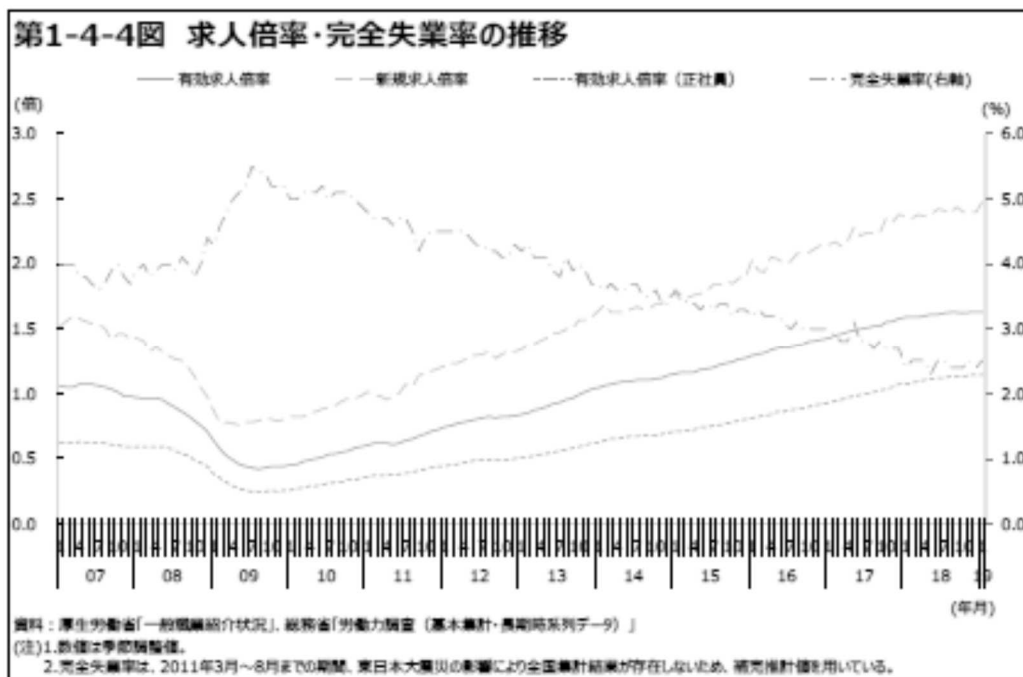
- ・就業率：1992年をピークに減少傾向にあったが、2012年を底にそれ以降は毎年上昇し続けている。
- ・就業者数：2013年から6年連続で増加しており、足下の2018年に統計開始以降で最高水準を記録している。

〈 男女別・年齢別就業率の変化(1998年~2018年) 〉



- ・男女別では、M字カーブの谷の部分である、女性の25～44歳の年齢層で、また、年齢別では、特に60～69歳の高齢者の中でも比較的若い層で労働参加が進んでいる。

〈 求人倍率と完全失業率の推移 〉



- ・有効求人倍率及び新規求人倍率：リーマン・ショック以降緩やかに上昇し続けており、有効求人倍率は、足下では約45年ぶりの高水準、新規求人倍率は過去最高水準で推移している。
- ・完全失業率：リーマン・ショック以降ほぼ一貫して減少傾向が続き、足下では約26年ぶりの低水準となった。

〈 事業所規模別新規求人数の推移 〉

- ・500人以上の事業所：ほぼ横ばい。
- ・30～99人、100～499人の事業所：は緩やかな上昇傾向に留まっている。
- ・29人以下の事業所：2009年以降、30人以上の規模の大きな事業所に係る求人数と比較して大幅に増加している。

〈 従業者規模別の雇用者数の推移 〉

- ・従業者規模が30～99人の事業所：横ばい。
- ・100～499人の事業所：強含みで推移している。
- ・500人以上の事業所：右肩上がりで年々雇用者数を増加させている。
- ・29人以下の事業所：右肩下がり推移している。
- ・従業者規模の小さい事業所ほど新たな雇用の確保が難しいと考えられる。

《 中小企業の人手不足感 》

〈 業種別従業員過不足の推移 〉

- ・2013年第4四半期以降、全ての業種で人手が足りていないと答えた企業の割合が優勢となり、その後も年々人手不足感が強まり続けている状況にある。
- ・特に建設業やサービス業といった労働集約的な業種で人手不足感が顕著である。

〈 完全失業率の要因分析 〉

- ・2016年以降、需要不足失業率がマイナスとなっており、企業が人手不足の状況にあるといえる。

〈 職業別有効求人倍率 〉 ・ ・ ・ 2016、2017、2018年の3か年で比較

- ・管理的職業以外のどの職業についても求人倍率は増加しており、全体的に人手不足感が強まっている。
- ・ただし、職業毎に人手不足の程度に差異があり、最も求人倍率の高い保安の職業の求人倍率が2018年時点で7.8倍である一方、事務的職業については0.5倍と1倍を下回っているなど、職業間で人手不足の程度にばらつきが生じている。

〈 従業者規模別の大卒予定者の求人数及び就職希望者数の推移 〉 ・ ・ ・ 2011年～2019年

- ・就業者数299人以下の企業：大卒予定者の求人数は足下では2015年卒から5年連続で増加している一方、就職希望者について見ると2017年卒から減少傾向にあり、求人倍率は足下の2019年では9.9倍になり、2018年卒の6.4倍から大きく増加している。
- ・従業者300人以上の企業：2016年卒までは求人数が増加し希望者が減少していたことで求人倍率も上昇傾向にあったが、2017年卒以降について見ると求人数の増加傾向は変わらないものの、求職者数がそれを上回る増加傾向に転じたため、2019年卒の求人倍率は0.9倍となり1倍を下回る結果となった。

〈 前職の従業者規模別に見た、現職の企業規模別転職者数の推移 〉

- ・中小企業から中小企業への転職及び大企業から中小企業への転職者数は、ほぼ横ばいである。
- ・中小企業から大企業への転職及び大企業から大企業への転職者数は、増加傾向にある。
- ・総じて見ると中小企業が転職先として選ばれにくい傾向にある。

〈 前職・現職の従業者規模別入職理由 〉

- ・「能力・個性・資格を生かせる」を入職理由として答えた割合：大企業から中小企業に転職する場合（19.2%）が中小企業から大企業に転職する場合（13.0%）よりも高い。
- ・「労働条件が良い」を入職理由として答えた割合：大企業からは中小企業に転職する場合（21.1%）が中小企業から大企業に転職する場合（20.6%）よりも高い。
- ・以上より、働きやすさを求めて中小企業へ転職する人が多いことが考えられる。

② 企業を取り巻く労働環境

以下では、求人に大きな影響を及ぼす雇用環境の現状について概観する。

〈 企業規模別の給与額の推移 〉

- ・中小企業の給与額は2010年以降徐々に上昇し続けているものの、大企業の給与水準との格差(2017年で大企業の79.7%)は埋まらずに推移しており、大企業の水準に近づけることが人手不足解消の一つの鍵といえる。

〈 従業者規模別賃上げ率の推移 〉

- ・足下の20年間について見ると、299人以下の企業の賃上げ率は、2010年頃から上昇傾向にはあるものの、それ以上の規模の企業の賃上げ率を概ね下回っており、従業者規模による格差は拡大しているといえる。
- ・以上より、中小企業の賃金が伸び悩んでいる状況が確認できる。
- ・また、「企業活動基本調査」を用いて我が国における実質労働生産性上昇率と実質賃金上昇率の関係性について見ると、両者には正の相関があることがわかる。

③ 中小企業の人手不足の状況下での雇用確保のあり方

大企業より雇用環境が劣る中小企業の人手不足への対応策として、以下のようなことが挙げられる。

〈 これまで社会進出の進んでいなかった層の雇用を増やす 〉

- ・女性の雇用者数が増加しており、2018年は2006年比で、正規の職員・従業員数が9.8%、非正規の職員・従業員数が25.2%増加している。
- ・60歳以上のシニア層の雇用者数も増加しており、2018年は2007年比で、正規の職員・従業員数が33.9%、非正規の職員・従業員数が94.6%増加している。
- ・ライフスタイルに合わせて柔軟に働いたり、無理の無い程度に働いたりすることで社会進出を進めていることが考えられる。

〈 中途採用を増やす 〉

- ・常用労働者の中途採用事業所割合は、直近10年間で増加傾向にあり、人手不足対策の一つとなっている可能性が考えられる。

(2) 低い労働生産性

将来的に人口減少が見込まれる中、我が国経済の更なる経済成長のためには、359万者のうち99.7%を占める中小企業が労働生産性を高めることが重要となってくる。

以下では、我が国の中小企業の労働生産性について概観する。

〈 企業規模別労働生産性 〉 2003年～2017年

- ・大企業 :リーマン・ショック後に一度落ち込んでいるものの、その後は一貫して緩やかな上昇傾向にある。
 - ・製造業：2009年 999万円 → 2017年 1,403万円、40.4%増加。
 - ・非製造業：2009年 1,080万円 → 2017年 1,325万円、22.7%増加。
- ・中小企業：大きな落ち込みは無いものの長らく横ばい傾向が続いており、足下では大企業との差は徐々に拡大している。
 - ・製造業：2009年 501万円 → 2017年 556万円、11.0%増加。
 - ・非製造業：2009年 521万円 → 2017年 563万円、8.1%増加。

〈 業種別中小企業の労働生産性 〉

- ・建設業や卸売業では緩やかな上昇傾向にある。
- ・製造業、小売業、サービス業では横ばいに推移している。
- ・大企業との差を埋めるためには、既に上昇傾向にある業種の更なる進展を支援するとともに、伸び悩んでいる業種を上昇傾向に転換させる施策を講じることが必要である。

(3) 後継者問題

経営者の高齢化が進み、経営の担い手の数も減少しており、このままでは中小企業が持つ貴重な経営資源が散逸してしまう恐れがある。そのため次世代に経営資源を引き継ぐ取組が重要である。経営資源の引継ぎには、事業承継のほか、廃業企業から経営資源を引き継ぐという形もある。

II. 我が国の地場産業

1. 我が国の地場産業の状況

我が国では、「地場産業」と呼ばれる製造業を中心とした中小企業群が地域の経済的特性や歴史的背景のもとに、さまざまな形をとりつつ全国各地に広く集積している。

その特性としては、以下の点が挙げられる。

(1) 地場産業の特性

- ① 地域で形成された産地の歴史が古い。
- ② 特定の地域に同一業種の中小零細企業が地域的企業集団を形成して集中立地している。
- ③ 多くの地場産業の生産・販売構造がいわゆる社会的分業体制である。
- ④ ほかの地域ではあまり産出しない、その地域独自の「特産品」を生産している。
- ⑤ 市場を広く全国や海外に求めて製品を販売している。

また、地場産業を類型化すると以下のように分類できる。

(2) 地場産業の類型化

- ① 歴史
 - i) 伝統型地場産業：地場産業の産地形成が江戸時代かそれ以前
 - ii) 現代型地場産業：産地形成が明治時代以後であると述べており、明治時代に移入された「移植産業」を指している。
- ② 市場
 - i) 輸出型地場産業：輸出率10%以上（中小企業白書）
 - ii) 内需型地場産業：輸出率10%を超えない（中小企業白書）
- ③ 立地
 - i) 都市型地場産業：大都市に立地し、大都市という特性を活かした知識等を吸収しデザイン性を重要とした製品差別化を図った産業である。
 - ii) 地方型地場産業：全国の地方都市、農村地帯に立地しており、その地域性の1つである人件費の相対的な安さを利用した製品を製造している。
- ④ 生産形態
 - i) 社会的分業型地場産業：地場産業の生産・販売構造が社会的分業構造を成して

いる。

- a. 産地問屋が元請となる「問屋統括型」
 - b. メーカーが元請となる「メーカー統治型」
- ii) 工場一貫生産型地場産業：産地企業が生産・販売を独自に行っており、技術革新が起きやすい産地

⑤ 地域的分業

- i) 産地完結型地場産業
- ii) 非産地完結型地場産業

こうした地場産業の現状としては以下の点が指摘されるところである。

(3) 地場産業の状況

① 地域経済における地場産業の重要性

地域には、同一業種に属する中小企業が集中して立地し、歴史的に技術・技能などが蓄積されてきた地場産業が存在。多くの地域においては、こうした中小企業が主体の地場産業が地域経済を支えている。

② 国際分業の進展に伴う産地の構造変化

諸外国における技術力の向上等を背景に国際分業が進展する中、多くの地場産業（産地）において企業数や生産額が低下傾向にあり、特に、繊維、家具等の産地において著しく減少している。

③ 地域に培われてきた技術等のポテンシャル

こうした中でも、地域で培われた技術を活用して市場ニーズに対応した新商品の開発や新分野への進出を図り、発展している中小企業も存在。このように、産地の技術等は、差別化された付加価値の高い製品を創造する要素としていまだに高いポテンシャルを有している。

④ 産地の強み

産地で事業を行うメリットとして、質の高い情報の入手が可能等の強みは引き続き存在している。また、一部の新規性の高い取組が他の中小企業の刺激となっている。

⑤ 食品産業や観光産業の重要性

食品加工産業や観光関連産業も、地域経済を支える重要な産業である。地域に存在する特色ある農林水産品等を活用することにより、食品加工分野や観光関連分野においても市場ニーズにあった付加価値の高い商品やサービスを創造できる可能性が多く残されており、中小企業による取組が重要である。

2. 我が国の地場産業が抱える課題

ほとんどが中小企業や小規模事業者である地場産業においては、経営者や職人の高齢化、人手不足、後継者難による事業承継などの人的問題に加え、設備更新のための資金の不足、思うようにいかない新商品の開発や販路の開拓など、多くの問題を抱えている。

特に、マーケティングや販路開拓を主要な課題として捉えている地域中小企業が多く、その新商品の開発、販売における課題として以下のような点が挙げられる。

- ・地域の中小企業の経営基盤等では、従来にはない技術開発への取組を行うことが困難。
- ・ビジネスを生み出すきっかけとなる外部人材等とのネットワークが不足している。
- ・市場ニーズを意識して、商品企画や商品開発を行うことの重要性が浸透しておらず、またそのためのノウハウや資金が不足している。

※参考資料 ・山崎充 『日本の地場産業』（ダイヤモンド社）
・『地域中小企業の現状と課題』（中小企業庁経営支援課）

第3章 福井県の中小企業・地場産業

I. 福井県の産業及び中小企業

1. 福井県の産業及び中小企業の状況

(1) 人口・総生産・所得等

内閣府の国民経済計算の資料より、福井県の人口・総生産・所得等に関して、平成28年度の数値を国（全都道府県合計）及び10年前の平成18年度の数値を比較した表及び県と国の経済成長率の推移のグラフを下に掲げる。

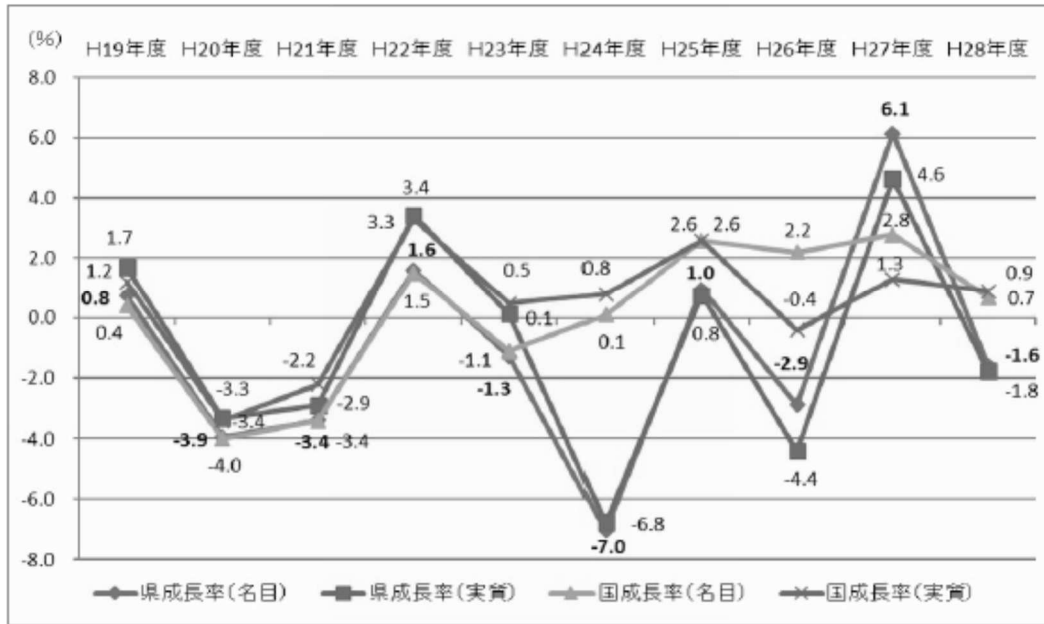
			H18年度 (2006)	H28年度 (2016)	H28年度 - H18年度		
					増減額	増減率	
福井県 人口	県	千人	819	782	△ 37	△ 4.5	
福井県雇用者数 (県民ベース)	県	人	359,697	360,632	935	0.3	
国 総人口	国	千人	127,876	126,908	△ 968	△ 0.8	
人口比率	県/国	%	0.640	0.616	△ 0.024	-	
総生産	名目	県	億円	35,943	32,111	△ 3,832	△ 10.7
		国	億円	5,475,306	5,498,661	23,355	0.4
		県/国	%	0.656	0.584	△ 0.072	-
	実質	県	億円	33,964	31,006	△ 2,958	△ 8.7
		国	億円	5,222,403	5,332,473	110,070	2.1
		県/国	%	0.650	0.581	△ 0.069	-
所得 (県民所得・国民所得) 対前年度増加率	県	億円	27,438	24,703	△ 2,735	△ 10.0	
	国	億円	4,114,656	4,083,891	△ 30,765	△ 0.7	
	県/国	%	0.667	0.605	△ 0.062	-	
1人当たり所得 (県民所得・国民所得)	県	千円	3,350	3,158	△ 192	△ 5.7	
	国	千円	3,068	3,082	14	0.5	
	県/国	%	109.2	102.5	-	-	
1人当たり 家計最終消費支出	県	千円	2,158	2,351	193	8.9	
	国	千円	2,257	2,295	38	1.7	
	県/国	%	95.6	102.5	-	-	
雇用者1人当たり 雇用者報酬	県	千円	4,711	4,629	△ 82	△ 1.7	
	国	千円	4,702	4,605	△ 97	△ 2.1	
	県/国	%	100.2	100.5	-	-	

* 福井県人口は、推計人口（県統計情報課）による。

* 福井県雇用者数は、二重雇用分を含む。

* 国値は、「2017年度国民経済計算」（内閣府ホームページ）による。

【経済成長率の推移】



上記の表より、以下のようなことがわかる。

- ・人口については、国・福井県とも減少しているが、国が0.8%の減少であるのに対して福井県は4.5%減少している。
- ・総生産については、国民総生産が名目・実質ともプラスであるのに対し、県内総生産は名目・実質とも約10%の減少である。この原因は、上記の4.5%の人口減少以外には、主として、原子力発電所の稼働停止によるものである。これは、経済成長率の推移のグラフにおいて、他の年度は国とそれほど相違がないのに対して、平成24年度と平成26年度に県と国の成長率は大きく乖離している点に現れている。
- ・これらの結果、1人当たり県民所得は、国平均と比較して、平成18年度は 109.2とかなり高かったが、平成28年度では 102.5となり、国平均を若干上回るだけとなっている。

(2) 県内総生産及び製造業生産額

① 経済活動別県内生産額（名目）

(単位：百万円，%)

項 目	H18年度		H28年度		H28年度－H18年度	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
1. 農林水産業	35,890	1.0	31,887	1.0	△ 4,003	△ 11.2
(1) 農業	27,738	0.8	23,914	0.7	△ 3,824	△ 13.8
(2) 林業	2,817	0.1	2,176	0.1	△ 641	△ 22.8
(3) 水産業	5,334	0.1	5,797	0.2	463	8.7
2. 鉱業	3,300	0.1	1,793	0.1	△ 1,507	△ 45.7
3. 製造業	789,572	22.0	809,419	25.2	19,847	2.5
(1) 食料品	26,076	0.7	29,518	0.9	3,442	13.2
(2) 繊維製品	125,512	3.5	112,393	3.5	△ 13,119	△ 10.5
(3) パルプ・紙・紙加工品	22,489	0.6	20,373	0.6	△ 2,116	△ 9.4
(4) 化学	97,509	2.7	132,325	4.1	34,816	35.7
(5) 石油・石炭製品	1,132	0.0	1,457	0.0	325	28.7
(6) 窯業・土石製品	76,944	2.1	12,772	0.4	△ 64,172	△ 83.4
(7) 一次金属	11,941	0.3	38,648	1.2	26,707	223.7
(8) 金属製品	36,784	1.0	39,617	1.2	2,833	7.7
(9) はん用・生産用・業務用機械	62,335	1.7	52,390	1.6	△ 9,945	△ 16.0
(10) 電子部品・デバイス	113,286	3.2	123,395	3.8	10,109	8.9
(11) 電気機械	68,829	1.9	61,071	1.9	△ 7,758	△ 11.3
(12) 情報・通信機器	4,965	0.1	3,077	0.1	△ 1,888	△ 38.0
(13) 輸送用機械	28,497	0.8	50,623	1.6	22,126	77.6
(14) 印刷業	15,344	0.4	16,004	0.5	660	4.3
(15) その他の製造業	97,928	2.7	115,754	3.6	17,826	18.2
4. 電気・ガス・水道・廃棄物処理業	453,095	12.6	57,973	1.8	△ 395,122	△ 87.2
(1) 電気業	415,117	11.5	22,045	0.7	△ 393,072	△ 94.7
(2) ガス・水道・廃棄物処理業	37,978	1.1	35,928	1.1	△ 2,050	△ 5.4
5. 建設業	225,787	6.3	240,690	7.5	14,903	6.6
6. 卸売・小売業	355,871	9.9	347,008	10.8	△ 8,863	△ 2.5
(1) 卸売業	170,639	4.7	134,612	4.2	△ 36,027	△ 21.1
(2) 小売業	185,232	5.2	212,396	6.6	27,164	14.7
7. 運輸・郵便業	144,032	4.0	128,799	4.0	△ 15,233	△ 10.6
8. 宿泊・飲食サービス業	97,785	2.7	93,661	2.9	△ 4,124	△ 4.2
9. 情報通信業	104,380	2.9	87,596	2.7	△ 16,784	△ 16.1
(1) 通信・放送業	66,318	1.8	57,804	1.8	△ 8,514	△ 12.8
(2) 情報サービス・映像音声文字情報制作業	38,062	1.1	29,792	0.9	△ 8,270	△ 21.7
10. 金融・保険業	177,268	4.9	132,253	4.1	△ 45,015	△ 25.4
11. 不動産業	286,072	8.0	333,621	10.4	47,549	16.6
(1) 住宅賃貸業	269,786	7.5	306,714	9.6	36,928	13.7
(2) その他の不動産業	16,286	0.5	26,907	0.8	10,621	65.2
12. 専門・科学技術・業務支援サービス業	202,238	5.6	242,570	7.6	40,332	19.9
13. 公務	167,841	4.7	150,195	4.7	△ 17,646	△ 10.5
14. 教育	156,900	4.4	145,538	4.5	△ 11,362	△ 7.2
15. 保健衛生・社会事業	214,861	6.0	254,151	7.9	39,290	18.3
16. その他のサービス	166,352	4.6	146,002	4.5	△ 20,350	△ 12.2
17. 小計（1～16の計）	3,581,246	99.6	3,203,156	99.8	△ 378,090	△ 10.6
18. 輸入品に課される税・関税	36,751	1.0	46,129	1.4	9,378	25.5
19. (控除)総資本形成に係る消費税	23,614	0.7	38,154	1.2	14,540	61.6
20. 県内総生産（17+18-19）	3,594,383	100.0	3,211,131	100.0	△ 383,252	△ 10.7
第一次産業	35,890	1.0	31,887	1.0	△ 4,003	△ 11.2
第二次産業	1,018,660	28.3	1,051,901	32.8	33,241	3.3
第三次産業	2,526,697	70.3	2,119,367	66.0	△ 407,330	△ 16.1

上の表は、経済活動別県内総生産（名目）について、平成28年度とその10年前の平成18年度と比較したものである。

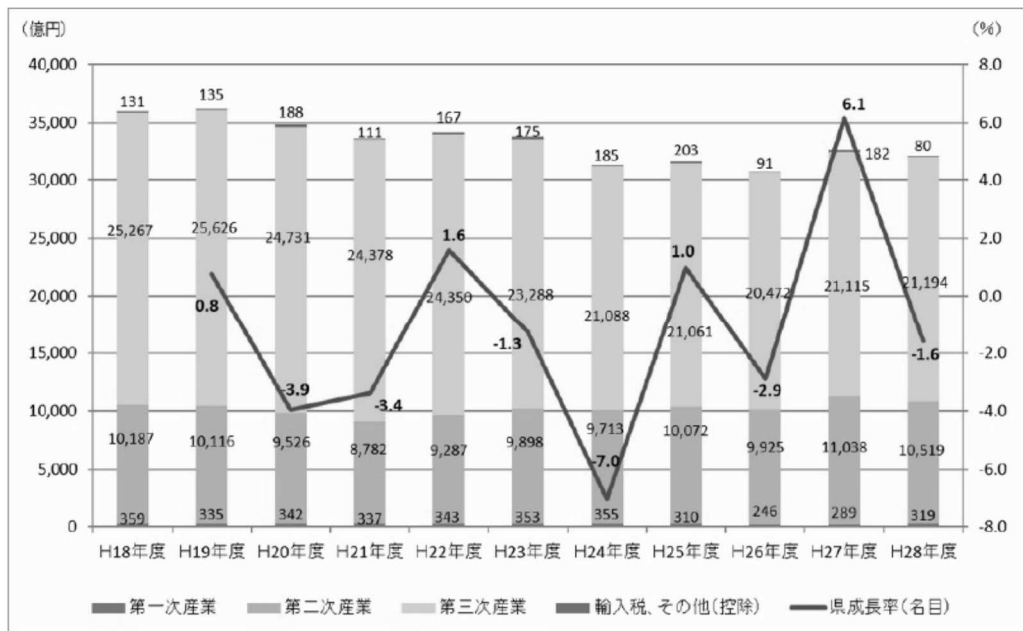
平成28年度の構成比では、製造業が25.2%と約4分の1を占め、次いで、10.8%の卸売り・小売業、10.4%の不動産業と続く。

増加したものは、金額で見ると、不動産業 475億円、専門・科学技術、業務支援サービス業 403億円、保健衛生・社会事業 392億円の増加額となっている。増加率で見ると、製造業の一次金属が 223.7%、輸送用機械 77.6%、その他の不動産 65.2%、製造業の化学 35.7%の順で大きい。

減少したものは、電気業が 3,930億円、94.7%の減少と極端に大きく、次いで、製造業の窯業・土石製品の 641億円（83.4%）の減少、金融・保険業の 450億円（25.4%）の減少と続く。減少率では、電気業、窯業・土石製品に次いで、鉱業が 45.7%の減少、製造業の情報・通信機器が 38.0%の減少となっている。

県内総生産額の減少が10年間で 3,832億円、10.7%の減少であるが、電気業が 3,930億円の減少であるので、電気業を除外した県民総生産は、10年間で98億円の増加となる。窯業・土石製品の減少にも原発廃止の影響がかなりあるのではないかと類推される。原子力発電所は福井県の産業にとって、大きなウエイトを占めていたことが把握できる。

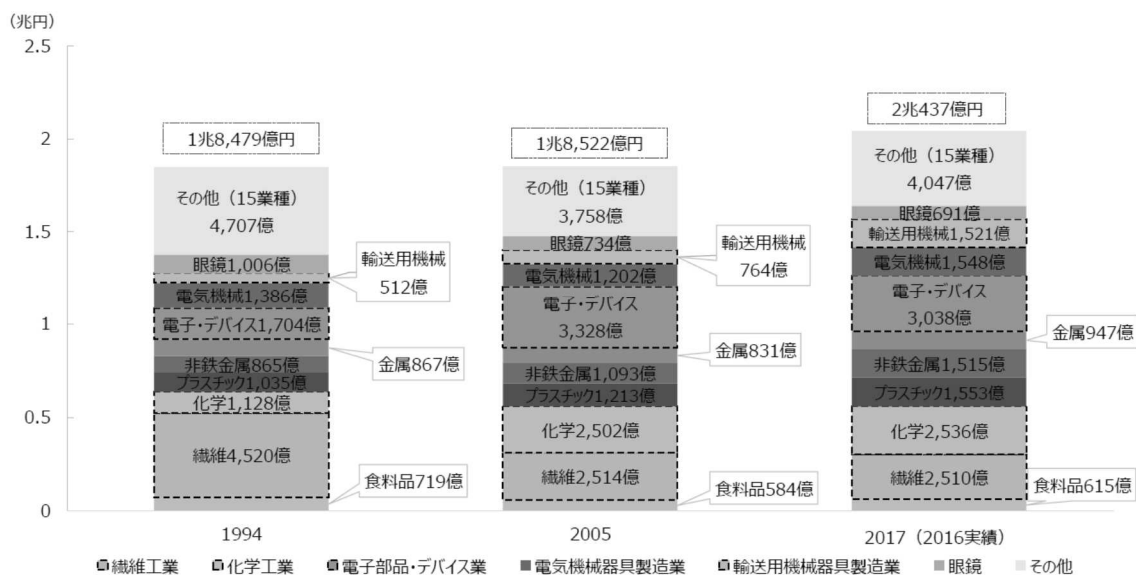
また、県内総生産の産業別構成比の推移をみると、第一次産業の割合は約1%でほぼ横ばいであるが、東日本大震災以降、原子力発電所の稼働停止による電気業の縮小から、第二次産業は3割を上回り、第三次産業は7割を下回るように推移している。



② 製造業生産額

製造業の製造品出荷額等は下図のように堅調に推移しており、特に化学工業（約2倍）、電子デバイス工業（約2倍）、輸送機械工業（約3倍）の伸びが大きい。

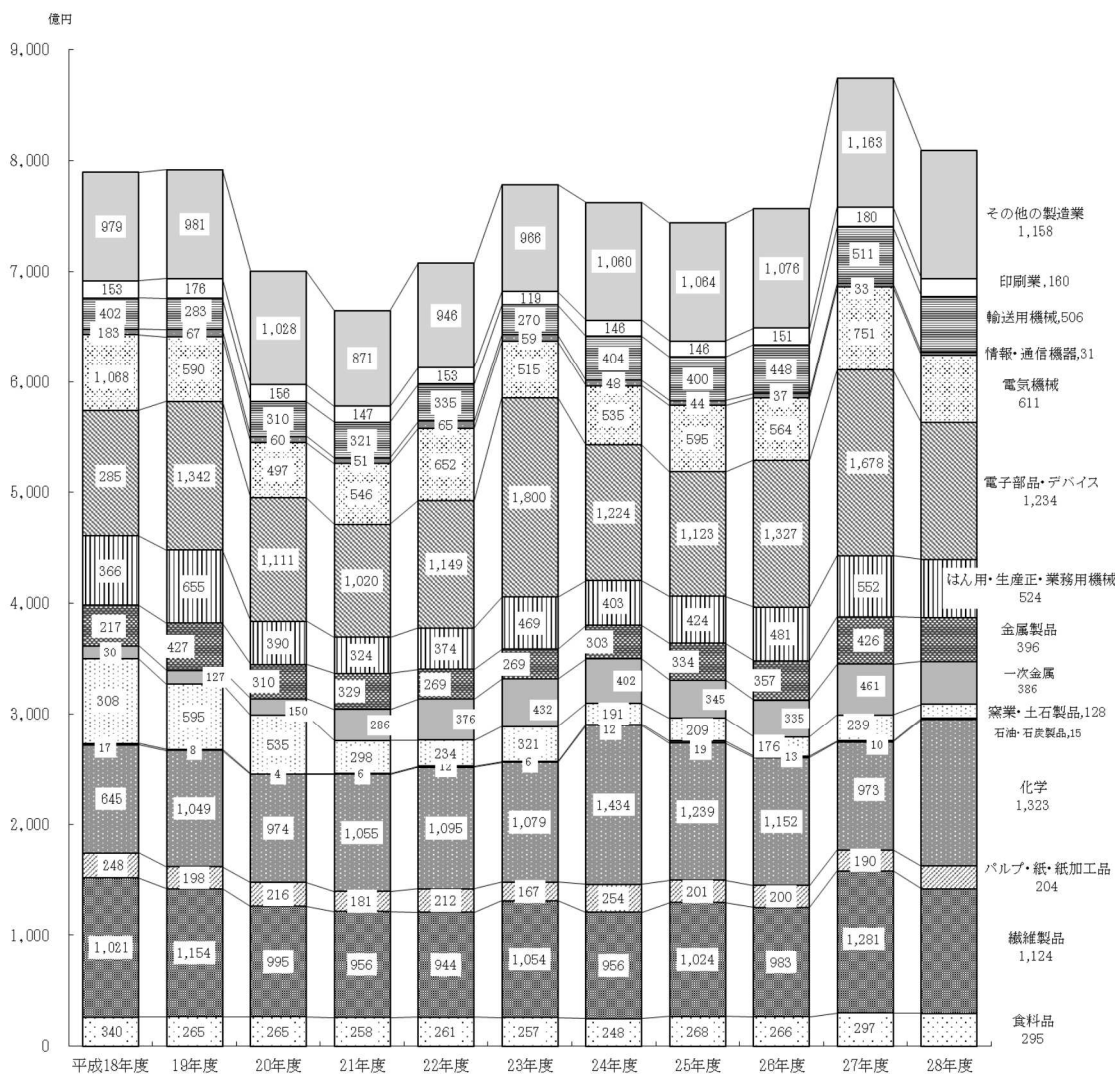
〈 製造品出荷額等の推移（4人以上の事業所） 〉



出典：工業統計調査（県）

製造業業種別生産額の推移は、下図のとおりである。化学が増加したものの、繊維製品、電子部品・デバイス、電気機械等が減少したことにより、全体では前年度比7.5%減の8,094億円となった。

〈 製造業業種別生産額の推移 〉



次の表は、製造業の付加価値額、従業者、労働生産性についての表である。全国および他県の製造業と比較した場合、福井県は地場産業である繊維、眼鏡は従業員数が多く雇用の受け皿となっているが、労働生産性が低いという課題がある。

○福井県の製造業各業種の状況

産業分類	付加価値額 (億円)	従業者数 (人)	労働生産性 (万円/人)
化学	1,151(16%)	3,539(5%)	3,251
電子・デバイス	1,049(14%)	10,153(14%)	1,034
繊維	988(13%)	15,567(21%)	635
電気機械	602(8%)	3,300(5%)	1,823
プラスチック	486(7%)	4,953(7%)	981
輸送機械	394(5%)	4,532(6%)	869
眼鏡	280(4%)	4,477(6%)	626
合計	7,348	72,942	1,007(34位)

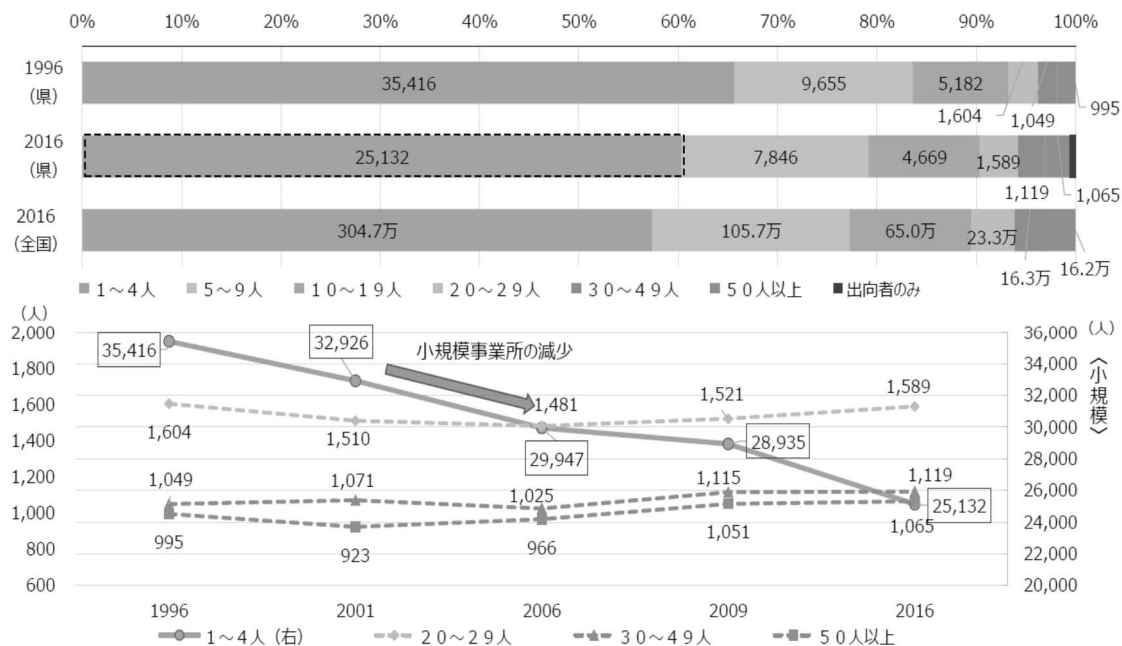
○参考：全国および他県の製造業

都道府県	付加価値額	従業者数	労働生産性
東京都	33,051	252,315	1,310(17位)
富山県	12,939	124,328	1,041(31位)
石川県	10,306	101,950	1,011(33位)
全国	972,325	7,571,369	1,284

※従業者4人以上の事業所が対象 【出典：工業統計調査2017（経済産業省、県）】

(3) 産業別 事業所数、従業者数

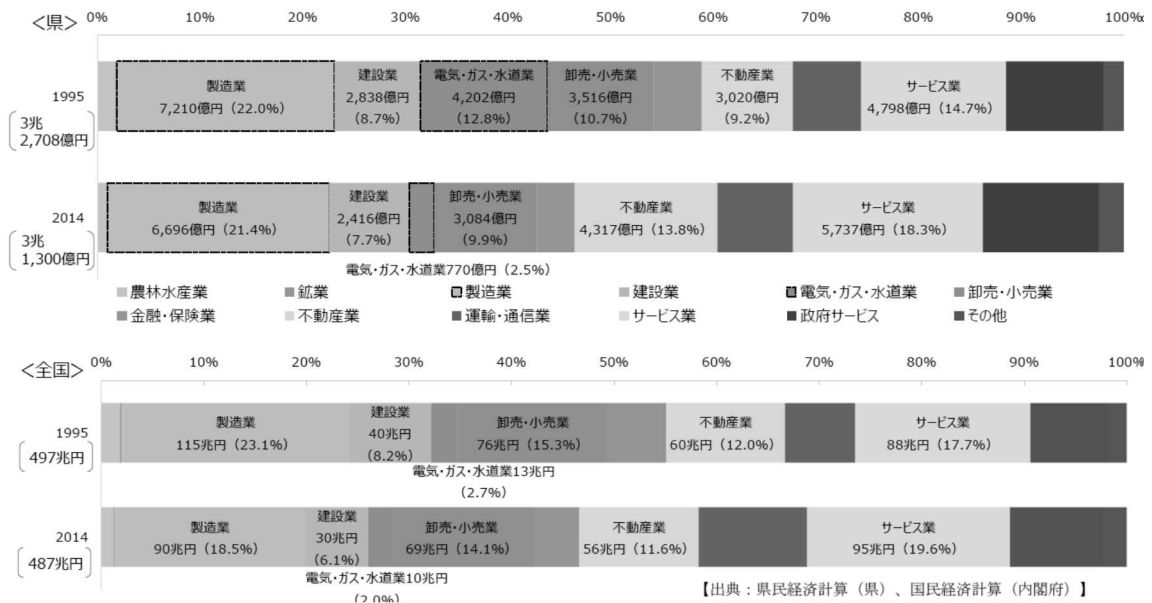
- ・ 福井県の特徴として、事業所の従業者規模別で4人以下の事業所が約6割を占める。一方で、2016年の4人以下の事業所数は、1996年と比較し約3割（約1万事業所）減少し、事業所の大規模化が進んでいる。



出典：事業所・企業統計調査（総務省）、経済センサス（総務省）

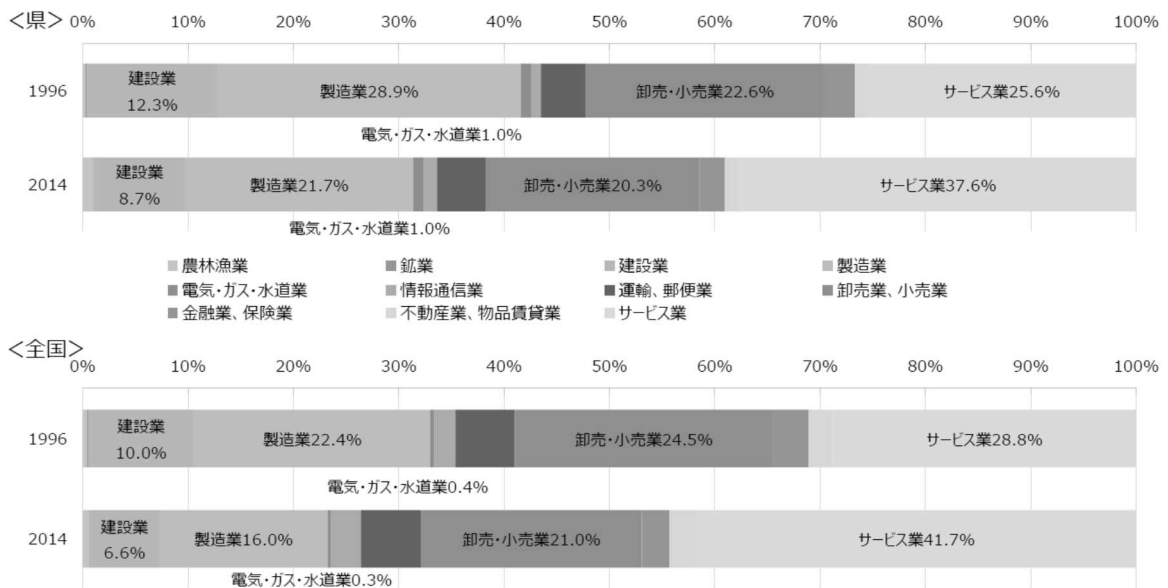
- ・産業構造（県内総生産）では、国全体と比較すると、製造業や電気・ガス・水道業の割合が高くなっているが、近年は原子力発電所の停止により電気・ガス・水道業の割合が低下している。また、サービス業のうち、医療・福祉サービスが増加している。

〈 県内総生産（生産側：名目） 〉



- ・産業構造（従業者数）では、1996年と比較し、製造業の従業者数の割合が減少し、サービス業の従業者数が大きく増加している。

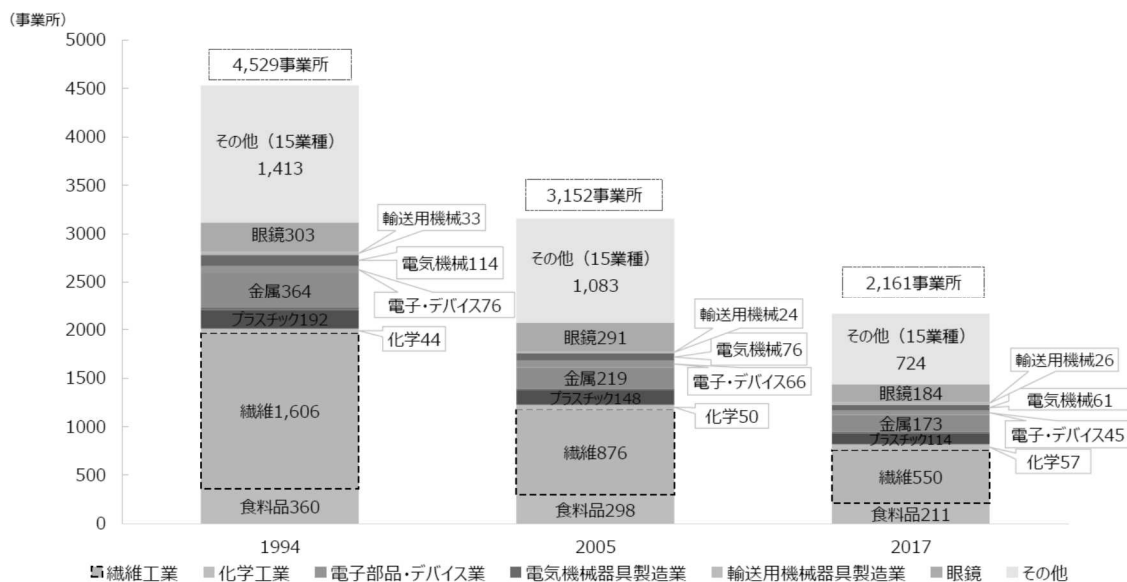
〈 従業者数（業種別） 〉



出典：事業所・企業統計調査（総務省）、経済センサス（総務省）

- ・福井県で割合の高い製造業の事業所数は、1994年と比べ総事業所数で約5割減少し、業種別にみると繊維産業の減少（約6割減）が大きい。

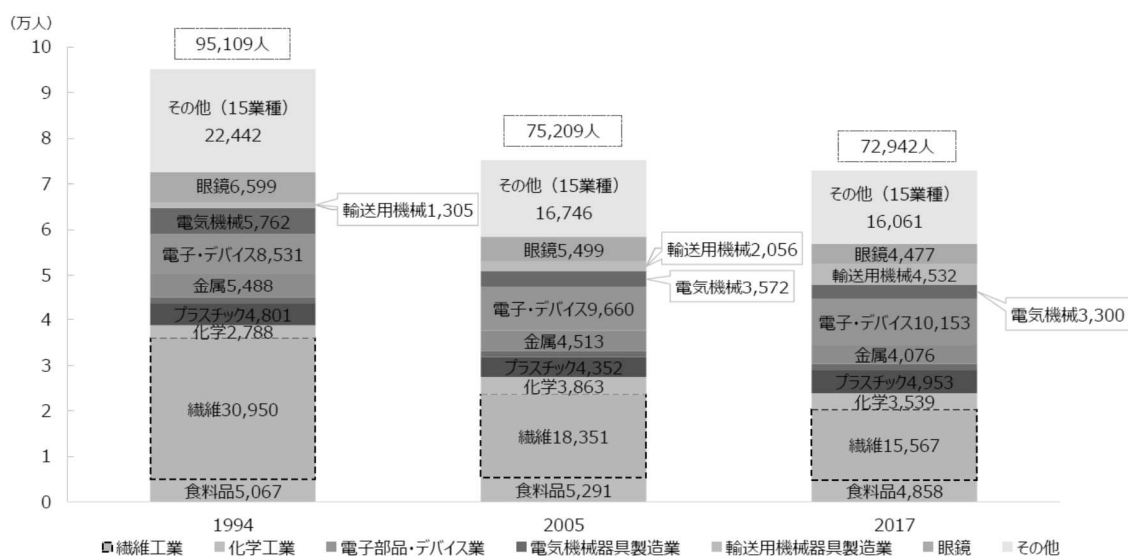
〈 事業所数の推移（4人以上の事業所） 〉



出典：工業統計調査（県）

- ・製造業の従業者数は1994年と比べ約3割減少。業種別では繊維産業（約5割減）、眼鏡産業（約3割減）で大きく減少。電子・デバイス業は大きく増加（約2割増）している。

〈 従業者数の推移（4人以上の事業所） 〉

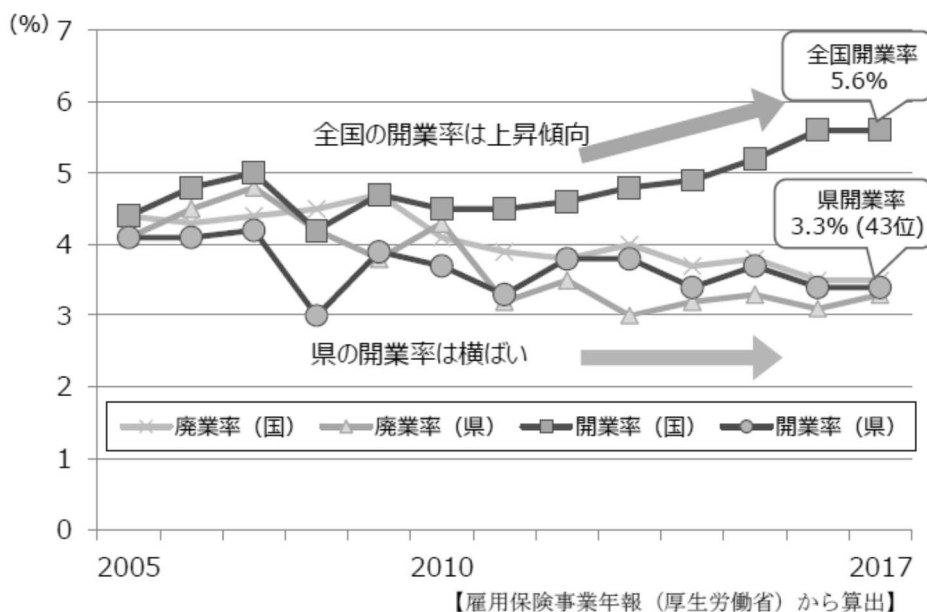


出典：工業統計調査（県）

(4) 開廃業率

これからは、労働者一人ひとりが生み出す付加価値を引き上げることが必要であり、このためには従来の産業の生産性向上に加え、新しいビジネスの創出や海外からの需要の取り込みが必要となるが、下記からも明らかなように、福井県の開業率は全国平均よりも低い状況にあり、伸び悩んでいる（全国43位）。

〈 開業率・廃業率の推移 〉



2. 福井県の中小企業が抱える課題

福井県の中小企業が抱える課題も、基本的には「Ⅱ. 我が国の中小企業が抱える課題」で述べた課題（人手不足の深刻化、低い労働生産性、後継者問題）と同じことが言える。

特に福井県では、有効求人倍率が2009年以降上昇を続け、2019年12月の有効求人倍率（季節調整値）は2.04倍（全国1.57倍）となり、東京都の2.08倍に次いで、全国2位であり、業種を問わず企業の人材確保難・人手不足は深刻な状況である。

福井県は、共働きが多く女性やシニア層の労働参加が進んでおり、労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）が高いため、労働供給の余力が小さい。今後も人口減少の加速が予想される。

このように限られた人手の中で人手不足を解消していくには、生産性を向上させる体制を構築することが必要不可欠である。効果的な省力化のための設備投資に加え、IT等の専門スキルを有し新たな価値を生み出す人材の育成や優秀な人材の獲得や離職防止などの対策が重要となってくる。

II. 福井県の地場産業

1. 繊維産業

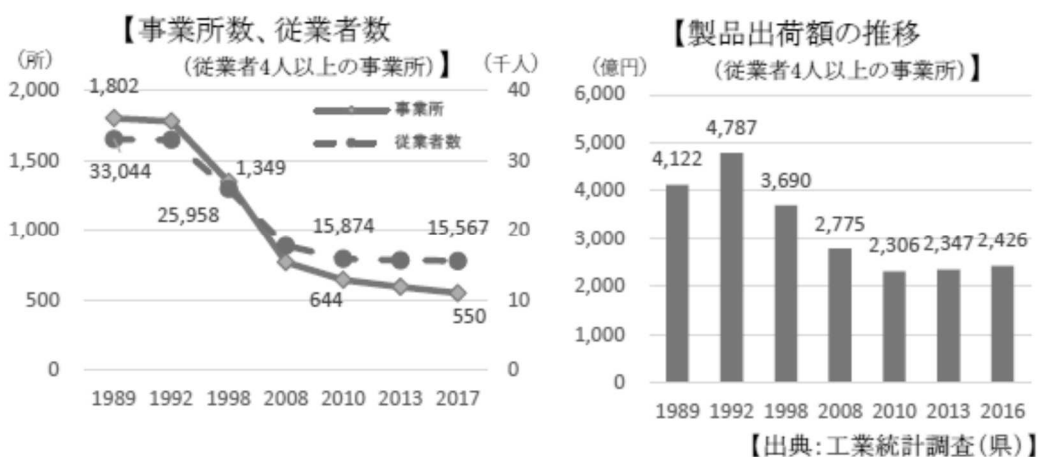
(1) 繊維産業の現状

県内繊維産業を取り巻く情勢は依然として厳しい状況が続いている。

中国との国際競争に加え、東南アジア地域の技術力の向上も著しく、アジア製品と競合する量産品生産工場、自社の得意分野を持たない他人依存度の高い工場、後継者や労働力の確保が出来ない工場などの廃業が進み、産地の縮小が著しい状況である。

一方で、製品の自主企画により、賃加工依存からの脱却を図る企業が現れるなど、産地の復興の兆しも見えつつある。

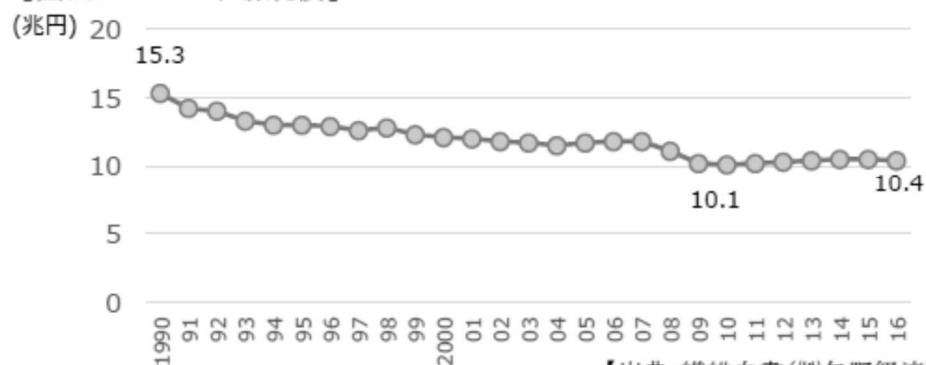
- ・この25年間に繊維産業の事業所数は1/3以下、従業者数は1/2以下に減少したが、近年は下げ止まりの傾向にある。



- ・中小企業は主にアパレル向けの製品を製造し、大手企業は自動車や建設等産業資材を製造している。

- ・アパレルではファストファッションの拡大による単価の下落や人口減少等により、国内アパレルの市場規模は縮小している。

【国内アパレル市場規模】



【出典:繊維白書(榑矢野経済研究所)】

- ・近年、欧州を中心に環境配慮への意識が向上してきている。
(以上、県のホームページ、福井経済新戦略 平成31年3月改訂版 より)

以下、統計から見る福井県の繊維産業の状況についてのグラフ・表を示す(県のホームページより)。

・福井県繊維産業の推移

平成17年度から平成29年度までの福井県繊維産業の事業所数、従業者数、製造品出荷額等とそれぞれの全国シェアの推移

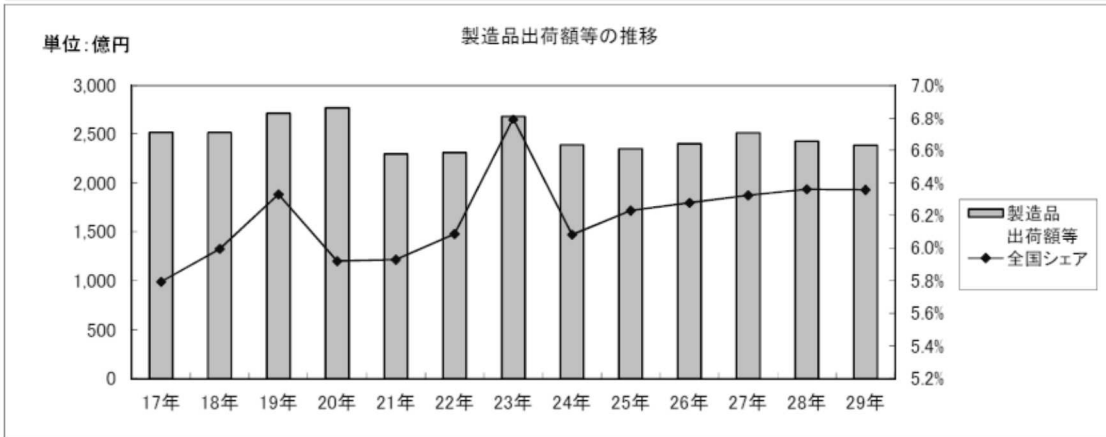
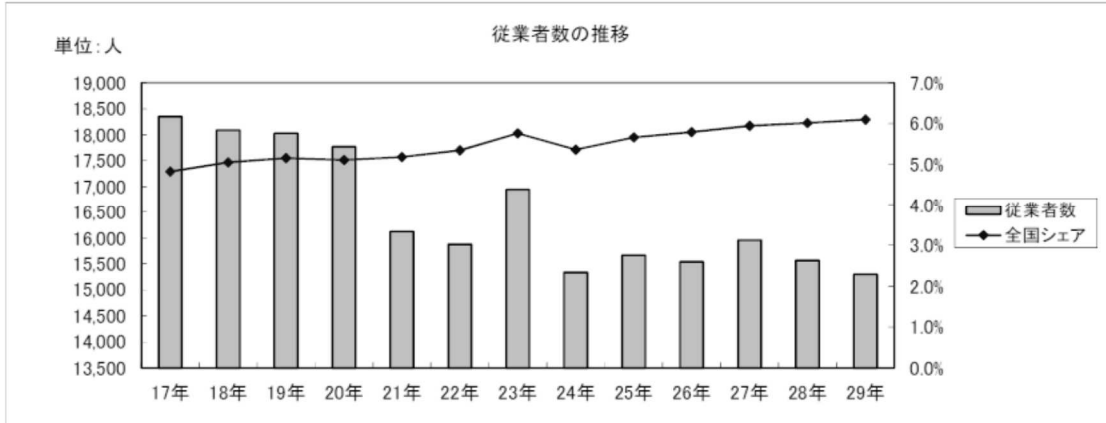
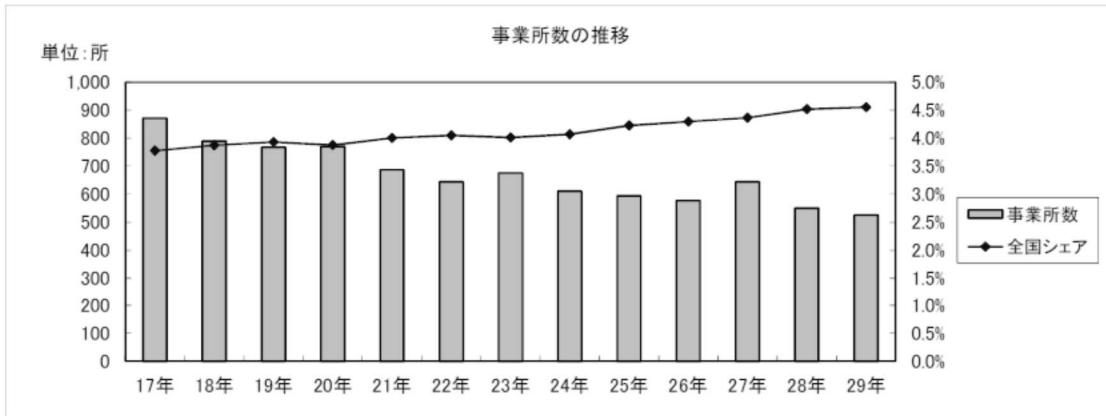
・福井県繊維産業の産業中分類別 事業所数、従業者数、製造品出荷額等

平成30年福井県工業統計(平成29年実績)による福井県繊維産業の産業中分類別の事業所数、従業者数、製造品出荷額等

・全国で上位を占める繊維製品

福井県繊維産業のうち、全国で上位を占める繊維製品

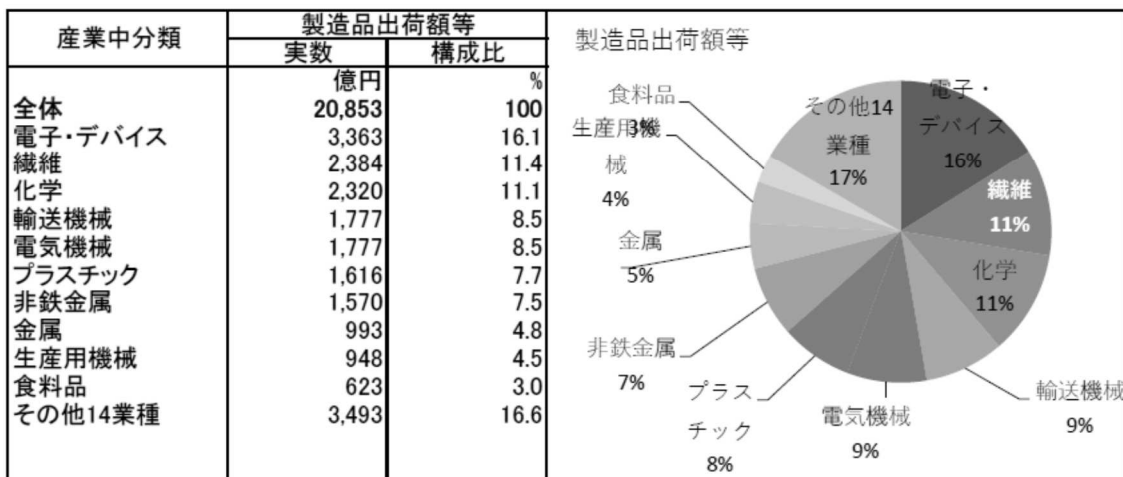
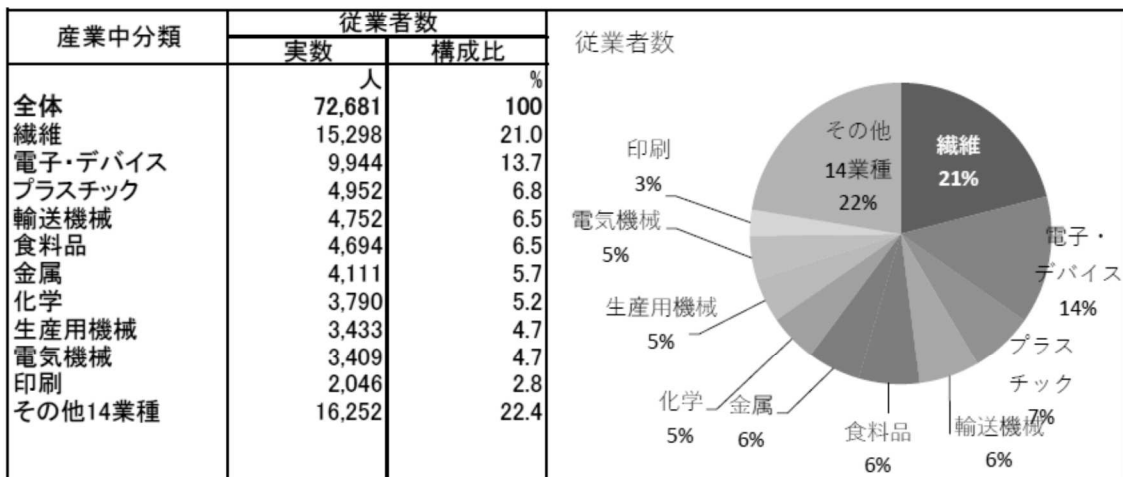
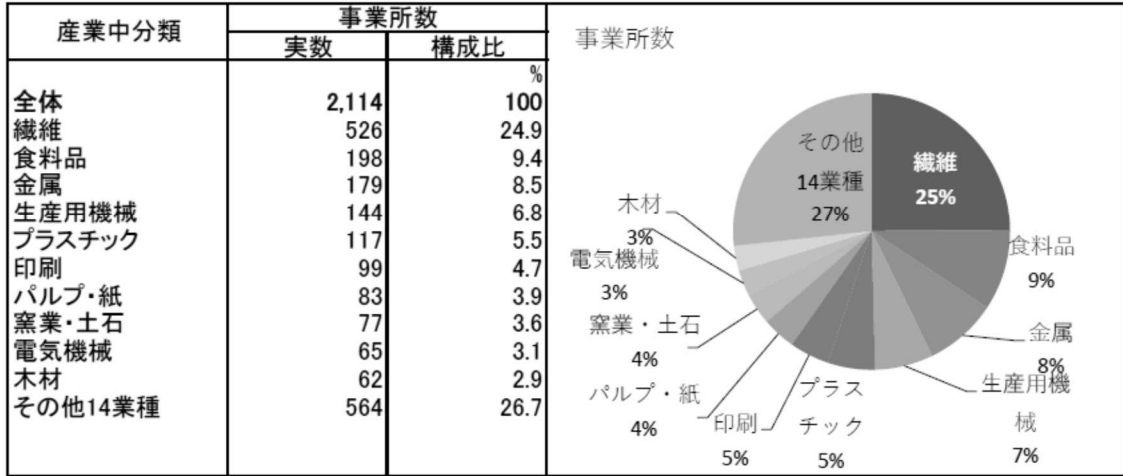
福井県繊維産業の推移と全国比較(平成17年～平成29年) (4人以上事業所のみ)



(工業統計調査)

産業中分類別 事業所数、従業者数、製造品出荷額等（従業者4人以上の事業所）

平成30年(29年実績)福井県工業統計調査結果(福井県政策統計・情報課)



〈 全国で上位を占める繊維製品 〉

(単位：百万円)

種別	品目	製造品 出荷額	平成28年 全国順位	全国シェア (%)
織物	羽二重類（交織を含む） （広幅のもの）	1,012	1	44.3
	ポリエステル長繊維織物	16,666	1	45.0
ニット	合成繊維丸編ニット生地	5,235	3	18.4
	たて編ニット生地	8,915	1	37.8
	ニット製上衣・コート類 （ブレザー、ジャンパー等を含む）	3,685	1	61.1
	ニット製ズボン・スカート	4,175	1	56.6
	ニット製アウターシャツ類	4,749	2	10.9
	ニット製スポーツ上衣	4,652	1	23.1
	ニット製スポーツ用ズボン・スカート	1,107	3	10.9
	染色・整理	絹・人絹織物精練・漂白・染色	611	1
	ニット・レース染色・整理	6,076	1	61.9
レース・ 繊維製品	編レース生地	5,518	1	36.6
	細幅織物	11,951	1	34.1
	漁網以外の網地	2,109	2	12.4

平成29(2017)年 工業統計表品目別統計表データ
[平成28(2016)年実績、従業員4人以上の事業所]

(2) 繊維産業の課題

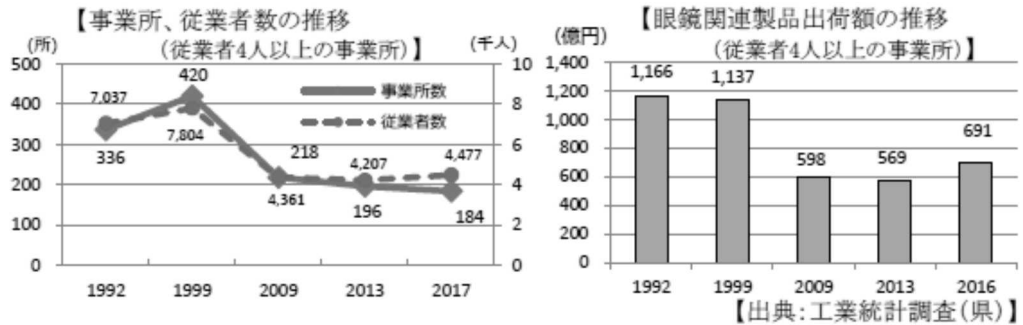
- ・国内アパレル市場の縮小(ピーク時の 2/3)に対応した、新分野への進出が必要である。
- ・小規模事業所が多く、大量・短納期の注文に対応できない。
- ・燃糸など製造工程の上流側では、最終製品のメーカー等との交流が少なく、商品開発や商品提案に係る情報の入手が困難である。
- ・燃糸・織の工程では、設備の老朽化や後継者不足により、廃業する企業が増加傾向にある。

(福井経済新戦略 平成31年3月改訂版より)

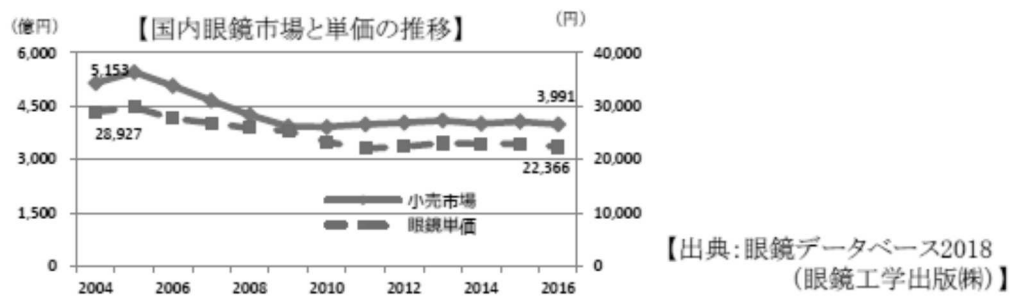
2. 眼鏡産業

(1) 眼鏡産業の現状

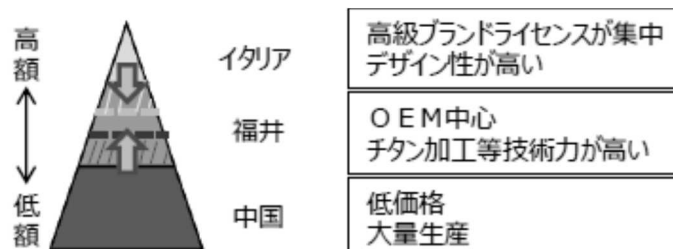
- この25年間に眼鏡産業の事業所数は1/2、従業者数・製造品出荷額は6割に減少した。



- 人口の減少等により国内市場は縮小傾向にあり、スリープライスショップの台頭により、国内市場の商品単価は低下傾向にある。



- 海外では、高価格帯はイタリア、低価格帯は中国にシェアを奪われつつある。
- 海外メーカーのチタン加工等の技術が向上し、日本の技術的優位性が失われつつある。
- ウェアラブルや医療の分野に参入するメーカーはあるが、初期投資や技術開発、販路開拓等に課題があり、数は少ない。



(福井経済新戦略 平成31年3月改訂版より)

(2) 眼鏡産業の課題

- ・海外の技術力の向上により、日本の技術的優位性が失われつつあることから、新たなアピールポイントが必要である。
- ・国内の市場規模の縮小（ピーク時の3/4）に対応した新分野への進出が必要である。
- ・今後成長が見込まれる海外市場に対する販路拡大が必要である。

（福井経済新戦略 平成31年3月改訂版より）

3. 伝統工芸産業

(1) 伝統工芸産業とは

伝統産業とは、広くは、① その産業に歴史性があり、② その産業が一定の地域において、ある程度の規模を保ち地域産業として成立していること、といった要件を満たすものであり、製造業に限らず農林水産業から第3次産業までを含むものである。

しかし、一般的に「伝統的工芸品」と呼ばれるのは、一定の要件を全て満たし、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）に基づく経済産業大臣の指定を受けた工芸品のことである。

具体的には、以下の5つの要件を全て満たしている事が必要とされる。

- i) 主として日常生活の用に供されるものであること。
- ii) その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- iii) 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- iv) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- v) 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。

経済産業大臣の指定を希望する場合、一定の要件に該当する事業協同組合等（事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他の団体）が、都道府県知事等を經由して、経済産業大臣に申し出を行うことができる。こうした要件を備えた産地組合の申請により経済産業大臣が伝統的工芸品として指定すると、後継者の育成、技術・技法の向上、事業の共同化、原材料対策、需要開拓、品質の表示等に着き、計画に基づいて事業を行うために必要な経費の一部を国や都道府県、協会等から助成を受けることができる。

平成30年11月7日時点で経済産業大臣が指定する伝統的工芸品の品目数は、232品目を数え、分野ごと（産業別）にみると、織物38、染色品12、その他繊維品4、陶磁器32、漆器23、木工品・竹工品32、金工品16、仏壇・仏具17、和紙9、文具10、石工品4、貴石細工2、人形・こけし8、その他の工芸品22、工芸材料・工芸用具3品目となっている。

(2) 福井県の伝統的工芸品

福井県の伝統的工芸品としては、経済産業大臣の指定7品目（越前漆器、越前和紙、越前打刃物、越前焼、越前箆笥、若狭めのう細工、若狭塗）の他、福井の風土と暮らしの中で育まれてきた工芸品28品目（よもぎ草染、越前和蠟燭、銀杏材木工品、越前竹人形、他）を、「福井県郷土工芸品」として指定している。県の施策の中心となるのは経済産業大臣指定の7品目である。

(3) 福井県の伝統工芸産業の特徴

福井県の製造業において、地場産業である繊維・眼鏡及び漆器・和紙等の伝統工芸は、事業所数で約4割、従業者数で約3割を占め、ウエイトが高い。また、経済産業省が認定している福井県の伝統的工芸品は7品目あり、全国で6番目の多さである。

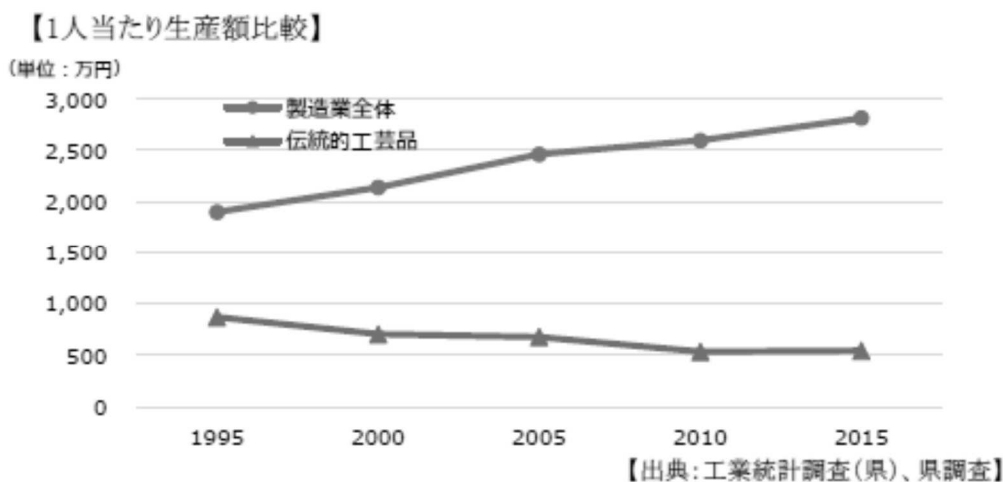
しかし、全国の伝統工芸産業の例にもれず、出荷額の減少・停滞や設備の老朽化、後継者不足などの問題を抱えている

一方で、福井県の丹南地域（鯖江市、越前市、南越前等の2市3町）は、越前漆器、越前和紙、越前打刃物、越前焼、越前箆笥の5つの国指定の伝統工芸品産地が半径10km以内に近接している（車を利用すれば1時間弱で5産地すべてを巡ることができる）という全国的にも珍しい地域となっている。この地域では、約1,600人が伝統工芸に従事しており、そのうち約100名が伝統工芸士としての資格を持つなど、伝統工芸が産業として成立している。

国のクールジャパン戦略においては伝統工芸品への期待は大きく、今後、国内の需要開拓だけでなく、海外の市場開拓を推進するなどの新たな事業展開が求められるところである。

(4) 伝統工芸産業の現状

- ・ 伝統的工芸品の生産額（一人当たり）は、この20年でほぼ半減している。
製造業全体では出荷額が増えているため格差が拡大している。



- ・ 若い世代を中心に産業観光の動きが高まりつつある。
 < 工房開放イベント「RENEW」実績 >
 - ・ 売上額： 92 万円(2015) ⇒ 2,100 万円(2018)
 - ・ 参加者数： 1,200 人(2015) ⇒ 3.8 万人(2018)

- ・ 現代の生活様式に合わせた製品は需要が拡大している。

【国内外の生活様式に合わせた商品】



土直漆器：漆タンブラー
 現代の生活様式にあわせ開発
 有名ブランド等とコラボ実現



龍泉刃物：ステーキナイフ
 ポキューズツール2013にあわせ開発
 約4年待ちの人気商品



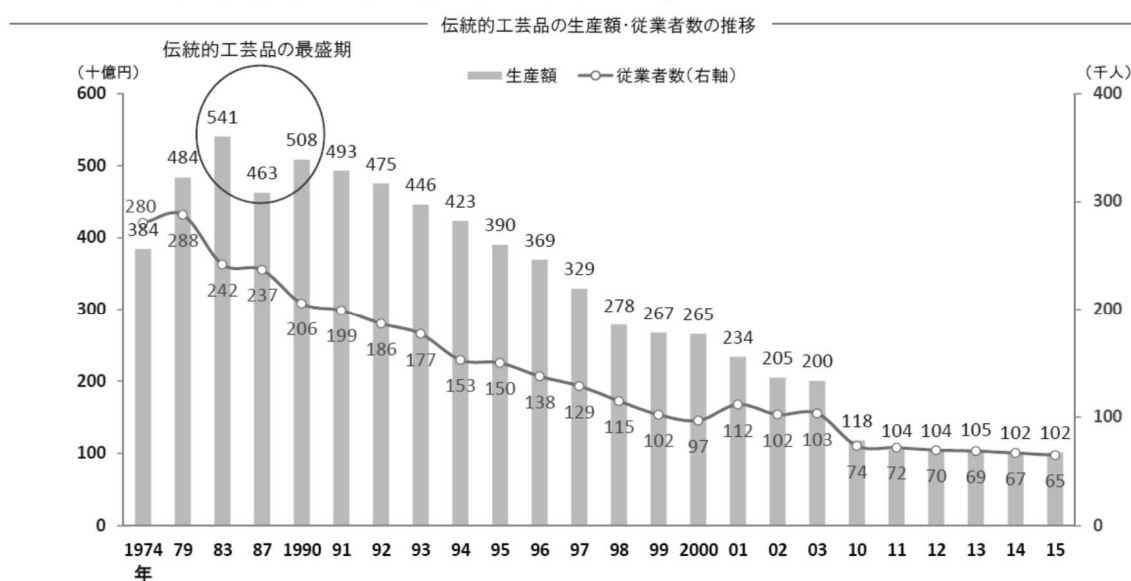
小畑製紙所：漆喰和紙
 消臭・抗菌・抗ウイルス機能を
 持つ和紙、壁紙等に应用可能

(福井経済新戦略 平成31年3月改訂版より)

(5) 伝統工芸産業の抱える問題と課題

i) 伝統工芸産業の抱える問題

全国の伝統的工芸品の生産額・従業者は1990年に5,080億円を記録した後は減少が続いており、2015年の生産額は1,020億円と最盛期の1/5の水準にまで落ち込んでいる。従業者数も1979年の28.8万人がピークであり、2015年には6.5万人と、生産額と同じく最盛期の1/5の水準である。



出所：(一財)伝統的工芸品産業振興協会資料により作成

伝統工芸産業に携わる各地域が抱える問題として共通するのは、i) 生活様式の変化、ii) 価格競争力の低下、iii) 後継者難の3点である。

i) 生活様式の変化

我が国の伝統的行事・生活文化は、機能的・利便性を重視する生活様式の変化の中で衰退してきた。更に消費者ニーズの多様化・高度化の中、伝統工芸品に対する知識や伝統的文化の体験機会の減少から、需要が減少するという状況に陥っている。

ii) 価格競争力の低下

原材料不足、労働力確保の困難性等の問題を克服すべく素材転換、機械導入等を進めてきたが、中国をはじめとする東アジアからの低価格品の流入によりシェアが下がっている。

iii) 後継者問題

全国的に従業者の減少が進む中、生産・売上高が減少、これにより後継者を受け入れる体制が整わず、更に生産・売上高の減少が加速するという悪循環に陥っている。

福井県も例外ではなく、上記の3つの問題に直面している。

ii) 伝統工芸産業の課題

- ・ 伝統工芸職人の職人塾の育成期間の短縮化及び職人の産地定着の確実化などを図る必要がある。
(越前箆筒：修業期間が長い。越前焼：就業先となる企業がない。)
- ・ 産地の知名度が不足しており、海外展開も含めた発信力強化が必要である。
- ・ ものづくり(職人の本業)と産業観光とのバランスの確保が必要である。
- ・ その他
 - ・ 和紙：建材用途の落ち込みが顕著であり、代替商品の開発が必要である。
 - ・ 焼物：産業化(中～大量生産)、販売力の向上、産地を牽引する職人の育成が必要である。

(福井経済新戦略 平成31年3月改訂版より)

第4章 我が国の中小企業施策

I. 中小企業政策の基本法

1. 中小企業基本法

(1) 制定・改正の経緯

中小企業施策の憲法というべき中小企業基本法は 1963 年に制定された。その後、1999 年に全面改正された。この改正は、中小企業像を「大企業との二重構造における弱者」から「我が国経済のダイナミズムの源泉」へ、基本理念を「企業間における生産性等の諸格差の是正(救済型)」から「独立した中小企業の多用で活力ある成長発展(自立支援型)」への移行であった。

(2) 中小企業基本法の内容

中小企業基本法は次のような構成になっている。

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本理念

第4条 国の責務

第5条 基本方針

第6条 地方公共団体の責務

第7条 中小企業者の努力等

第8条 小規模企業に対する中小企業施策の方針

第9条 法制上の措置等

第10条 調査

第11条 年次報告等

第2章 基本的施策

第1節 中小企業の経営の革新及び創業の促進

第12条 経営の革新の促進

第13条 創業の促進（特に女性や青年の創業の促進）

第14条 創造的な事業活動の促進

第2節 中小企業の経営基盤の強化

第15条 経営資源の確保

第 16 条	海外における事業展開の促進
第 17 条	情報通信技術の活用の促進
第 18 条	交流・連携及び共同化の推進
第 19 条	産業の集積の活性化
第 20 条	商業の集積の活性化
第 21 条	労働に関する施策
第 22 条	取引の適正化
第 23 条	国等からの受注機会の増大
第 3 節	経済的社会的環境の変化に対する適応の円滑化 — 第 24 条
第 4 節	資金供給の円滑化及び自己資本の充実
第 25 条	資金の供給の円滑化
第 26 条	自己資本の充実
第 3 章	中小企業に関する行政組織 — 第 27 条
第 4 章	中小企業政策審議会 — 第 28 条～第 32 条

以下、「第 1 章 総則」における個々の条文の内容について記載する。

・法の目的：第 1 条

「この法律は、中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。」として、「基本理念」を第 3 条、「基本方針」を第 5 条で定め、「国及び地方公共団体の責務」を第 4 条と第 6 条で明らかにしている。

・中小企業者の範囲：第 2 条

この法律に基づいて講ずる国の施策の対象となる中小企業者の範囲を図示すると、下の表ようになる。

	中小企業基本法			法人税法
	中小企業者		うち 小規模企業者	中小法人
	資本金	常時使用する従業員		資本金
製造業、建設業、 運輸業その他	3 億円以下	300 人以下	20 人以下	1 億円以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下	
サービス業	5 千万円以下			
小売業		50 人以下		

・基本理念：第3条第1項

〈 中小企業の位置づけ 〉

「多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより、わが国経済の基盤を形成しているもの」として、中小企業を位置付けている。

〈 中小企業に期待される役割 〉

「特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、

- ・新たな産業を創出し、
- ・就業の機会を増大させ、
- ・市場における競争を促進し、
- ・地域における経済の活性化を促進する

等 我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものである」

として、中小企業の使命・役割を謳っている。

・基本方針：第5条

政府が中小企業に関する施策を講ずるに際しては、次の基本方針に基づくものとしている。

1	経営の革新および創業の促進 並びに 創造的な事業活動の促進	
2	経営基盤の強化	・経営資源の確保の円滑化 ・取引の適正化 等
3	経済的社会的環境の変化への適応の円滑化	・経営の安定化 ・事業の転換の円滑化 等
4	資金の供給の円滑化 および自己資本の充実	(上記3つの基本方針の土台)

・国の責務（第4条）と地方公共団体の責務（第6条）

国	基本理念にのっとり、中小企業に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務。
地方公共団体	基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その <u>地方公共団体</u> の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務。

・年次報告等：第11条

政府は、毎年、国会に、「中小企業の動向及び政府が中小企業に関して講じた施策に関する報告」及びこの「報告に係る中小企業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書」を提出しなければならない。「中小企業白書」は、この条文に

基づく年次報告であり、次年度に講じようとする施策については、中小企業庁ウェブサイトにて掲載している。

2. 小規模基本法

(1) 制定・改正の経緯

平成 25 年 9 月に施行された「小規模企業活性化法（正式名称：小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律）」において、中小企業基本法の一部が改正された。主な改正点は次の点である。

- ・第 3 条第 2 項に小規模企業に関する基本理念を追加した。
- ・第 8 条の「小規模企業に対する中小企業施策の方針」を改訂した。

これを受けて、中小企業基本法の基本理念にのっとりつつ、小規模企業に焦点を当て、「小規模企業活性化法」をさらに一歩進める観点から、新たに制定され平成 26 年 6 月から施行されたのが「小規模基本法（正式名称：小規模企業振興基本法）」である。

(2) 小規模基本法の内容

小規模基本法は次のような構成になっている。

第 1 章 総則
第 1 条 目的
第 2 条 定義
第 3 条・第 4 条 基本原則
第 5 条 国の責務
第 6 条 基本方針
第 7 条 <u>地方公共団体の責務</u>
第 8 条 小規模企業者の努力等
第 9 条 関係者相互の連携及び協力
第 10 条 法制上の措置等
第 11 条 調査
第 12 条 年次報告等
第 2 章 小規模企業振興基本計画 — 第 13 条
第 3 章 小規模企業の振興に関する基本的施策 — 第 14 条～第 21 条

以下、「第 1 章 総則」における個々の条文の内容について記載する。

・法の目的：第 1 条

「この法律は、中小企業基本法の基本理念にのっとり、小規模企業の振興について、その基本原則、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的

かつ計画的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。」として、「基本原則」を第3条と第4条、「基本方針」を第6条で定め、「国及び地方公共団体の責務」を第5条と第7条で明らかにしている。

・小規模企業者の範囲：第2条

・基本理念：第3条

中小企業基本法では、第3条の基本理念において、「中小企業については、……、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。」としているのに対し、小規模基本法では、第3条の基本原則において、「小規模企業の振興は、……その事業の持続的な発展が図られることを旨として、行われなければならない。」として、「事業の持続的発展」を重視している。

・基本方針：第6条

政府が小規模企業の振興に関する施策を講ずるに際しては、次の基本方針に基づくものとしている。

1	国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進及び新たな事業の展開の促進。
2	経営資源の有効な活用並びに必要な人材の育成及び確保。
3	地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動の推進。
4	適切な支援を実施するための支援体制の整備その他必要な措置

・国の責務（第5条）と地方公共団体の責務（第7条）

国	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法第4条の責務 + ・国の関係行政機関の相互連携・協力 ・基本原則に関する国民の理解を深める努力
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業基本法第6条の責務 + ・小規模企業が事業活動を通じて地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深める努力

・年次報告等：第12条

政府は、毎年、国会に、「小規模企業の動向及び政府が小規模企業に関して講じた施策に関する報告」及びこの「報告に係る小規模企業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書」を提出しなければならない。「小規模企業白書」は、この条文に基づく年次報告であり、次年度に講じようとする施策については、中小企業庁ウェブサイトにて掲載している。

・基本計画（第2章）と基本的施策（第3章）

小規模基本法は、「第2章 小規模企業振興基本計画」において、政府はおおむね5年ごとに「小規模企業振興基本計画」を定め、その基本計画には小規模企業の振興に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めなければならない、とし、その施策として「第3章 小規模企業の振興に関する基本的施策」において、次の事項に関する施策の規定を設けている。

- ・国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進（第14条）
- ・国内外の多様な需要に応じた新たな事業の展開の促進（第15条）
- ・小規模企業の創業の促進及び小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化（第16条）
- ・小規模企業に必要な人材の育成及び確保（第17条）
- ・地域経済の活性化に資する小規模企業の事業活動の推進（第18条）
- ・地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動の推進（第19条）
- ・適切な支援体制の整備（第20条）
- ・手続に係る負担の軽減（第21条）

II. 我が国の中小企業施策と法律

中小企業基本法第5条における基本方針と中小企業施策の目的及び関連する主な法律との関係は、以下の表のようになっている。

基本方針 (中小企業基本法 第5条)		関連する主な法律名	制定 年度
中小企業施策の目的			
資金の供給の円滑化 および自己資本の充実			
	A 資金供給の円滑化	・ 日本政策金融公庫法 ・ 中小企業信用保険法	2007 1950
	B 自己資本の充実	・ 中小企業投資育成株式会社法	1963
	C 中小企業関連税制	・ 省略	—
経営の革新および創業の促進 並びに 創造的な事業活動の促進			
	D 経営革新の促進	・ 中小企業等経営強化法 (D・E・F)	2016
	E 創業の促進	・ 中小ものづくり高度化法 (E)	2006
	F 創造的な事業活動の促進	・ 中小企業地域資源活用促進法 (F) ・ 農商工等連携促進法 (F)	2007 2008
経営基盤の強化			
	G 経営資源の確保	・ 中小企業支援法	2000
	H 連携・共同化の促進	・ 中小企業等協同組合法	1949
		・ 中小企業団体の組織に関する法律 ・ 商店街振興組合法	1957 1962
	I 商業集積の活性化	・ 中心市街地活性化法	1998
	J 中小商業の振興	・ 地域商店街活性化法	2009
		・ 中小小売商業振興法	1973
	K 労働対策	・ 中小企業労働力確保法	1991
L 下請取引の適正化 下請中小企業の振興	・ 下請代金支払遅延等防止法	1956	
	・ 下請中小企業振興法	1970	
M 国等からの受注機会の増大	・ 官公需法	1966	
経済的社会的環境の変化への適応の円滑化			
	N 経営の安定化	・ 中小企業倒産防止共済法	1977
	O 事業承継	・ 経営承継法	2008
	P 再生支援	・ 産業競争力強化法	2013
	Q 事業分野の調整	・ 分野調整法	2013
小規模企業への配慮			
	R 小規模企業対策	・ 小規模支援法 ・ 商工会議所法 ・ 商工会法 ・ 小規模企業共済法	1993 1953 1960 1965

以下、施策の目的ごとに説明する。

A. 資金供給の円滑化

(1) 政府系中小企業金融機関による融資制度

● 日本政策金融公庫

設立経緯	「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、2008年に 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫が解体・統合して設立された金融機関
出資	全額政府出資
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活事業：国民一般の資金調達支援 ・ 中小企業事業：中小企業の資金調達支援、信用保険制度 ・ 農林水産事業：農林水産事業者の資金調達支援 ・ 危機対応円滑化業務 ：金融秩序の混乱、大規模な災害等による被害への対処
貸付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接貸付：公庫の本支店での融資 ・ 代理貸付：都市銀行等の代理店の窓口からの融資
主な融資制度	<p>a. セーフティーネット貸付制度（中小企業事業、国民生活事業） ：一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者に対する融資制度 〈主な貸付対象者別資金〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営環境変化 対応資金 ・ 金融環境変化 対応資金 ・ 取引企業倒産 対応資金 <p>b. 新創業融資制度（国民生活事業） ：これから創業する者等に対して、事業計画等の審査を通じ、無担保・無保証人で融資する制度</p> <p>c. 女性、若者／シニア起業家支援資金（中小企業事業、国民生活事業） ：女性、35歳未満の若者、55歳以上の高齢者であって、新規開業しておおむね7年以内のものを優遇金利で支援する制度</p>

● 商工組合中央金庫（商工中金）

法人形態	「株式会社商工組合中央金庫法」に基づく金融機関
出資	政府出資 + 所属資格のある団体の出資
業務の概要	中小規模の事業者を構成員とする組合に対する設備資金・運転資金の融資

(2) 信用補完制度

担保力や信用力が不足する中小企業者への事業資金の融通を円滑化することを目的に、中小企業の信用力を補完する制度である。信用保証制度と信用保険の2つからなる。信用保証協会がこの業務を行う。

● 信用保証協会

設立経緯	「信用保証協会法」に基づき設置された認可法人。全国51ヶ所にある。
出資	地方公共団体、銀行、中小企業金融専門機関等
信用保証	<p>中小企業者への金融機関の融資に対して、中小企業者から保証料を徴収して債務保証を行う。債務の返済が困難になった場合には代位弁済(保証債務の履行)する。それにより求償権が発生し、中小企業者から債権回収を行う。</p> <p>〈主な保証制度〉</p> <p>a. セーフティーネット保証制度 取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業に対して、一般の保証協と別枠で保証を行う制度</p> <p>b. 流動資産担保融資保証制度（ABL保証制度） 中小企業者が保有している売掛債権や棚卸資産を担保として金融機関が融資を行う際に債務保証を行う制度</p>
信用保険	<p>中小企業信用保険法に基づき、日本政策金融公庫との間で、保証債務についての保険契約を締結し、保険事故発生(信用保証協会が代位弁済した)の場合には、日本政策金融公庫から保険金(原則として代位弁済額の70%又は80%)が支払われる。</p>
<p>〈信用補完制度の概略図〉</p> <p>日本公庫中小企業事業：日本政策金融公庫が旧中小企業金融公庫から引き継いだ業務 出所：日本政策金融公庫HP</p>	

B. 自己資本の充実

中小企業の自己資本の充実対策は、次の2つが中心となる。

● 中小企業投資育成株式会社

設立経緯	「中小企業投資育成株式会社法」に基づき、東京・大阪・名古屋に設立された政策実施機関。
出資	地方公共団体、民間金融機関 など
投資事業	投資の対象：資本金の額が3億円以下の株式会社である中小企業または資本金の額が3億円以下の株式会社を設立する者 投資の種類：新株の引受け、新株予約権の引受け、 新株予約権付社債の引受け など
育成事業	投資先企業の依頼に応じたのコンサルティング事業。

● 投資事業有限責任組合

法人形態	「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に基づく、共同事業のための組合。契約を基礎とするため、法人格はない。
出資	ベンチャーキャピタル企業などの無限責任組合員と有限責任組合員による出資
目的	年金資金や海外投資家からの中小・ベンチャー企業への資金供給の促進
特徴	・組合員の組合事業への貢献度など、出資比率とは異なる損益や権限(議決権)の分配が可能。 ・各組合員に帰属する利益に課税される構成員課税(パススルー課税)が適用される。

C. 中小企業関連税制

中小企業に対する税制には様々なものがある。平成 30 年度における代表的なものは以下のとおりである。

〈 代表的な税制措置 〉

1. 法人税率の軽減
2. 欠損金の繰越控除
3. 欠損金の繰戻還付
4. 交際費課税の特例
5. 生産性向上特別措置法による支援
6. 中小企業経営強化税制
7. 中小企業投資促進税制
8. 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
9. 少額減価償却資産の特例
10. コネクテッド・インダストリーズ税制
11. 省エネ再エネ高度化投資促進税制
12. 地域未来投資促進税制
13. 中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）
14. 所得拡大促進税制
15. 事業承継税制
16. 消費税の特例
 - (1) 事業者免税点制度
 - (2) 消費税の簡易課税制度
 - (3) 消費税軽減税率制度への対応

D. 経営革新の促進、E. 創業の促進、F. 創造的な事業活動の促進

● 中小企業等経営強化法

【 経緯 】

- ・ 中小企業経営革新支援法
- ・ 新事業創出促進法
- ・ 中小企業創造活動促進法
(中小企業の創造的な事業活動の促進に関する臨時措置法)
↓ 3つが2005年に統合
- ・ 中小企業新事業活動促進法 (中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律)
↓ 2016年に改題
- ・ 中小企業等経営強化法

【 法の構成と内容 】

第一章 総則

- ・ 目的、定義
- ・ 主務大臣による中小企業等の経営強化に関する基本方針の設定義務

第二章 創業及び新規中小企業の事業活動の促進

- ・ 事業を開始しようとする個人や創業5年未満の事業者等に対する、
中小企業信用保険法や中小企業投資育成会社法の特例の適用等の措置
について規定。

第三章 中小企業の経営革新及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに中小企業等の経営力向上

第一節 経営革新

〈 スキーム 〉

- ① 国（主務大臣）が基本方針を定める。
- ② 中小企業者等が基本方針に基づき「経営革新計画」を作成する。
- ③ 国（主務大臣）または 都道府県（知事） に申請する。
- ④ 国（主務大臣）または 都道府県（知事） が承認する。
- ⑤ 申請者は各種支援策を利用できる。

〈 定義 〉

経営革新 … 事業者が「新事業活動」を行うことにより、その「経営の相当程度の向上」を図ること。

新事業活動 … 次の4つの新たな事業活動をいう。

- ・新商品の開発又は生産
- ・新役務の開発又は提供
- ・商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ・役務の新たな提供の方式の導入その他

〈 経営革新計画における数値目標 〉

計画期間終了時における、付加価値額または従業員 1 人当たりの付加価値額及び経常利益の伸び率を「経営の相当程度の向上」を示す目標として計画に盛り込むことが必要。

第二節 異分野連携新事業分野開拓

〈 スキーム 〉

- ① 国（主務大臣）が基本方針を定める。
- ② 2 社以上の異分野の中小企業者等の連携体が基本方針に基づき共同で「異分野連携新事業分野開拓計画」を作成する。
- ③ 国（主務大臣）に申請する。
- ④ 国（主務大臣）が認定する。
- ⑤ 申請者は各種支援策を利用できる。

〈 定義 〉

異分野連携新事業分野開拓 …

その行う事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源）を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ること。

新事業活動：上記の「経営革新支援」の定義と同じ。

異分野：日本標準産業分類における細分類（4 桁）が異なるもの。

新事業分野開拓 …

市場において、需要が相当程度開拓され、継続的に事業として成立させること。

経営革新 …

事業者が「新事業活動」を行うことにより、その「経営の相当程度の向上」を図ること。

第三節 経営力向上

〈 スキーム 〉

- ① 国（経済産業大臣）が基本方針を定める。
- ② 国（主務大臣）が事業分野別指針を策定する。

- ③ 中小企業者等が事業分野別指針に基づき「経営力向上計画」を作成する。
- ④ 国（主務大臣）に申請する。
- ⑤ 国（主務大臣）が認定する。
- ⑥ 申請者は各種支援策を利用できる。

〈 定義 〉

経営力向上…

事業者が、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の方法であって、経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ること。

〈 経営力向上計画における数値目標 〉

原則として、計画期間終了時における労働生産性の伸び率を目標として計画に盛り込む。必要となる伸び率は計画期間によって異なる。

第四節 支援措置

- ・ 中小企業信用保険法の特例
- ・ 中小企業投資育成株式会社法の特例
- ・ 株式会社日本政策金融公庫法の特例
- ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う経営力向上促進業務及び事業再編投資円滑化業務
- ・ 食品流通構造改善促進法の特例
- ・ 特定許認可等に基づく地位の承継等
- ・ 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律の特例
- ・ 事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告 等

第五節 支援体制の整備

次の3つの支援機関に関する規定を設けている。

- ・ 認定経営革新等支援機関（主務大臣が認定）
- ・ 認定事業分野別経営力向上推進機関（主務大臣が認定）
- ・ 認定情報処理支援機関（経済産業大臣が認定）

第四章 中小企業の新たな事業活動の促進のための基盤整備

第一節 新技術を利用した事業活動の支援

S B I R制度（中小企業技術革新制度：Small Business Innovation Research）が設けられている

・ S B I R制度 …

特定省庁による中小企業の研究開発のための補助金等（特定補助金等）について、その事業化までを一貫して支援する制度

第二節 地域産業資源を活用して行う事業環境の整備

事業環境整備構想を作成し、地域プラットフォームの整備に意欲をもって取り組む都道府県等に対する支援。

・ 事業環境整備構想 …

都道府県又は指定都市が基本方針に基づき、当該都道府県等の区域について、地域産業資源（技術、人材その他の地域に存在する産業資源）を活用して行う事業環境の整備に関する構想。

・ 地域プラットフォーム …

中小企業庁が認定した、地域の支援機関による中小企業者等支援のための連携体。

第三節 雑則

第五章 雑則

第六章 罰則

E. 創業の促進（新事業の創出）

● 中小ものづくり高度化法

正式名称	中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律
目的	中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、もって我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図ること。
スキーム	<p>① 国（主務大臣）が「特定ものづくり基盤技術」を指定し、「特定ものづくり基盤技術高度化指針」を定める。</p> <p>② 中小企業者は、必要に応じ他の事業者と協力して、指針に基づき、「特定研究開発等計画」を作成する。</p> <p>③ 「特定研究開発等計画」を国（経済産業大臣）に申請する。</p> <p>④ 国（経済産業大臣）が計画を認定する。</p> <p>⑤ 申請者は各種支援策を利用できる。</p>
定義	<p>「特定ものづくり基盤技術」… 当該技術を用いて行う事業活動の相当部分が中小企業者によって行われるものであって、中小企業者がその高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に特に資するものとして経済産業大臣が指定するもの。</p> <p>「特定研究開発等」… 特定ものづくり基盤技術に関する研究開発を行うこと及びその成果を利用すること。</p>
支援措置	<p>a. 戦略的基盤技術高度化支援事業 （サポイン：「サポートインダストリー」の略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象：中小企業・小規模事業者が大学や公設試験研究機関、他の企業などと共同で行う、研究開発や試作品開発、販路開拓などの取組。 ・補助対象事業期間：2～3年 ・補助上限：単年度4,500万円。3年間合計9,750万円。 ・補助率：2／3以内 <p>b. 中小企業信用保険法の特例：信用保証限度額の別枠化等</p> <p>c. 中小企業投資育成株式会社法の特例： 資本金3億円当の企業が株式引受け等の対象となる。</p> <p>d. 株式会社日本政策金融公庫法の特例：低利融資等が受けられる。</p> <p>e. 商標法の特例：地域団体商標の特例（登録手数料等の半減）</p>

F. 創造的な事業活動の促進

● 中小企業地域資源活用促進法

正式名称	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律
「地域産業資源」に該当するもの	この法律において「地域産業資源」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物又は鉱工業品 二 前号に掲げる鉱工業品の生産に係る技術 三 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの
スキーム	① 国（主務大臣）が基本方針を定める。 ② <u>都道府県</u> が、基本方針に基づき基本構想を策定し（地域産業資源を指定）、国（主務大臣）に通知する。 ③ -1 中小企業者が単独又は共同で、基本方針に基づき、「地域産業資源活用事業計画」を作成する。 ③ -2 NPO法人・一般社団法人・一般財団法人が基本方針に基づき、「地域産業資源活用 <u>支援</u> 事業計画」を作成する。 ④ -1 「地域産業資源活用事業計画」を国（主務大臣）に申請する。 ④ -2 「地域産業資源活用 <u>支援</u> 事業計画」をを国（主務大臣）に申請する。 ⑤ 国（主務大臣）が計画を認定する。 ⑥ 申請者は各種支援策を利用できる。
支援措置	〈 認定事業者が利用できる支援措置〉 ・ 「地域産業資源活用事業計画」 → a.b.c.d.e.f. ・ 「地域産業資源活用 <u>支援</u> 事業計画」 → a.c. a. 中小企業信用保険法の特例：信用保証限度額の別枠化等 b. 中小企業投資育成株式会社法の特例： 資本金 3 億円当の企業が株式引受け等の対象となる。 c. 食品流通構造改善促進法の特例： 食品流通構造改善促進機構の債務保証等が受けられる。 d. 株式会社日本政策金融公庫法の特例：低利融資等が受けられる。 e. 商標法の特例：地域団体商標の特例（登録手数料等の半減） f. (独) 中小企業基盤整備機構の行う地域産業資源活用促進業務 ・ 事業を行うのに必要な資金の一部の貸付 ・ 事業に関する情報の提供その他必要な協力
計画での数値目標	計画最終年度における域外に対する売上高が、計画策定時の総売上高比 5%以上であることを必要とする。

● 農商工等連携促進法

正式名称	中小企業者と農林事業者との連携による事業活動の促進に関する法律
目的 (第1条)	中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り、・・・・・・を目的とする。
スキーム	<p>① 国（主務大臣）が農商工等連携事業の促進に関する基本方針を定める。</p> <p>②-1 中小企業者及び農林事業者が共同して、基本方針に基づき、「農商工等連携事業計画」を作成する。</p> <p>②-2 一般社団法人・一般財団法人・NPO法人が基本方針に基づき、「農商工等連携支援事業計画」を作成する。</p> <p>③-1 「農商工等連携事業計画」を国（主務大臣）に申請する。</p> <p>③-2 「農商工等連携支援事業計画」を国（主務大臣）に申請する。</p> <p>④ 国（主務大臣）が計画を認定する。</p> <p>⑤ 申請者は各種支援策を利用できる。</p>
支援措置	<p>〈 認定事業者が利用できる支援措置 〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「農商工等連携事業計画」 → a.b.c.d.e.f. g ・ 「農商工等連携支援事業計画」 → a <p>a. 中小企業信用保険法の特例：信用保証限度額の別枠化等</p> <p>b. 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例： 必要資金の借り入れに係る債務保証、必要資金の斡旋</p> <p>c. 株式会社日本政策金融公庫法の特例：債務保証</p> <p>d. 農業改良資金融通法の特例：低利融資等が受けられる。</p> <p>e. 林業・木材産業改善資金助成法の特例</p> <p>f. 沿岸漁業改善資金助成法の特例</p> <p>g. ふるさと名物応援事業補助金： 補助対象経費の1/2以内、補助上限額500万円</p>

G. 経営資源の確保

● 中小企業支援法

〈 中小企業支援法の目的 〉

第1条において、この法律の目的を次のように規定している。

目的	<ul style="list-style-type: none">・ 国、都道府県等及び独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業支援事業を計画的かつ効率的に推進する、・ 中小企業の経営の診断等の業務に従事する者（中小企業診断士）の登録の制度を設ける、・ 中小企業の経営資源の確保を支援する事業に関する情報の提供等を行う者の認定（認定情報提供機関）の制度を設ける、 等により、中小企業の経営資源の確保を支援し、 もって中小企業の振興に寄与すること。
----	---

〈 中小企業支援センター 〉

幅広い分野に対応する横断型の支援機関として中小企業支援センターがある。
設置単位により以下の3つに区分できる。

	中小企業 基盤整備機構 (略称：中小機構)	都道府県等 中小企業支援 センター	地域 中小企業支援 センター
設置単位	全国単位の 支援センター	都道府県・ 政令指定都市単位 の支援センター	全国の広域市町村圏 程度の区域単位の 支援センター
根拠法	独立行政法人 中小企業基盤整備 機構法	中小企業支援法 第7条(※)	商工会議所法 商工会法 中小企業等協同組合法 中小企業団体組合法
支援 センター の名称	「中小企業・ベン チャー総合支援 センター」	地名を冠し、その後 ろは「振興財団」 「支援機構」など 様々	特になし
設置場所	全国9ヶ所の地域本部 および沖縄事務所	47都道府県、 13政令指定都市 の計60ヶ所	商工会議所、商工会、 都道府県商工会連合 会、都道府県中小企業 団体中央会として全国 約300ヶ所
重点的 支援対象 者	株式公開までを視野 に入れた中小企業	独自の強みを発揮 する中小企業等	創業予定者、 経営革新等を目指す 小規模企業者等
業務内容	(下記に記載)	第7条第2項に 掲げる 特定支援事業	(他ページ参照)

(※) 都道府県知事は、一般社団法人又は一般財団法人が申請した場合、1法人に限って、当該都道府県が行う中小企業支援事業のうちの特定支援事業を行わせる法人(指定法人)とすることができる。

〈 中小企業基盤整備機構の業務内容 〉

中小機構は、2004年に中小企業総合事業団・地域振興整備公団・産業基盤整備基金の3つの特殊法人を統合し設立された独立行政法人であり、その業務内容は以下のとおりである。

創業・ベンチャー支援	起業家や中小企業の新事業展開など、経営者をハードとソフトの両面からワンストップでサポート
経営支援	成長ステージや経営課題に応じた支援メニューで中小企業の成長をサポート
IT化支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「J-Net21」の運営： 中小企業のビジネスを支援するポータルサイトを開設・運営。最新の補助金や支援・展示会情報、参考になる事例記事、役立つ経営ノウハウや起業マニュアルなど、課題解決につながる情報を提供するサイト。 ・「ミラサポ」の運営： 公的機関の支援情報・支援施策（補助金・助成金など）の情報提供や、経営の悩みに対する先輩経営者や専門家との情報交換の場を提供する、中小企業・小規模事業者の未来を支援するサイト。 ・戦略的CIO育成支援事業： 中小企業者に専門家を有料で派遣し（6か月～1年以内）、経営戦略に基づくIT化やCIO候補者の育成をサポート。
国際化支援	新規に海外展開を検討している中小企業・小規模企業者・組合に対して、事業可能性調査や支援や外国語Webサイト作成支援を実施する。（補助率1/2以内）
人材支援	中小企業大学校（全国9ヶ所）等を活用しながら、中小企業者や中小企業支援担当者等に対する研修を行う
ファンド出資	有限責任組合員として投資事業有限責任組合を組成し、ハンズオン支援を通じてベンチャー企業や中小企業の新事業展開の支援を行う。
共済制度	小規模企業共済制度、中小企業倒産防止共済制度を運営。
産業用地・事業施設支援	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな事業用地を探している事業者のサポート ・中小機構が整備した全国の賃貸型事業施設の運営

<p>よろず支援 拠点</p>	<p>よろず支援拠点の全国本部を設置し、各都道府県に拠点が整備されている。</p> <p>〈よろず支援拠点〉</p> <p>中小企業・小規模事業者からの、あらゆる経営相談に応えるために、国が全国に設置した無料のワンストップ経営相談所</p> <p>・3つの機能</p> <p>① 既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する総合的・先進的な経営アドバイス</p> <p>② 事業者の課題に応じた適切なプロジェクト型のチーム編成を通じた支援</p> <p>③ 的確な支援機関等の紹介（ワンストップサービス）</p>
---------------------	--

H. 連携・共同化の推進

(1) 中小企業組合制度

● 中小企業等協同組合法

同法に 基づく組合 と事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業協同組合：中小企業者による共同経済事業など ・事業協同小組合：小規模事業者による共同経済事業など ・信用協同組合：組合組織による金融事業 ・協同組合連合会：上記3組合の上部団体 ・企業組合：組合自体が1企業体として事業を行う
組合設立 の認可	<ul style="list-style-type: none"> ・組合の地区が1都道府県内にある場合や企業組合 ↳ 都道府県知事が認可 ・組合の地区が2都道府県以上にある場合や連合会 ↳ 各省大臣又は地区支部局長が認可

● 中小企業団体組織法

正式名称	中小企業団体の組織に関する法律
同法に 基づく組合 と事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・協業組合：企業規模の適正化による生産性の向上等を効率的に推進するための生産・販売その他の事業活動についての協業 ・商工組合：業種全体の改善を行う指導などの事業 ・商工組合連合会：商工組合の上部団体

● 商店街振興組合法

同法に 基づく組合 と事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街振興組合：商店街が形成されている地域における共同経済事業及び当該地域の環境の整備改善事業 ・商店街振興組合連合会：商店街振興組合の上部団体 (各都道府県1拠点、全47拠点)
-----------------------	---

● 中小企業等協同組合法および中小企業団体組織法

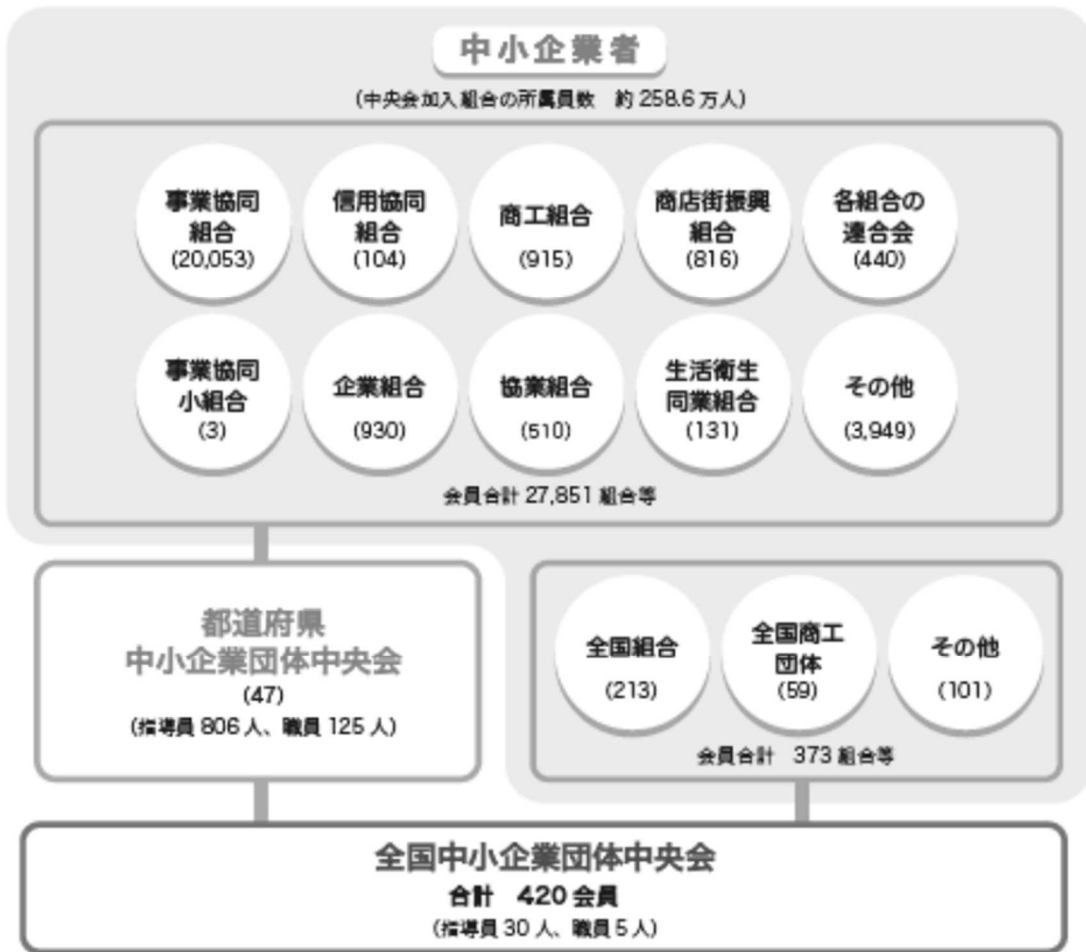
この2つの法律に基づいて、中小企業連携組織の専門機関として設立された特別認可法人として、「中小企業団体中央会」がある。

設置単位	<ul style="list-style-type: none"> ・全国中小企業団体中央会 （経済産業大臣の認可により設立された法人） ・都道府県中小企業団体中央会 （各都道府県知事の認可により設立された47の法人）
目的	<p>中小企業の組織化を推進し、その強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図っていくこと</p>

【 各種組合の比較 】

	事業協同組合	企業組合	協業組合	商工組合	商店街振興組合
根拠法	中小企業等協同組合法		中小企業団体の組織に関する法律		商店街振興組合法
目的	組合員の経営の近代化・合理化 ・経済活動の機会の確保	組合員の働く場の確保、 経営の合理化	組合員の事業を統合、 規模を適正化し、 生産性向上、共同利益の増進	組合員の事業の改善発達	商店街地域の環境整備
事業	組合員の事業を 支える共同事業	商業・工業・工業・運送業・ サービス業・農業等の事業経営	組合員の事業の統合、 関連事業、附帯事業	指導教育、調査研究、 共同経営事業(出資組合のみ)	商店街の環境整備、共同経済事業
性格	人的結合体				
1 組合員の出資限度	25/100		50/100	25/100	
合併・脱退の場合	35/100		—	35/100	—
議決権	1人1票		平等(定款規定により 出資比率の議決権も可)	1人1票	
配当	利用分量配当及び 1割までの出資配当	従事分量配当及び 2割までの出資配当	出資配当 (定款に定めた場合を除く)	利用分量配当及び 1割までの出資配当	
設立要件	4人以上の事業者 が発起人となる	4人以上の個人 が発起人となる	4人以上の事業者 が参加すること	1都道府県以上の区域を地区として 地区内で資格事業を行う者 の1/2以上 が加入すること	1都道府県以上の区域を地区として 小売商業又はサービス業を 営む事業者の30人以上が 近接してその事業を営むこと
行政の認可	必要				
加入口	自由加入		組合の承諾が必要	自由加入	
責任	有限責任				
任意脱退	自由		持分の譲渡による	自由	
組合員比率	ない	全従業員の1/3以上		ない	
従事比率	ない	全従業員の1/2以上		ない	
員外利用限度	原則として組合員の利用分量 の20/100まで (特例あり)	—	—	原則として組合員の利用分量 の20/100まで (特例あり) (共同経済事業のみに適用)	組合員の利用分量 の20/100まで
組織変更 の可否	事業協同組合へ	—	×	×	×
	協業組合へ	○	○	—	×
	商工組合へ	○	×	×	—
	株式会社へ	○	○	○	×

■中央会組織（平成30年4月時点）



(2) 高度化事業

定義	<p>高度化事業…</p> <p><u>都道府県</u>と中小企業基盤整備機構(中小機構)が一体となって資金融資とアドバイス・診断という両面から、中小企業者を一体化支援する事業</p>
----	--

事業の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業者が経営基盤の強化を図るために組合などを設立して実施する事業 <ul style="list-style-type: none"> ① 集団化事業 ② 集積区域整備事業 ③ 施設集約化事業 ④ 共同施設事業 ⑤ 設備リース事業 ⑥ 企業合同事業 ⑦ 経営革新計画承認 ⑧ 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業 ⑨ 下請振興事業計画承認業計画承認グループ事業 ⑩ 総合効率化計画認定グループ事業 ・ 第三セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業 <ul style="list-style-type: none"> ⑪ 地域産業創造基盤整備事業 ⑫ 商店街整備等支援事業 	
	対象資金	設備融資
高度化融資	貸付限度額	なし（貸付割合は原則として80%以内）
	貸付利率	固定金利かつ低利 (特別の法律の認定等を受けた事業などは無利子)
	償還期間	原則20年以内(うち据置期間3年以内)で <u>都道府県</u> が適当と認める期間。
	方式	A方式：1つの <u>都道府県</u> 内で行われる事業に対する貸付方式 中小機構が <u>都道府県</u> に財源貸付を行い、 <u>都道府県</u> が財源追加を行って、中小企業者に貸し付ける。 B方式：2つ以上の都道府県にまたがる広域の事業に対する貸付方式 2つ以上の <u>都道府県</u> が中小機構の財源貸付を行い、中小企業が財源追加を行って、中小企業者に貸し付ける。
	1 相談助言	高度化事業構想固めから計画づくりまでの段階
段階別診断・助言	2 事前助言	初期の高度化事業計画を有し、さらに事業計画のブラッシュアップが必要な段階
	3 計画・建設診断	高度化事業実施に向けて、事業計画・建設計画が完成した段階
	4 運営診断	高度化事業実施後、事業運営を行う段階
税制	固定資産税の軽減や事業所税の非課税など、税制上の特別措置を受けられる。	

I. 商業集積の活性化

● 中心市街地活性化法

正式名称	中心市街地の活性化に関する法律
スキーム	① 国（政府）が「基本方針」を定める。 ② 市町村が基本方針に基づき、「基本計画」を作成する。 ー 中心市街地活性化協議会(組織されている場合)又は 商工会又は商工会議所の意見を聞かなければならない。 ③ 「基本計画」を国（内閣総理大臣）に申請する。 ④ 国（内閣総理大臣）が認定する。
	⑤-1 民間事業者等が「基本計画」に基づき、 中心市街地活性化協議会における協議を経て、 「民間中心市街地商業活性化事業計画」を作成する。 ⑥-1 市町村を経由して「民間中心市街地商業活性化事業計画」を 国（経済産業大臣）に申請する。 ⑦-1 国（経済産業大臣）が認定する。
	⑤-2 民間事業者等が「基本計画」に基づき、 中心市街地活性化協議会における協議を経て、 「特定民間中心市街地活性化事業計画」を作成する。 ⑥-2 市町村を経由して「特定民間中心市街地活性化事業計画」を 国（主務大臣）に申請する。 ⑦-2 国（主務大臣）が認定する。
	⑤-3 民間事業者等が「基本計画」に基づき、 中心市街地活性化協議会における協議を経て、 「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を作成する。 ⑥-3 市町村を経由して「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を 国（経済産業大臣）に申請する。 ⑦-3 国（経済産業大臣）が認定する。
	⑧ 申請者は各種支援策を利用できる。
	中心市街地活性化協議会 … 中心市街地の活性化の総合的・一体的推進に関し必要な事項につ いて協議するために規約を定め、中心市街地整備推進機構や当該中心 市街地の区域をその地区とする商工会又は商工会議所などにより共 同で組織されたもの。

支援措置	<p>〈認定中心市街地（認定基本計画において定められた中心市街地）における特別の措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例 ・ 路外駐車場についての都市公園の占用の特例等 ・ 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例 ・ 民間都市開発法の事業用地適正化計画の認定の特例 ・ 地方住宅供給公社の業務の特例 ・ 地方公共団体による住宅の建設 ・ 地方住宅供給公社の設立の要件に関する特例 ・ 大規模小売店舗立地法の特例 ・ 道路の占用の特例
	<p>〈認定民間中心市街地商業活性化事業に対する特別の措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業投資育成株式会社法の特例
	<p>〈認定特定民間中心市街地活性化事業及び認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に対する特別の措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用保険法の特例 ・ 食品等流通合理化促進機構の業務の特例 ・ 道路運送法の特例 ・ 貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例 ・ 大規模小売店舗立地法の特例

J. 中小商業の振興

● 地域商店街活性化法

正式名称	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律
スキーム	<p>① 国（経済産業大臣）が「基本方針」を定める。</p> <p>② -1 商店街振興組合、事業協同組合等が基本方針に基づき、「商店街活性化事業計画」を作成する。</p> <p>② -2 NPO法人・一般社団法人・一般財団法人が基本方針に基づき、「商店街活性化支援事業計画」を作成する。</p> <p>③ -1 「商店街活性化事業計画」を国（経済産業大臣）に申請する。</p> <p>③ -2 「商店街活性化支援事業計画」を国（経済産業大臣）に申請する。</p> <p>④ 国（経済産業大臣）が計画を認定する。</p> <p>⑤ 申請者は各種支援策を利用できる。</p>
支援措置	<p>〈 認定事業者が利用できる支援措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「商店街活性化事業計画」 → a.b.c.d.e. ・ 「商店街活性化支援事業計画」 → a.b. <p>a. 中小企業信用保険法の特例：信用保証限度額の別枠化等</p> <p>b. 中小企業基盤整備機構の高度化融資（無利子融資）</p> <p>c. 日本政策金融公庫の低利融資</p> <p>d. 地域商業自立促進制度による補助金（経費の補助率 2/3以内）</p> <p>e. 課税の特例：認定事業利用目的で土地を譲渡した場合の譲渡所得からの特別控除</p>

● 中小小売商業振興法

目的	商店街の整備、店舗の集団化、共同店舗等の整備等の事業の実施を円滑にし、中小小売商業者の経営の近代化を促進すること等により、中小小売商業の振興を図ること。
スキーム	<ol style="list-style-type: none"> ① 国（経済産業大臣）が「振興指針」（中小小売商業の振興を図るための中小小売商業者に対する一般的な指針）を定める。 ② 中小小売商業者の組合などが振興指針に基づき、「高度化事業計画」を作成する。 ③ 「高度化事業計画」を国（経済産業大臣）に申請する。 ④ 国（経済産業大臣）が計画を認定する。 ⑤ 申請者は各種支援策を利用できる。
	<p style="text-align: center;">・ 高度化事業計画 … 商店街整備計画、店舗集団化計画、 共同店舗等整備計画、電子計算機利用経営管理計画、 連鎖化事業計画、商店街整備等支援計画 の総称</p>
支援措置	ハード整備事業、融資、信用補完、税制などの支援を受けることができる。

K. 労働対策

● 中小企業労働力確保法

正式名称	中小企業における労働力の確保および良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律
スキーム	① 厚生労働大臣と経済産業大臣が基本指針を定める。 ② 事業協同組合などの組合や中小企業者などが労働時間短縮などについての「改善計画」を作成する。 ③ 「改善計画」を <u>都道府県知事</u> に申請する。 ④ <u>都道府県知事</u> が計画を認定する。 ⑤ 申請者は各種支援策を利用できる。 (雇用安定事業等としての各種助成金・補助金・給付金や融資、中小企業信用保険法・中小企業投資育成株式会社法の特例など)

● 退職金共済

		中小企業退職金共済制度	小規模企業共済制度
根拠法		中小企業退職金共済法	小規模企業共済法
運営者		(独) 勤労者退職金共済機構	(独) 中小企業基盤整備機構
掛金納付者		中小企業者	小規模企業の法人の役員 または個人事業主
共済掛金		毎月5,000円～30,000円 パート：毎月2,000円～4,000円	毎月1,000円～70,000円
税制上の優遇措置	掛金	法人：全額損金算入 個人事業者：全額必要経費	全額所得控除。
	退職共済金	一括払いの場合は退職所得、分割払いの場合は雑所得扱い。	

● その他

<p>・ジョブカフェ事業</p> <p>都道府県が主体的に設置し、若者の就職支援や中小企業の魅力発信等の人材確保支援をワンストップで提供する事業。</p> <p>厚生労働省が、都道府県の要望に応じてジョブカフェにハローワークを併設している。</p>
--

L. 下請取引の適正化、下請中小企業の振興

● 下請法

正式名称	下請代金支払遅延等防止法
目的	委託者である親事業者が受託者である下請事業者に対し、下請事業者に対する下請代金の支払い支援や買いたたき等の優越的地位の濫用行為を防止することにより、不公正な取引の規制と下請事業者の利益保護を目的とする。
基本的性格	下請事業者を対象にした指導・規制法。独占禁止法の特別法。
内容	親事業者と下請事業者の関係に該当するケースを業種と資本金額により定め、親事業者の義務と禁止行為、違反した場合の罰則と勧告について規定している。
建設業	建設工事の請負の場合は、「建設業法」が適用される。

● 下請支援法

正式名称	下請中小企業振興法
目的	下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに、下請企業振興協会による下請取引のあつせん等を推進することにより、下請関係を改善して、下請関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう下請中小企業の振興を図ること。
基本的性格	下請中小企業の支援法
内容	振興基準、振興事業計画、下請企業振興協会などについて規定している。
振興基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済団業大臣は、下請中小企業の振興を図るための下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準として「振興基準」を策定しなければならない。 ・ 振興基準として定められる事項は、8つの事項に分類され、各事項について具体的内容が定められている。 ・ 振興基準は、主務大臣が必要に応じて下請事業者および親事業者に対して指導、助言を行う際に用いられる。

振興事業 計画	<p>下請事業者が組織する事業協同組合等がその親事業者の協力を得ながら、「下請中小企業振興事業計画」を作成し、これを主務大臣に提出して、この計画が適当である旨の承認を受けた場合は、金融上の優遇措置等が講じられている。</p>
	<p>〈計画の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該親事業者の発注分野の明確化 ・当該特定下請組合等の構成員である下請事業者の施設又は設備の導入 ・共同利用施設の設置 ・技術の向上及び事業の共同化 ・その他の下請中小企業の振興に関する事業
特定 下請連携 事業計画	<p>2以上の特定下請事業者は、「特定下請連携事業計画」を作成し、これを主務大臣に提出して、この計画が適当である旨の承認を受けた場合は、金融上の優遇措置等が講じられている。</p>
	<p>〈計画の内容〉</p> <p>当該特定下請連携事業に係る新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引その他の取引の開始又は拡大を通じて、当該特定下請事業者のそれぞれの事業活動において特定下請取引への依存の状態の改善が行われるものであることが必要。</p>
	<p>特定下請事業者…下請事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるものにあるもの</p>
下請企業 振興協会	<p>国及び都道府県は、「下請企業振興協会」に対し、下請取引の円滑化を促進して下請中小企業の振興を図るため、その業務に関し必要な指導及び助言を行うように努める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 下請取引の斡旋 2. 下請取引の経営に関する情報提供等 3. 下請中小企業の振興のために必要な調査又は情報の収集・提供 4. 「下請かけこみ寺」事業：下請取引に関する苦情・紛争についての相談対応、その解決についての斡旋・調停 <ul style="list-style-type: none"> ・全国単位：公益財団法人全国中小企業振興機関協会 ・都道府県単位：都道府県下請企業振興協会 (都道府県等中小企業支援センター)

M. 国等からの受注機会の増大

● 官公需法

官公需法	正式名称	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律
	対象	官公需の受注に意欲のある中小企業・小規模事業者及び事業協同組合等。
	定義	官公需 … 国や地方公共団体等が、物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすること。 ↳ 官公需を受注するためには、 事前に競争参加資格を得ることが必要。
	支援策	<p>国は、官公需法に基づき毎年度「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を閣議決定し、官公需における中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援を行っている。</p> <p>〈代表的な支援〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報提供 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国等の発注情報の提供 <ol style="list-style-type: none"> ① 各府省、独立行政法人等のHP ② 中小企業庁が運営する「官公需情報ポータルサイト」 (2) 創業10年未満の中小企業者（新規中小企業者※）の事業者、商品・サービス情報の登録・提供 <p>（独）中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」</p> 2. 官公需適格組合制度による官公需適格組合であることの証明 3. 入札参加資格の特例 <p>技術力・創意工夫のある中小企業・小規模事業者や新規中小企業者のために、上位のランクの入札が可能となる弾力化措置を設けている。</p>

N. 経営の安定化

● 経営安定特別相談事業

全国の主要な商工会議所や都道府県商工会連合会に設置されている経営安定特別相談室における、中小企業診断士・弁護士・公認会計士・税理士などによる無料相談。

● 連鎖倒産防止

セーフティネット 貸付制度	政府系中小企業金融機関が行う運転資金などの貸付
セーフティネット 保証制度 (経営安定関連 保証制度)	「中小企業信用保険法」に基づき、信用保証協会が中小企業者などの民間金融機関からの借り入れに対し行う信用保証 ↳ 再生手続開始申立などを行った企業と取引がある 中小企業者などが、連鎖倒産防止のために、 一般保証に加え、別枠で利用できる。
経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止 共済制度)	「中小企業倒産防止共済法」に基づき、中小企業基盤整備機構が運営する共済制度。 ↳ 取引先企業が倒産した場合、一定の要件のもと、 決められた金額の貸付を無担保・無保証人・無利子 で受けることができる。

● 事業継続計画 (BCP: Business Continuity Plan) の普及促進

BCP の策定・継続的運用を支援するため、国は「中小企業 BCP 策定運用指針」を作成し、公開している。

BCP … 企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法・手段などを取り決めておく計画。

○. 事業承継

● 経営承継法

正式名称	経営の承継の円滑化に関する法律
金融支援	代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じていると認められる中小企業者が <u>都道府県知事</u> の認定を受けた場合、 ・ 中小企業信用保険法の保証限度額の別枠化 ・ 日本政策金融公庫による代表者個人に対する貸付 といった支援措置が講じられる。
事業承継税制	・ 後継者が、相続・贈与により、「経営承継円滑化法」に係る <u>都道府県知事</u> の認定を受けた非上場株式等を先代表者から取得し、会社を運営していく場合、一定の要件のもとに、その後継者が納付すべき相続税・贈与税の納付が猶予される。 ・ また、これは相続時精算課税との完全併用が認められる。

● 事業承継ガイドライン

円滑な事業承継の促進を通じた中小企業の事業活性化を図るため、国は「事業承継ガイドライン」を作成し、公開している。

● 事業承継補助金

事業承継・事業再生を契機として、経営革新等や事業転換に取り組む中小企業に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃棄等に必要な経費を補助率 2/3 以内で補助する。

P. 再生支援

● 産業競争力強化法

<p>中小企業 再生支援 協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各都道府県において、経済産業大臣が認定した商工会連合会・商工会議所などに設置された中小企業の再生支援のための機関 ・ 全国本部は中小企業整備基盤機構に設置されている。 ・ 中小企業の再生に関する相談窓口が設置され、企業再生に関する専門家が常駐している。 ・ 再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業について、常駐専門家が中心となり、中小企業診断士、弁護士などの外部専門家と個別支援チームを編成し、再生計画策定を支援する。 <p>〈経営改善支援センター〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業再生支援協議会に設置された組織である。 ・ 国による経営改善計画策定支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ： 中小企業等経営強化法に基づく機関である認定経営革新等支援機関による経営改善計画の策定の支援事業 ↳ 中小企業・小規模事業者が認定支援機関に対し負担する経営改善計画策定費用及びフォローアップ費用の総額について、経営改善支援センターが、2/3（上限200万円）を負担する。
<p>事業引継ぎ 支援センター</p>	<p><u>各都道府県</u>に設置され、中小企業者等の事業引継ぎを円滑に進めるため、助言、情報提供、マッチング支援等を行う機関。</p>

● 再チャレンジ支援融資制度

日本政策金融公庫が、一旦事業に失敗し再起を図る中小事業者に対し、一定の要件を満たせば再チャレンジに必要な資金を融資する制度。

Q. 事業分野の調整

● 分野調整法

正式名称	中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律	
目的	中小企業者の経営の安定に悪影響を及ぼすおそれのある大企業者の事業の開始又は拡大に関し、一般消費者等の利益の保護に配慮しつつ、その事業活動を調整することにより、中小企業の事業活動の機会を適正に確保すること。	
大企業者の範囲	1) 中小企業基本法に定める中小企業者以外の事業者 2) 1)の大企業者がその経営を実質的に支配する中小企業者	
スキーム	自主努力	大企業の事業の開始又は拡大に際し、当該事業と同種の事業を営んでいる中小企業者との間に事業活動の調整の問題が生じたとき、両者間で自主的な解決を図る努力
	調査	① 中小企業団体による主務大臣への事業の開始・拡大計画の調査の申し出（ <u>都道府県知事</u> を経由する） ② 主務大臣による中小企業団体への調査結果の通知
	調整	① 中小企業団体による主務大臣への事業の開始・拡大計画の時期の繰り下げ又は事業規模の縮小の勧告の申し出（ <u>都道府県知事</u> を経由する。知事は主務大臣に対し、意見の申し出ができる） ② 主務大臣による大企業者への申し出に係る通知 ③ 主務大臣による経済産業大臣の意見の聴取 ④ 主務大臣による中小企業団体への勧告した旨とその内容または勧告しない旨とその理由の通知 主務大臣による中小企業者への事業活動改善の指導 ⑤ 主務大臣による大企業者に対する一時停止勧告、公表、調整命令、罰則

R. 小規模企業対策

● 商工会議所法、商工会法

		商工会議所	商工会
根拠となる法律		商工会議所法	商工会法
法人形態		経済産業大臣の認可を受けて設立された特別認可法人	
性格		地域の総合経済団体	
設立総数		約500ヶ所	約1,700ヶ所
管轄する官庁		経済産業省 経済産業政策局	経済産業省 中小企業庁
主たる地区		市および特別区の区域 (例外あり)	町村の区域 (例外あり)
組織 構成	全国団体	日本商工会議所	全国商工会連合会
	都道府県 団体	商工会議所連合会	商工会連合会
	市町村 団体	商工会議所 (市、特別区)	商工会 (町村)
会員の規模		地区内の小規模事業者が 中心であるが、 商工会と比較すると 中堅・大企業の割合が高い	地区内の小規模事業者が 中心で、 9割を超える会員が 小規模事業者である
事業内容		中小企業支援事業の他、 原産地証明、商事紛争の仲裁 等の国際的業務。 様々な資格・検定試験の主催	中小企業施策、特に小規模事業 施策に重点を置いており、 事業の中心は 経営改善普及事業
設立要件		地区内の特定商工業者の 過半数が同意(会員要件なし)、 経済的基礎・施設・職員を 有すること	地区内の商工業者の 2分の1以上が 会員となること
組織の 意思決定		選挙で選任された議員による 議員総会で決定、議員選挙は 会費1口当たり1票	全ての会員に参加する権利 がある総会で意思決定、 1会員1票

● 小規模企業共済制度 → 「K. 労働対策」 参照

● 小規模事業者支援法

正式名称	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	
基本指針	経済産業大臣は、商工会等（商工会・商工会連合会・商工会議所・日本商工会議所）に対する基本指針を定めなければならない。	
① 経営改善普及事業	内容	小規模な企業の経営や技術の改善・発達を図るための事業
	国の補助	国は、商工会等が国の基本指針に即して実施する「経営改善普及事業」に必要な経費について、 <u>都道府県</u> が補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に必要な経費の一部を補助することができる。
	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営指導員による商工業に関する相談及び指導 ・ 金融及び信用保証に関する相談、指導並びに斡旋 ・ 税務及び経理、労務及び社会保険に関する相談並びに指導 ・ 講習会及び講演会の開催 ・ 記帳継続指導の実施 など
	〈マル経融資（小規模事業者経営改善資金融資制度）〉	
	内容	経営改善普及事業を金融面から補完するため、日本政策金融公庫が行う無担保・無保証人・低利の融資制度
	対象資金・貸付期間	設備資金：10年以内（据置期間2年以内） 運転資金：7年以内（据置期間1年以内）
	貸付限度額	2,000万円
	融資の要件	商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6か月以上受けていることなど。
〈認定事業〉	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の基本指針に基づき、「経営発達支援計画」や「基盤施設計画」を作成し、これを経済産業大臣に提出して、認定を受ける。 ・ 認定計画事業者に対して、補助金・高度化出融資、債務保証、課税の特例等の措置が講じられる。 	
② 経営発達支援事業	商工会又は商工会議所が国の基本指針に基づき、「経営発達支援計画」を作成し、市町村や金融機関、公的機関と連携して支援する事業。	
③ 基盤施設事業	商工会等が国の基本指針に基づき、「基盤施設計画」を作成し、小規模事業者の事業の集団化・共同化などに寄与する施設を設置・運営する事業。	

最後に、まとめとして、ここまでで挙げた中小企業施策関連法において、国が基本方針等を策定し、中小企業者等が計画を作成し認定を受けるもの一覧表、及び中小企業支援機関の全体像の図を掲げる。

【 中小企業施策に関する法律における基本方針等の策定者と計画作成者および認定者 】

法律名	第1段階		第2段階		第3段階		
	策定者	策定するもの	作成者・申請者	作成・申請するもの	認定者		
					国	又は	都道府県
中小企業等経営強化法	主務大臣	基本方針	中小企業者等	経営革新計画	主務大臣	又は	知事
	主務大臣	基本方針	2社以上の異分野の中小企業者等の連携体	異分野連携新事業分野開拓計画	主務大臣		
	経済産業大臣 ↳ 主務大臣	基本方針 分野別指針	中小企業者等	経営力向上計画	主務大臣		
中小ものづくり高度化法	主務大臣	特定ものづくり基盤技術高度化指針	中小企業者	特定研究開発等計画	経済産業大臣		
中小企業地域資源活用促進法	主務大臣	基本方針	中小企業者	地域産業資源活用事業計画	主務大臣		
	↳ 都道府県	基本構想 (国に通知)	NPO法人・一般社団法人・ 一般財団法人	地域産業資源活用支援事業計画			
地域商店街活性化法	経済産業大臣	基本方針	商店街振興組合、 事業協同組合等	商店街活性化事業計画	経済産業大臣		
			NPO法人・一般社団法人・ 一般財団法人	商店街活性化支援事業計画			
中小小売商業振興法	経済産業大臣	振興方針	中小小売商業者の組合など	高度化事業計画	経済産業大臣		
中小企業労働力確保法	厚生労働大臣と 経済産業大臣	基本指針	事業協同組合などの組合 や中小企業者など	雇用管理の改善計画			知事
下請中小企業振興法	経済産業大臣	振興基準	下請事業者が組織する 事業協同組合等	下請中小企業振興事業計画	主務大臣		
			2以上の特定下請事業者	特定下請連携事業計画			
小規模事業者支援法	経済産業大臣	基本指針	商工会又は商工会議所	経営発達支援計画	経済産業大臣		
			商工会等	基盤施設計画			

中小企業支援機関の全体像 （平成29年5月 中小企業庁 中小企業政策審議会の資料より）

- 様々な整理の仕方があり得るが、一つの見方として、大きく「分野横断型」と「分野専攻型」に分類することが可能。
- それぞれの支援機関が自らの特徴を活かしながら、中小企業・小規模事業者の支援を実施。

※ 分野横断型は幅広い分野に対応していることを意味しており、必ずしも専門的な対応を行っていないということではない。下図は、それぞれの支援機関の主な役割を概略的に示したもの。

	分野横断型 (金融)	分野専攻型
市町村	<p>税理士・会計士・弁護士・中小企業診断士等</p> <p>商工会・商工会議所</p> <p>中小企業団体中央会／ 商店街振興組合連合会</p> <p>中小企業支援センター</p> <p>よろず支援拠点</p> <p>中小機構</p> <p><small>(独立行政法人 中小企業基盤整備機構)</small></p>	<p>認定連携創業 支援事業者</p> <p>JETRO</p> <p>知財総合支援窓口</p> <p>中小企業大学校</p> <p>下請け駆け込み寺</p> <p>経営改善支援センター</p> <p>中小企業再生支援協議会</p> <p>事業引継ぎ支援センター</p>
県	<p>信用保証協会</p> <p>投資育成会社</p>	<p>全国商店街支援センター</p>
国・地区	<p>認定経営革新等支援機関</p> <p>信用組合／信用金庫／地銀／都市銀</p> <p>商工中金／日本政策金融公庫</p>	

第5章 福井県の戦略・計画等と中小企業施策

I. 福井県の中小企業施策に関する条例・規則と戦略・計画等

1. 福井県の中小企業施策に関する条例・規則

(1) 福井県中小企業振興条例

福井県中小企業振興条例は、平成21年3月に公布された。都道府県では、14番目の公布であった。

〈 中小企業振興条例の役割 〉

- ・ 県自身が中小企業ないし地域の産業を振興するという立場を自治体の内部に対して明確にする。
- ・ 地域の中小企業に対して県のスタンスを明示することにより県の考えや方向性を理解してもらう
- ・ 県の行政のスタンスの連続性を担保する。(知事や担当職員の交代により、これまでの施策が店晒しになるということはない)

〈 福井県中小企業振興条例の内容 〉

この条例は全部で10の条文から構成されており、中小企業基本法と対比で示すとすると、次のようになる。

福井県中小企業振興条例		中小企業基本法 第1章 総論
第一条 目的	⇔	第1条 目的
第二条 定義	⇔	第2条 定義
第三条 基本理念	⇔	第3条 基本理念
第四条 県の責務	⇔	第4条 国の責務
第五条 中小企業者の努力	⇔	第6条 地方公共団体の責務
第六条 県民等の理解と協力	⇔	第7条 中小企業者の努力等
第七条 基本方針	⇔	第5条 基本方針
		第8条 小規模企業に対する 中小企業施策の方針
第八条 財政上の措置	⇔	第9条 法制上の措置等
		第10条 調査
第九条 年次報告	⇔	第11条 年次報告等
第十条 その他		

このように対比させると、条例の条文から中小企業基本法と異なる部分に焦点を当てると、その趣旨がより明らかになる。

第三条 基本理念

「4. 中小企業の振興は、産業構造、企業規模その他の本県の特性に十分配慮して行われなければならない。」

→ 福井県の産業構造や企業規模などの特性に合致した中小企業施策を行うことを謳っている。

第四条 県の責務

「1. 県は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

2. 県は、中小企業振興施策を策定し、および実施するに当たっては、市町、中小企業団体、大学および金融機関と連携して取り組むものとする。

3. 県は、国その他の関係機関と協力して効果的な中小企業振興施策の推進を図るとともに、必要に応じて、国その他の関係機関に対し中小企業振興

施策の充実および改善を要請するものとする。

4. 県は、物品および役務の調達ならびに工事の発注等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。」

→ 県自らの独自の問題意識に基づいた中小企業振興施策の策定・実施するが、それに当たっては産学官金が連携して取り組むとしている。また、県による中小企業者の官公需受注に協力することを謳っている。

第四条 県の責務

第五条 中小企業者の努力

第六条 県民等の理解と協力

- ・中小企業の振興は、行政、中小企業者、県民の3者が連携・協力しながらそれぞれの立場で役割を果たす必要がある、としている。
- ・中小企業者が努めることとして、「自主的な経営の向上と改善への努力」、「供給製品等の安全性」、「雇用環境の整備」、「地域住民と連携した地域社会の発展への努力」を挙げている。

第七条 基本方針

- 「 一 中小企業者の製品開発および販路開拓の支援
 - 二 中小企業者の創業および新たな事業の創出等の促進
 - 三 中小企業者の経営革新の促進および経営基盤の強化
 - 四 中小企業者に対する資金供給の円滑化
 - 五 中小企業者の受注機会の増大
 - 六 中小企業者の知的財産等の活用の促進および産学官との連携
 - 七 国その他の関係機関が認めた技能者等の高度な技術を有する人材の活用による品質の確保
 - 八 中小企業者の事業活動を担う人材の育成および確保
 - 九 中小企業者および中小企業者が供給する製品等に関する情報の提供
 - 十 中小企業者における子育てに適した職場環境の整備促進 」
- を基本方針として掲げている。

第九条 年次報告

「知事は、毎年、議会に、中小企業の振興について取り組む事項およびその実施状況を報告しなければならない。」

→ 「中小企業の振興に係る取組事項および実施状況」を報告書として作成している。この報告書は、「第7条 基本方針」の10の方針ごとに、事業名、最終予算額、実施概要を記載している。

第十条 その他

「知事は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項について規則を定めなければならない。」

(2) その他の条例・規則

条例・規則名	公布
(条例)	
1. 福井県中小企業者の事業再生のための措置に関する条例	2009.12
2. 福井県工業技術センター設置条例	1985.3
3. 福井県指定管理者制度基本条例	2006.3
4. 福井県中小企業産業大学校の設置および管理に関する条例	1986.3
5. 福井県産業情報センターの設置および管理に関する条例	1994.3
6. 福井県産業振興施設の設置および管理に関する条例	1995.3
7. 福井県国際交流会館の設置および管理に関する条例	1996.3
8. 福井県都市公園条例	1973.3
(規程・規則)	
9. 福井県中小企業高度化資金貸付規則	1968.5
10. 福井県倒産関連中小企業保証料免除規程	1968.6
11. 福井県立産業技術専門学院規則	1973.3
12. 福井県繊維産業振興協議会規則	1953.12

4の「福井県中小企業産業大学校」、5の「福井県産業情報センター」、6の「福井県産業振興施設（サンドーム福井）」、7の「福井県国際交流会館」、8の6つの「福井県都市公園」のうちの一つである「越前陶芸公園（陶芸館・越前古窯博物館）」、11の「福井県産業技術専門学院」は公の施設であり、11の直営以外はすべて指定管理者が管理を行っている。指定管理者により公の施設の管理を行うには、条例によらなければならない（法第244条の2第3項）、条例において指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項を定めるものとされている（法同条第4項）。

産業労働部が所管する公の施設は上記5つであり、指定管理者制度を採用する4つの公の施設の管理に関する条例が存在し、必要事項が定められていることが確認できた。

2. 福井県の中小企業施策に関する戦略・計画等

福井県の中小企業施策に関する戦略・計画等を法律および国の基本方針等と関連付けて一覧表にすると、次のページの図のようになる。

(1) 地域再生・地方創生関連

① 地域再生法

施行	2005年4月 施行
目的 (第1条)	「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組みによる地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（地域再生）を総合的かつ効果的に推進するため、・・・・・・を目的とする。」
地域再生 (本法のねらい)	<p>本法がねらいとしている「地域再生」とは、困難な状況に直面している地域を、従来のように国が一方的に支援するのではなく、あくまで「自助と自立の精神」「知恵と工夫の競争による活性化」を前提に、「地域が自ら考え、行動する、国はこれを支援する」との考え方の下に、地域経済の活性化と地域雇用の創造を図り、持続可能な地域再生を実現することである。</p> <p>地域再生法は、各府省横断的・総合的な施策を乗せる共通プラットフォームとしての機能を担っている。</p>
スキーム	<ol style="list-style-type: none"> ① 政府が地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針である「地方再生基本方針」を策定する。 ② 地方公共団体が「地域再生基本方針」に基づき、「地域再生計画」を作成する。 ③ 「地域再生計画」を国（内閣総理大臣）に申請する。 ④ 国（内閣総理大臣）が計画を認定する。 ⑤ 国は、その認定計画に基づく措置を通じて、地方公共団体の自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援する。
地域再生協議会 (第4章)	地方公共団体は、地域再生計画の作成・実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するため、「地域再生協議会」を組織することができる。

【 法律・国の基本方針等と福井県の戦略・計画等の関係 】

法律	公布	国の基本方針等	福井県の戦略・計画等	公表又は計画期間
—		—	・ 福井経済新戦略	2015.4～2019.3
・ 地域再生法	2005.4	・ 地域再生基本方針	・ 地域再生計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ ふくい産力強化計画 ・ ふくい経済強化計画 ・ 北陸次世代産業創出イノベーション推進計画 ・ ふくいの産業競争力向上計画 ・ 福井新産業技術開発促進計画 ・ ふくい炭素繊維複合材料研究開発環境整備計画 ・ 研究開発プロフェッショナル人材設置事業 ・ ふくいの食の輸出とインバウンド観光拡大計画 	2006.7～2021.3 2016.3～2026.3 2016.4～2021.3 2016.12～2019.3 2017.2～2022.3 2018.3～2023.3 2017.5～2022.3 2017.5～2020.3
・ 伝産法 (文化財保護法)	1974.5 (1950.5)	・ 伝統的工芸品産業の振興に関する基本的な指針	・ 越前ものづくりの里プロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・ 「モノづくりのまち越前」伝統産業の活性化を支える環境整備計画 	2017.5～2020.3 2016.8～2019.3
・ まち・ひと・しごと創生法	2014.11	・ まち・ひと・しごと創生長期ビジョン <ul style="list-style-type: none"> ・ まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・ まち・ひと・しごと創生基本方針 	・ ふくい創生・人口減少対策戦略 (地方人口ビジョン・地方版総合戦略)	2015.4～2019.3
—	—	・ 産業クラスター政策 (2001～)	・ 最先端技術のメッカづくり基本指針	2005.3
—		—	・ 福井県技術開発事業化ロードマップ	2012.4～2021.3
・ 知的財産基本法	2002.12	・ 知的財産推進計画	・ 福井県知的財産活用プログラム	2005.3
・ 中小企業地域資源活用促進法	2007.5	・ 地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針	・ 地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想	2009.6
・ 地域未来投資促進法	2017.7	・ 地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針	・ 地域未来投資促進法に基づく基本計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 福井県嶺北地域における基本計画 ・ 福井県嶺南地域における基本計画 	2017.9～2023.3 2017.9～2023.3

認定地域再生計画 に基づく事業 に対する 特別の措置 (第5章)	① まち・ひと・しごと創生交付金の交付等
	② まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る課税の特例
	③ 地域再生支援利子補給金等の支給
	④ 特定地域再生事業に係る課税の特例
	⑤ 地方債の特例
	⑥ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の作成等
	⑦ 地域来訪者等利便増進活動計画の作成等
	⑧ 商店街活性化促進事業計画の作成等
	⑨ 地域再生土地利用計画の作成等
	⑩ 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例
	⑪ 生涯活躍のまち形成事業計画の作成等
	⑫ 地域農林水産業振興施設整備計画の作成等
	⑬ 構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例
	⑭ 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

② まち・ひと・しごと創生法

公布・施行	2014年11月 公布、2016年4月 施行
目的 (第1条)	我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、「国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成(まち)」、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保(ひと)」及び「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出(しごと)」を一体的に推進することが重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府による「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の作成等について定めるとともに、「まち・ひと・しごと創生本部」を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。
地方版総合戦略	都道府県及び市町村は、国の「まち・ひと・しごと総合戦略」を勘案して、平成27年度から平成31年度の5年間を対象期間とした地方版総合戦略(「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」)の策定に努めなければならない(同法第9条及び第10条)

スキーム	<ul style="list-style-type: none"> ① 政府が地域再生に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針である「地方再生基本方針」を策定する。 ② 地方公共団体が「地域再生基本方針」に基づき、「地域再生計画」を作成する。 ③ 「地域再生計画」を国（内閣総理大臣）に申請する。 ④ 国（内閣総理大臣）が計画を認定する。 ⑤ 国は、その認定計画に基づく措置を通じて、地方公共団体の自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援する。
------	---

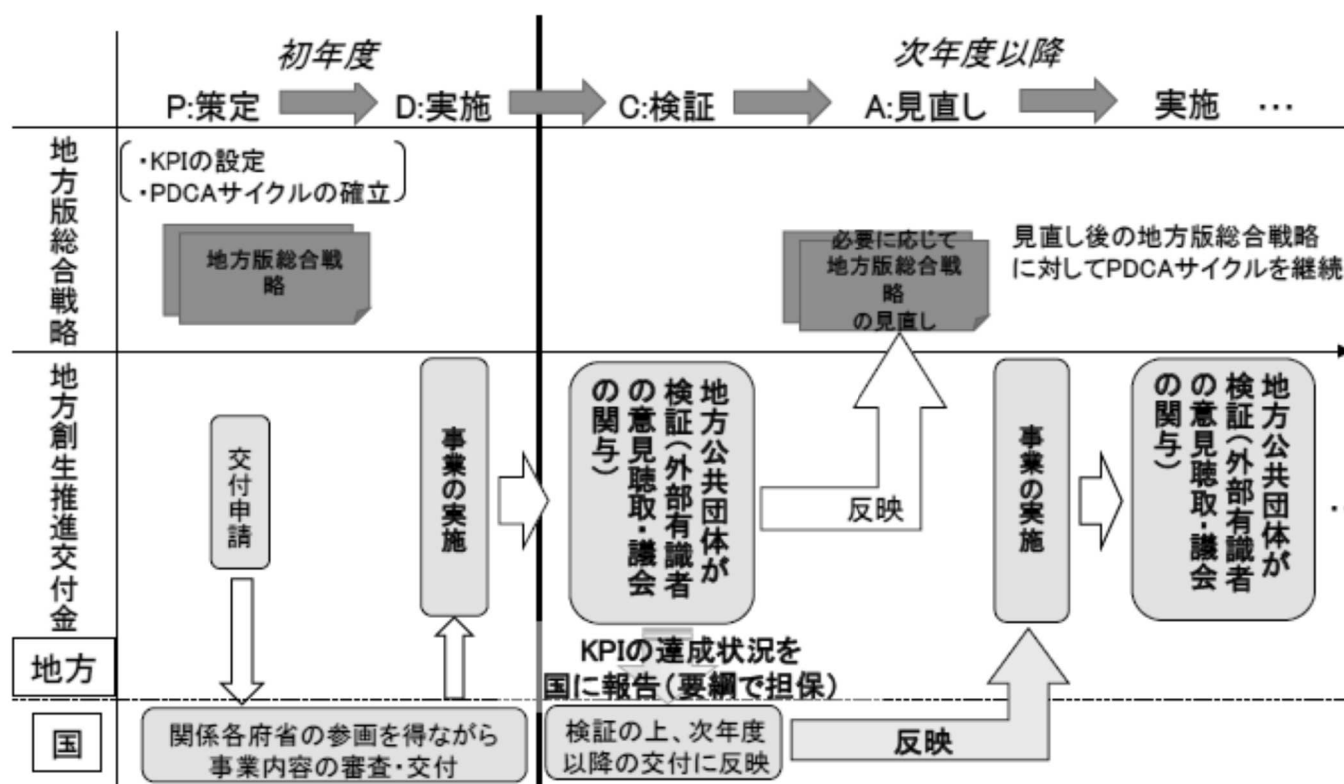
③ 新型交付金

新型交付金とは	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統一的な方針の下で関係府省庁が連携し、地方創生予算への重点化により財源確保を行い、従来の縦割りの事業を超えた財政支援を行う、地方版総合戦略に対しての交付金。 ・ 地方創生に関する政策の柱と言われている。
交付金の変遷	<p>これまでに「先行型交付金(平成26年度補正)」、「加速化交付金(平成27年度補正)」、「推進交付金(平成28年度～)」、「拠点整備交付金(平成28年度補正～)」といった「地方創生関係交付金」が交付されている。</p>
「地域再生法」と「まち・ひと・しごと創生法」との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域再生法の改正により、平成28年度より、同法に基づく交付金として位置付けられ、安定的・継続的に運用されることとなった。 ・ 地方創生全体の方向性を定める「まち・ひと・しごと創生法」と、個別の地域における地方創生の実現のための具体的な支援措置を提供する「地域再生法」の2つの法律が両輪となって地方創生を推進することとなった。
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援。 ・ 具体的な成果目標であるKPI(Key Performance Indicator, 重要経営指標)の設定と効果検証による、PDCAサイクルをを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援。
資金の流れ	<p>新型交付金の補助率は2分の1。各地方公共団体は、新型交付金と同額の一般財源を用意しなければならない。</p>

次ページの図（内閣府地方創生推進事務局作成）は、地方創生推進交付金におけるPDCAサイクルの流れである。

地方創生推進交付金におけるPDCAサイクルの基本的な考え方

- 地方創生推進交付金においては、PDCAサイクルを通じて、地方公共団体が自主的に設定したKPIに基づく客観的な効果検証を実施。
- 地方創生推進交付金のKPIの達成状況については、国においても地方公共団体より報告を受け、検証を行った上で、次年度以降の交付金の交付に反映。



④ 福井県の戦略・計画等

i) 「まち・人・しごと創生法」関連

地方版総合戦略の策定	「まち・ひと・しごと創生法」において作成が義務付けられている地方版総合戦略として、県は、これまで以上に人口減少対策に重点を置いた「ふくい創生・人口減少対策戦略」を策定した。			
戦略の計画期間	平成27年度から平成31年度までの5年間			
戦略の位置づけ	本県では、平成22年度に「福井県民の将来ビジョン」を策定し、人口減少・超高齢化社会への対応など、10年後の将来像とこれを実現するための方向性、県民や各界各層の行動指針を示したが、本戦略は、将来ビジョンに掲げる政策のうち、人口減少対策を中心に施策を具体化し、とりまとめたものである。			
推進・検証体制	県民の代表で構成する「ふくい創生・人口減少対策推進会議」において、本戦略の推進、戦略に掲げた各施策の実施状況の検証、成果に基づく施策の充実・見直しを各段階において市町と連携を図りながら行う。推進会議を構成する団体等は、自ら積極的に本戦略を推進する			
基本戦略	次の5つの基本戦略を設定した。			
基本戦略 1	幸福な暮らしの維持・発展		H26	H31
		本県の幸福度	全国 1 位	全国 1 位
基本戦略 2	結婚・出産の希望に応え、自然減に歯止め		H26	H31
		合計特殊出生率	1.55人 全国14位	全国 トップクラス
基本戦略 3	U・Iターン、県内定着を強かに促進		H26	H31
		U・Iターン者数	361人	550人
		社会減	2,246人	中長期的にゼロ
基本戦略 4	ローカル産業、グローバル観光革命		H24	H31
		県民所得	280万円/人	340万円/人
基本戦略 5	持続可能な元気コミュニティの形成		H27	H31
		「地域のにぎわい拠点」整備を計画する市町	5市町	17市町

ii) 「地域再生法」関連

福井県が単独で又は他の市町と共同で作成した「地域再生計画」で、産業労働部の4課で平成30年度に実施されていた計画は、次の表のとおりである。

【 福井県の 地域再生計画（産業労働部 4 課関連） 】

	作成主体	地域再生計画の名称	地域再生計画の概要	支援措置の名称	期間
1	福井県	ふくい産力強化計画	福井県には、一大集積地を形成している繊維、眼鏡等の分野で優れたものづくり技術があるが、本県の経済社会が発展していくためには、新しい技術開発による製造業の競争力強化が不可欠である。そこで、県内の産学官が一体となって、本県が有する優位性ある技術を基に、産学官共同研究や最先端技術開発を推進することにより、新技術開発による本県の「産力（物を産み出す力）」の強化を目指すとともに、概ね 10 年後の社会経済を見据え、本県が「メッカ」とよばれる最先端技術分野の創出を目指す。	地域再生支援利子補給金	2006.7 ～ 2021.3
2	福井県	ふくい経済強化計画	福井県には、一大集積地を形成している繊維、眼鏡等の分野で優れたものづくり技術があるが、本県の経済社会が発展していくためには、新しい技術開発による製造業の競争力強化が不可欠である。そこで、県内の産学官金が一体となって、本県が有する優位性ある技術を基に、産学官共同研究や最先端技術開発を推進することにより、イノベーションの創出を促し、革新的なビジネスモデルや売れる製品の開発を進めるとともに、国内外の需要を積極的に取り込み、県内経済の活性化を図る。	地域再生支援利子補給金	2016.3 ～ 2026.3
3	福井県 石川県 富山県	北陸次世代産業創出イノベーション推進計画	富山県、石川県及び福井県が協力し、高機能新素材分野やライフサイエンス分野における企業や大学等の間における県域を越えた連携を推進し、一大産業クラスターの形成を目指す。また、域外市場の開拓や新分野への進出等を図る中小・小規模企業に対して、地域内のリソースを活用し、新技術等の開発から販路開拓までを総合的に支援することで産業競争力の強化を図る。	地方創生推進交付金	2016.4 ～ 2021.3
4	福井県	ふくいの産業競争力向上計画	本県独自の開業技術（福井県特許）を活用した製造技術開発を国内外の研究機関と共同で行う。また、ものづくり企業のスマート化に関する研究として、製造業を対象としたセミナーの開催や県外の先進企業の実地調査、県内企業や地元大学、産業支援機関で構成するプロジェクトチームによるモデルプランの作成、実証検討を行う。 ナンバーワンやオンリーワン等の強みを持つ県内企業の魅力や特長を紹介する映像を活用しながら、大手就職支援企業が主催する就職説明会等において県内企業の魅力を伝え、U・I ターンにつなげる。	地方創生推進交付金	2016.12 ～ 2019.3
5	福井県	福井新産業技術開発促進計画	ロボットについては、福井県工業技術センター内にロボット開発施設を整備し、県内企業のロボット技術の導入を支援するとともに、I o T、A I 技術を組み合わせた先導的なロボット開発を行う。 宇宙産業については、福井県工業技術センター内に小型人工衛星製造に必要な環境試験施設（熱真空試験室、電波暗室）を整備する。	地方創生拠点整備交付金	2017.2 ～ 2022.3

	作成主体	地域再生計画の名称	地域再生計画の概要	支援措置の名称	期間
6	福井県	ふくい炭素繊維複合材料 研究開発環境整備計画	福井県では、地域の基幹産業を根幹とした炭素繊維分野への参入を進めており、これまでに、航空機分野では、エンジン部材で一定の成果を上げてきたが、これをさらに機体部分（主翼等）に拡大していくことを目標とする。 また、炭素繊維は、鉄の1/4の重さでかつ10倍以上の強度をもつ革新的材料であることから、応用分野は航空機分野だけでなく、自動車、建設・土木等のインフラ、スポーツ・レジャー、一般産業等への応用展開が期待でき、それら分野への県内企業の参入を促進する。	地方創生拠点整備交付金	2018.3 ~ 2023.3
7	福井県	研究開発プロフェッショナル 人材設置事業	県外大手企業で要職を務めた人材戦略マネージャー等からなるプロフェッショナル人材戦略拠点を、産学官金が一体となって県内企業を応援する「ふくいオープンイノベーション推進機構」に設置し、ものづくり産業に重点をおいて、県内中堅・中小企業の「攻めの経営」への意欲喚起と課題解決を進める。さらに民間人材ビジネス事業者等と連携し、プロフェッショナル人材の本県への還流を促進し、地域経済全体の成長戦略を実現することを目指す。	地方創生推進交付金	2017.5 ~ 2022.3
8	福井県	ふくいの食の輸出とインバウンド 観光拡大計画	外国人観光客受入体制および情報発信の強化や観光客の誘致、海外への販路拡大を促進することにより、外国人をターゲットに稼ぐ力を発揮する。	地方創生推進交付金	2017.5 ~ 2020.3
9	福井県・ 鯖江市・ 越前市・ 越前町	越前ものづくりの里プロジェクト	伝統工芸5産地が丹南地域に集積している特色を活かし、県外バイヤーを対象とした産地ガイドツアーや商談会をはじめ、平成29年秋に開館する「越前古窯博物館」での大規模茶会等を通して、相互連携による活性化を進め、全国から人が集まる魅力ある産地として知名度向上と需要拡大を図る。 また、伝統工芸5産地の中心に位置するサードーム福井に新設された福井ものづくりキャンパスや各産地研修施設等を活用し、産地職人の後継者育成・ブランディング教育を推進する。	地方創生推進交付金	2017.5 ~ 2020.3
10	福井県・ 越前市	「モノづくりのまち越前」伝統産業 の活性化を支える環境整備計画	地方創生道整備推進交付金の活用で、中心市街地にある越前筆筒（指物）、越前和紙、越前打刃物の三大産地と筆筒、和紙の原材料の産地である森林をつなぐ「モノづくり産業振興軸」となる道路【（都）河濯線、（都）本田線、林道上月尾線】を整備し、越前市のモノづくり産業の活性化や観光交流の活性化を目指す。	地方創生道整備推進交付金	2016.8 ~ 2019.3

(2) 地域産業集積関連

① 産業クラスター

産業クラスターとは、特定分野の企業、大学・研究機関、法律事務所、会計事務所などのビジネスを支援する専門組織、公的機関、ベンチャー企業を育てるインキュベーター組織などが一定地域に集積した状態をさす。クラスターとはブドウなどの房を意味し、限られた地域の産官学が互いに競争、協力しながら技術革新（イノベーション）を重ね、新たな商品やサービスを生み出すことで産業育成と地域振興を目ざす概念である。産地企業集積といわれることもある。

・第1期（2001～5年）：産業クラスターの立ち上げ期

クラスターの実態と政策ニーズを踏まえて、国が中心となって進める産業クラスター計画プロジェクトとして20程度を立ち上げ、自治体が独自に展開するクラスターと連携しつつ、産業クラスターの基礎となる「顔の見えるネットワーク」を形成する。

・第2期（2006～10年）：産業クラスターの成長期

引き続きネットワークの形成を進めるとともに、具体的な事業を展開していく。また、同時に企業の経営革新、ベンチャーの創出を推進する。なお、必要に応じて、プロジェクトの見直し、新たなプロジェクトの立ち上げを柔軟に行う。

・第3期（2011～20年）：産業クラスターの自律的発展期

ネットワークの形成、具体的な事業展開を更に推進していくとともに、産業クラスター活動の財政面での自立化を図っていき、産業クラスターの自律的な発展を目指す。

経済産業省が推進してきた18のプロジェクト(2009年度当時)は民間・自治体等が中心となった地域主導型のクラスターとして活動を進めているが、我が国の国際競争力確保のため、特に伸ばしていくべきとする分野については、資源の集中投下や連携の促進などにより、重点的な支援を行っていく。

② 地域未来投資促進法

正式名称	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
経緯	<p>1997年：地域産業集積活性化法 (特定産業集積の活性化に関する臨時措置法)</p> <p>↓ 〈改正〉</p> <p>2007年：企業立地法促進法 (企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律)</p> <p>↓ 〈改正〉</p> <p>2017年：地域未来投資促進法</p>
目的 (第1条)	<p>地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために・・・・・・を目的とする。</p>
スキーム	<p>① 主務大臣は、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本方針を策定する。</p> <p>② 自然的経済的社会的条件からみて一体である地域を区域とする1又は2以上の市町村及び当該市町村の区域をその区域に含む都道府県は、共同して、「基本方針」に基づき、地域経済牽引事業の促進に関する「基本計画」を作成する。</p> <p>③ 主務大臣に協議し、その同意を求める。</p> <p>④ 「基本計画」に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を作成し、都道府県知事に申請する。</p> <p>⑤ 都道府県知事が「地域経済牽引事業計画」を承認する。</p> <p>⑥ 地域経済牽引支援機関が、「連携支援計画（地域経済牽引事業に対する連携による支援事業に関する計画）」を作成し、主務大臣に申請する。</p> <p>⑦ 主務大臣が「連携支援計画」を承認する。</p> <p>⑧ 申請者は各種支援策を利用できる。</p>

支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ① 予算による支援措置：各種事業費 ② 税制による支援措置：課税の特例、地方税の減免 ③ 金融による支援措置： <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用保険法の特例 ・ 中小企業投資育成株式会社法の特例 ④ 情報に関する支援措置：地域経済分析システム等を活用 ⑤ 規制の特例措置等： <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品流通構造改善促進法の特例 ・ 特許法・商標法の特例 ・ 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例
------	--

③ 福井県の戦略・計画等

i) 「最先端技術のメッカづくり基本指針」及び 「福井県技術開発事業化ロードマップ」

a. 「最先端技術のメッカづくり基本指針」

策定の趣旨	<p>県内産学官が一体となって、「最先端技術のメッカ」づくりを中長期的（約10年間）に推進するために、目指すべき技術・市場分野や重点方策など、その基本となる事項を示すもの。</p>
基本指針の名称の意味	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「最先端技術」： <ul style="list-style-type: none"> ・ 他県に比べて優位性を有する技術(比較優位技術)を 発展させた最先端技術 ・ 県内の大学や研究機関等に新たに蓄積が進む有望技術 を活用した最先端技術 ・ 「メッカ」： <p style="margin-left: 20px;">世界に通じる競争力と市場性がある最先端技術を基盤として、有望市場分野で産業クラスターを形成している状態</p>
策定の経緯	<p>県が2003年度に策定した「挑戦ふくいー福井県経済社会活性化プランナー」に掲げる「めざせ『最先端技術のメッカ』」を実現するために、県内産学官の代表者等で構成する福井県産力戦略本部において、2005年3月にこの基本指針を策定した。</p>
基本指針策定と 関連する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伊藤忠商事(株)との「先端技術分野における戦略提携」 の締結（2004.10） ・ 地域再生計画「ふくい産力強化計画」の認定（2004.12） ・ 福井県知的財産活用プログラムの策定（2005.3）

最先端技術の創出を目指す5つの技術分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 比較優位技術を更なる発展により創出が可能な最先端技術 <ul style="list-style-type: none"> ① 先端マテリアル創成・加工技術 (繊維産業における繊維複合材料創成・加工技術) ② チタン・マグネシウム加工技術 (眼鏡産業におけるチタン加工技術) ③ レーザ高度利用技術 (機械技術を基にした産学官による技術蓄積) ・ 有望技術を活用した最先端技術 <ul style="list-style-type: none"> ④ バイオテクノロジー ⑤ 原子力関連技術
新たな産業クラスター形成を目指す4つの市場分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本県の企業集積を活かして形成を目指すクラスター <ul style="list-style-type: none"> ① 分散型発電・携帯エネルギー ② モバイル・IT機器 ③ 次世代自動車部品 ・ 次世代の「夢」として形成を目指すクラスター <ul style="list-style-type: none"> ④ ニューセーフティープロダクツ
メッカづくりのための重点方策	<ol style="list-style-type: none"> 1. 産学官ネットワークの形成 2. 産学官共同研究を中心とした先端技術の創出 3. 知的財産の戦略的活用 4. 世界に向けた情報の発信 5. 人材の育成

b. 「福井県技術開発事業化ロードマップ」

作成時期	2013年3月
作成の趣旨	市場拡大が見込まれる環境・エネルギー分野や医療分野等において、本県企業による事業化が期待でき、今後注力して開発すべき製品・技術の中から代表的なものを選定し、それぞれの開発スケジュールや事業化目標を定め、県内における技術の具体的発展の形を示すことにより、産学官による先端技術の開発および事業化を着実に実施していく。
対象期間	2012年度～2020年度（9年間）
作成方法	「福井経済新戦略」の重点分野を参考に、県内企業および新たな価値提案産業創出チーム員の意見を踏まえて選定した製品・技術について、事業化までの工程を「技術開発」、「用途開発」、「事業化技術開発」の3区分に分け、県内企業や県内大学等の意見を踏まえ、開発内容、開発期間および売上目標を示す。

<p>ロードマップ を作成した 技術項目</p>	<p>技術開発事業化ロードマップを作成した技術項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 軽量化材料 ② 省エネ機器 ③ 太陽光発電 ④ 燃料電池 ⑤ 非石油系燃料 ⑥ 二次電池 ⑦ 植物工場 ⑧ スマート技術 ⑨ 資源リサイクル ⑩ 原子力関連製品 ⑪ 医療用具 ⑫ 介護用品 ⑬ 快適生活製品 ⑭ 健康志向食品等
----------------------------------	--

ii) 「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」

地域産業資源活用事業の促進の重点的取組	① 産地の強みを活かした新商品・新サービスの事業化の推進 ② 繊維産業、眼鏡産業などの地域貢献産業の再活性化 ③ 農商工連携の推進や「健康長寿」という本県の強みを活かした新事業の創出・育成
地域産業資源の指定の根拠法	「中小企業地域産業資源活用促進法」第4条 および「国の地域産業資源活用事業の促進に関する基本方針」
指定における勘案事項	① 地域の特産物と認められる資源であること ② 現にあるいは潜在的に活用に取り組もうとする中小企業等が存在している資源であり、その取組みが域外市場（主に大都市圏などの県外市場）の消費者等をターゲットとしたものであること ③ 地域の中小企業等に共有されうる資源であること
県が指定した地域産業資源	平成31年3月現在において指定されている地域産業資源の数は以下のとおりである。 (1) 農林水産物：100件 (2) 鉱工業品又は鉱工業品の生産に係る技術：83件 (3) 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源：148件 (2)のうち、飲食品以外の地域産業・地場産業で繊維・眼鏡産業と7つの伝統的工芸品に係るものは以下のとおりである。

資源 名称		地域産業資源に係る地域												
		県全域	福井市	あわら市	坂井市	鯖江市	越前市	勝山市	大野市	小浜市	永平寺町	池田町	南越前町	越前町
1	絹・人絹織物(※1)製品		○	○	○	○	○	○	○		○	○		○
2	合成繊維長繊維(※2)ニット生地製品		○	○	○	○	○	○		○				○
3	編レース製品		○		○	○	○			○	○			○
4	細幅織物製品		○	○	○	○	○							○
5	眼鏡(枠を含む)		○		○	○	○					○	○	○
6	レンズ		○			○								
7	越前和紙		○			○	○							
8	越前漆器		○		○	○	○		○					
9	若狭塗・若狭塗箸									○				
10	越前打刃物						○							
11	指物(越前指物)					○	○							
12	越前箆笥					○	○							
13	越前焼	○												
14	若狭めのう細工									○				

(※1) 合成繊維長繊維織物、炭素繊維等の無機繊維織物を含む (※2) 無機繊維を含む

iii) 地域未来投資促進法に基づく基本計画

県は、地域未来投資促進法に基づく基本計画として、「福井県嶺北地域における基本計画」と「福井県嶺南地域における基本計画」を公表している。両方とも計画期間は2017年9月から2023年3月までであり、内容は次のとおりである。

1. 基本計画の対象となる区域（促進区域）
 - (1) 促進区域
 - (2) 地域の特徴
 - ① 地理的条件
 - ② 産業の状況
 - ③ インフラの整備状況
 - ④ 人口分布の状況等
2. 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標
 - (1) 目指すべき地域の将来像の概略
 - (2) 経済的効果の目標
 - ・ 経済的効果の目標
 - ・ 任意記載のK P I
3. 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項
 - (1) 地域の特性の活用
 - (2) 高い付加価値の創出
 - (3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果
4. 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域
 - (1) 重点促進区域
 - (2) 重点促進区域に設定した理由
 - (3) (重点促進市町村による) 工場立地特例対象区域の設定
5. 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項
 - (1) 地域の特性及びその活用戦略
 - (2) 選定の理由
6. 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項
 - (1) 総論
 - (2) 制度の整備に関する事項

- (3) 情報処理の促進のための環境の整備
(公共データの民間公開に関する事項等)
 - (4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応
 - (5) その他の事業環境整備に関する事項
 - (6) 実施スケジュール
7. 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項
- (1) 支援の事業の方向性
 - (2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法
8. 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項
- (1) 環境の保全
 - (2) 安全な住民生活の保全
 - (3) P D C A体制の整備等
9. 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項
- (1) 総論
 - (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項
 - (3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項
10. 計画期間

(3) 伝統工芸産業関連

① 伝産法（伝統的工芸品産業の振興に関する法律）

正式名称	伝統的工芸品産業の振興に関する法律
伝統的工芸品の指定等 (第2条)	<p>経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聴いて、工芸品であつて次の各号に掲げる要件に該当するものを伝統的工芸品として指定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 主として日常生活の用に供されるものであること 二 その製造過程の主要部分が手工業的であること 三 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること 四 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること 五 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること
スキーム	<ul style="list-style-type: none"> ① 経済産業大臣は、伝統的工芸品産業の振興に関する「基本指針」を定める。 ②-1 特定製造協同組合等(当該伝統的工芸品の製造される地域において製造事業者を代表するものとして政令で定まる要件に該当するもの)が、伝統的工芸品産業に関する「振興計画」を作成する。 ②-2 特定製造協同組合等が、販売事業者又は販売協同組合等とともに、伝統的工芸品産業に関する「共同振興計画」を作成する。 ②-3 製造事業者又は製造組合等が、伝統的工芸品産業の「活性化計画」を作成する。 ②-4 製造事業者又は製造組合等が、連携製造事業者(他の伝統的工芸品を製造する事業者)又は連携製造協同組合等とともに、「連携活性化計画」を作成する。 ②-5 従事者の後継者の確保・育成、消費者等との交流の推進その他伝統的工芸品産業の振興の支援事業を実施しようとするものが、「支援計画」を作成する。 ③ 作成した計画を都道府県知事を経由して経済産業大臣に申請する。 ④ 経済産業大臣が計画を認定する。 ⑤ 特定製造協同組合等は、販売事業者又は販売協同組合等とともに、伝統的工芸品産業に関する「共同振興計画」を作成する。 ⑥ 「共同振興計画」を都道府県知事を経由して経済産業大臣に申請する。 ⑦ 経済産業大臣が「共同振興計画」を認定する。 ⑧ 申請者は各種支援策を利用できる。

支援措置	① 国及び地方公共団体による経費の補助 ② 金融による支援措置： ・国及び地方公共団体による資金の確保又は融通の斡旋 ・中小企業信用保険法の特例 ③ 税制による支援措置 ④ 伝統的工芸品として指定されていることの表示の許可
------	--

② 福井県の戦略・計画等

上記(1)④ii)の「地域再生法」関連の「9. 越前ものづくりの里プロジェクト」及び「10. 「モノづくりのまち越前」伝統産業の活性化を支える環境整備計画」の2つの地域再生計画が実施されている。

(4) 知的財産関連

① 福井県知的財産活用プログラム

県は、知的財産の創造・保護・活用を促進することにより、広く県内企業の競争力を強化し、ものづくり技術等をさらに確固たるものとするため「福井県知的財産活用プログラム」を2015年に策定した。

次ページに「福井県知的財産活用プログラムの概要」を示す。

② 支援推進体制

県では、地域産業・技術振興課と福井県工業技術センターが、工業関連特許を中心とした知的財産に関する業務を担っている。

地域産業・技術振興課では、福井県工業技術センターにおいて発明された特許等に関する各種調整や、福井県内にある企業や団体、個人に対する知的財産に関する支援や意識啓発活動を行っている。

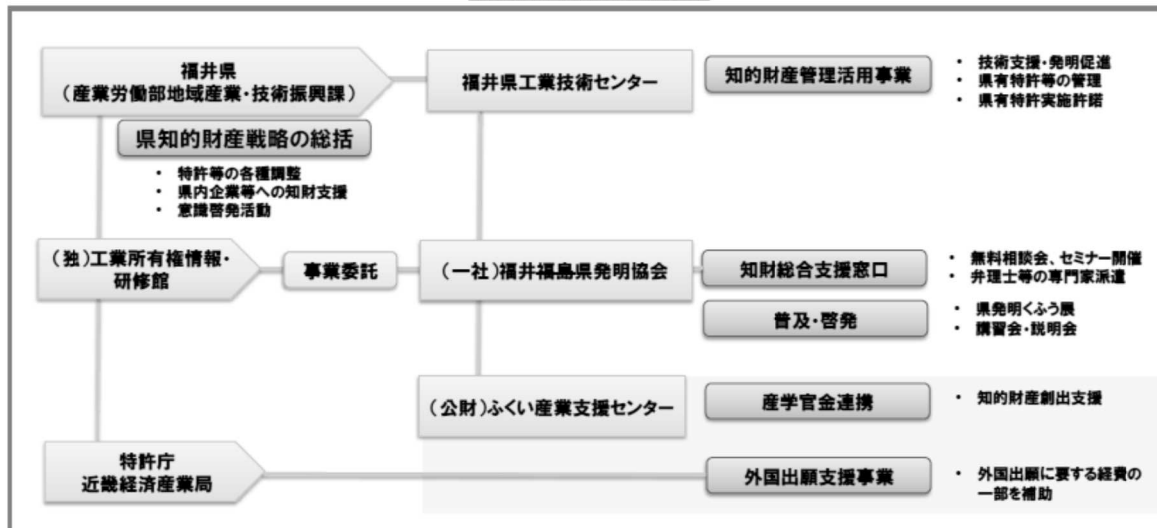
福井県工業技術センターは、研究から生まれた特許等の出願・維持を行うなどの管理業務を行っている。新たな技術開発や発明の促進および県有特許の実施許諾を行うことで技術的に支援している。

次ページに福井県の「知的財産事業実施体制」を示す。

【福井県知的財産活用プログラムの概要】

基本方針	内容	具体的方策①	具体的方策②	具体的方策③
—	—	〈企業への普及啓発〉	〈知的財産実務人材の育成〉	〈青少年の知財マインドの育成〉
(1) 知的財産の戦略的な活用に関する企業の意識を醸成	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産戦略を担う人材の育成を目的とした県独自の講演会やセミナーを開催 次世代の地域産業を担う青少年の知的財産への関心の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 企業経営における知的財産戦略の重要性を啓発するため、県内各地で講演会を開催 発明協会県支部等を通じて従業者の発明 報奨規定の導入に必要な情報を提供 	<ul style="list-style-type: none"> 特許等の戦略的活用に関するセミナーの開催 特許庁主催の初心者向け説明会など、各種 講習・研修会への企業の参加を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 県内の小中学校に対して、「福井県発明くふう展」へ参加呼びかけ等、知的創造への関心を持つ機会を拡充
—	—	〈知的財産の創造推進〉	〈知的財産の保護強化〉	〈知的財産の活用促進〉
(2) 県研究機関において、有益な知的財産を創造し、企業への技術移転を拡大	<ul style="list-style-type: none"> 企業ニーズを的確に捉えた研究開発に県予算を重点的に投入、また、国の資金を最大限に活用 県保有特許の利活用に関する企業相談窓口を充実 	<ul style="list-style-type: none"> 「最先端技術のメッカづくり基本指針」に沿った技術分野での知的財産創造に注力 研究課題の選定評価の見直し 県職務発明規程の報奨基準等の見直し 共同研究規程等の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 県研究機関の研究者に知財研修を実施 弁理士や総合商社等の外部専門家を活用 県立大学や研究機関の研究成果の権利化等の取扱い規程の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 県保有の知的財産権を活用した県内企業への技術移転を促進 知的所有権センター機能を拡充 県保有の知的財産と企業ニーズとのマッチング拡大
(3) 知的財産を重視した経営を行う企業への支援を拡充	<ul style="list-style-type: none"> 海外での特許取得に対する県の助成制度を創設 知的所有権センターの組織・機能を拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 県企業が参画する公募型産学官共同研究プロジェクトを積極的に推進 企業訪問に知財コーディネータを参画 技術開発支援制度の活用を促進 特許情報活用支援アドバイザーによる相談・指導、講習会開催を積極的に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 国際特許取得費用に対する助成制度を創設 知的所有権センターの利用拡大 「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」、日本 貿易振興機構(JETRO)の海外事務所等の利用促進 国の減免制度の利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産権の信託制度等の活用 技術移転などの相談機能を拡充 開放知財と企業とのマッチング拡大 日本政策投資銀行の知的財産権担保融資や企業支援資金の活用促進

知的財産事業の実施体制



(出所：特許庁)

(5) 福井経済新戦略

福井県経済新戦略推進本部は、2015年4月に2020年3月までの5年間の「福井経済新戦略（改訂版）」を公表した。当本部の委員は、本部長が福井県経済団体連合会会長であり、残り9名の委員は、副知事、（公財）ふくい産業支援センター理事長、福井大学産学官連携本部長、福井銀行取締役兼代表執行役専務、株式会社代表取締役社長（4名）、株式会社顧問から構成され、福井県経済新戦略推進本部の事務局（産業労働部産業政策課の経済戦略推進チーム）がこの戦略を取りまとめている。

この新戦略は、3つの基本戦略とエリア別戦略から成る。

「基本戦略1」は3つの「(個別)戦略」に分けられ、この3つの「戦略」と「基本戦略2」「基本戦略3」の下には、「個別プロジェクト」とプロジェクトごとの「今後（5年間）の施策の方向性」を掲げられている。「個別プロジェクト」においては、それぞれに「現状と課題」が記載され、また、「今後の施策の方向性」では施策ごとに平成32年度の数値目標を掲げられている。

「エリア別戦略」では、福井県下を5つのエリアに分けられ、それぞれに「現状と課題」を記載され、また、「今後の施策の方向性」では数値目標は挙げられていないが、分掌で施策の方向性を説明しされている。

以下、「福井経済新戦略」の概要を示す。

【 福井経済新戦略の全体像 】

基本戦略		戦略		個別プロジェクト	今後の施策の方向性
基本戦略 1	福井の強みに磨きをかけ、 現行の戦略を次の段階に高める	戦略 1	技術革新によって 新しい商品・サービス をつくる	1. 地域のイノベーションの仕組みをつくる	① オープンイノベーション推進機構を設置する 《 想定プロジェクト 》 ① 宇宙産業への参入促進 ② 医療産業への参入促進 ③ 炭素繊維の新たな展開 ④ ウェアラブル製品の開発 ⑤ 次世代農業技術の開発
				2. トリー4.0、IoT)などの波に乗り、新しいビジネスをつくる	① 「インダストリー4.0」や「IoT」、「オープンデータ」などITを活用した新しいビジネスを創出する ② ITを活用した創業や県外企業を誘致できるシェアオフィスなどの環境を整備する
				3. 県内の地場産業・伝統工芸産地の持続と発展を後押しする	—
		戦略 2	国内外の需要を積極的に取り込む	A. 繊維産業	① 従来型の受託生産から、商品の自主企画や開発等を行い、産地企業自ら前面に出て販売する「企業連携体」を支援する ② 産地を挙げてのブランドを普及させる ③ 北陸地域の産地企業間の連携を強化する ④ 炭素繊維複合材料を新たな段階に進める
				B. 眼鏡産業	⑤ 産地企業が主導して販路をつくる流通革新を後押しする ⑥ 海外進出による新たな販路づくりを支援する ⑦ 福井の眼鏡の魅力を消費者に訴えかける仕組みをつくる ⑧ 医療やウェアラブル、アクセサリなど新分野への進出を支援する
				C. 伝統的工芸品	⑨ 魅力ある「ものづくりの里」を確立する ⑩ 本県の伝統的工芸品の世界遺産への登録を目指す
				4. 「お互いプロジェクト」などにより海外展開を支援し、成長するアジアの需要を取り込む	① 富裕層・中間層に向けた販売を拡大する ② 本県企業・経済界・大学等のグローバル展開を促進する
				5. 農林水産と食品加工、関連機械などアグリインダストリーを振興する	① 儲かる農林水産業を推進する ② 第2次・第3次産業側から第1次産業への働きかけによる食関連の産業を振興する ③ 農業機械や生産管理システムなどの開発・事業化を図る
				6. 舞若道や新幹線の整備を機に福井の観光の力をパワーアップする	① 県都の玄関口である福井駅周辺や観光地周辺の商業エリアを支援し、賑わいを創出して観光関連産業を強化する ② 舞若道や北陸新幹線の整備を機に、さらなる観光誘客を促進する

基本戦略		戦略		個別プロジェクト	今後の施策の方向性
基本戦略 1	福井の強みに磨きをかけ、現行の戦略を次の段階に高める	戦略 3	産業支援機関のレベルアップ	7. 産業支援機関や施設全体の機能を強化する	<ul style="list-style-type: none"> ① 産業支援センター ② 工業技術センター ③ 福井・敦賀産業技術専門学院 ④ 中小企業産業大学校 ⑤ サンドーム福井 ⑥ 産業会館 ⑦ 越前陶芸村 ⑧ ふくい南青山291、食の國 福井館
基本戦略 2	人口減少社会に対応し、一人ひとりの能力を高め、人を呼び込む	—	—	8. 全国トップの産業人材を育て、企業の原動力にする	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内の企業と県内の小・中・高・高専・大学等をつなぎ、キャリア教育、産業人材の育成を進めるためのネットワークを設立する ② 各教育段階に応じて、多様でより実践的なキャリア教育を充実・強化させる ③ 後継者の確保・育成に課題のある分野別に、人材を誘致し、育成する ④ 生産現場改善に向けた「ものづくりインストラクター®」を育成し、現場人材をレベルアップさせる
				9. 女性や若者等に魅力のある職場を福井につくり、呼び込む	<ul style="list-style-type: none"> (1) 企業の呼び込み <ul style="list-style-type: none"> ① 企業誘致において、企画開発やデザイン、国際部門などの女性や若者等に魅力のある本社権能の移転を強く働きかける ② 「ふるさと企業減税」の実現を目指す ③ 本県独自の制度を活用し、他県に負けない企業誘致を推進する ④ 県内で新たな産業用地を確保する ⑤ 材料・デバイス分野など、世界バリュー企業の集積を推進する ⑥ 外資企業を誘致する (2) 人の呼び戻し <ul style="list-style-type: none"> ⑦ Uターンのみならず、地方移住希望者のIターンを促進するため、体制の整備と誘致を促進する ⑧ 生涯にわたる収入と支出のバランスや、職場と住居が近いことなど、都会と比較した福井での暮らしやすさについて、金額で対比できるよう情報発信する ⑨ 県内企業の女性や若者に魅力のある職場の様子を学生等にしっかり伝えるとともに、積極的な勧誘、呼び込みも行う ⑩ 働きやすい、魅力ある県内企業を増やし、女性の労働力を確保する ⑪ 県内企業が必要とする高度な人材の確保を支援する ⑫ 若者や女性の創業を促すため、きめ細やかな相談対応や、シェアオフィスを整備する ⑬ 本県がアジア等からの留学生の受入れを拡大し、県内大学などと連携して、インターンシップなどにより県内企業への就業を促進する ⑭ 経済界と連携し、アジア等からのハイレベルの外国人技術者等の活用の拡大に向けた仕組みを構築する

基本戦略		戦略	個別プロジェクト	今後の施策の方向性
エリア別 戦略	地域の産業の幅を広げ、 地域経済を活性化させる	—	嶺南地区	<ul style="list-style-type: none"> ⑯ 若狭さとうみハイウェイの開通効果を活かすため、「海湖と歴史の若狭路」の広域観光圏の確立や、敦賀金ヶ崎や三方五湖等の観光拠点の整備により観光誘客を強化する ⑰ 温暖な気候を活かした果樹・野菜の育成や、自然光利用型連棟ハウスによる周年出荷の生産を行う ⑱ 漁場の整備や養殖生産の拡大・漁家民宿への誘客拡大等により、水産業を振興する ⑲ エネルギー拠点化計画を中心に、高度レーザーや新エネルギーなどの新たな技術開発を促進する ⑳ 利便性や低コストを活かした企業誘致の展開 ㉑ 敦賀港における大口貨物の集荷活動を強化し、敦賀港の利用拡大と定期航路の充実・安定を図る ㉒ 本県における、LNG受入基地、火力発電所、パイプラインの整備に向けた検討を進める

II. 福井県の中小企業施策

1. 福井県の中小企業施策の担い手

(1) 福井県産業労働部

福井県の中小企業施策は、産業労働部が担っている。産業労働部の組織体系と業務分掌は、以下のとおりである。

① 産業労働部の組織体系（平成 30 年 4 月 1 日現在）

政策推進グループ	
産業政策課	経済戦略推進グループ
	商業・サービス業振興グループ
	金融グループ
	小規模企業応援室
国際経済課	海外展開支援グループ
	国際グループ
	旅券グループ
	福井県上海事務所
	ふくいバンコクビジネスサポートセンター
新産業創出課	県民衛星プロジェクト推進グループ
	創業・新産業支援グループ
地域産業・技術振興課	繊維・製造業振興グループ
	産学官連携推進グループ
	伝統工芸振興室
	└ 計量検定所
	└ 工業技術センター（公設試験研究機関）
	└ 越前古窯博物館
企業誘致課	敦賀港・福井港利活用グループ
	企業立地推進グループ

労働政策課	労働環境改善グループ
	雇用対策グループ
	産業人材育成グループ
	(人材確保支援センター)
	(シニア人材活躍支援センター)

- └ 産業技術専門学院（福井・敦賀）
- └ 人材開発センター（福井・敦賀）

公営企業経営課	企画・会計グループ
	水道施設管理グループ
	土木施設整備グループ

- └ 福井臨海工業用水道管理事務所
- └ 日野川地区水道管理事務所
- └ 坂井地区水道管理事務所
- └ テクノポート福井浄化センター

平成 30 年度の組織変更により、産業労働部においては、以下の変更があった。

- ・「商業振興・金融課」（「商業・サービス業振興グループ」と「金融グループ」）が「産業政策課」に吸収され、「商業振興・金融課」は消滅した。
- ・「新産業創出課」を新設し、「産業政策課」に属した「県民衛星プロジェクト推進グループ」と「地域産業・技術振興課」に属した「創業・新産業支援グループ」をこの「新産業創出課」へ移動させた。

② 産業労働部における分掌事務（平成 30 年 4 月 1 日現在）

福井県職員録によると、産業労働部の各課の分掌事務は以下のようになっている。（監査対象としなかった課は除く。）

産業政策課	1	福井経済新戦略
	2	商業の近代化および復興
	3	サービスの振興
	4	大規模小売店舗の立地
	5	ビジネス支援センター
	6	自転車競技法 の施行
	7	中小企業制度融資
	8	小規模企業者等の設備導入資金
	9	中小企業高度化資金（他課の所管に属するものを除く）
	10	特別保証制度
	11	信用保証協会の指導監督
	12	貸金業の規制等
小規模企業 応援室	1	産業情報の提供
	2	商工会議所および商工会ならびにこれらの連合会
	3	中小企業団体中央会
	4	経済団体（他課の所管に属するものを除く）
	5	公益財団法人 ふくい産業支援センター
	6	産業情報センター の管理運営
国際経済課	1	国際および国際経済に関する施策の企画、総合調整 および推進
	2	国際化および国際経済に関する施策の企画および推 進
	3	貿易の振興
	4	産業（農業・林業・水産業を除く）に係る製品の国際的 な販路開拓に関する企画および総合調整
	5	海外駐在員およびその事務所（上海・バンコク）の運 営
	6	外国賓客の接遇
	7	外国との渉外
	8	国際交流および国際協力
	9	地域国際化への対応

	10	海外渡航および旅券法 の施行
	11	海外移住
	12	福井県国際交流会館
	13	公益財団法人 福井県国際交流協会
新産業創出課	1	中小企業の創業、新分野開拓および技術開発の支援
	2	中小企業の経営革新
	3	企業の情報化
	4	情報サービス産業の振興
	5	情報サービス関連団体の育成および指導
地域産業・ 技術振興課	1	鋳工業の振興（他課の所管に属するものを除く）
	2	鋳工業関係団体の育成および指導
	3	鋳工業製品の販路開拓
	4	繊維産業の振興
	5	繊維関係団体の育成および指導
	6	繊維製品の販路開拓
	7	電気事業法・ガス事業法・電気通信事業法 の施行
	8	電気工事士法、電気工事業の業務の適正化に関する法律 および 電気用品案電法 の施行
	9	地下資源の開発
	10	採石
	11	砂利採取法 の施行（砂利採取業の試験および登録に係るものに限る）
	12	計量
	13	国民生活安定緊急措置法および生活関連物資等の 買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 の施行
	14	福井県繊維産業振興協議会
	15	計量検定所
	16	工業技術センター
	17	科学技術振興施策の総合調整および推進
	18	科学技術の振興
	19	鋳工業関係技術者の育成
	20	発明改良
	21	エネルギー研究開発拠点化計画のうち産業の創出お よび育成

伝統工芸 振興室	1	伝統的工芸品産業の振興
	2	郷土工芸品の指定および振興
	3	越前焼に関する資料の調査および研究
	4	越前陶芸公園
	5	デザインの振興
	6	産業振興施設
	7	一般財団法人 福井県産業会館

(2) 出捐団体等

名称	出捐金 (千円)	出捐率 (%)	所管
(公財) ふくい産業支援センター	2,167,827	79.0	産業政策課
福井県産業情報センター			
福井ものづくりキャンパス (デザインセンターふくい)			
中小企業産業大学校			
(独) 中小企業基盤整備機構	500	0.00005	
福井県信用保証協会	4,069,955	21.0	
(公財) 福井県国際交流協会	1,200,000	79.1	国際経済課
(一財) 福井県産業会館	30,000	45.4	地域産業・ 技術振興課
サンドーム福井 (福井県産業振興施設)			
(一社) 福井県繊維協会	253,562	69.3	
(一社) 福井県繊維協ビル同業会	50,000	9.8	
(公社) 発明協会 ((一社)福井県発明協会と連携)	30,000	2.0	
ふくい未来企業支援投資事業 有限責任組合	125,000	24.5	新産業創出課

(3) 福井県の中小企業支援機関

中小企業支援機関	福井県の支援機関の名称	場所
都道府県等中小企業支援センター	(公財)ふくい産業支援センター	福井県産業情報センタービル
よろず支援拠点	福井県 よろず支援拠点	
都道府県下請企業振興協会	福井県 下請企業振興協会	
貿易振興機関	ジェトロ福井	福井商工会議所ビル
ジョブカフェ	福井県 人材確保支援センター (ふくいジョブステーション)	
中小企業再生支援協議会	福井県 中小企業再生支援協議会	
経営改善支援センター	福井県 経営改善支援センター	
事業引継ぎ支援センター	福井県 事業引継ぎ支援センター	
日本政策金融公庫	日本政策金融公庫 福井支店	
信用保証協会	福井県 信用保証協会	
商工会議所	(県内7商工会)	—
商工会	(県内13商工会)	—
都道府県商工会連合会	福井県 商工会連合会	商工連ビル
都道府県商店街振興組合連合会	福井県商店街振興組合連合会	織協ビル
中小企業団体中央会	福井県 中小企業団体中央会	
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫 福井支店	商工中金・エジソン福井ビル
認定経営革新等支援機関	(200以上の個人・法人・団体)	—
認定情報処理支援機関	(県内4株式会社)	—

2. 福井県の地場産業施策の担当部署

福井県の代表的な地場産業に関して、県では以下のように分掌している。

繊維産業に関する施策については、主として地域産業・技術振興課が担っており、1(1)の分掌事務に「4. 繊維産業の振興」「5. 繊維関係団体の育成および指導」「6. 繊維製品の販路開拓」「14. 福井県繊維産業振興協議会」を掲げている。

眼鏡産業に関する施策については、1(1)の分掌事務の中に特に「眼鏡」という言葉は出てこない。これは、①眼鏡産業が福井県全体というより鯖江市に集中しており、鯖江市がこの産業に関する事業に力を入れていること、②眼鏡産業が輸出の割合が高い産業であり、県では国際経済課が販路開拓に重点を置いて事業を行うことによって、鯖江市と事業の重複を避けていること、が理由である。

伝統工芸産業に関する施策については、「伝統工芸振興室」という部門を地域産業・技術振興課に区別して設置し、伝統工芸品及び郷土工芸品の振興に関する施策を行っている。

3. 監査対象とした平成30年度の福井県の中小企業施策

(1) 事業経費の区分

事業経費は、次のように、経常的経費、政策的経費、投資的経費に分類できる。県では、この3つの経費のうち、「政策的経費」のみ予算要求シートを作成している。予算要求シートでは、成果指標の設定が要求される。

経常的経費 (義務的経費・一次経費)		現行の行政サービスや行政水準を維持していくために経常的に必要となる経費。 (狭義の義務的経費：人件費、扶助費、公債費)
標準経費 標準外経費	標準経費	シーリングの率に差を設けるために導入されたもので、政策的な色彩の強さによる細分類。
	標準外経費	
政策的経費 (臨時的経費・二次経費)		政策的な判断のもと、新たな行政サービスの開始による経費や現行の行政サービスや行政水準の向上を図るため、一時的または臨時的に投入する経費。
投資的経費		その経費の支出の効果が単年度また短期的に終わらず、固定的な資本の形成に向けられるもの。 多くは起債で賄われる。
予算 科目	普通建設事業	補助事業と単独事業に分けられ、国の直轄事業負担金を含む。
	災害復旧事業	—
	失業対策事業	—

(2) 監査対象とした範囲

① 監査対象とした部課と事業

まず、「地場産業（地域産業）及び伝統工芸産業を中心とした振興事業に関する財務事務の執行について」という今回の監査テーマに沿って、福井県の地域産業・地場産業に限らず他県でも行われる事業は監査対象から除外することにした。そのため、部課としては「企業誘致課」、「労働政策課」、「公営企業経営課」は監査対象から除外し、残りの4つの「産業政策課」、「国際経済課」、「新産業創出課」、「地域産業・技術振興課」を監査対象とすることと

した。

次に、この4つの課の事業の中のうち、地域産業・地場産業に関連しないか関連するとしても関連度が小さい事業は監査対象から除外することとした。これは、県から上記の4つの課の平成30年度の歳出執行データ（csv形式）を入手したうえで、まず県にそのデータに対して地域産業・地場産業への関連性を判断してもらい、次に監査人が県の判断が妥当かどうかチェックすることによって、監査対象となる事業を決定した。

② 監査対象とした科目

上記①で決定した事業において、狭義の義務的経費（人件費、扶助費、公債費。なお、扶助費、公債費は平成30年度には産業労働部では発生していない。）は監査対象から除外し、これを除いた科目を監査対象とした。

(3) 数値による一覧表

以下の事項について、数値による一覧表を以下の順で掲げる。

- ・ 福井県・産業労働部・産業労働部4課 の歳出額の比較
- ・ 平成30年度 産業労働部4課 / 一般会計 の節細節別(科目別)支出額
- ・ 平成30年度 産業労働部4課 / 一般会計 の節細節別(科目別)支出額
： 監査対象としたもの
- ・ 産業政策課
 - ・ 平成30年度 一般会計 事業別支出額
 - ・ 平成30年度 一般会計 政策的経費 総括表
- ・ 国際経済課
 - ・ 平成30年度 一般会計 事業別支出額
 - ・ 平成30年度 一般会計 政策的経費 総括表
- ・ 新産業創出課
 - ・ 平成30年度 一般会計 事業別支出額
 - ・ 平成30年度 一般会計 政策的経費 総括表
- ・ 地域産業・技術振興課
 - ・ 平成30年度 一般会計 事業別支出額
 - ・ 平成30年度 一般会計 政策的経費 総括表

「事業別支出額」は監査対象とした事業に関するもので、政策的経費のほか、標準経費、標準外経費も含む。また、「政策的経費総括表」は平成30年度における政策的経費に区分される事業について、予算額とその財源、事業の開始年度と終了予定年度、事業主体、当年度実績、次年度当初予算などについて一覧表にしたものである。

なお、表の中の「経費区分」における「政」は「政策的経費」、「標」は「標準経費」、「外」は「標準外経費」、「投」は「投資的経費」を表している。また、経費区分が「政策的経費」である事業は事業No.を丸数字で、経費区分が「政策的経費」以外の事業は事業No.を()書きの数字で表している。

【 福井県・産業労働部・産業労働部4課 の歳出額の比較 】

(単位：千円)

	福井県			産業労働部				産業労働部 4課				
	決算額	百分率 (%)		決算額	百分率 (%)			決算額	百分率 (%)			
		会計別 歳出額 比	総 歳出額 比		会計別 歳出額 比	総 歳出額 比	福井県 比		会計別 歳出額 比	総 歳出額 比	福井県 比	
一般会計 歳出額	456,191,247	100.0	70.1	14,597,933	100.0	69.7	3.2	11,942,246	100.0	65.3	2.6	
目的別分類	商工費	14,018,315	3.1	2.2	13,337,348	91.4	63.7	95.1	11,413,830	95.6	62.5	81.4
性質別分類	補助費等	102,975,211	22.6	15.8	3,773,205	25.8	18.0	3.7	2,079,752	17.4	11.4	2.0
	貸付金・出資金	6,585,029	1.4	1.0	6,439,173	44.1	30.8	97.8	6,196,670	51.9	33.9	94.1
	特別会計 歳出決算額	194,659,251	100.0	29.9	6,334,150	100.0	30.3	3.3	6,334,149	100.0	34.7	3.3
—	中小企業支援資金貸付金	6,334,150	3.3	1.0	6,334,150	100.0	30.3	100.0	6,334,149	100.0	34.7	100.0
	総歳出額	650,850,498	—	100.0	20,932,083	—	100.0	3.2	18,276,395	—	100.0	2.8

平成30年度 産業労働部4課 / 一般会計の節細節別(科目別)支出額

《支出額が大きい順》

(単位：千円)

No.	節名	No.	細節名	産業政策課		国際経済課		新産業創出課		地域産業・技術振興課		計		百分率 %	監査 対象
				事業	支出額	事業	支出額	事業	支出額	事業	支出額	事業	支出額		
21	貸付金	0	—	12	6,196,670							12	6,196,670	51.9	●
19	負担金補助及び交付金	0	—	33	1,742,594	12	80,948	14	80,606	32	175,604	91	2,079,752	17.4	●
13	委託料	0	—	6	112,025	22	173,244	7	107,659	19	424,015	54	816,943	6.8	●
2	給料	0	—	2	786,902							2	786,902	6.6	×
18	備品購入費	0	—	2	990	2	139	3	796	9	408,623	16	410,548	3.4	●
4	共済費	0	—	2	260,845	3	4,908			11	5,172	16	270,925	2.3	×
15	工事請負費	0	—			1	33,664	2	12,859	4	212,693	7	259,216	2.2	●
3	職員手当等	57	期末手当	2	185,577							2	185,577	1.6	×
14	使用料および賃借料	0	—	9	134,885	8	2,349	6	1,041	17	38,493	40	176,768	1.5	●
3	職員手当等	60	勤勉手当	2	131,624							2	131,624	1.1	×
11	需用費	1	消耗品費	9	2,262	10	1,918	5	3,680	32	120,448	56	128,308	1.1	●
11	需用費	5	光熱水費							7	77,976	7	77,976	0.7	●
11	需用費	6	修繕料	4	2,672	1	100			9	69,916	14	72,688	0.6	●
23	償還金利子及び割引料	0	—	3	56,767						0	3	56,767	0.5	●
8	報償費	0	—	5	654	4	497	8	3,961	12	27,136	29	32,248	0.3	●
3	職員手当等	3	管理職手当	2	26,147							2	26,147	0.2	×
9	旅費	0	—	5	3,265	12	6,716	4	3,171	26	12,625	47	25,777	0.2	●
3	職員手当等	45	超過勤務手当	2	23,956							2	23,956	0.2	×
7	賃金	0	—		0	1	5,226			7	18,549	8	23,775	0.2	×
1	報酬	0	—	1	317	2	13,202			4	10,138	7	23,657	0.2	×
3	職員手当等	9	扶養手当	2	23,503							2	23,503	0.2	×
3	職員手当等	18	通勤手当	2	18,669							2	18,669	0.2	×
12	役務費	1	通信運搬費	7	1,240	10	2,111	5	3,738	18	10,888	40	17,977	0.2	●
3	職員手当等	73	児童手当	2	13,125							2	13,125	0.1	×
11	需用費	2	燃料費	2	175	1	38	1	8	10	12,361	14	12,582	0.1	●
3	職員手当等	15	住居手当	2	12,094							2	12,094	0.1	×
3	職員手当等	12	地域手当	2	11,676							2	11,676	0.1	×
11	需用費	4	印刷製本費	7	877	5	346	3	283	17	5,544	32	7,050	0.1	●
12	役務費	4	手数料	2	46	7	48	1	6	8	6,667	18	6,767	0.1	●
28	繰出金	0	—	1	3,841						0	1	3,841	0.0	●

《 支出額が大きい順 》

(単位：千円)

節		細節		産業政策課		国際経済課		新産業創出課		地域産業・技術振興課		計		百分率	監査対象
No.	節名	No.	細節名	事業	支出額	事業	支出額	事業	支出額	事業	支出額	事業	支出額	%	
3	職員手当等	30	特殊勤務手当	2	3,581							2	3,581	0.0	×
16	原材料費	0	—							2	2,031	2	2,031	0.0	●
11	需用費	3	食糧費	6	141	4	519	3	109	6	240	19	1,009	0.0	●
12	役務費	6	保険料			3	476			4	388	7	864	0.0	●
3	職員手当等	19	単身赴任手当	1	648							1	648	0.0	×
10	交際費	0	—	1	302							1	302	0.0	●
27	公課費	0	—							1	133	1	133	0.0	●
12	役務費	3	広告料	1	71					1	43	2	114	0.0	●
22	補償補填および賠償金	0	—	1	10							1	10	0.0	●
12	役務費	5	筆耕翻訳料			1	10					1	10	0.0	●
計				142	9,758,163	109	326,465	62	217,922	256	1,639,693	569	11,942,245	100.0	
百分率					81.7		2.7		1.8		13.7		100.0		

《 上記の集計又は内訳 》

(単位：千円)

3	職員手当等		—	21	450,600	0	0	0	0	0	0	21	450,600	3.8	0.0
11	需用費	1	消耗品費	9	2,262	10	1,918	5	3,680	32	120,448	56	128,308	1.1	●
		5	光熱水費							7	77,976	7	77,976	0.7	●
		6	修繕料	4	2,672	1	100			9	69,916	14	72,688	0.6	●
		2	燃料費	2	175	1	38	1	8	10	12,361	14	12,582	0.1	●
		4	印刷製本費	7	877	5	346	3	283	17	5,544	32	7,050	0.1	●
		3	食糧費	6	141	4	519	3	109	6	240	19	1,009	0.0	●
			計	28	6,128	21	2,922	12	4,082	81	286,487	142	299,619	2.5	●
12	役務費	1	通信運搬費	7	1,240	10	2,111	5	3,738	18	10,888	40	17,977	0.2	●
		4	手数料	2	46	7	48	1	6	8	6,667	18	6,767	0.1	●
		6	保険料			3	476			4	388	7	864	0.0	●
		3	広告料	1	71					1	43	2	114	0.0	●
		5	筆耕翻訳料			1	10					1	10	0.0	●
			計	10	1,357	21	2,645	6	3,744	31	17,987	68	25,733	0.2	●

平成30年度 産業労働部4課 / 一般会計の節細節別(科目別)支出額 : 監査対象とした勘定科目

《 支出額が大きい順 》

(単位:千円)

No.	節名	No.	細節名	産業政策課		国際経済課		新産業創出課		地域産業・技術振興課		計		百分率 %	監査 対象
				事業	支出額	事業	支出額	事業	支出額	事業	支出額	事業	支出額		
● 監査対象とした勘定科目															
19	負担金補助及び交付金	0	—	33	1,742,594	12	80,948	14	80,606	32	175,604	91	2,079,752	28.6	●
13	委託料	0	—	6	112,025	22	173,244	7	107,659	19	424,015	54	816,943	11.2	●
18	備品購入費	0	—	2	786,902	2	139	3	796			7	787,837	10.8	●
15	工事請負費	0	—	2		1	33,664	2	12,859	9	408,623	14	455,146	6.3	●
23	償還金利子及び割引料	0	—	2	260,845					11	5,172	13	266,017	3.7	●
28	繰出金	0	—		0					4	212,693	4	212,693	2.9	●
14	使用料および賃借料	0	—	2	185,577	8	2,349	6	1,041			16	188,967	2.6	●
11	需用費	1	消耗品費	9	134,885	10	1,918	5	3,680	17	38,493	41	178,976	2.5	●
11	需用費	5	光熱水費	2								2	0	0.0	●
11	需用費	6	修繕料	9	2,262	1	100			32	120,448	42	122,810	1.7	●
8	報償費	0	—		0	4	497	8	3,961	7	77,976	19	82,434	1.1	●
9	旅費	0	—	4	2,672	12	6,716	4	3,171	9	69,916	29	82,475	1.1	●
7	賃金	0	—	7	877	1	5,226			17	5,544	25	11,647	0.2	●
12	役務費	1	通信運搬費	2	46	10	2,111	5	3,738	8	6,667	25	12,562	0.2	●
11	需用費	2	燃料費	1	3,841	1	38	1	8			3	3,887	0.1	●
11	需用費	4	印刷製本費	2	3,581	5	346	3	283			10	4,210	0.1	●
12	役務費	4	手数料		0	7	48	1	6	2	2,031	10	2,085	0.0	●
16	原材料費	0	—	6						6	240	12	240	0.0	●
11	需用費	3	食糧費		0	4	519	3	109	4	388	11	1,016	0.0	●
12	役務費	6	保険料	1		3	476					4	476	0.0	●
10	交際費	0	—	1	302							1	302	0.0	●
27	公課費	0	—							1	133	1	133	0.0	●
12	役務費	3	広告料	1	71					1	43	2	114	0.0	●
22	補償補填および賠償金	0	—	1	10							1	10	0.0	●
12	役務費	5	筆耕翻訳料			1	10					1	10	0.0	●
			計	130	3,561,493	104	308,354	62	217,922	256	1,639,693	552	5,727,462	78.9	
			百分率	23.6	62.2	18.8	5.4	11.2	3.8	46	28.6	100.0	100.0		

節		細節		産業政策課		国際経済課		新産業創出課		地域産業・技術振興課		計		百分率	監査対象
No.	節名	No.	細節名	事業	支出額	事業	支出額	事業	支出額	事業	支出額	事業	支出額	%	
● 預託金として支出し、年度末に全額返還される貸付金															
21	貸付金	0	—	12	6,196,670							12	6,196,670	85.3	●
● 監査対象としなかった勘定科目															
(単位：千円)															
1	報酬	0	—	2	2,213	2	13,202			4	10138	8	25,553	0.4	×
2	給料	0	—	2	786,902						0	2	786,902	10.8	×
3	職員手当等		—	21	450,604						0	21	450,604	6.2	×
4	共済費	0	—	3	261,917	3	4,908			11	5172	17	271,997	3.7	×
計				28	1,501,637	5	18,111	0	0	15	15310	48	1,535,058	21.1	
百分率				0.0	97.8	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	100.0		
総計（上記計）				158	5,063,130	109	326,465	62	217,922	271	1,655,003	600	7,262,520	100.0	

【 産業政策課 / 平成30年度 事業別 支出額 】

(単位：千円)

事業 No.	事業	支出額	経費区分				支出額のうち(円)	
			政	標	外	投	補助・交付	貸付金
①	新福井経済新戦略策定検討会議開催事業	1,017	○					
②	ふくい街角景気速報調査事業	1,128	○					
③-1	「ふくい南青山291」サテライトショップ出店運営費	24,496	○					
③-2	福井県ビジネス支援センター運営費	109,538	○	○				
④	ふくいの食品戦略的販路拡大支援事業	8,105	○				8,105	
⑤-1	地域商業活性化支援事業	14,436	○				14,436	
⑤-2	地域商業活性化支援事業(繰越明許費)	3,000	○				3,000	
⑥-1	おもてなし商業エリア創出事業(ソフト)	4,104	○				4,104	
⑥-2	おもてなし商業エリア創出事業(ハード)	19,870	○				19,870	
⑥-3	おもてなし商業エリア創出事業(ハード)(繰越明許費)	1,500	○				1,500	
⑦	“ふくいのとっておき”フードフェア開催事業	14,934	○					
⑧	福井国体消費拡大キャンペーン事業	5,339	○					
⑨	おもてなし産業魅力向上支援事業	66,146	○				66,146	
⑩-1	中小企業育成資金(一般分)貸付金	520,000	○					520,000
⑩-2	中小企業育成資金(小口分)貸付金	77,510	○					77,510
⑪-1	経営安定資金貸付金	657,290	○					657,290
⑪-2	資金繰り円滑化支援資金	1,969,960	○					1,969,960
⑪-3	中小企業再生支援資金貸付金	65,850	○					65,850
⑪-4	中小企業支援緊急資金	18,460	○					18,460
⑪-5	中小企業支援緊急資金(大雪)	2,060,480	○					2,060,480
⑪-6	長期借換支援資金	165,100	○					165,100
⑫-1	I o T・A I 等導入支援資金	1,860	○					1,860
⑫-2	オープンイノベーション支援資金	480	○					480
⑫-3	開業支援資金	257,190	○					257,190
⑫-4	産業活性化支援資金貸付金	402,490	○					402,490
⑬-1	開業支援資金(おもてなし支援分、 女性等創業支援分)保証料補給	7,701	○				7,701	
⑬-2	経営安定資金(セーフティネット保証支援分)保証料補給金	1,410	○				1,410	
⑬-3	産業活性化支援資金(新事業展開等)保証料補給金	1,903	○				1,903	
⑬-4	中小企業育成資金(企業子育て奨励分)保証料補給金	4,941	○				4,941	
⑬-5	中小企業支援緊急資金(大雪)保証料補給	267,745	○				267,745	
⑬-6	長期借換支援資金保証料補給金	9,076	○				9,076	
⑭-1	I o T・A I 等導入支援資金利子補給金	18	○				18	
⑭-2	産業活性化支援資金(設備資金)利子補給事業	2,396	○				2,396	
⑭-3	小規模事業者緊急資金利子補給金	4	○	○			4	
⑭-4	小規模事業者経営改善資金利子補給金	27,935	○				27,935	
⑭-5	中小企業緊急資金利子補給金	1,010	○				1,010	
⑭-6	中小企業支援緊急資金(大雪)利子補給金	207	○				207	
⑮-1	創業支援総合相談窓口設置事業	4,922	○				4,922	
⑮-2	中小企業持続化補助金	5,313	○				5,313	
⑯	嶺南企業サポート窓口設置事業	4,437	○				4,437	
⑰	福井ふるさと企業表彰事業	334	○				0	
⑱	ふくいの老舗企業チャレンジ応援事業	57,893	○				57,893	
⑲	ふるさと企業経営承継円滑化事業	19,203	○				19,203	
⑳	廃炉ビジネス参入企業支援事業	2,167	○				2,167	
㉑	ふくいの企業子ども探検事業	1,427	○				1,427	
(1)	支援センター見える強化事業	5,888			○		5,888	
(2)	中小企業取引情報提供事業	5,927			○		5,927	
(3)	福井県ビジネス支援センター業務運営委託	89,904			○			
	計	6,992,060				計	548,695	6,196,670

【 産業政策課 / 平成30年度 政策的経費 総括表 】

(単位：千円)

事業 No.	事業名	事業 開始 年度	経過 年数	事業 終了 予定 年度	平成 30年度 予算	前年度事業 との関係		財源内訳				事業主体	事業実施方法					当年度 実績	実績 - 当年度 当初予算	事業 完了	次年度 当初予算	次年度 当初予算 - 当年度実績		
						—	見直し額	特定財源			一般 財源		県	その他 (委託先)	直 営	委 託	補 助 金						負 担 金	預 託
								国庫	起債	その他 特定財源														
①	新福井経済新戦略策定検討会議開催事業	H30	0	H30	2,309	新規	+ 2,309				2,309	●	—	○					1,017	△ 1,292				△ 1,017
②	ふくい街角景気速報調査事業	H20	10	—	1,137	継続					1,137	●	< 1県内企業 >	○					1,128	△ 9		1,148	+ 20	
③	福井県ビジネス支援センター運営事業	H14	16	H33	227,561	継続		C,D			130,794	●	< 1県外企業 >	○	○				134,035	△ 93,526		243,689	+ 109,654	
④	ふくいの食品戦略的販路拡大支援事業	H30	0	H32	8,946	新規	+ 8,946	A	4,473		4,473	●	(公財) ふくい産業支援センター		○				8,105	△ 841		7,818	△ 287	
⑤	地域商業活性化支援事業	H29	1	H31	37,000	継続					37,000	●	市町、商店街、事業協同組合等		○				17,436	△ 19,564			△ 17,436	
⑥	おもてなし商業エリア創出事業	H24	6	H30	31,939	縮減	△ 41,934				31,939	●	市町等		○				23,974	△ 7,965	○		△ 23,974	
⑦	"ふくいのとっておき" フードフェア開催事業	H27	3	H30	14,958	拡充	+ 5,454				14,958	●	< 1県内企業 >	○					14,934	△ 24	○		△ 14,934	
⑧	福井県消費拡大キャンペーン事業	H29	1	H30	9,252	拡充	+ 5,742				9,252	●	< 2県内企業 >	○					5,339	△ 3,913	○		△ 5,339	
⑨	おもてなし産業魅力向上支援事業	H30	0	H34	80,366	新規	+ 80,366	A	40,183		40,183	●	(公財) ふくい産業支援センター		○				66,146	△ 14,220		80,366	+ 14,220	
⑩	金融貸付制度 (一般資金)	S33	60	H31	1,062,830	継続				1,062,830		●	—				○		597,510	△ 465,320		1,697,450	+ 1,099,940	
⑪	金融貸付制度 (セーフティネット制度)	S33	60	H31	10,151,320	継続				10,151,320		●	—				○		4,937,140	△ 5,214,180		10,010,990	+ 5,073,850	
⑫	金融貸付制度 (前向き制度)	S33	60	H31	1,691,140	継続				1,691,140		●	—				○		662,020	△ 1,029,120		2,560,720	+ 1,898,700	
⑬	金融貸付制度 (保証料補給・損失補償)	S43	50	—	117,392	継続				117,392		●	—		○				292,778	+ 175,386		142,439	△ 150,339	
⑭	金融貸付制度 (利子補給)	S44	51	—	35,677	継続				35,677		●	—		○				31,572	△ 4,105		30,809	△ 763	
⑮	ビジネスステップアップ支援事業	H12	18	H34	14,287	縮減	△ 461				14,287	●	(公財) ふくい産業支援センター		○				10,236	△ 4,051		13,336	+ 3,100	
⑯	嶺南企業サポート窓口設置事業	H27	3	H30	4,716	継続					4,716	●	(公財) ふくい産業支援センター		○				4,437	△ 279		4,732	+ 295	
⑰	福井ふるさと企業表彰事業	H27	3	H30	365	縮減	△ 41				365	●	—	○					334	△ 31		329	△ 5	
⑱	ふくいの老舗企業チャレンジ応援事業	H30	0	H30	60,664	継続		A	30,332		30,332	●	(公財) ふくい産業支援センター		○				57,893	△ 2,771	○		△ 57,893	
⑲	ふるさと企業経営承継円滑化事業	H30	0	H30	22,365	新規	+ 22,365	A	2,182		20,183	●	(公財) ふくい産業支援センター		○				19,203	△ 3,162		22,365	+ 3,162	
⑳	廃炉ビジネス参入企業支援事業	H28	2	H30	3,026	継続		B	2,400		626	●	敦賀商工会議所		○				2,167	△ 859	○		△ 2,167	
㉑	ふくいの企業子ども探検事業	H28	2	H30	1,428	継続					1,428	●	福井県商工会議所青年部連合会		○				1,427	△ 1	○		△ 1,427	
																							0	
					13,578,678		+ 82,746		79,570	0	13,036,084	463,024							6,888,840	△ 6,689,847		14,816,191	+ 7,927,351	

〈 国庫・その他財源の名称 〉 A : 地方創生推進交付金

B : 電源立地地域対策交付金

C,D : 土地貸付料 109,599、施設利用料 21,195

【 国際経済課 / 平成30年度 事業別 支出額 】

(単位：千円)

事業 No.	事業	支出額	経費区分				支出額のうち 補助金等	(※)
			政	標	外	投		
①	ブラジル日本移民110周年記念事業	3,049	○				-	
②	福井県・浙江省青少年交流事業	393	○				-	
③	国際ビジネス人材育成支援事業	3,631	○				-	
④	留学生県内就職支援事業	1,955	○				ア	
⑤	I S T S 機運醸成青少年海外派遣交流事業	5,139	○				-	
⑥	海外調査活動推進事業	1,000	○				-	
⑦	ふくい貿易促進機構運営事業	8,100	○			8,100	イ	
⑧	中国経済交流支援事業	873	○			873	ウ	
⑨	アジア市場への食の輸出拡大事業	9,077	○			2,894	イ	
⑩	香港における福井県アンテナショップ事業	10,937	○			9,568	イ	
⑪-1	福井県・浙江省友好提携25周年 物産展・商談会開催事業	8,746	○			6,732	イ	
⑪-2	福井県・浙江省友好提携25周年記念事業	1,572	○				-	
(1)	ふくいバンコクビジネスサポートセンター設置事業	24,389			○	9,429	イ	
(2)	県貿易情報センター負担金	9,071			○	9,071	イ	
(3)	上海事務所負担金	22,490			○	22,490	イ	
(4)	貿易関係管理費	1,141		○		11	-	
	計	111,569			計	69,170		

(※) 関連する中小企業を支援する法律： ア. 中小企業労働力確保法
イ. 中小企業地域資源活用促進法
ウ. 小規模支援法

【 国際経済課 / 平成30年度 政策的経費 総括表 】

(単位：千円)

事業 No.	事業名	事業 開始 年度	経過 年数	事業 終了 予定 年度	平成 30年度 予算	前年度事業 との関係		財源内訳				事業主体	事業実施方法					当年度 実績	実績 － 当年度 当初予算	事業 完了	次年度 当初予算	次年度 当初予算 － 当年度実績		
						—	見直し額	国庫	起債	その他 特定財源	一般 財源		県	その他 〈委託先〉	直 営	委 託	補 助 金						負 担 金	預 託
①	ブラジル日本移民110周年記念事業	H30	0	H30	5,047	新規	+ 5,047				5,047	●		○					3,049	△ 1,998	○		△ 3,049	
②	福井県・浙江省青少年交流事業	H27	3	H30	684	縮減	△ 283				684	●		○					393	△ 291		843	+ 450	
③	国際ビジネス人材育成支援事業	H29	1	H31	4,100	縮減	△ 1,230				4,100	●	〈(公財) 福井県国際交流協会〉	○					3,631	△ 469		3,571	△ 60	
④	留学生県内就職支援事業	H29	1	H31	3,003	継続					3,003	●	〈(公財) 福井県国際交流協会〉	○					1,955	△ 1,048		2,701	+ 746	
⑤	I S T S 機運醸成青少年海外派遣交流事業	H30	0	H30	5,515	新規	+ 3,003	A	2,757		2,758	●	〈(公財) 福井県国際交流協会〉	○					5,139	△ 376	○		△ 5,139	
⑥	海外調査活動推進事業	H16	14	H31	1,200	継続					1,200	●		○					1,000	△ 200		1,200	+ 200	
⑦	ふくい貿易促進機構運営事業	H23	7	H32	10,584	縮減	△ 511				10,584	●	県海外事務所等				○		8,100	△ 2,484		10,451	+ 2,351	
⑧	中国経済交流支援事業	H6	24	H32	1,200	継続					1,200	●	浙江省経済交流促進機構			○			873	△ 327		1,200	+ 327	
⑨	アジア市場への食の輸出拡大事業	H28	2	H30	10,026	拡充	+ 4,169	A	5,013		5,013	●	県海外事務所、〈福井銀行〉		○	○			9,077	△ 949	○		△ 9,077	
⑩	香港における福井県アンテナショップ事業	H30	0	H31	10,955	新規	+ 10,955	A	5,003		5,952	●	〈1県内企業、1協同組合〉	○	○				10,937	△ 18			△ 10,937	
⑪	福井県・浙江省友好提携25周年記念事業	H30	0	H30	14,123	新規	+ 14,123	A	4,683		9,440	●	上海事務所	○			○		10,318	△ 3,805	○		△ 10,318	
					66,437		+ 35,273		17,456	0	0	48,981							54,477	△ 11,965		19,966	△ 34,511	

〈国庫・その他財源の名称〉 A：地方創生推進交付金

【 新産業創出課 / 平成30年度 事業別 支出額 】

(単位：千円)

事業 No.	事業	支出額 (円)	支出額	経費区分				支出額のうち	(※)
				政	標	外	投	補助金等	
①	I Tビジネスマッチング支援事業	4,365,692	4,365	○				4,365	—
②	Eビジネス・キャリアアップ支援事業	3,113,803	3,113	○				3,113	—
③-1	技術研究組合運営費	600,000	600	○				600	—
③-2	県民衛星打上げ支援	21,600,000	21,600	○				21,600	—
④	ふくい創業者育成プロジェクト事業	8,334,444	8,334	○				8,334	
⑤	福井県 I o T 推進ロボ運営事業	2,207,100	2,207	○					
⑥	I o T・A I 等導入促進事業	17,196,640	17,196	○				17,034	
⑦	産学官連携 A I ビジネス創業支援事業	8,041,171	8,041	○				8,041	
⑧	宇宙技術および科学の国際シンポジウム (I S T S) 開催推進事業	3,917,644	3,917	○				1,065	
⑨-1	学生ベンチャー・チャレンジ応援事業	640,107	640	○				640	
⑨-2	ふくい e - オフィスプロジェクト事業	3,050,000	3,050	○				3,050	
⑩-1	医療・介護産業創出支援事業	4,803,621	4,803	○				1,938	
⑩-2	福井しあわせ健康産業協議会開催事業	1,372,464	1,372	○				0	
⑪-1	小型人工衛星製造拠点化推進事業 「キャンブ鷺塚プロジェクト」	2,277,769	2,277	○				244	
⑪-2	宇宙産業創出支援事業	1,516,719	1,516	○				752	
⑫	ロボット導入支援事業	4,991,775	4,991	○					
(1)	中小企業経営革新支援事業	79,704	79			○			ア
(2)	中小企業経営資源強化対策事業補助金	1,701,495	1,701			○		1,701	
	計	89,810,148	89,810				計	72,480	

(※) 関連する中小企業を支援する法律： ア. 中小企業等経営強化法

【 新産業創出課 / 平成30年度 政策的経費 総括表 】

(単位：千円)

事業 No.	事業名	事業 開始 年度	経過 年数	事業 終了 予定 年度	平成 30年度 予算	前年度事業 との関係		財源内訳					事業主体		事業実施方法				当年度 実績	実績 － 当年度 当初予算	事業 完了	次年度 当初予算	次年度 当初予算 － 当年度実績
						－	見直し額	特定財源			一般 財源	県	その他 (委託先)	直 営	委 託	補 助 金	負 担 金	預 託					
								国庫	起債	その他 特定財源													
①	I Tビジネスマッチング推進事業	H30	0	H32	4,654	新規	+ 4,654	B			500	4,154	(公財) ふくい産業支援センター		○			4,365	△ 289		4,348	△ 17	
②	Eビジネス・キャリアアップ支援事業	H25	5	H30	3,298	継続						3,298	(公財) ふくい産業支援センター		○			3,113	△ 185	○		△ 3,113	
③	県民衛星プロジェクト支援事業	H27	3	H32	72,636	継続		A	36,318			36,318	● 福井県民衛星技術研究組合	○	○			22,200	△ 50,436		185,464	+ 163,264	
④	ふくい創業者育成プロジェクト事業	H27	3	H30	8,945	継続						8,945	(公財) ふくい産業支援センター		○			8,334	△ 611		5,350	△ 2,984	
⑤	福井県I o T推進ラボ運営事業	H28	2	H32	3,584	継続		A	1,792			1,792	● < 5事業者 >	○	○			2,207	△ 1,377		63,229	+ 61,022	
⑥	I o T・A I等導入促進事業	H29	1	H32	50,102	継続		A	25,051			25,051	●		○			17,196	△ 32,906				
⑦	産学官連携A Iビジネス創業支援事業	H30	0	H32	8,136	新規	+ 8,136	A	4,068			4,068	(公財) ふくい産業支援センター		○			8,041	△ 95			△ 8,041	
⑧	宇宙技術および科学の国際シンポジウム (I S T S) 開催推進事業	H30	0	H31	4,633	拡充	+ 2,813	A	2,316			2,317	● ISTS福井大会 地元事業実行委員会	○		○		3,917	△ 716		11,135	+ 7,218	
⑨-1	学生ベンチャー・チャレンジ応援事業	H30	0	H32	2,850	新規	+ 2,850					2,850	(公財) ふくい産業支援センター			○		640	△ 2,210		552	△ 88	
⑨-2	ふくいe-オフィスプロジェクト事業																	3,050	+ 3,050		2,865	△ 185	
⑩	福井しあわせ健康産業創出支援事業	H25	5	H32	8,651	縮減	△ 1,604	A,C	4,325		412	3,914	● < 1県内企業 >	○	○	○		6,176	△ 2,475		13,200	+ 7,024	
⑪	宇宙産業創出支援事業	H28	2	H32	9,787	拡充	+ 9,787	A	4,893			4,894	●	○	○			3,794	△ 5,993		43,562	+ 39,768	
⑫	ロボット導入支援事業	H30	0	H32	5,666	新規	+ 5,666	A	2,833			2,833	● < 1県内企業 >	○	○			4,991	△ 675		4,672	△ 319	
	U・Iターン移住就職等支援事業																				9,199	+ 9,199	
					182,942		+ 27,648		81,596	0	912	100,434						88,028	△ 94,918		343,576	+ 255,548	

(国庫・その他財源の名称)

A : 地方創生推進交付金

B : 出展料企業負担金

C : 出展料企業負担金、保険料被保険者負担金

【 地域産業・技術振興課 / 平成30年度 事業別 支出額 その1 】

(単位：千円)

事業 No.	事業	支出額	経費区分				支出額のうち	(※)
			政	標	外	投	補助金等	
①	海外眼鏡販路獲得フォローアップ事業	4,500	○		○		4,500	
②	越前焼技能者養成支援事業	1,000	○				1,000	
④	越前ものづくりの里プロジェクト	28,712	○				28,712	
⑤	和膳による学校給食推進事業	6,139	○				210	
⑥	国際北陸工芸サミット開催事業	7,927	○				7,927	
⑦	産地新ブランド創出・流通サポート事業	7,983	○				7,983	
⑧	住宅への伝産品利用促進事業	5,251	○				5,155	
⑨	「実は福井」の技普及事業	3,768	○					
⑩	台湾連携中国・東南アジア市場開拓技術商談会開催事業	665	○				472	
⑪	北陸技術交流テクノフェア開催事業費補助金	9,000	○				9,000	
⑫	公設試験研究機関科学技術情報ネットワーク運営事業	34,763	○					
⑬	地域科学技術振興研究事業	319,383	○		○			
⑬	地域科学技術振興研究事業（エネ転分）	46,451	○					
⑭	県有知的財産管理活用事業	18,815	○		○			
⑮	海外知的財産サポート事業	111	○				111	
⑯	将来のふくいを牽引する技術開発支援事業	58,384	○				57,298	
⑰	地域資源活用共同研究事業	8,574	○					
⑱	ふくいオープンイノベーション推進機構強化事業	30,076	○					
⑲	開繊炭素繊維の新用途開発事業	3,617	○					
⑳	伝統的工芸品新機能開発事業	3,515	○					
㉑	戦略的基盤技術高度化支援事業	6,738	○		○			ア
㉒	炭素繊維の自動車分野への展開支援事業	24,436	○		○			
㉓	戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）事業	3,786	○		○			
㉔	「天心茶会」開催事業	2,325	○				2,325	
㉕	繊維産業新規市場開拓支援事業	5,978	○				5,978	
㉖	北陸繊維産地地域連携事業	8,507	○				8,507	
㉗	福井産地サプライチェーン再構築支援事業	6,690	○				6,690	
㉘	2020東京オリンピック市場への販路開拓事業	1,868	○				1,868	
繰越A	戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）事業（29補正）	105,417	○					
繰越B	炭素繊維複合材料研究開発環境整備事業（繰越明許費）	191,150	○					

(※) 関連する中小企業を支援する法律： ア. 中小ものづくり高度化法

【 地域産業・技術振興課 / 平成30年度 事業別 支出額 その2 】

(単位：千円)

事業 No.	事業	支出額	経費区分				支出額のうち	(※)
			政	標	外	投	補助金等	
(1)	一般研究事業（戦略的情報通信研究開発推進事業）	265			○			
(2)	技術情報誌発行事業	1,405		○				
(3)	工業技術センター技術開発成果情報提供事業	1,235			○		48	
(4)	越前焼調査研究事業	721			○		62	
(5)	機械工業産地振興対策事業	1,009			○		1,009	
(6)	全国伝統的工芸品展負担金	748			○		748	
(7)	地域特産工業振興対策事業	10,492			○		10,492	
(8)	伝統的工芸品月間事業負担金	230			○		230	
(9)	伝統的工芸品販売拠点設置事業	8,613			○		3,913	
(10)	東京国際眼鏡展出展事業	4,000			○		4,000	
(11)	福井県産業振興施設管理委託事業	50,408			○			
(12)	越前古窯博物館特別館長	637			○			
(13)	越前古窯博物館非常勤嘱託職員	3,731			○			
(14)	越前陶芸公園管理委託事業	103,371			○			
(15)	陶芸館建築物・建築設備点検	151			○			
(16)	産業デザインプロデュース事業	2,252			○		2,252	
(17)	福井デザインアカデミー開催事業	3,941			○		3,941	
(18)	諸補助・負担金	10			○		10	
(19)	繊維産業基盤強化事業	348			○		348	
(20)	科学技術週間行事開催事業	93		○				
(21)	眼鏡工業指導事業	113		○				
(22)	組合指導事業	81		○				
(23)	福井県デザイン振興事業運営費	21		○				
(24)	地域産業集積活性化指導事業	20		○				
(25)	一般研究事業	6,674		○	○			
(26)	評価試験事業	44,341		○	○			
(27)	伝統的工芸品産業振興事業管理費	229		○	○		8	
(28)	越前古窯資料館管理・運営事業	26,691		○	○		56	
(29)	繊維振興事業運営費	5,363		○	○			
	計	1,313,845				計	174,858	

【 地域産業・技術振興課 / 平成30年度 政策的経費 総括表 】

(単位：千円)

事業 No.	事業名	事業 開始 年度	経過 年数	事業 終了 予定 年度	平成 30年度 予算	前年度事業 との関係		財源内訳				事業主体	事業実施方法				当年度 実績	実績 - 当年度 当初予算	事業 完了	次年度 当初予算	次年度 当初予算 - 当年度実績			
						—	見直し額	特定財源			一般 財源		県	その他 (委託先)	直 営	委 託						補 助 金	負 担 金	預 託
								国庫	起債	その他 特定財源														
①	海外眼鏡販路獲得フォローアップ事業	H26	4	H31	500	継続					500		(一社) 福井県眼鏡協会			○		4,500	+ 4,000		4,500	+ 0		
②	越前焼技能者養成支援事業	H13	17	H32	1,000	継続					1,000		越前焼技能者養成支援委員会			○		1,000	+ 0		1,000	+ 0		
③	伝統的工芸品発信力強化事業	H24	6	H29		廃止	△ 8,143					●	—	○				—	—		—	—		
④	越前ものづくりの里プロジェクト	H26	4	H30	33,496	拡充	+ 2,322	A	16,748		16,748	●	越前ものづくりの里プロジェクト外運営委員会、小浜市			○	○	28,712	△ 4,784		32,646	+ 3,934		
⑤	和膳による学校給食推進事業	H26	4	H31	6,163	縮減	△ 1,018				6,163	●	—	○		○		6,139	△ 24		5,793	△ 346		
⑥	国際北陸工芸サミット開催事業	H29	1	H33	8,000	継続		B	4,000		4,000	●	北陸三県連携企画事業実行委員会			○		7,927	△ 73		128,256	+ 120,329		
⑦	産地新ブランド創出・流通サポート事業	H30	0	H32	7,983	新規	+ 7,983	A	3,991		3,992	●	(公財) ふくい産業支援センター			○		7,983	+ 0		7,822	△ 161		
⑧	住宅への伝産品利用促進事業	H26	4	H30	10,277	縮減	△ 3,020				10,277	●	—	○		○		5,251	△ 5,026		9,246	+ 3,995		
⑨	「『実』は福井の技」普及事業	H21	9	H31	4,160	縮減	△ 1,803				4,160	●	—	○				3,768	△ 392		2,804	△ 964		
⑩	台湾連携中国・東南アジア市場開拓技術商談会開催事業	H24	6	H30	666	継続					666	●	福井商工会議所	○		○		665	△ 1		472	△ 193		
⑪	北陸技術交流テックフェア開催事業	H16	14	H30	9,000	継続		A	4,500		4,500	●	技術テックフェア実行委員会			○		9,000	+ 0		9,000	+ 0		
⑫	公設試験研究機関科学技術情報ネットワーク運営事業	H15	15	H32	37,183	縮減	△ 5,092	C	37,183			●	—	○				34,683	△ 2,500		35,948	+ 1,265		
⑬	地域科学技術振興研究事業	H8	22	H32	497,987	継続		C,D	497,987			●	—	○				365,835	△ 132,152		371,865	+ 6,030		
⑭	県有知的財産管理活用事業	H1	29	H32	15,097	継続		E		7,887	7,210	●	—	○				18,815	+ 3,718		25,970	+ 7,155		
⑮	海外知的財産サポート事業	H24	6	H32	198	継続	△ 23				198	●	(公財) ふくい産業支援センター			○		111	△ 87		196	+ 85		
⑯	将来のふくいを牽引する技術開発支援事業	H30	0	H32	61,559	新規	+ 61,559	A	30,779		30,780	●	県内の企業・企業グループ	○		○		58,384	△ 3,175		61,589	+ 3,205		
⑰	地域資源活用共同研究事業	H21	9	H30	8666	縮減	△ 640				8,666	●	—	○				8,574	△ 92		7,930	△ 644		
⑱	ふくいオープンイノベーション推進機構強化事業	H21	9	H33	33,114	継続		A,F	16,138		837	16,139	●	—	○			30,076	△ 3,038		41,798	+ 11,722		
⑲	開繊炭素繊維の新たな用途開発事業	H28	2	H30	4,479	継続		A,C	3,731		748	●	—	○				3,617	△ 862	○		△ 3,617		
⑳	伝統的工芸品新機能開発事業	H29	3	H31	3,572	縮減	△ 292				3,572	●	—	○				3,515	△ 57		3,170	△ 345		
㉑	戦略的基盤技術高度化支援事業	H30	4	H32	5,763	縮減	△ 8,041	G			5,763	●	—	○				6,738	+ 975		2,731	△ 4,007		
㉒	炭素繊維の自動車分野への展開支援事業	H30	0	H32	0							●	—	○				24,436	+ 24,436	○	11,163	△ 13,273		
㉓	戦略的イノベーション創造プログラム (S I P) 事業	H26	6	H30	16,381	継続		H			16,381	●	—	○				3,786	△ 12,595		87,671	+ 83,885		
㉔	「天心茶会」開催事業	H29	1	H31	2,325	継続		A	1,162		1,163	●	天心茶会実行委員会			○		2,325	+ 0		1,163	△ 1,162		
㉕	繊維産業新規市場開拓支援事業	H22	8	H30	7,500	継続		A	3,750		3,750	●	県内繊維関連団体			○		5,978	△ 1,522		11,163	+ 5,185		
㉖	北陸繊維産地地域連携事業	H27	3	H31	12,500	縮減	△ 5,500	A	6,250		6,250	●	(公財) ふくい産業支援センター			○		8,507	△ 3,993		12,500	+ 3,993		
㉗	福井繊維産地サプライチェーン強化支援事業	H30	0	H32	7,487	新規	+ 7,487	A	3,743		3,744	●	県内繊維関連団体、全国のファッション系学校			○		6,690	△ 797		7,413	+ 723		
㉘	2020年東京オリンピック市場への販路開拓事業	H30	0	H32	4,000	新規	+ 4,000	A	2,000		2,000	●	県内中小企業			○		1,868	△ 2,132		4,000	+ 2,132		
	ふくい産業遺産・手しごと継承事業											●	—								1,000	+ 1,000		
					799,056		+ 49,779		631,962	0	30,868	136,226						658,883	△ 140,173		888,809	+ 229,926		

(国庫・その他財源の名称)

A : 地方創生推進交付金

B : 文化芸術創造活用プラットフォーム形成事業

C : 特別電源所在県科学技術振興補助金

D : エネルギー構造高度化・転換理解促進事業

E : 実施許諾料

F : 保険料被保険者負担金

G : 戦略的基盤技術高度化支援受託事業

H : 戦略的イノベーション創造プログラム受託事業

⑬ 地域科学技術振興研究事業 A : 747, C : 2,984

⑲ 開繊炭素繊維の新たな用途開発事業 C : 325,598, D : 172,389

第6章 外部監査の結果 — 総括的事項

外部監査の結果として、事業別ではなく総括的に記載すべき事項について、以下に記載する。

I. 全体的事項

1. 施策評価と事務事業評価について

(1) 県の施策評価

① 県が公表した施策評価の結果

県の施策評価に関して、「福井県政策推進マネジメントシステム（職員用テキスト）」には次のように記載されている。

・「政策合意」の締結

毎年度初めに、知事と部局長との間で、「政策合意」を結び、公表する。「政策合意」とは、知事が県民との間で約束したマニフェストをベースにした当該年度に実施する施策と成果目標についての合意である。これは、マニフェストの着実な実現を図るため、各部局長がそれぞれの職務に関わる目標を設定し、責任を持ってその達成に向けた施策を推進するための知事との合意である。

・「政策合意」の記載内容

「政策合意」には、マニフェストに基づく重要施策や施策の成果を測定するための指標（ベンチマーク）である「4年間の目標数値」のほか、部局としての継続的な施策、ゼロ予算ベースの施策についても記載する。

・「政策合意」における施策目標の進捗管理

マニフェストの年次実行計画に当たる「政策合意」において、各部局が毎年度に実行すべき施策の達成目標を可能な限り数値目標により設定する。時宜に応じて部局長から知事への中間報告を実施し、「4年間の目標数値」を各部局が常に見据えながら毎年度の施策の進行管理を行っていく。

「政策合意」の達成状況において、年次目標が達成できなかったり、「4年間の目標数値」に照らして進捗が遅れていることが明らかになった施策については、その都度、原因を明らかにしていく。これを踏まえ、場合によっては、事業期間終了を待たずに、成果主義の視点で事業の大胆な見直しやスクラップを促進していく。

・「政策合意」の達成状況の公表

年度末を目途に達成状況を知事に報告し、とりまとめて公表する。

平成30年度の「政策合意」の実施結果については以下のように公表された。

平成30年度 政策合意 実施結果 総括表

	項目数	目標を上回って達成しました	目標を達成しました	目標を一部達成できませんでした	目標達成にいたりませんでした	引き続き実施します
総務部	15	1	12	1	0	1
総合政策部	34	2	25	2	0	5
安全環境部	17	1	10	0	0	6
健康福祉部	20	1	16	1	1	1
産業労働部	18	3	11	4	0	0
観光営業部	16	0	12	1	1	2
農林水産部	21	1	19	0	0	1
土木部	20	1	13	1	0	5
国体推進局	4	1	3	0	0	0
会計局	3	0	3	0	0	0
教育庁	26	3	20	2	0	1
計	194	14	144	12	2	22
		8%	84%	7%	1%	
		達成率 92%				

産業労働部について、「目標を上回って達成しました」という結果となった3つのうち、監査対象の4課に関するものは次の2つである。

・「目標を上回って達成しました」

	目標	実施結果
ア. I o T・A I等の活用によるビジネス創出	目標を上回って達成しました	
ふくいA Iビジネス・オープンラボ ・ ラボ利用者数	1,000 人	2,058 人
イ. 世代をつなぐ「職人」技術	目標を上回って達成しました	
越前ものづくりの里プロジェクト ・ 伝統工芸職人塾生 (累計)	27 人 増 120 人	36 人 増 129 人

(目標を上回った主な原因・理由)

ア. 記載なし。

イ. 記載なし。

また、産業労働部について、「目標を一部達成できませんでした」という結果となった4つのうち、監査対象の4課に関するものは次の3つである。

・「目標を一部達成しませんでした。」

	目標	実施結果
ウ. 産業革新の一貫システム【共同研究】	目標を一部達成しませんでした	
① ふくいオープンイノベーション推進機構 ・ 共同研究プロジェクト数 (累計)	15件 増 61件	16件 増 62
② 福井ものづくり改善インストラクター スクール ・ スクール修了生人数 (累計)	15人 増 43人	13人 増 41人
エ. 小さな企業の元気応援	目標を一部達成しませんでした	
① ・ 支援企業数 (累計)	2,295社 増 8,500社 増	2,948社 増 9,153社 増
② ふくい産業支援センター 嶺南サテライトオフィス ・ 嶺南企業支援数 (累計)	213社 増 750社	285社 増 822社
③ 県内小売店等におけるキャッシュレス 端末の導入 ・ 設置店舗数	250社	117社
オ. 首都圏における県産品の販路拡大	目標を一部達成しませんでした	
① 「ふくい南青山291」及び 「食の國 福井館」 ・ アンテナショップの売上額	4億円	3.5億円
② 商談会への出展支援、産地視察ツアー ・ 県産食品の新規取引額	6,500万円	6,624万円

(目標に達しなかった主な原因・理由)

ウ. ② 人手不足による受講生派遣予定企業からの受講辞退

エ. ③ 手数料等の維持経費の負担などにより導入効果を見極めたい事業者が多かった。

オ. 記載なし。

② 監査の結果

●	項目	公表される政策合意において目標に達成しなかった施策 について
---	----	--------------------------------

「(1) 県の施策評価」において、「目標を上回って達成しました」及び「目標を一部達成しませんでした。」のうち、目標と実績が乖離した原因・理由を記載していないものがそれぞれ2件と1件ある。目標を達成できなかった場合では、原因・理由を記載していないと、事業計画に問題があったか、事業の執行において問題があったか、統制不可能な外的要因が発生したためなのか等、判断ができない。目標を上回った場合では、原因・理由を記載していないと、目標の設定が低すぎて不適切だったのか、有利な外的要因が発生したにか等、判断ができない。また、記載をしていないと、分析が未実施あるいは不十分なのではないか、目標の設定がアバウト過ぎるのではないのかといった疑いがもたれる。

なお、分析は行っており、記載していないだけであった。記載していない3件の主な原因・理由は次のとおりである。

ア. I o T ・ A I 等の活用によるビジネス創出／ふくいA I ビジネス・オープンラボ

目標の設定にあたっては、産業情報センターに設置している「ネット通販取引センター」の平成29年度上半期(4月～9月)の利用者数が986人であったことを参考に算出している。目標を上回って達成した理由は、「ふくいAIビジネス・オープンラボ」の設置初年度ということもあり、メディアなどに大きく取り上げられ反響が大きかったことが挙げられる。(開設された平成30年11月の利用者は935人に上った)

イ. 世代をつなぐ「職人」技術／越前ものづくりの里プロジェクト

平成30年度で事業継続5年目となり、広報活動の効果もあり知名度が向上したこと、産業観光化(オープンファクトリー等)の動きにより、職人を目指す若者が増えてきていることから、目標を上回る成果を得られたと考えられる。

オ. 首都圏における県産品の販路拡大／「ふくい南青山291」及び「食の國 福井館」

平成28年度に運営事業者が変わった際、年間4億円という高い目標を掲げてチャレンジしたが、結果として3.5億円(対前年度比3.2%増)と過去最高の売上を計上したものの、店舗外売上が目標に満たなかったためである。

意見 ①	公表される政策合意における目標に達成しなかった施策の目標と実績が乖離した原因・理由について
監査の観点	経済性、有効性、効率性
<p>目標と実績が乖離した原因・理由を記載していないものが3件あった。実績が目標を上回った場合も目標を達成できなかった場合も、分析が未実施あるいは不十分である、目標の設定がアバウトであるといった疑いをもたれないよう、原因・理由を記載すべきである。</p>	

(2) 県の事務事業評価

① 県が公表する事務事業評価の概要

事務事業の評価については、「福井県政策推進マネジメントシステム（職員用テキスト）」において以下のように記載されている。

◆「事務事業カルテ」による評価

- ・毎年度初めにすべての事務事業に対し、「事務事業カルテ」という評価シートを作成し、期待する成果が実現したかどうかを精査。
（その際、「事務事業カルテ」の成果指標とロジック・モデルに記載した最終成果との整合性を図る。）
- ・十分な成果を伴わないと判断した事務事業については、担当課に改善を指示し、成果がまったく見込めない場合には執行のあり方を再検討。

県では、活動指標と成果指標を設けており、予算要求シート（事務事業カルテ）において、5年間の目標と実績を記載している。

「予算要求シート記載要領」には、指標の設定について以下のように記載されている。

(2) 指標の設定

- ・成果目標は事業の検証に極めて重要であることから、必ず設定のうえ、成果指標は出来る限り数値目標を設定してください。
- ・数値目標を設定できない場合には、出来ない理由を「目標・指標の考え方・積算根拠」に記載のうえ、数値では表すこと事が出来ない目標を記載してください。
- ・指標の設定に当たっては、(1)にある各指標の定義を参考に、事業成果を測る上で適切なものとしてください。既に設定してある指標についても、同様の観点から必要に応じ見直しを行ってください。

適切な指標の選択や適切な目標の設定はPDCAの要諦である。これらの設定のノウハウは、2分の1が新型交付金として支給される地方再生計画において記載を要する事業の実施状況に関する客観的な指標としてのKPI（重要業績評価指標）、また、地域未来投資促進法における地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標としての任意記載のKPIの設定に活かすことができ、ますます厳しくなる日本の行政予算を考慮すると、今後重要性がますます高まっていくと考えられる。

② 成果報告書

普通地方公共団体の長は、決算を議会の認定に付するにあたって、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類（成果報告書）を提出しなければならない（地方自治法第 233 条第 5 項）。

県が議会に提出した成果報告書は下に掲げた様式で A4 用紙 1 枚に 2 事業ずつ記載している。

() ●●●●●●●●●● 事業		×××××課			
[事業目的]					
[事業内容]					
[決算額] (単位：千円)	決算額	国庫	その他特定財源	一般財源	
[事業の目標 および効果]		内 容	目 標	実 績	
	活動 指標				
	成果 指標		億円	億円	
[事業評価]					

事業評価とは、成果などについて、指標による客観的数値を用いながら分析・評価を行い、その結果を踏まえ、今後の事務事業の方向性を検討することである。下の表は、平成 30 年度の成果報告書について、「事業の目標および効果」欄と「事業評価」欄を抜き出し、「事業評価」欄の記載内容について監査人が次の事項についておおまかに判定したものである。

- ・「事実」：実施した事業内容やその結果が記載してあるものに「○」を付した。
- ・「評価」：成果指標・活動指標の目標や実績と関連づけて評価して記載してあるものに「○」を付した。
- ・「今後の方向性」
：翌年度あるいは翌年度以降の計画・見込み等を記載してあるものに「○」を付した。

・ 産業政策課

					事実	評価	今後の方向性
新規	ふくいの食品戦略的販路拡大支援事業						
事業の 目標及 び効果		内容	目標	実績			
	活動指標	支援事業者数	66社	88社			
	成果指標	売上高	6,500万円	6,624万円			
事業 評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11月に県内企業50社と首都圏の食品バイヤー等15社との商談会を開催し、4社に企業訪問を行った。 ・ 元年度は、都市圏の食品バイヤー等による商談会に加えて、企業訪問ではなく、県内外のマッチング機会を拡大するために展示会を開催する。 				○		○
	福井県ビジネス支援センター運営事業						
事業の 目標及 び効果		内容	目標	実績			
	活動指標	活動日数	—	360日			
	成果指標	売上高	4億円	3.5億円			
事業 評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町・百貨店等と連携したフェアの開催や民間企業の社食における福井メニュー提供・特産品の販売により、前年度に比べ約1,100万円売上げが増加した。 ・ 元年度は、新受託者のノウハウによる魅力ある売り場づくりやオリジナル商品の開発など新たな販路拡大により、集客増および売上増につながっている。 				○		○
	ふくいの老舗企業チャレンジ応援事業						
事業の 目標及 び効果		内容	目標	実績			
	活動指標	採択企業数	20社	26社			
	成果指標	投資誘発額	9,000万円	13,114万円			
事業 評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請件数は46件あり、依然として県内企業からの関心は高かった。 ・ 店舗改装等により1億3,114万円の投資を生み出したほか、新たな顧客獲得などこれまで累計約13億5,000万円の売上拡大の効果があつた。 				○	○	
	ふるさと企業経営承継円滑化事業						
事業の 目標及 び効果		内容	目標	実績			
	活動指標	支援企業数(延べ)	400社	5,499社			
	成果指標	支援企業の事業承継数	20社	87社			
					実績：事業承継診断 5,485社、補助金採択 14社		
事業 評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工団体、金融機関等と協力して、目標を大きく超える5,485件の事業承継診断(企業訪問による相談対応等)を実施。 ・ 支援により87社の事業承継が実現。県内企業の円滑な承継を後押しできた。 				○	○	
						○	

新規	おもてなし産業魅力向上支援事業						
事業の 目標及 び効果	活動指標	内容	目標	実績			
	成果指標	支援事業者数		30 社	31 社		
		売上高伸び率	9,000 万円	—			
事業 評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 30年度は、43件の申請があり、本事業に対する県内企業からの関心は高かった。 ・ 元年度も継続して事業を実施し、観光客の受入れ態勢の取組みを支援していく。 				○		○
	制度融資・セーフティネット資金の確保						
事業の 目標及 び効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営安定資金：30年度の融資実績は、8件、1億200万円であった。 ・ 資金繰り円滑化支援資金： 30年度の融資実績は、86件、18億7,031万円であった。 						
事業 評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営安定資金は、30年度において、危機関連保証支援分を創設し、対象の中小企業を拡大したが、件数・金額ともに減少した。 				○		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金繰り円滑化支援資金は、30年度において、要件緩和や融資期間延長を行つたことにより、件数・金額ともに増加した。 				○		

・ 国際経済課

					事実	評価	今後の方向性
留学生県内就職支援事業							
事業の 目標及 び効果		内容	目標	実績			
	活動指標	企業説明会等の 開催回数	2回	3回			
	成果指標	県内企業に就職する 留学生採用数	10人	18人			
事業 評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内大学や商工団体、県国際交流協会等とともに、4月に留学生向けの合同企業説明会を開催し、企業26社と留学生等52名が参加した。 				○		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人留学生を対象に、個別に県内企業を訪問して企業担当者と意見交換等を実施する機会を設定し、延べ13名が参加した。 				○		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記説明会や企業訪問に県外大学の外国人留学生にも参加を働きかけ、県内企業のグローバル人材の確保を支援した。 				○		
拡大	アジア市場への食の輸出拡大事業						
事業の 目標及 び効果		内容	目標	実績			
	活動指標	国際展示会・商談会 への出展支援回数	4回	4回			
	成果指標	アジアへの新規 輸出件数	56件	59件			
事業 評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 香港(10月)、バンコク(11月)において県産食品・工芸品の商談会を開催し、県内企業延べ45社が出展し、約560件の商談が行われた。 				○		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際食品見本市(台湾香港、シンガポール等)に福井県ブースを設け、延べ12社の出展を支援したほか、シンガポール、中国、台湾、タイ等から企業を招聘し、県内企業との商談会を開催した。 				○		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元年度は、アジアからのバイヤー招聘に加え、欧米バイヤーを招聘する。 						○
新規	香港における福井県アンテナショップ事業						
事業の 目標及 び効果		内容	目標	実績			
	活動指標	(指標欄がない)					
	成果指標	アジアへの新規 輸出件数	56件	59件			
事業 評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月から12月の約3か月間、香港の商業施設内に福井県のアンテナショップを設置した。 				○		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期間中、24社の商品111品を販売して、約326万円の売り上げがあった。 				○		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元年度は、アンテナショップにおいて地酒(日本酒)を核とした本県の売り込みを実施する。 						○

・新産業創出課

・新産業創出課					事実	評価	今後の方向性	
県民衛星プロジェクト支援事業								
事業の 目標及 び効果		内容	目標	実績				
	活動指標	(指標欄がない)						
	成果指標	宇宙産業へ参入する 県内団体数	55 社・団体	55 社・団体				
事業 評価	<ul style="list-style-type: none"> 県民衛星打上げの搭載ロケットについて、2020年4月~9月に打ち上げるロシアのソユーズロケットを確保するとともに、衛星の打上げ・製造に関する契約を(株)アクセルスペースと締結した。 					○		
	<ul style="list-style-type: none"> 宇宙産業への県内企業の参入を促進するため、「ふくい宇宙産業創出研究会」を運営しセミナーや研究会を開催するとともに、県内企業と県外大学等との共同研究を支援し、ルワンダ共和国で使用される超小型人工衛星の共同開発・製造に繋げた。 					○		
ふくい創業者育成プロジェクト								
事業の 目標及 び効果		内容	目標	実績				
	活動指標	相談件数	264 件	487 件				
		実績：創業マネージャー：442件、女性創業相談窓口：45件						
成果指標	創業に至った件数	13 件	50 件					
	実績：創業支援補助金および開業支援資金支援を除く							
事業 評価	<ul style="list-style-type: none"> 県産業情報センターに創業マネージャーを配置し、個別の継続した支援を行ったほか、ワークライフバランスを重視した創業を考える女性のため、女性専用のセミナーや相談窓口により支援し、女性が創業しやすい環境を整えた。 					○		
	<ul style="list-style-type: none"> 県の支援による創業者は、創業のための助成制度や制度融資の活用も合わせ、405名となった。(27~30年度累計) 					○	○	
IoT・AI等導入促進事業補助金								
事業の 目標及 び効果		内容	目標	実績				
	活動指標	(指標欄がない)						
	成果指標	補助金採択企業数	17 件	10 件				
事業 評価	<ul style="list-style-type: none"> 30年度はIoT・AIを導入して、生産性向上に取り組む中小企業10社の計画を採択し、生産工程や在庫状況の見える化による業務効率化を支援した。 					○	○	
	<ul style="list-style-type: none"> 元年度は、IoT・AIを導入する企業を手厚く支援するため補助上限額を引き上げるとともに、ロボット導入枠を設け、企業の生産性向上を支援していく。 						○	

					事実	評価	今後の方向性
新規	産学官連携AIビジネス創業支援事業						
事業の 目標及 び効果		内容	目標	実績			
	活動指標	(指標欄がない)					
	成果指標	ラボ利用者数	1,000人	2,058人			
事業 評価	<ul style="list-style-type: none"> 11月に「ふくいAIビジネス・オープンラボ」を県産業情報センターに設置し、最新のIoT・AI機器の展示や専門家による相談対応を行うとともに、導入効果や活用方法を理解するためのセミナーやプログラミング体験会を開催した。 				○		
拡大	宇宙技術および科学の国際シンポジウム(ISTS) 開催推進事業						
事業の 目標及 び効果		内容	目標	実績			
	活動指標	展示会来場者、イベント、参加者数	500名	1,200名			
	成果指標	宇宙産業へ参入する県内団体数	55社・団体	55社・団体			
事業 評価	<ul style="list-style-type: none"> 地元事業実行委員会で元年度の本大会で行う地元主催事業を取りまとめた。 				○		
	<ul style="list-style-type: none"> 10月に「宇宙博inふくい」を開催し、県民衛星プロジェクトや福井の技術などを県内外の技術者等に紹介した。 				○		
	<ul style="list-style-type: none"> 元年度開催の福井大会に向けた機運醸成に向け、小中学生を対象に「県内宇宙関連企業・施設訪問ツアー」を実施したほか、JAXA職員によるセミナーなどを開催し、県民機運を醸成した。 				○		
	福井しあわせ健康産業創出支援事業						
事業の 目標及 び効果		内容	目標	実績			
	活動指標	医療学会・展示商談会等への出展支援件数	26件	22件			
	成果指標	医療・介護関連の新たな製品化数	12件	12件			
事業 評価	<ul style="list-style-type: none"> 健康寿命の延伸や医療・介護体制の充実に役立つ産業の創造を目指し、大学、経済界、医療福祉団体の協力を受け「福井しあわせ健康産業協議会」の運営を行った。 				○		
	<ul style="list-style-type: none"> また、本協議会を通じて医療・介護現場見学会や医療機器メーカーやディーラーが集積する東京都本郷地区での展示商談会を開催するなど、県内企業の医療・介護・健康関連ビジネス拡大を支援した。 				○		

					事実	評価	今後の方向性
新規	ロボット導入支援事業						
事業の 目標及 び効果		内容	目標	実績			
	活動指標	県内企業への ロボット活用指導数	35 件	48 件			
	成果指標	(指標欄がない)					
事業 評価	・ 工業技術センターに整備した「ふくいロボットテクニカルセンター」に県内企業のロボット導入や自動化に関する技術指導・相談を行う顧問を配置し、22社に対して相談対応を行った。				○		
	・ ロボット導入を検討している県内企業に各種ロボットの操作研修を実施した。				○		
ふるさと企業育成ファンド事業							
事業の 目標及 び効果		内容	目標	実績			
	活動指標	支援企業数	75 社	77 社	23~30 年度 累計		
		修学資金貸与者数	124 人	174 人			
	成果指標	支援企業の売上高	—	3,169 百万円			
貸与者のうち 県内就業者数		110 人	112 人				
事業 評価	・ 新分野展開支援については、22件の応募があり、うち9件を採択した。				○		
	・ 創業支援については、39件の応募があり、うち14件を採択した。				○		
	・ 修学資金貸与については、21名から応募があり、うち15名を奨学生に決定した。				○		

・ 地域産業・技術振興課

					事実	評価	今後の方向性
拡大	越前ものづくりの里プロジェクト						
事業の 目標及 び効果		内容	目標	実績			
	活動指標	職人塾座学開催数	24 回	24 回			
	成果指標	職人塾長期塾生数	18 人	19 人			
事業 評価	・ 長期塾生として新たに8名が入塾し、7人が修了し就業した。				○		
	・ 産地連携事業として、県外バイヤー等を招聘した商談会、サンドーム福井「MONOCAN」、クラフトマルシェにおける職人塾生成果展を開催した。				○		
	・ 海外向けクラウドファンディング実施、40品目を出展した(成約額1,750千円)。				○		
国際北陸工芸サミット開催事業							
事業の 目標及 び効果		内容	目標	実績			
	活動指標	各展示会への来場者数	15,000 人	17,000 人			
		実績：松屋銀座 5,000人、テーブルフェア 12,000人					
	成果指標	新商品の実用化実績	1,200 千円	1,000 千円			
実績：500千円/件 × 2件							
事業 評価	・ コラボ作品(2体)の試作を行つた。				○		
	・ PVの制作およびPRを行つた。				○		
	・ 松屋銀座での展示販売会(ニュークイ)を開催した。				○		
	・ テーブルウェア・フェスティバルに出展した。				○		
新規	産地新ブランド創出・流通サポート事業						
事業の 目標及 び効果		内容	目標	実績			
	活動指標	講座開催	6 回	7 回			
	成果指標	新商品開発 ・ 販路拡大	6 社	7 社			
実績：首都圏百貨店での商品取扱い 2社、商談会展 5社							
事業 評価	・ 日本橋高島屋中川政七商店で2社の商品を販売した。(売上1,090千円)				○		
	・ 大日本市展示会に5社出展した。(成約:15件、452千円)				○		
	・ スタイルオブジャパン(株)が同事業を通じて磨いた商品が、ドイツアンビエンテ展の人気投票で1位を獲得した。				○		
新規	将来のふくいを牽引する技術開発支援事業						
事業の 目標及 び効果		内容	目標	実績			
	活動指標	補助件数	6 件	7 件			
	成果指標	事業化数	2 件	—			
事業 評価	・ 30年度は地域経済牽引型2件、小規模技術開発支援型5件のテーマを採択した。うち地域経済牽引型の2件には、元年度も継続して開発を支援する。				○		
	・ 事業化に向けて順調に進捗している。						

					事実	評価	今後の方向性
研究開発プロフェッショナル人材設置事業							
事業の 目標及 び効果		内容	目標	実績			
	活動指標	相談件数 (県内企業面談件数)	265 件	360 件			
	成果指標	成約件数 (プロ人材採用数)	18 人	66 人			
事業 評価	<ul style="list-style-type: none"> 県民衛星プロジェクトなど大型プロジェクトの調整を行うとともに、県内企業に転職や出向によるプロフェッショナル人材の紹介を行い、県内企業の研究開発を加速した。 				○		
	<ul style="list-style-type: none"> 元年度も継続して事業を実施し、県内企業の研究開発やプロフェッショナル人材の採用をサポートする。 						○
新規 福井繊維産地サプライチェーン強化支援事業							
事業の 目標及 び効果		内容	目標	実績			
	活動指標	連携企業グループ数	4 グループ	5 グループ			
	成果指標	商品開発数	4 点	5 点			
事業 評価	<ul style="list-style-type: none"> 企業連携体が、コーディネーターの支援により、世界的なトレンドである「アスレジャー」をコンセプトとした新商品を開発した。 				○		
	<ul style="list-style-type: none"> 研修には、県外の大学・専門学校から、学生、教員計100名以上が参加した。 				○		
	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き商品開発、人材確保への支援を行い、サプライチェーンの強化を図る。 						○
新規 2020年東京オリンピック市場への販路開拓事業							
事業の 目標及 び効果		内容	目標	実績			
	活動指標	支援企業数	5 社	5 社			
	成果指標	成約数	5 件	10 件			
事業 評価	<ul style="list-style-type: none"> 支援した5社すべてが国内外の大手スポーツメーカー等へ採用された。 				○		
	<ul style="list-style-type: none"> 引き続きスポーツ関連市場への販路開拓を支援し、県内産業の活性化を図る。 						○

③ 監査の結果

●	項目	成果報告書における事業評価の記載内容について
---	----	------------------------

上記の判定によれば、成果報告書における「事業評価」欄の記載内容に関して、「評価」欄や「今後の方向性」欄に「○」が付してあるものは少ない。

意見 ②	成果報告書における事業評価の記載内容について
監査の観点	経済性、有効性、効率性
<p>「事業評価」欄には、成果指標の目標と実績の乖離について活動指標と関連させて分析・評価した結果とその結果を踏まえての今後の方向性について記載することにより、しっかりと評価していることを示すべきである。そのためには、「目標と実績の乖離の理由」や「今後の方向性」などの項目を設定したほうがよい。</p> <p>同じことが事務事業カルテにも言える。</p>	

●	項目	成果報告書における活動指標・成果指標の記載について
---	----	---------------------------

成果報告書において指標の記載がないものをまとめると、下の表のようになる。

	事業名	指標区分	内容	目標	実績	事務事業カルテにおける指標
A	おもてなし産業 魅力向上支援事業	活動指標	支援事業者数	30 社	31 社	同左
		成果指標	売上高伸び率	9,000 万円	—	同左
B	香港における福井県 アンテナショップ事業	活動指標	(指標欄がない)			アンテナショップ への来場者数
		成果指標	アジアへの新規 輸出件数	56 件	59 件	同左
C	県民衛星プロジェクト 支援事業	活動指標	(指標欄がない)			なし
		成果指標	宇宙産業へ参入 する県内団体数	55 社・ 団体	55 社・ 団体	同左
D	IoT・AI等導入促進 事業補助金	活動指標	(指標欄がない)			審査会実施回数
		成果指標	補助金採択企業数	17 件	10 件	同左
E	産学官連携AIビジネス 創業支援事業	活動指標	(指標欄がない)			ラボ利用者数
		成果指標	ラボ利用者数	1,000 人	2,058 人	高付加価値化 達成企業数
F	ロボット導入支援事業	活動指標	県内企業への ロボット活用指導数	35 件	48 件	同左
		成果指標	(指標欄がない)			県内企業への ロボット導入数

記載がない理由は次のような回答であった。

- ・ 成果指標の実績欄に記載がないもの：A

「成果指標は、事業完了後の売上高である。この事業開始が、H30 年度からであり、1 年後に実績がわかるため。」

- ・ 活動指標欄を設定していないもの

(事務事業カルテには活動指標の記載あり)：B, D

B：「アンテナショップの場所として商業施設の催事場を想定していたが、実際には商業施設の通路に面した場所となり、正確な来場者数を把握できなかったため。」

D：「企業の IoT・AI 等の導入経費に対する補助金のため設定が困難である。」

- ・ 活動指標欄を設定していないもの

(事務事業カルテにも活動指標の記載なし)：C

「福井県民衛星技術研究組合が行う県民衛星の開発・打上げに対する補助金のため設定が困難である。」

- ・ 成果報告書と事務事業カルテにおいて、活動指標と成果指標が入れ替わっているもの：E

「高付加価値化を達成した企業とは、IoT 等の導入により 3 年後に 10%以上の労働生産性の向上を達成した企業であり、初年度に達成企業の把握が困難であるため。」

- ・ 成果指標欄を設定していないもの

(事務事業カルテには成果指標の記載あり)：F

「成果指標の把握に想定より時間を要したため。」

意見 ③	成果報告書の様式について
監査の観点	合规性
成果報告書において、活動指標欄や成果指標欄がなくなっているものがあった。議会へ報告する成果報告書に関して、県庁内部で定めた様式の項目の一部を削除してはならない。報告したくない事実がありそれを隠す意図があると疑われ、信頼性が失われるおそれがある。指標を設定できない場合は、指標欄を消去するのではなく、設定できない理由を記載する必要がある。	

2. 契約について

- ・地方自治体の契約は一般競争を原則とし（地方自治法 234 条第 2 項）、随意契約によることができる場合は 9 つの場合に限定されている（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号～9 号）。その中で第 1 号が金額を要件としている（契約の種類に応じ予定価格が一定の金額未満の場合には随意契約ができる）のに対し、第 2 号以下では金額以外の要件を掲げている。

県では随意契約の場合、執行伺等において、当該随意契約が施行令第 167 条の 2 第 1 項の何号に該当するかを記載し、かつ、第 2 号以下の場合には随意契約理由を文章で詳しく説明することになっている。しかし、第 1 号と第 2 号以下と両方の要件に当てはまる場合にどちらを随意契約理由として記載するかについて、県の内部ルールはないため、同じような契約であっても、随意契約理由を第 1 号として随意契約理由を説明しないか第 2 号以下として随意契約理由を説明するかは担当者によって異なるという状況が発生している。

このような随意契約が第 1 号と第 2 号以下と両方の要件に当てはまる場合における担当者による処理の相違を回避するため、県は、どちらを優先して記載するかのルールを設けるべきである。

- ・随意契約理由の地方自治法施行令第 167 条第 1 項の号数の入力ミスが散見される。

意見 ④	随意契約理由の記載について
監査の観点	合規性
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 の第 1 号と第 2 号の両方に当てはまる場合は、第 1 号に統一することを全職員に通達すべきである（そうすれば、随意契約理由を文章で記載する必要がなくなる）。	

II. 分野的事項

下記の分野別にこの章で総括的に記載すべき指摘事項や意見はないが、平成 30 年度における分野別の事業内容について概略を述べる。

1. 新産業関連

将来の福井県の産業の柱となることが期待される新産業関連の事業は、新産業創出課と地域産業・技術振興課所管の福井県工業技術センター関連の事業が主なものである。

平成 30 年度において、新産業創出課では、創業・新産業支援グループにおいて、I o T・A I などの ICT やロボットなどの先端分野の推進事業、若者・学生や女性を対象とした創業者育成事業及び健康産業創出支援事業などを行い、県民衛星プロジェクト推進グループにおいて、県民衛星プロジェクトなどの宇宙関連事業を行った。

地域産業・技術振興課では、産学官連携推進グループにおいて、福井県工業技術センターが取得している炭素繊維関係の特許を活かして、航空機分野をはじめ、自動車分野・土木分野における炭素繊維材料や関連技術の開発事業及び戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）事業を行った。

2. 繊維産業

地域産業・技術振興課の繊維・製造業振興グループにおいて、平成 30 年度の事業として、石川県と連携した新商品開発や販路開拓の支援事業、コーディネーター設置やテキスタイルデザイン塾の開催による繊維産地のサプライチェーン強化支援事業及び国内外の展示化への出展や商談会による販路開拓やブランディング事業の支援などによる国内の新規市場開拓支援事業を行った。

3. 眼鏡産業

地域産業・技術振興課の繊維・製造業振興グループにおいて、平成 30 年度の事業として、海外（欧州および中国など）での国際眼鏡展示会への出展における海外営業サポート事業や国内の展示会への出展に対する補助金事業により販路開拓支援を行った。

4. 伝統工芸産業、デザイン

伝統工芸産業に関しては、地域産業・技術振興課の伝統工芸振興室が主として事業を担当している。また、海外の販路開拓については国際経済課が担当し、平成 30 年度においては、香港での福井県アンテナショップ事業、東南アジア諸国での求評会・国際展示会・商談会における支援事業などを行っている。

(1) 越前ものづくりの里プロジェクト

県は、既に平成 26 年に 5 つの伝統工芸品産地の官民協働による「越前ものづくりの里プロジェクト協議会」を立ち上げ、産地の発展を目指し地域ブランドの向上や後継者育成に取り組んできた。しかし、各産地は高い技術力を有しながら、全国的な知名度は十分ではなくブランド力の向上が課題である。また、生活様式の変化や安価な輸入品の増大などにより需要が低迷する中、生産額や企業数、従業者数ともに減少を続けている状況である。

平成 27 年 3 月には北陸新幹線金沢開業し福井県内への観光客が増加、平成 26 年には福井県池田町と岐阜県揖斐郡揖斐川町を結ぶ冠山峠道路（国道 417 号線の一部区間）の未整備区間の整備に着工、今後中京方面からの更なる誘客も期待されている。

これを受けて、平成 28 年 11 月には、ものづくり産業の振興や人材育成の拠点機能を持つ「福井ものづくりキャンパス」を整備、新商品開発等の支援を行っている。更に観光客増加を狙う絶好の機会に、行政・経済界・各産地が連携して、日本の伝統工芸が密に集結している丹南地域の特色を活かし、「ものづくりの里」のイメージを発信するとともに“売れるモノ”づくりができる職人を養成することにより、国内市場はもとより、海外市場も視野に入れた新たな市場の形成を図るべく、地域再生計画として「越前ものづくりの里プロジェクト」を実施している。

プロジェクトの概要は、「伝統工芸 5 産地が丹南地域に集積している特色を活かし、県外バイヤーを対象とした産地ガイドツアーや商談会をはじめ、平成 29 年秋に開館の「越前古窯博物館」での大規模茶会等を通して、相互連携による活性化を進め、全国から人が集まる魅力ある産地として知名度向上と需要拡大を図る。また、伝統工芸 5 産地の中心に位置するサンドーム福井に新設された福井ものづくりキャンパスや各産地研修施設等を活用し、産地職人の後継者育成・ブランディング教育を推進する。」といったものである。

〈 越前ものづくりの里プロジェクト 数値目標 〉

	事業 開始前	平成 29 年度 増加分 (1 年目)	平成 30 年度 増加分 (2 年目)	平成 31 年度 増加分 (3 年目)	KPI 増加分 の累計
伝統工芸産地 主要施設の入 場客数(人)	340,000	10,000	10,000	10,000	30,000
伝統工芸品 7 品目の生産額 合計(百万円)	8,900	275	275	275	825
伝統工芸職人 塾生数(人)	50	20	20	20	60

(2) 事業成果について

「越前ものづくりの里プロジェクト」については、各産地での発信拠点の整備や産地間や近隣観光地との周遊ルートづくりを進めており、平成 28 年に開催した伝統工芸全国大会では約 7 万人が来場するなど、各産地への観光客等は順調に増加している。県の事業以外でも、民間主催による持続可能な地域づくりを目指した工房見学イベント「RENEW (リニュー)」が平成 30 年に約 3.8 万人の来場者を動員するなど、官民協働による相乗効果も生まれているところである。

また、越前古窯博物館において、水野九右衛門コレクションの調査研究や本県ゆかりの岡倉天心を顕彰した「天心茶会」を開催。産地や町と連携し、陶芸村の産業観光をすすめるなど、越前焼の振興を図っている。

「国際北陸工芸サミット開催事業」では、本県がメイン会場となる 2019 年度の「国際工芸サミット」開催に向け、伝統工芸産地事業者と国際的なアーティスト（テオ・ヤンセン氏）等とのコラボレーションを実施し、10 月に作品が完成している。

国際化への動きとしては、近年、打刃物の技術を用いたステーキナイフや越前和紙を使用した壁面装飾等、職人が持つ優れた技術を活かした製品が国内外で新たな需要を開拓している。

デザイン関係ではサンドーム福井の「ものづくりキャンパス」においてデザインセンターが中心となり、ものづくり企業関係者、伝統工芸職人、デザイナーなど幅広い層に向けて、流通サポートを含めた新ブランド・商品の開発支援や、実践的「デザイン基礎講座」を開催し、パッケージデザインや WEB での情報発信など、商品開発に必要なノウハウを学ぶ場を提供し、人材育成に貢献している。

以上、伝統工芸産業に係る施策について検討してきたが、地域ブランドの向上や後継者育成等を目指す事業の成果を得るには、まだまだ時間がかかる。2020 年 3 月には越前漆器協同組合がオランダ・アムステルダム美術館で欧州市場向け作品の展示会

を開く（予定）など、世界市場に向けての販路開拓の新たな動きも出る中、長期的な展望のもと、県による継続的な支援が望まれるところである。

5. 技術研究開発

公設試験研究機関において、地域科学技術振興研究事業（県下の7つの公設試験研究機関の研究費・備品費など）、評価試験事業、公設試科学技術情報ネットワーク運営事業、地域資源活用共同研究事業などの事業を長年継続して行っている。

また、技術交流・販路開拓のため平成16年度から行われている北陸最大規模の展示商談会である「北陸技術交流テクノフェア」の開催を支援している。

なお、炭素繊維関係やオープンイノベーション関係の技術研究開発は「1. 新産業関連」に含めている。

6. 知的財産

平成30年度の知的財産に係る主な事業である県有知的財産管理活用事業において、事業費は国際特許の出願や維持などに関する手数料や弁理士に支払う委託料及び職員の職務発明に対して支払う報償費であり合計で約1,900万円であったが、特許県実施権による財産収入が約1,600万円あったため、純支出は約300万円であった。

7. 情報発信

平成30年度の情報発信に係る事業において印刷されたものと部数は次のとおりである。

印刷物の名称		部数
「実は福井」の技（通常版）増刷	3年に一度の改訂	12,000
「実は福井」の技（英語版）増刷	3年に一度の改訂	500
業務年報	平成29年度	700
研究報告書	平成29年度	500
技術支援成果事例集		1,000
科学技術週間一般公開案内チラシ	平成31年	2,000
総合利用案内	平成30年度	700
センターパンフレット		2,000
センターニュース	No.133 ~ No.136	4,000

8. その他

福井県産業振興施設管理委託事業において、県は、一般財団法人福井県産業会館を福井県産業振興施設（通称サンドーム福井）の指定管理者として、5年間（平成26年度から平成30年度まで）の業務委託契約を締結している。

サンドーム福井の管理運営に関する県の委託料の金額の決定は、次のように行っている。サンドーム福井を利用して行う県の今後5年間の事業の収支計画に自主企画等の事業の収支計画を加えた5年間の収支計画を指定管理候補者に提出してもらい、その赤字分の約90%を県の負担する委託料として決定している（残りは越前市と鯖江市が負担する）。

今回の契約期間においては、指定管理者の様々な営業努力と東京オリンピック開催による特需の取り込みに成功したことにより、収入が見込みを大きく超えることとなった。

令和元年度から令和5年度までの5年間の指定管理はこれまでと同様に公募を行ったが、応募は一般財団法人福井県産業会館のみだった。この契約においては、平成30年度までの収支状況を考慮し、今回の5年間の契約より6.4%減額した契約金額となった。

なお、施設管理に関する基本協定書では、1) 事故または災害、社会情勢の大幅な変化等に対応する必要があるとき、2) 県の施策として、サンドーム福井に係る業務の変更または新たな業務の実施の必要があるとき、3) その他変更すべき特別な事情が生じたとき、は両者の協議によりして指定管理料の総額を変更できるとしている。

最後に、平成30年度の新産業関連の主要な施策と今後の施策の方向性を掲げる。

平成30年度の主要な施策



● 技術研究組合 (制度)

根拠法	技術研究組合法
内容	各企業や大学、公設試験研究機関等が組合員となって技術研究組合を設立し、事業を実施するために必要な資金、知的財産、研究者等を出し合って、組合員に共通する技術課題についての共同研究を行うための制度。
特徴	① 法人格を有していること ② 賦課金を支払う組合員に対し研究開発税制が適用されること ③ 組合が有する試験研究用資産に優遇税制(圧縮帳帳)が適用されること ④ 株式会社または合同会社への移行など柔軟な組織変更が可能であること

JAXA：宇宙航空研究開発機構、DLR：ドイツ航空宇宙センター

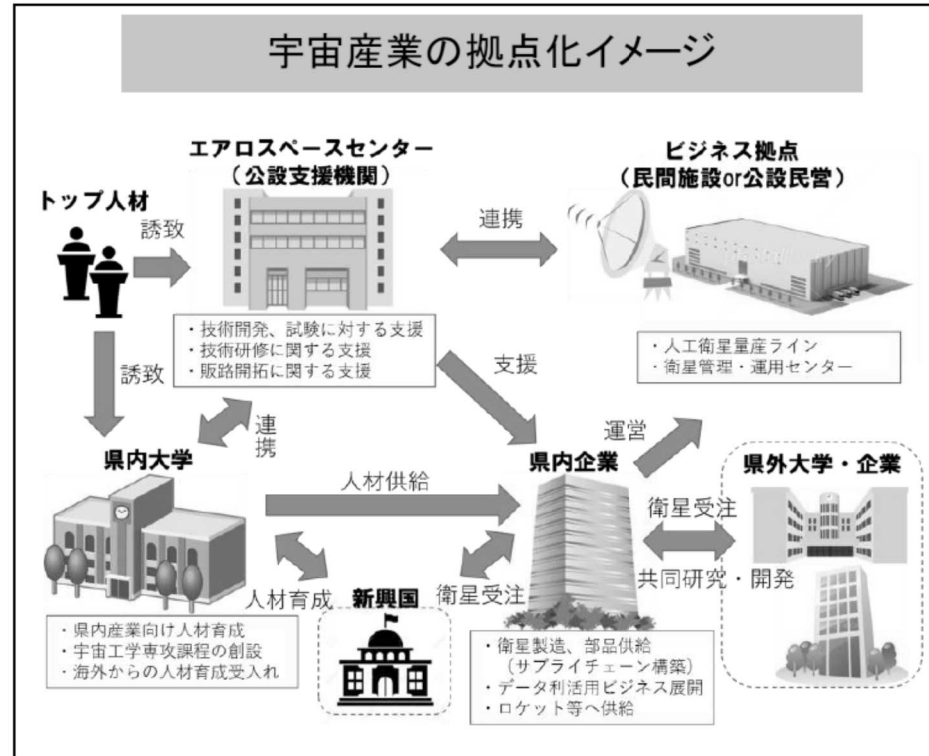
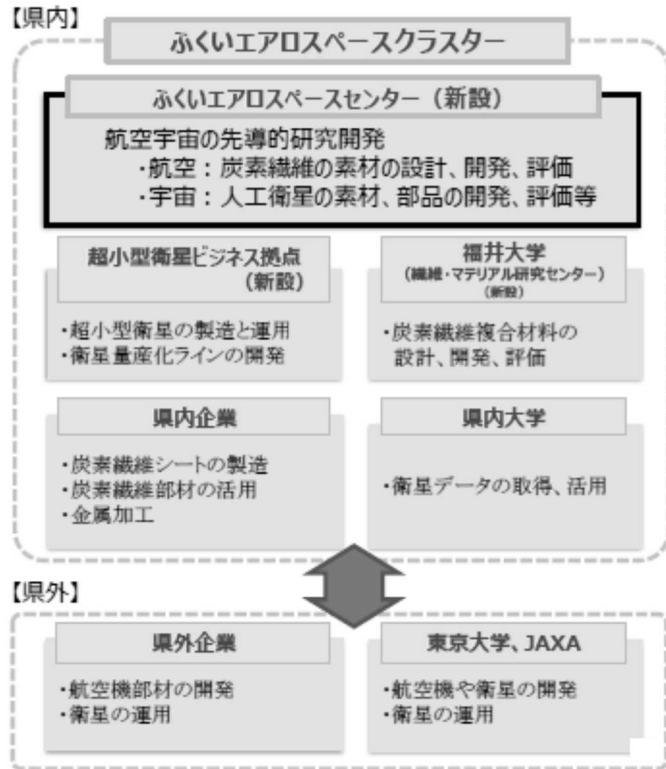
(福井経済新政策(平成31年3月改訂)より監査人が加工)

今後の施策の方向性

繊維の加工技術 (世界最薄の炭素繊維シート製造技術)

+

眼鏡の加工技術 (チタンの加工技術、金属3D成形技術)

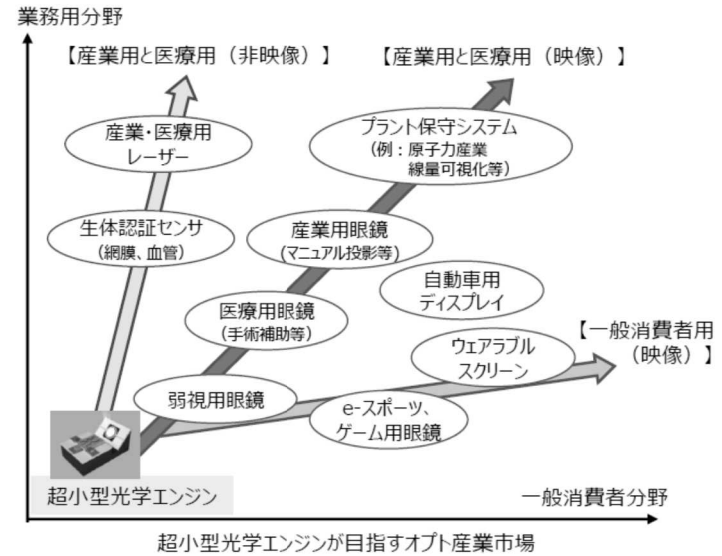
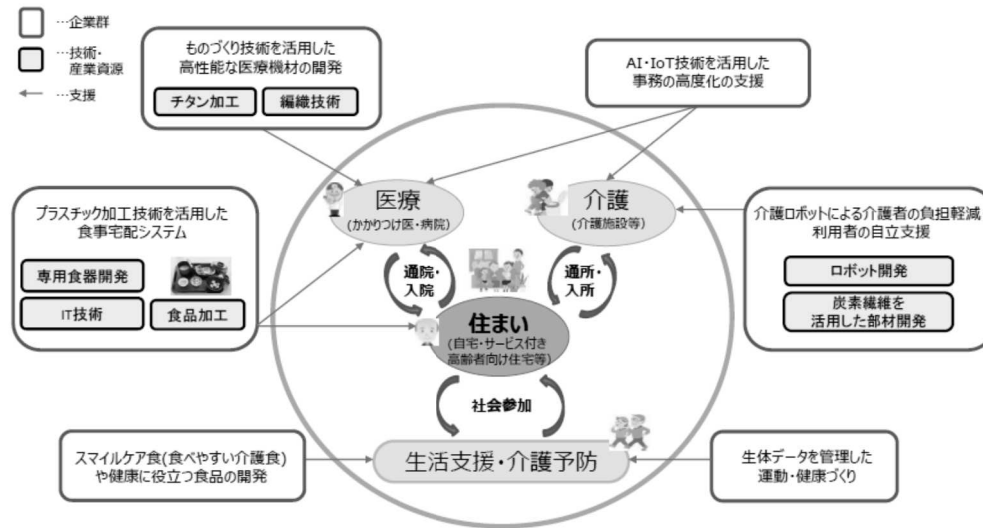


空の産業革命“空飛ぶクルマ”の活用可能性を探る

(福井経済新政策 (平成31年3月改訂) より)

今後の施策の方向性

繊維の加工技術 (世界最薄の炭素繊維シート製造技術) + **眼鏡の加工技術 (チタンの加工技術、金属 3D 成形技術)**



(福井経済新政策 (平成31年3月改訂) より)

Ⅲ. 勘定科目別事項

1. 貸付金

産業労働部の平成 30 年度(2018 年度) の貸付金の構成は、次のようになっている。

制度融資	一般資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業育成資金(一般) ・ 中小企業育成資金(小口) 	産業政策課	一般会計
	セーフティネット資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連倒産防止資金 ・ 経営安定資金 ・ 資金繰り円滑化支援資金 ・ 長期借換支援資金 ・ 中小企業再生支援資金 ・ 中小企業緊急資金(大雪) 		
	前向きな資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開業支援資金 ・ 事業承継支援資金 ・ 産業活性化支援資金 ・ オープンイノベーション支援資金 ・ I o T ・ A I 等導入支援資金 		
		企業立地促進資金	企業誘致課	
制度以外の融資	産業政策	中小企業 高度化資金	産業政策課	特別会計
		小規模企業者等 設備貸与資金		
		ふるさとファンド企業育成事業	新産業創出課	
		繊維産業構造改善資金	産業技術課	
	設備共同廃棄資金			
労働政策	なし			

県の融資は、制度融資と制度以外の融資に分けることができ、制度融資については融資の目的・性質により各種資金を「一般資金」「セーフティネット資金」「前向きな資金」に3分割している。このうち今回の監査の対象となっているのは、制度融資のうち産業政策課の一般会計の部分である。

(1) 制度融資の概要

制度融資については、一般的に次のようなものである。

制度融資とは	… 信用の乏しい中小企業者や起業家、個人事業主向けに、地方自治体、金融機関、信用保証協会が連携して提供する融資制度。
仕組み	まず、中小企業者等が必要な資金について融資の円滑化を図るため、地方自治体が金利や限度額などを定め、金融機関は制度に基づき融資を行う。信用保証協会は融資の保証人となり、融資実績に応じて「 預託 」を行い、保証料や金利の一部負担も行う。
制度融資の目的	(福井県中小企業者向け制度融資要綱より) 県内中小企業者等の経営基盤の強化および事業の活性化を促進するため必要な資金の融資の円滑化を図ることにより、本県産業の発展に寄与することを目的とする。
制度融資のメリット	(金融機関) ・ 貸し倒れリスクを小さくできる (借入側) ・ 審査ハードルが低く、起業まもない事業者でも融資を受けやすい ・ 金利が低い ・ 据置期間が長い ・ 利子補給や保証料補助がある ・ 各種経営支援が付属する場合がある
制度融資のデメリット	(借入側) ・ 融資実行までに手間と時間がかかる ・ 上限金額が設定されている
制度融資の手続の流れ	1. 商工会議所・商工会等の窓口で申し込み、必要書類のチェック 2. 金融機関へ融資の申し込み 3. 信用保証協会へ保証の申し込み 4. 信用保証協会の審査・面談の実施 5. 金融機関の最終審査 6. 融資の実行

(2) 産業労働部の制度融資の内容

福井県の 2018 年度の制度融資（企業立地促進資金は除く）についての一覧表を掲げる。

	資 金		開始 時期	当年度の 変更点	信用保証		責任共有制度		融資利率(年、%)		保証料 率 (年、%)	補給・補填			融資 枠 (億円)	融資 限度額 (万円)	融資期間		申込先												
					あり	なし	対象	対象 外	10年 以内	10年 超		保証料 補給	損失 補填	利子 補給			うち 据置	ア	イ	ウ	エ										
一般資金	中小企業育成資金	(一般)			●		—		1.60	以下	—	—	—	—	52	8,000	設備	10年以内	1年以内												
		企業の育児・介護・再雇用支援分	H17.4	(4)								—	—	—																	
		企業の女性活躍推進分	H27.12		●					1.20	以下	A	全額	—			—			運転	7年以内	1年以内	●	●							
				労働環境整備支援分	H30.4	(1)(4)							—	—	—																
				(小口)									—	—	—	23	2,000	設備	7年以内	1年以内											
		企業の育児・介護・再雇用支援分	H17.4	(4)	●					0.90	以下	D	全額	—	—					設備	7年以内	1年以内									
企業の女性活躍推進分	H27.12		●								—	—	—					運転	7年以内	1年以内											
		労働環境整備支援分	H30.4	(1)(4)							—	—	—																		
セーフティ ネット資金	関連倒産防止資金				●		●		1.00	以下	B	全額	●	—	3	8,000	運転	5年以内	6ヶ月以内	●	●										
		経営安定関連特例(1、2号)成立分			●				0.90	以下	0.80	—	—	—																	
	経営安定資金					●		●		1.30	以下	—	—	—	69	8,000	設備 ・ 運転	7年以内	1年以内	●	●										
		経営安定関連特例(3、4、6号)成立分			●				1.00	以下	A	—	—	—																	
		経営安定関連特例(7、8号)成立分			●				0.90	以下	0.70	—	—	—																	
		セーフティネット保証支援分(5号)	H20.12		●				1.00	以下	0.60	1/3	—	—																	
		為替変動対策分	H27.3		●				1.30	以下	—	—	—	—																	
	危機関連保証支援分	H30.4	(5)	●				1.00	以下	A	1/3	—	—																		
		危険関連保証支援分	H30.4	(5)	●			0.90	以下	0.80	—	—	—																		
資金繰り円滑化 支援資金					●		●		1.70	以下	A	—	—	78	8,000		15年以内	1年以内	●	●											
経営安定関連特例(1~4、6号)成立分	H19	(2)	●				1.40	以下	0.80	—	—	—																			
		経営安定関連特例(5、7、8号)成立分	H19	(2)	●				1.70	以下	0.68	—	—	—																	
		長期借換支援資金	H29.4		●		●		1.70	2.10	以下	A	1/3	—	40	8,000	15年以内	1年以内	●	●											
		中小企業再生支援資金	H16		●		●		1.70	以下	0.68	—	●	—	10	8,000	10年以内	1年以内	●	●											
		中小企業緊急資金 (大雪)	H30.3 ~ H30.6		●		●		0.90	以下	0.80	—	—	—	—	10,000	10年以内	2年以内	●	●											
					●			1.00	以下	A	全額	●	●																		
前向きな 資金	開業支援資金	(無担保)			●		●		0.90	以下	0.80	全額補給 (2千万円以下)	—	—	7	3,500	設備 ・ 運転	10年以内	1年以内	●	●										
		保証料補給対象分	H27.7	(6)	●							1/2	—	—																	
		おもてなし産業支援分	H26.4									—	—	—																	
			(有担保)			●		●		1.00	以下	A	1/2	—	6	10,000	設備 ・ 運転	10年以内	1年以内	●	●										
	おもてなし産業支援分	H26.4									—	—	—																		
			事業承継支援資金	H30.4	(3)	●		●		1.30	1.70	以下	—	—	6	8,000	15年以内	1年以内	●	●											
						●			1.00	1.40	以下	A	1/2	—									—	(親族内承継の場合)	10年以内	1年以内					
	産業活性化支援資金	信用 保証 なし	おもてなし産業支援分	H26.4									—	—	13	15,000 うち 運転 8,000	設備 ・ 運転	15年以内	1年以内	●	●										
			経営活性化支援分	H26.4		●				1.30	1.70	以下	—	—										—							
			新事業展開等支援分	H22.4									—	—										—							
			県外・海外販路開拓支援分	H24.4									—	—										—							
		おもてなし産業支援分	H26.4									A	1/2	—																	
経営活性化支援分		H26.4									—	—	—																		
新事業展開等支援分		H26.4									—	—	—																		
信用 保証 あり	経営革新関連特例	H22.4		●		●		1.00	1.40	以下	0.68	—	—																		
経営力向上関連特例	H22.4										—	—	—																		
農工商等連携事業関連特例	H22.4										—	—	—																		
地域産業資源活用事業関連特例成立分	H22.4										—	—	—																		
県外・海外販路開拓支援分	H24.4										A	1/2	—																		
経営革新関連特例	H24.4										—	—	—																		
農工商等連携事業関連特例	H24.4										—	—	—																		
地域産業資源活用事業関連特例成立分	H24.4										—	—	—																		
海外投資関係保険成立分	H24.4										0.98	—	—																		
オープンイノベーション 支援資金					●		●		1.30	1.70	以下	—	—	5	同上																
					●			1.00	1.40	以下	A	—	—																		
I o T ・ A I 等 導入支援資金					●		●		0.80	以下	—	—	—	5	1,500	設備	5年以内	6ヶ月以内	●												
					●			0.60	以下	A	—	—	●																		

〈 当年度の変更点 〉

- (1) 労働環境整備に取り組む中小企業者を支援するため、保証料補給の対象に追加した。
- (2) 企業の資金繰りに柔軟に対応できるよう、融資要件の緩和と融資期間の延長を実施した。
- (3) 中小企業者の円滑な事業承継の推進を図るため、創設した。
(信用保証法の改正に伴う変更)
- (4) 改正に伴い、特別小口保険の付与限度額が拡大されることから、融資限度額を拡大した。
- (5) 改正に伴い、危機関連保証が創設されることから、追加した。
- (6) 改正に伴い、創業関連保証の付与限度額が拡大されることから、融資限度額の拡大と融資期間の延長を実施した。

〈 申込先 〉

ア：商工会議所,商工会、イ：取扱金融機関、ウ：県 産業政策課、エ：ふくい産業支援センター

〈 融資利率 〉

2019年4月1日現在の利率

〈 責任共有制度 〉

… 信用保証協会の保証付融資について、金融機関が一定の負担を行うことで、信用保証協会と適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とした制度

- ・ 対象 : 保証協会 80% 保証
- ・ 対象外 : 保証協会 100% 保証

〈 セーフティネット保証 〉

〔経営安定関連特例（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号）、危機関連特例（同法第2条第6項）〕

第5項	1号	大型倒産(再生手続開始申立等)の発生により影響を受けている中小企業者
	2号	取引先企業のリストラ等の事業活動の制限により影響を受けている中小企業者等
	3号	突発的災害(事故等)により影響を受けている特定の地域の中小企業者
	4号	突発的災害(自然災害等)により影響を受けている特定の地域の中小企業者
	5号	業況の悪化している業種に属する事業を行っており、売上高等が減少している中小企業者
	6号	破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者
	7号	金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)により、借入れが減少している中小企業者
	8号	整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能性であると認められる者
第6項	大規模な経済危機等による信用の収縮等により経営の安定に支障が生じている中小企業者	

〈 保証料率の体系(年、%) 〉

中小企業信用リスク情報データベース(CRD)の評価における企業の信用リスクによる区分

	A	B	C	D
①	1.70	1.49	1.90	1.96
②	1.56	1.35	1.75	1.77
③	1.37	1.17	1.55	1.58
④	1.19	0.99	1.35	1.39
⑤	1.02	0.85	1.15	1.18
⑥	0.89	0.73	1.00	0.97
⑦	0.70	0.55	0.80	0.78
⑧	0.50	0.38	0.60	0.59
⑨	0.35	0.23	0.45	0.40

〈平成元年度の主な改正点〉

分類	資金名		変更内容	融資利率		融資対象者		融資手続の統一化
				引上	引下	拡充	変更	
一般資金	中小企業育成資金	一般	保証付きの場合は1.00%以下、 保証なしの場合は1.30%以下とする。		○			○
		小口	—					○
セーフティネット資金	経営安定資金		—					○
	資金繰り円滑化支援資金		保証付きで責任共有制度対象外の場合は1.60%以下とする。	○				○
前向きな資金	開業支援資金		融資対象者からおもてなし産業支援分を削除する。				○	
	事業承継支援資金		経営承継円滑化法の一部改正に伴い、中小企業者や代表者個人に加え、代表に未就任の後継予定者も融資対象者とする。			○		○
	産業活性化支援資金	おもてなし産業支援分	ふくい産業支援センターの「おもてなし産業魅力向上支援事業」に基づく助成事業を実施した方、または、それらに準ずる者として商工会議所・商工会の支援を受けて作成した事業計画を進める方を融資対象者とする。				○	○
		新事業展開等支援分	嶺南地域企業支援として、嶺南の各商工会議所・商工会、若狭湾エネルギー研究センター、ふくい産業支援センター嶺南サテライトオフィス、県工業技術センターのいずれかの支援を受けて作成した事業計画を進める方を融資対象者とする。				○	○
	オープンイノベーション支援資金		県の「IoT・AI・ロボット等導入促進事業」に基づく補助事業を実施した方、または、ふくい産業支援センターの支援を受けて作成した事業計画を進める方を融資対象者とする。				○	
IoT・AI等導入支援		—						○

「融資手続の統一化」の内容： 保証料補給や利子補給があるものについては、すべて、融資前に県が融資対象者であることの確認・承認を行い、手続の統一化を図る。

(3) 産業労働部の平成30年度の制度融資の状況

過去5年間の制度融資の各資金の利用状況は次のとおりであった。

なお、制度融資において取扱金融機関への預託金は、年度末に一旦全額の払い戻しを受けるので、年度末残高は0となる。

また、制度融資については、受取利息は発生しない。

〈 融資実行高 〉

(単位：千円)

貸付金の名称	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	比率%
中小企業育成資金	263	3,139,330	147	1,896,200	68	927,880	64	954,890	74	895,000	6.5
中小企業育成資金・小口分	80	226,160	75	196,058	44	116,640	32	91,550	37	126,880	0.9
資金繰り円滑化支援資金	116	3,082,022	113	2,930,230	78	1,942,906	45	1,028,170	86	1,870,306	13.6
中小企業再生支援資金	2	102,000	2	24,200	5	60,300	2	23,500	3	108,500	0.8
中小企業支援緊急資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経営安定資金	91	1,195,100	83	1,633,000	41	711,100	21	430,000	8	102,000	0.7
開業支援資金	8	53,000	37	173,670	53	257,600	62	286,510	56	344,910	2.5
関連倒産防止資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
産業活性化支援資金	42	863,490	28	596,300	5	113,650	4	126,000	4	91,280	0.7
オープンイノベーション支援資金	-	-	-	-	0	0	1	3,000	0	0	0.0
長期借換支援資金	-	-	-	-	-	-	24	802,000	8	248,300	1.8
IoT・AI等導入支援資金	-	-	-	-	-	-	1	10,000	0	0	0.0
事業承継支援資金	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0.0
中小企業支援緊急資金(大雪)	-	-	-	-	-	-	20	332,000	523	9,970,470	72.5
産業政策課計	602	8,661,102	485	7,449,658	294	4,130,076	276	4,087,620	799	13,757,646	100.0

(注)・融資実行件数、実行額は取扱金融機関の融資実行額を記載している。

・融資実行件数、実行額、預託額いずれも平成30年度の新規融資分であり、残高ではない。

・中小企業支援緊急資金は、豪雨、大雪、地震などの自然災害などの緊急事態発生時に行う融資である。

〈 融資残高 〉

貸付金の名称	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	
	金額	金額	金額	金額	金額	比率%
中小企業育成資金	-	-	-	-	2,109,640	9.0
中小企業育成資金・小口分	377,213	368,562	341,316	292,003	258,983	1.1
資金繰り円滑化支援資金	16,560,279	14,907,269	11,629,069	8,748,873	7,393,189	31.4
中小企業再生支援資金	623,618	494,933	365,955	318,381	169,146	0.7
中小企業支援緊急資金	389,920	299,548	170,773	92,403	45,250	0.2
経営安定資金	21,189,307	11,622,670	5,963,702	3,195,644	1,796,836	7.6
開業支援資金	177,628	251,839	366,342	508,559	673,627	2.9
関連倒産防止資金	3,737	2,691	482	0	0	0.0
産業活性化支援資金	2,424,641	2,828,110	2,318,384	1,944,744	1,575,632	6.7
オープンイノベーション支援資金	-	-	0	2,400	1,950	0.0
長期借換支援資金	-	-	-	486,296	839,233	3.6
IoT・AI等導入支援資金	-	-	-	9,336	7,344	0.0
事業承継支援資金	-	-	-	-	0	0.0
中小企業支援緊急資金(大雪)	-	-	-	-	8,640,181	36.7
開業特別支援資金	34,841	4,214	-	-	0	0.0
産業政策課計	41,781,184	30,779,836	21,156,023	15,598,639	23,511,011	100.0

(注)中小企業育成資金については、平成30年3月以前は残高を計算していない。

上の表から次のことがわかる。

- ・ほとんどの資金において、融資実行件数及び融資実行金額が減少傾向にあり、それに伴って融資残高が減少している。
- ・「関連倒産防止資金」は、連鎖倒産防止のための資金であり、2009年以來10年連続で減少している日本における倒産件数の減少もあり、県の制度融資でもここ数年は利用がなく、融資残高も0になった。
- ・「資金繰り円滑化支援資金」は、減少傾向が続いていたが、平成30年度は融資実行件数及び融資実行金額が前年度の2倍弱になった。これは、企業の資金繰りに柔軟に対応できるよう、融資要件の緩和と融資期間の延長を実施したことによるとみられる。
- ・「中小企業支援緊急資金（大雪）」は、平成30年2月における「昭和56年豪雪」以來37年ぶりの大雪による緊急資金である。
- ・「オープンイノベーション支援資金」「IoT・AI等導入支援資金」においては、平成30年度の融資はなく、前年度も1件の融資のみであった。また、平成30年度に新設した「事業承継支援資金」も融資はなかった。

(4) 預託

預託の方法には次の2つがあり、これを組み合わせて預託金額を決定している。

預託方法	残高預託	実行時預託
預託年度	過年度	当年度
預託割合	融資残高の一定割合	融資実行額の一定割合
資金別 預託割合	開業支援資金：3分の1、その他の資金：5分の1	
預託時期	年度当初	実行時から一定期間経過後
預託期間	残高を有する期間の年度末まで	年度末まで

県は4月、8月、12月において上記の方法で預託必要金額を計算し、預託している金額が不足した場合には金融機関への預託額を増額する。

平成30年4月と平成31年4月の預託額は次のようであった。

(単位：千円)

貸付金の名称	平成30年4月		平成31年4月	
	預託 先数	預託額	預託 先数	預託額
中小企業育成資金	5	520,000	5	421,900
中小企業育成資金・小口分	6	58,370	6	51,760
資金繰り円滑化支援資金	9	1,749,730	9	1,478,580
中小企業再生支援資金	5	65,850	5	33,830
中小企業支援緊急資金	4	18,460	4	9,030
経営安定資金	9	639,090	9	359,330
開業支援資金	7	169,490	7	224,250
関連倒産防止資金	0	0	0	0
産業活性化支援資金	0	388,890	0	315,090
オープンイノベーション支援資金	1	480	1	390
長期借換支援資金	4	97,240	4	167,820
IoT・AI等導入支援資金	1	1,860	1	1,460
事業承継支援資金	0	0	0	0
中小企業支援緊急資金(大雪)	7	0	7	1,728,000
産業政策課 計	—	3,709,460	—	4,791,440

(注) ・預託額は福井県から取扱金融機関への預託額を記載している。

・預託先数は、取扱金融機関の数である。

(5) 保証料補給金及び利子補給金

保証料補給は、県の施策への政策誘導や企業経営の改善を図るため、本来企業が負担すべき県制度融資にかかる保証料の一部を県が負担するものである。

利子補給については、新事業・新サービスに取り組む中小企業を対象にした産業活性化支援資金（設備資金）への利子補給により、雇用拡大を伴う更なる設備投資を促進するとともに、IoT・AI等導入支援資金への利子補給により、IoTやAIの導入を促進し、企業の業務効率化による生産性向上を図る。また、規模が小さく信用力の乏しい小規模事業者を対象にしたマル経資金への利子補給により、社会経済情勢の変動による不安定要素を抱える小規模事業者の資金繰りを支援する。

保証料補給金及び利子補給金は「負担金補助及び交付金」の科目で会計処理される。制度融資に関して平成30年度に発生した融資別の金額は次のとおりである。

(単位：千円)

	負担金補助及び交付金	
	保証料補給金	利子補給金
中小企業育成資金	4,941	
経営安定資金	1,410	
開業支援資金	7,701	
産業活性化支援資金	1,903	2,396
長期借換支援資金	9,076	
IoT・AI等導入支援資金		18
中小企業支援緊急資金		1,010
中小企業支援緊急資金(大雪)	267,745	207
小規模事業者緊急資金		4
小規模事業者経営改善資金(※)		27,935
産業政策課 計	292,778	31,572

(6) 不納欠損

平成30年度において不納欠損処理したものは、産業労働部全体において0であった。

(7) 監査の結果

(3)の産業労働部の平成30年度の制度融資の状況において、前々期に創設した「オープンイノベーション支援資金」が3年間で1件の融資、前年度に創設した「IoT・AI等導入支援資金」が2年間で1件の融資、平成30年度に新設した「事業承継支援資金」は融資がなかった。

これらの制度融資は、予算を組んだ事業によって期待どおりの成果が達成できた場合に見込まれる融資として、事業に合わせて創設した制度のはずである。しかし、利用がない又は少ない制度は融資を必要とするような成果をその事業があげていないのではないかという疑念が生ずる。

3つの制度の融資残高と融資限度額は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成30年度 融資残高	融資限度額
オープンイノベーション支援資金	1,950	150,000
I o T ・ A I 等導入支援資金	7,344	15,000
事業承継支援資金	0	150,000

意見 ⑤	利用がない又は少ない制度における関する事業又は融資制度の見直しについて
監査の観点	有効性
利用がない又は少ない制度においては、関連する事業の評価を適切に行い、事業の有効性又は融資制度の必要性を見直す必要がある。関連事業の成果指標が目標を達成していない場合や達成しているにもかかわらず融資が発生しない場合は、事業の成果と融資との関連性を見直し、関連事業の見直し又は融資制度の見直しが必要になってくる。	

第7章 外部監査の結果 ― 事業別事項

各課別に平成30年度に行った一般会計の事業について、次の区分ごとに、事業名、事業目的、事業内容、支出額（政策的経費以外は事業名と支出額のみ）の一覧表を掲げ、その後に今回の包括外部監査により発見された事項について、監査の結果を述べることとする。

1. 産業政策課（貸付金以外）
2. 国際経済課
3. 新産業創出課
4. 地域産業・技術振興課 / (1) 新産業関連
地域産業・技術振興課 / (2) 繊維産業
地域産業・技術振興課 / (3) 眼鏡産業
地域産業・技術振興課 / (4) 伝統工芸産業、デザイン
地域産業・技術振興課 / (5) 技術研究開発
地域産業・技術振興課 / (6) 知的財産
地域産業・技術振興課 / (7) 情報発信
地域産業・技術振興課 / (8) その他

1. 産業政策課（貸付金以外）

事業No.	事業名	事業目的	事業内容	支出額(千円)
①	新福井経済新戦略策定検討会議開催事業	全国的に有効求人倍率の急速な上昇に歯止めがかかっておらず、特に福井県は過去に類を見ない深刻な人手不足となっている。 また、もんじゅを含む県内の原子力発電所4基の廃炉が決定するなど、県内の産業構造は今後大きな転換が予想される。こうした県内情勢に合わせた効果的な産業支援を図るため、計画の見直しを行う。	福井経済新戦略に替わる新たな戦略を策定する。このため、県内外の有識者による委員会を立ち上げ、現行計画の実績を評価するとともに、県内経済産業を分析し、新たな産業支援の枠組みについて取りまとめる。 ・計画期間：平成31年4月から5年間 ・策定委員会：年間3回開催 ・委員数：10名（県内外経済界有識者） 現行計画で生じた課題の解決に向けたテーマについて、有識者をゲストスピーカーに招いて検討を行う。	1,017
②	ふくい街角景気速報調査事業	本県の経済状況については海外市場の動向や為替変動等により、急激に変化する状況にある。 そのため、県内企業への聞き取り調査を実施することにより、本県の経済動向を迅速かつ正確に把握する。	(1) 概要：県内の様々な業種で働く方100人に対する景気の現状・先行きに関するアンケート調査 (2) 事業区分：委託 (3) 事業実施機関：毎月（年12回） (4) 業務内容：事業所の選定・依頼、調査票の回収、データ入力、集計	1,128
③	福井県ビジネス支援センター運営事業	東京・南青山にある県有地を活用して、ビジネス支援等拠点を整備することにより、首都圏における県内中小企業のビジネス支援、多様な人材の確保、本県の魅力ある情報発信等のための事業を展開する。	(1) 県有地の貸付と建物の借受：東急不動産に対し、東京・南青山の県有地を事業用借地権により貸し付け、当該地に東急不動産が建設する建物の一部をビジネス支援拠点として借り受ける。 1. 土地 面積 1,996.7㎡、契約期間：平成13年10月16日～平成33年10月15日 2. 建物 面積 1,000.0㎡、契約期間：平成14年4月1日～平成33年8月15日 （建物の一部転貸）相手方：株式会社第一望洋楼 契約期間：平成24年4月1日～平成33年8月15日 (2) ビジネス支援等拠点としての事業展開 ・情報ライブラリーでの情報提供・相談 ・1階での県産品展示販売 ・2階ホールの貸出 ・ビジネスサポートセンターの運営 (3) 銀座サテライトショップ「食の國 福井館」の管理運営	134,035
④	ふくい食品戦略的販路拡大支援事業	北陸新幹線県内延伸を控え、県外への販路拡大に意欲的な食品関連の県内中小企業を対象に、企業規模別に食品バイヤーとのマッチング機会を創出することで、県内中小企業の売上拡大を図る。	(1) 県外販路拡大支援事業 県外への販路拡大に意欲的な県内中小企業に対して、都市圏での大規模展示会等への出展を支援する。 1. 大規模展示会への出展支援：年1回、支援対象企業：20社、企業負担：5万円（1回目）、10万円（2回目）、20万円（3回目） 2. 大手食品総合商社展示会への出展支援：年2回、支援対象企業：8社、企業負担：2万円 3. 地方食品商社展示会への出展支援：年2回、支援対象企業：8社、企業負担：1万円 (2) 県外販路拡大育成事業 県外への販路拡大に意欲的な県内小規模事業者向けに、都市圏の食品バイヤー等による県内での商談会・企業訪問を開催する。 1. 食品バイヤー等による県内商談会開催：年1回、支援対象企業 30社 2. 食品バイヤー等による企業訪問：年1回、支援対象企業 10社（1の支援対象企業から10社選定）	8,105

事業No.	事業名	事業目的	事業内容	支出額(千円)
⑤	地域商業活性化支援事業	福井国体や東京オリンピック、北陸新幹線県内延伸に向けて増加する県外や外国人の観光客等の消費拡大を促すとともに、地域住民の県内消費拡大を図るため、県内商店街等の必要な整備を支援する。	(1) 小規模事業者キャッシュレス決済推進事業 小規模の小売店、飲食店等においてクレジットカードや電子マネーが利用できるカードリーダーの購入を支援 ・ 県補助額：1事業者40千円、補助率：県1/3、市町1/3 (2) 商店街等活性化推進事業 県外在住者やU・Iターン、外国人等外部の人々からの意見を踏まえ商店街が行う公共空間の整備やソフト事業を支援 ・ 県補助額：1か所3,000千円（ハード事業、ソフト事業含む）×8か所、補助率：県1/3、市町1/3 (3) 広域商店街等消費喚起事業 活発化する県外での大型店の新設・増設を踏まえ、複数の商店街等が取組む県内での消費喚起策（ソフト事業）を支援 ・ 県補助額：1か所1,500千円×2か所、補助率：県1/2	17,436
⑥	おもてなし商業エリア創出事業	市町等が中心市街地において地域の特色を活かしたにぎわいや交流を創出する商業ゾーンを形成するための活動および県内事業者の魅力ある個店づくり（改修、新規開業）を支援する。	(1) ハード整備等に対する支援 ① 県がまちづくりを進める地域での外部専門家設置に対する助成（補助率：県1/2、市町1/2） ② 個店の改修・新築に対する助成（補助率：県1/4、市町1/4） (2) ソフト事業に対する支援 中心市街地において地域の特色を活かしたにぎわいや交流を創出する新たな商業ゾーンの形成に対する支援（補助率：県1/3～3/4）	25,474
⑦	“ふくいのとっておき”フードフェア開催事業	国体開催期間に合わせ、百貨店においてふくいの特色を活かした商品を展示販売することで、街なかの集客による賑わいづくりと県内消費の拡大を図る。 また、百貨店とともに福井しあわせ元気国体に関連した企画を実施し、県民全体で国体を盛り上げる気運を醸成する。	西武福井店の6階催事場等を活用し、 ふくいの特色を活かした商品を展示・販売 開催期間 平成30年9月29日（土）～10月9日（火）11日間（福井しあわせ元気国体会期） → 開催期間前半と後半で出店者を入れ替える（出店事業者の負担軽減、集客力向上のため）	14,934
⑧	福井国体消費拡大キャンペーン事業	福井国体プレ大会および本大会で来県する大会関係者の県内店舗の利用促進および消費拡大を図る	(1) 店のPRサイト・アプリの制作・提供 （平成29年度、平成30年度） プレ大会および本大会期間中に、割引など独自サービスを提供する小売店等を掲載したHPおよびアプリを制作・提供 ・ 掲載内容：メニュー、営業時間、独自サービスの内容等 (2) キャンペーンの実施 （平成30年度） 福井国体・障スポ大会期間中に来県する大会関係者にスクラッチくじを配布し、あたり券を(1)のアプリ掲載店舗で利用できる金券とすることで、県内での飲食やお土産購入の促進を図る。	5,339
⑨	おもてなし産業魅力向上支援事業	北陸新幹線県内開業に向け、駅周辺を始めとする市街地や観光拠点周辺の店舗等における観光客の受入れ態勢を支援する。	(1) 飲食店や宿泊施設、伝統工芸品工場などの 店舗改装・設備導入 を支援 ・ 対象：食品・工芸品等製造事業者、飲食店、土産品店、宿泊施設 ・ 補助率：2/3〔補助上限：3,000千円〕 ・ 対象数：20事業者 (2) 観光客向けの土産品等の開発 を支援 ・ 対象：食品、工芸品等製造事業者 ・ 補助率：2/3〔補助上限：2,000千円〕 ・ 対象数：10事業者	66,146
⑮	ビジネスステップアップ支援事業	多様で活力ある産業発展の担い手である中小企業が、新たな事業展開を行うため必要な経営ノウハウ、技術、人材、情報等の経営資源を円滑に確保できるよう各種支援を行う。	(公財) ふくい産業支援センターが行う以下の中小企業に対する経営資源強化対策事業を支援する。 ① 経営安定フォローアップ事業 （アドバイザー派遣事業） ② 専門家派遣事業 ③ 総合相談窓口設置事業	10,236

事業No.	事業名	事業目的	事業内容	支出額(千円)
16	嶺南企業サポート窓口設置事業	嶺南地域に(公財)ふくい産業支援センターのサテライトオフィスを設置し、嶺南企業への巡回訪問、経営相談等を行い嶺南地域の新事業創出の促進を図る。	嶺南地域における中小企業の経営課題に対する総合的支援拠点として、 (公財)ふくい産業支援センターサテライトオフィスを設置・運営 【設置場所】平成27年8月～：嶺南振興局敦賀合同庁舎 平成29年3月：アクアトム内に移設 【活動内容】① 総合相談(相談内容を十分に咀嚼し、専門的な知識を持つ人材を紹介、課題解決をフォロー等) ② 各種補助金の申請対応(地域資源を活用した商品開発、新分野展開への補助金等) ③ 創業セミナー、ネット通販、IT研修等 【実施主体】(公財)ふくい産業支援センター	4,437
17	福井ふるさと企業表彰事業	本県産業の振興や地域経済の活性化に貢献しつつも、これまで十分認識されてこなかった中小企業にスポットを当て、 そのキラリと光る優れた取組み等を表彰すること により、企業経営者やその従業員の励みとしてもらうとともに、県民に広く周知し理解を深めるなど、地域を支える中小企業の持続的な発展を図る。	・対象者：県内に主たる事業所を置く中小企業者(過去に国からの同様の表彰制度等に選定された企業は除く) ・表彰種類：6企業程度を表彰(そのうち1企業を「最優秀賞」、5企業程度を「優秀賞」) ・審査方法：自薦または推薦(各市町、商工関係団体、産業支援機関等)により候補者を募り、審査委員会において書類審査	334
18	ふくいの老舗企業チャレンジ応援事業	福井の暮らしの豊かさを支える、地域のシンボリックな小さな企業を維持するため、事業継続に必要な店舗改装等を助成する。	老舗企業の事業継続に必要な店舗改装や設備導入などの取組みを支援 【対象企業】・創業から30年以上を経過し、地域住民に商品やサービスを提供する小規模企業 ・自社の技術を用いて商品の製造・加工、又はサービスの提供を行っている企業 ・商工会等と連携して、事業計画を策定し今後も事業継続する意欲のある企業 【補助率等】2/3以内(上限：1社あたり3,000千円) 【事業実施主体】(公財)ふくい産業支援センター	57,893
19	ふるさと企業経営承継円滑化事業	団塊世代の経営者が引退時期を迎える中、全国的に事業承継が喫緊の課題となっている。 本県においても60歳以上の経営者が半数を超え高齢化が進展しているため、県内企業の円滑な事業承継を促し、県内経済の維持発展を図る。	(1) 福井県事業承継ネットワークによる支援 平成29年度に立ち上げた「福井県事業承継ネットワーク」(47機関)において、専属コーディネータを配置し、参加機関と協力して、事業承継の啓発を図るとともに、掘り起こしたニーズを支援メニューに結びつける。 【実施内容】連絡会議の開催、事業承継ポータルサイトの運営等(県予算対応)、専属コーディネータの配置(国庫委託対応) (2) 事業承継円滑化補助金 承継準備のための企業価値の評価や、承継を機会とした事業改善のための店舗改装などを助成。 事業の実施にあたっては、福井県事業承継ネットワークが計画策定からフォローアップまでの支援を行う。 【対象企業】経営者が60歳以上の中小企業、または経営者が60歳以上の中小企業を買収する企業 【対象経費】(承継準備型)企業価値の評価に要する経費 (事業改善型)店舗改装、設備導入等の経費、設備承継の経費(設備承継は親族外承継に限る) 【補助率等】(承継準備型)小規模企業 2/3以内 200千円/社、 中小企業(小規模を除く) 1/2以内 1,500千円/社 (事業改善型) 2/3以内、3,000千円/社(助成後3年以内に承継しないときは補助金返還)	19,203
20	廃炉ビジネス参入企業支援事業	廃炉が決定した敦賀1号機および美浜1、2号機の廃止措置工事への参入を希望している県内企業に対し、工事において必要となる資格を取得する際に要する経費の一部を補助することにより、県内企業の廃炉ビジネスへの参入を促進する。	廃止措置工事への参入を希望しているが、必要な資格を有する従業員が不足している企業に対し、 従業員の資格取得に伴う講習費用および受験費用の一部を助成 (1) 対象企業の要件：廃止措置工事への参入を予定している県内企業 (2) 対象となる資格：廃止措置工事に必要な資格 (3) 県の助成内容：資格取得に伴う講習費用および受験費用 補助率：2/3、上限額：20万円/社	2,167

事業No.	事業名	事業目的	事業内容	支出額 (千円)
㊴	ふくいの企業子ども探検事業	小・中・高校生が県内の多様な企業や働く人々の姿に触れる機会を設けることにより、次世代に県内産業界で活躍する人材の育成と確保を図る。	(1) (内 容) ① 企業ブース巡り (A 中高校生向け「企業ガイダンスコース」、B 小学生向け「職業体験コース」) ② 県内企業で働く先輩との「おしゃべりオープンカフェ」(小中高生共通) (実施時期) 夏休みまたは冬休み期間中 嶺北2回 嶺南1回 (参加児童・生徒数) 嶺南 300名(小100名、中150名、高50名)、 嶺北 1,200名(小200名×2、中300名×2、高100名×2) (参加企業) 嶺南15社、嶺北50社(25社×2) (2) 補助率等：10/10、上限1,428千円(材料費は実施者負担) (3) 実施主体：福井県商工会議所青年部連合会	1,427
(1)	支援センター見える化強化事業			5,888
(2)	中小企業取引情報提供事業			5,927
(3)	福井県ビジネス支援センター業務運営委託			89,904
計				<u>471,039</u>

担当部署	産業政策課	事業 No.	②
事業名	ふくい街角景気速報調査事業		
勘定科目	—		

福井県物品等電子入札運用基準の第26条では、「電子入札に係る案件については、原則として入札情報サービスシステム上で入札結果を公表する。」となっているが、一般競争の電子入札結果の公表を失念している。

指摘事項 ①	電子入札結果の公表について
監査の観点	合規性
<p>「福井県物品等電子入札運用基準」では原則として入札結果を公表することになっているが、事務手続きを失念していた。このような公表漏れを防ぐために、電子入札の公表内容をシステム上からプリントアウトした紙面に公表日を記入し、落札後に作成する稟議資料に添付すべきである。</p>	

担当部署	産業政策課	事業 No.	④
事業名	ふくいの食品戦略的販路拡大支援事業		
勘定科目	負担金補助及び交付金		

- ・本事業は当年度（H30年度）から開始しているが、活動指標（支援事業者数）はH30年度の単年度の数値となっている。これに対して、成果指標（売上額）は（前事業の「ふくいの食品都市圏進出支援事業」の実施期間における支援実績を含めた）累積の数値であり、当年度までの1社あたり平均累積売上高に当年度の支援事業者数を乗じた金額を成果指標としている。（下記の予算要求シートにおける「目標・指標の考え方・積算根拠」参照）。活動指標が当年度のみ数値であり、この数値と成果指標である累積売上高における当年度以前の過去の売上高とは因果関係がない。

区分		H30年度	目標・指標の考え方・積算根拠
成果指標	売上額	目標	8,700
		実績	6,624
活動指標	支援事業者数	目標	66
		実績	88

- ・また、支援先の売上が上がるまでにはタイムラグが有り、特にスーパーマーケットトレードショーは年度末開催であり当該年度中に実績はまず出ない。したがって、単年度ベースでみれば活動指標と成果指標との間には（努力と成果の）直接的な因果関係は見出しにくいと思われる。この点、成果指標の実績6,624万円の主な要因は、前事業において5年間で41社に専門家支援を行い50商品以上の商品改良に結びつけたことによるものと考えられる。
- ・当該事業と前事業が密接不可分な関係にある場合、成果指標の実績が「前事業によるものなのか、当該事業によるものなのか」の線引きは難しく、たとえそれが出来たとしてもあまり意味の無い行為である。しかしながら、だからといって上表のような記載をしてしまうと、あたかも当該事業年度の支援先が当該年度に成果を獲得したような印象を与えてしまい、問題である。前事業の成果指標を引き継ぐのであれば、その旨を丁寧にコメントすべきであり、支援先の売上獲得にタイムラグがあることを説明すべきである。なお、今回でいえば成果指標のコメント欄には「売上高は前事業実施期間を含めた支援先の累積実績である旨」を記載すべきである。

意見 ⑥	成果指標の設定について
監査の観点	有効性
<p>成果指標の実績値が「(現在進行中の) 当該事業の支援先の実績なのか」「前事業の支援先の実績なのか」が曖昧となっている。また、成果指標の目標値が当該年度の支援先企業数を前提に策定されている。</p> <p>当該事業と前事業が密接不可分であり前事業の支援先の成果実績を当該事業が引き継ぐ場合には、その旨を予算要求シートの「目標・指標の考え方・積算根拠」に丁寧に記載すべきである。</p>	

担当部署	産業政策課	事業 No.	⑤
事業名	地域商業活性化支援事業		
勘定科目	負担金補助及び交付金		

- ・本事業は以下の3つの小事業で構成されている。
 - (1) 小規模事業者キャッシュレス決済推進事業
 - (2) 商店街等活性化推進事業
 - (3) 広域商店街等消費喚起事業

なお、本事業の評価指標は以下のとおりである。

区分			H29 年度	H30 年度	目標・指標の考え方・積算根拠
成果指標	来店者伸び率	目標	5	5	来店者数対前年比 5%増
		実績	-	-	
活動指標	IC カードリーダー設置支援店舗数	目標	250	250	2年間で500店舗支援
		実績	94	117	
	環境整備に取り組む商店街数	目標	8	8	毎年度8件
		実績	5	7	
	広域で消費喚起策に取り組む商店街の連合体	目標	2	2	毎年度2件
		実績	2	0	

- ・「福井国体や東京オリンピック、北陸新幹線県内延伸に向けて増加する県内や外国人の観光客等の消費拡大を促すとともに、地域住民の県内消費拡大を図るため、県内商店街等の必要な整備を支援する」という事業目的を達成するために、3つの異なる小事業（ユニット）が展開されている。この点、活動指標については小事業毎に3系統の異なる指標が設定されており、成果指標についてもこれと整合的な3系統の指標が必要になるはずだが、上記のとおり1系統しか設定されていない。この指標は「(1)小規模事業者キャッシュレス決済推進事業」のみに関連する指標であり、「(2)商店街等活性化推進事業」および「(3)広域商店街等消費喚起事業」に関しては事業評価が完結していない。

- ・また、成果指標「来店者伸び率」に関して目標値は設定されているが、実績値が把握されていない。理由については「当初、来店者数を把握できると考えていたが、IC カードリーダーの設置店舗数が多いことから調査困難であった」とのことである。成果指標の測定が出来なかったことから、上記の(2)(3)のみならず(1)小規模

事業者キャッシュレス決済推進事業に関しても事業評価が不完全なものとなっている。

- ・ 3つの小事業全てについて目標未達である。理由を聴取りしたところ、
事業(1)・・・手数料等の維持経費の負担等から導入効果を見極めたい事業者が多かったことが考えられる。
事業(2)・・・商店街が新規事業を実施するための財力がなく、補助金を受けたととしても3分の1の自己負担分を捻出することができなかったことが考えられる。
事業(3)・・・条件である「既存の取組みは対象外とし、連合体として新たに企画、実施する事業が対象」「従来の枠組みを超えた体制で実施する」が厳しかったものと考えている。

とのことであった。

以上のように目標未達原因の除去可能性が決して高くはないと考えられるが、予算要求シート上の「事業評価」は「継続」となっており、その理由も明らかにはされていない

意見 ⑦	成果指標の設定について
監査の観点	有効性
1つの事業の中に小事業(ユニット)が3つ含まれているのであれば、活動指標および成果指標も3系統設定すべきである。そうでないと事業評価したことにはならない。 成果指標設定の際には、アウトカム指標となりうるかという視点のみならず測定可能性も重要であり、指標設定の際には慎重に吟味する必要がある。 目標に大幅未達となったにもかかわらず事業評価が「継続」となった場合には、予算要求シート上その理由を明らかにすべきである。	

担当部署	産業政策課	事業 No.	⑥-1
事業名	おもてなし商業エリア創出事業（ソフト）		
勘定科目	負担金補助及び交付金		

おもてなし商業エリア創出事業（ソフト事業）補助金交付要綱には、補助金における消費税および地方消費税の取扱について、以下のような定めがある。

<p>（補助金の交付の申請）</p> <p>第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。</p> <p>（実績報告）</p> <p>第12条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業者の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。）は、その日から30日を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式第9号による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。</p>

この点、「勝ち山グルメ発信事業」（補助先：勝山市、間接補助先：勝山市観光まちづくり株式会社）の実績報告書は以下のような記載内容となっていた。

収支決算書

（収入の部）

（単位：円）

区分	予算額	決算額	説明
補助金等	1,200,000	1,200,000	県補助金
寄付金等	0	0	
自己資金	400,000	400,001	

合計	1,600,000	1,600,001	
----	-----------	-----------	--

(支出の部)

(単位：円)

区分 (目)	内訳(節)	事業費 (税込)	補助対象経 費(税込)	負担区分		説明
				補助金 申請額	補助事業者 の負担額	
事務 経費	消耗品費	23,201	23,201	17,400	5,801	コピー代、 撮影菓子代
	印刷・ 製本費	810,000	810,000	607,500	202,500	勝ち山グルメ パンフレット製作
委託費	WEB ページ 作成委託	766,800	766,800	575,100	191,700	勝ち山グルメ WEB ページ製作
合計		1,600,001	1,600,001	1,200,000	400,001	

- ・要綱第 12 条に従い、本補助事業の実績報告書(様式第 9 号)には、
「(注) 消費税および地方消費税に係る仕入税額控除を減額して報告する場合は、
次の算式を明記すること
補助金所要額 - 消費税および地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額」
との注釈がなされているが、当該算式は明記されていなかった。
補助先の勝山市は免税事業者であり、仕入控除税額が発生しないためこのよう
な取扱いになっているのであろうが、実績報告にはこの判断プロセスがなんら明
らかにされておらず添付資料もない。

意見 ⑧	消費税について
監査の観点	合规性
補助金を過大交付するリスクを回避するためには、税込金額で補助した場合には(間接補助先の事業者が)仕入税額控除を受けたかどうかにかかわらず、補助先の市町から県に報告する体制が必要である。また、間接補助先の事業者は市町に対して仕入税額控除の有無を報告する必要がある、そのような運用を県は市町に要請しなければならない。	

担当部署	産業政策課	事業 No.	⑦
事業名	“ふくいのおっておき”フードフェア開催事業		
勘定科目	委託料		

このフードフェアは、街なかの集客による賑わいづくりと県内消費の拡大を図り、県民全体で国体を盛り上げる気運を醸成するという目的のもとに、地元百貨店の6階催事場等を活用し、ふくいの特色を活かした商品を展示・販売するフェアであり、福井しあわせ元気国体開催期間に合わせて11日間開催された。

当事業はこのフェアの企画・設営・装飾・広報などの運営全般業務を事業者へ委託するものであり、本委託業務の企画提案を公募したところ、1者より申請があり、外部委員を含む選定委員会において高い評価を得たため、随意契約することとなった。

しかし、このフェアの結果は、委託料1,493万円の支払いに対して、出展者の総売上高は1,453万円であり、総売上高が委託料より40万円少ない結果となった。

この事業の活動指標は「出展者数」、成果指標は「期間中入場者数」であり、目標は100者の出展、10万人の入場数だったのに対し、実績は71者の出展、90,227人の入場者であった。県の説明によれば、国体開催期間は他の国体会場への出展や自店舗の運営に専念したいという事業者が多かったため、出展者が少なかったということである。

成果指標が「期間中入場者数」であるのは、この事業の目的のひとつが「街なかの集客による賑わいづくり」であるためだと思われるが、もう一つの目的の「県内消費の拡大」及び活動指標の「出展者数」との因果関係を考慮すると、成果指標は「出展者総売上高」のほうが適切である。

また、事業の費用対効果を考えた場合、この事業による売上増大効果は、委託業者1者が出展者71社の合計より40万円多く、賑わいづくり効果を考えても、委託料と総売上高を見るかぎりコストパフォーマンスは非常に悪いように思える。この事業目的を考えると、例えば、福井PRのために県民以外の人に県民より大きい割引率を設定した、福井駅前商店街の特定フード・商品の割引セールに1,500万円の事業費を充てたほうが効果が大きいと思われる。

意見 ⑨	成果指標の設定について
監査の観点	効率性
<p>この事業における成果指標である「期間中入場者数」は、活動指標である「出展者数」と関連性が弱く、事業目的も考慮すると、適切とはいいがたい。成果指標は、事業目的及び活動指標との関連性の強さを考慮して設定しなければならない。</p>	

意見 ⑩	事業結果の分析について
監査の観点	経済性、有効性、効率性
<p>計画あるいは見込みどおりの結果をもたらさなかった事業については、担当者あるいは課全体で事業の目標と実績からその差異の原因を分析したうえで、今後の事業を計画するにあたっての改善点や注意点を記載し課全員や部長の承認印を押したものを、今後の事業のノウハウ・参考となる資料として保存するのが望ましい。</p>	

担当部署	産業政策課	事業 No.	⑧
事業名	福井国体消費拡大キャンペーン事業		
勘定科目	委託料		

福井国体に関連して増加する来県者を中心に「おもてなしスクラッチあたり券」を無料配布することにより、福井県産品を中心とした消費を拡大し、福井をPRすることを目的としたキャンペーンである。県は、売上代金の割引として使用されたあたり券をキャンペーン企画会社から回収し、その割引総額を企画会社に支払う。見積もり（予想）と実績（結果）は次の表のとおりであった。

おもてなしスクラッチくじあたり券		見積り			実績		
種類	枚数	使用枚数	使用率	金額	使用枚数	使用率	金額
300円券	6,000 枚	4,000 枚	2/3	1,200,000	298 枚	0.050	89,400
100円券	54,000 枚	27,000 枚	1/2	2,700,000	1,376 枚	0.025	137,600
あたり券計	60,000 枚	31,000 枚	小計	3,900,000	1,674 枚	0.028	227,000
制作・印刷	60,000 枚			810,000			810,000
企画・運営費				378,000			378,000
総制作費			計	5,088,000	計		1,415,000
制作費以外	協力店舗			214,400			214,400
	宿泊施設			27,000			27,000
	精算・問合せ			503,560			503,560
総経費			合計	5,832,960	合計		2,159,960
変動経費（あたり券使用売上高）				3,900,000			227,000
固定経費			差引	1,932,960		差引	1,932,960

見積りでは、1,932 千円の固定経費をかけて、あたり券使用売上高 3,900 千円に対応するキャンペーン総売上高をあげる予定であったが、実際は、1,932 千円の固定経費をかけて、あたり券使用売上高 227 千円に対応するキャンペーン総売上高をあげる結果となった。

この結果、あたり券使用売上高の実績は、金額比で見積り売上高の 5.8%（227 千円÷3,900 千円）にしかならず、キャンペーンにおける固定経費の売上増大効果が見積りより極端に低くなっている。

この見積りと結果が大きく乖離したことについて詳しく分析した資料は作成されていない。

意見 ①	あたり券使用率の見積りの甘さから生じた対費用効果について
監査の観点	経済性・有効性
<p>見積りと結果が大きく乖離した理由として、あたり券の配布率が低いことやあたり券の金額的魅力が乏しいこと、福井県産品の魅力が乏しいなどが考えられるが、その他の理由かもしれない。今回と同様な方法で行うかもしれない今後の事業に活かすため、県はアンケート調査などにより見積りと結果が大きく乖離した原因を詳しく分析する必要がある。</p>	

担当部署	産業政策課	事業 No.	⑨
事業名	おもてなし産業魅力向上支援事業		
勘定科目	負担金補助及び交付金		

- ・本事業は以下の2つの小事業で構成されている。
 - (1) 飲食店や宿泊施設、伝統工芸品工場などの店舗改装・設備導入を支援
 - (2) 観光客向けの土産品等の開発を支援
- ・間接補助先については、事業(1)は33者の申請中23者、事業(2)は10者の申請中8者が選定されている。選定にあたっては、別途産業支援センターで助成金交付要領を作成し採択基準を設け、審査委員会による諮問にかけられている。

おもてなし産業魅力向上支援事業（店舗改装・設備導入）

審査委員会設置要綱

（目的）

第1条 この委員会は、おもてなし産業魅力向上支援事業（店舗改装・設備導入）助成金交付要領に基づき、円滑に事業を実施するため、助成事業計画の審査を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、公益財団法人ふくい産業支援センター（以下、「支援センター」という。）の諮問を受け、次の審議を行い答申する。

- (1) 助成事業計画の審査および採択候補事業の決定
- (2) 前項に掲げる事業のほか委員会において必要と認めた審議

（組織）

第3条 委員会は、委員4人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、公益財団法人ふくい支援センター（以下、「支援センター」という。）の理事長が委嘱する。

- (1) 観光プロデューサー
- (2) 経営専門家
- (3) 福井県の職員
- (4) 支援センターの役職員

（任期）

第4条 委員の任期は、翌年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、現任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、予め委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は支援センターの理事長が招集する。

2 委員長は会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 団体を代表する委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

6 支援センターが行う助成金交付事業の事業計画の審査、認定に当たっては、支援センターの役職員から委嘱された委員は、その審議に加わることができない。

7 委員長は、緊急かつやむを得ない場合においては、必要な事項について、書面により各委員の賛否を求めて委員会の議決に代えることができる。

8 会議は非公開とし、委員は議事の内容を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、支援センターにおいて処理する。

(報酬等)

第8条 支援センターは委員に対し、会議出席に要する旅費および委員報酬を支給するものとする。なお、旅費はふくい産業支援センター旅費規程に基づき支給し、委員報酬は別表のとおり支給するものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規約は平成30年5月28日から施行する。

別表 おもてなし産業魅力向上支援事業(店舗改装・設備導入) 審査委員報酬額

委員報酬額は以下の通りとする。なお、福井県の職員または支援センターの役職員が委員となる場合は委員報酬を支給しない。

(書類審査)

福井県内に居住する委員 10,000 円

福井県外に居住する委員 10,000 円

(会議一回当たり)

福井県内に居住する委員 10,000 円

福井県外に居住する委員 20,000 円

- ・本事業について審議会の議事録等をレビューしたところ異常な点は発見されず、要綱に従い慎重に審議されていた。
- ・採択事業者の選定にあたっては、評点が同数で並んだ場合や各事業者の個別の定性情報による調整を要する場合には、最終的には支援センターの裁量のもと決定されるが、基本的には審議会の答申どおりで決まることが多い。
- ・答申にあたっては各委員の意見が直接的に反映されるが、審議における公正不偏性を担保する上で、各委員が補助金申請事業者と特別の利害関係を有していないことが強く要求される。この点、センターでは口頭でその旨の確認を行っているとのことであるが、より中立性を担保する上で就任承諾書における宣誓という形式での書面確認が必要と考える。この際、委員本人のみならずその配偶者等の親族および委員が代表を務める法人等とも利害関係を有していないか確認する必要がある。

意見 ⑫	審査員の独立性について
監査の観点	公平性
<p>助成事業計画の審査において、利害関係者に該当する場合を明示したうえで、助成金申請者の一覧表を添付した独立性に関する宣誓書を審査委員から入手すべきであり、宣誓書に特定の申請者と利害関係があるとの記載があれば、その申請者の採点からその審査委員を外す必要がある。</p>	

担当部署	産業政策課	事業コード	⑱
事業名	ふくいの老舗企業チャレンジ応援事業		
勘定科目	負担金補助及び交付金		

本事業の直近3年間の評価指標は以下のとおりとなっている。

区分			H28 年度	H29 年度	H30 年度	目標・指標の考え方・積算根拠
成果 指標	投資誘発額 (万円)	目標	9,000	9,000	9,000	投資誘発額=事業費(300万円 /件(補助額)×3/2×20件
		実績	13,706	11,400	13,114	
活動 指標	採択企業数 (件)	目標	20	20	27	助成事業採択予定件数 20件
		実績	26	26	26	

- ・成果指標として「投資誘発額」が設定されているが、これは活動指標たる「採択企業数」と正の相関関係にあり、どちらかという活動指標になると思われる。

意見 ⑬	成果指標の設定について
監査の観点	有効性
「支援先の売上増加額」等のアウトカム指標を成果指標として設定すべきである。	

- ・また、この事業についても、「⑨ おもてなし産業魅力向上支援事業」と同じような事実があり、⑨と同様の意見を記載する。

意見 ⑭	審査員の独立性について
監査の観点	公平性
助成事業計画の審査において、利害関係者に該当する場合は明示したうえで、助成金申請者の一覧表を添付した独立性に関する宣誓書を審査委員から入手すべきであり、宣誓書に特定の申請者と利害関係があるとの記載があれば、その申請者の採点からその審査委員を外す必要がある。	

担当部署	産業政策課	事業コード	⑱
事業名	ふるさと企業経営承継円滑化事業		
勘定科目	負担金補助及び交付金		

この事業についても、「⑨ おもてなし産業魅力向上支援事業」と同じような事実があり、⑨と同様の意見を記載する。

意見 ⑮	審査員の独立性について
監査の観点	公平性
<p>助成事業計画の審査において、利害関係者に該当する場合は明示したうえで、助成金申請者の一覧表を添付した独立性に関する宣誓書を審査委員から入手すべきであり、宣誓書に特定の申請者と利害関係があるとの記載があれば、その申請者の採点からその審査委員を外す必要がある。</p>	

担当部署	産業政策課	事業 No.	(1)
事業名	支援センター見える強化事業		
勘定科目	負担金補助及び交付金		

本事業は以下の3つの小事業（ユニット）により構成されている。

- ・メディア向け合同プレゼンテーション会の開催
- ・情報誌（F-ACT）発行
- ・企業支援成果の見える化

区分		H29 年度	H30 年度	摘要（指標の考え方・積算根拠等）
活動実績	マスコミに取り上げられた回数	271	251	新聞、テレビなどに、センターの活動が取り上げられた回数
	情報誌アンケート満足度（%）	96.1	93.5	
	産業情報センターイベント参加者数	549	404	

本事業の目的が「支援センターが実施している各種事業や成果について、活用事例等を通じて総合的にわかりやすく情報発信することで、企業への一層の周知を図り、各事業の利用を促すこと」であることに鑑みれば、支援センターの認知度や利用度を測る指標が必要と考える。

この点、情報誌アンケート満足度については、支援センターの利用実績が既にある者からの回答であり、潜在的な利用者にとどの程度認知されているかを計り知ることには結びつかない。

意見 ⑩	活動実績の指標の設定について
監査の観点	有効性
<p>産業支援センターの認知度向上を測る活動実績の指標を設定する必要がある。利用者呼び込みきっかけ作りの一環として、産業労働部の所掌する事業のうち産業支援センターの関与外の事業の対象者に対してセンターの認知度や利用度のアンケートを実施してみてもどうか。</p>	

担当部署	産業政策課	事業 No.	(3)
事業名	福井県ビジネス支援センター業務運営委託		
勘定科目	—		

● 「特定調達契約」とは

国や地方公共団体（都道府県と大都市）、独立行政法人など税金で運用している組織は、一定の金額以上の大規模な契約を締結する場合、「政府調達に関する協定」という国際条約を適用した契約手続きを行わなければならない。そのような契約を「特定調達契約」といい、「政府調達契約」や「国際入札」などとも呼ばれる。

特定調達契約は、「内外無差別原則（外国の企業の参入）」と「手続きの透明性（公開入札）」を基本理念としており、入札公告を官報に英文でも掲載し、海外の会社などが入札へ参加できるようにする制度であり、入札公告期間の長期化など日本の法律より厳格な手続きが求められる。

そのため、国や地方公共団体などが、大規模な契約を計画するときは、「特定調達契約」に該当するか検討が必要である。基準額は、2年に1度くらいの頻度で改正され、外務省のサイトで公表されるので、確認が必要である。

県は、1995年に「特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則」を設けている。

● 当委託契約について

当契約は、公募型プロポーザル方式により公募を行い、提案があった6社から選定委員会の審査を経て2社を優先交渉権者の候補として選定し、その後事務局の評価により委託先を決定し、随意契約を締結した。契約金額は約9,000万円であり、政府調達協定の定める基準額の3,000万円を上回るため、「特定調達契約」に該当する。

● 発見された不備

1. 「執行伺」の随意契約理由欄及び執行伺に添付される「随意契約理由書」にこの随意契約が「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項（改正後の現在は第11条第1項）の規定に基づいている旨が記載されている。この第1項は「随意契約によることができる」という規定であり、地方自治法施行令第167条の2第1項の第5号、第8号、第9号やこの第1項の第1号乃至第6号の場合などに該当する場合に随意契約が認められるとしている。

2. 当該契約は「特定調達契約」に該当するため、県報における随意契約の相手方決定の公示が必要であるが、公示が行われていない。

意見 ⑰	随意契約理由について
監査の観点	合規性
<p>本件の随意契約の場合のように、「ある規定」が複数の「他の規定」を受けて定めている場合は、「他の規定」のどの規定を受けての「ある規定」の適用なのかを明確に記載しなければならない。</p>	

指摘事項 ②	特定調達契約に関する公示について
監査の観点	合規性、公平性
<p>「特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則」第13条に定める随意契約の相手方決定の公示を行っていなかった。この原因としては、手続きを失念するという単純なミスと特定調達契約についての理解不足という2つが考えられる。</p> <p>このような2つの原因による手続きの漏れを回避する方法として、担当者と上席者の両方からチェックするシステム、たとえば経験が浅い担当者でも特定調達契約に該当するか否かを判断できるチェックリスト又はフローチャート等の書類を作成し、その書類への上席者の確認印へ押印するというようなシステムにすることが望ましい。</p>	

2. 国際経済課

事業No.	事業名	事業目的	事業内容	支出額 (千円)
①	ブラジル日本移民110周年記念事業	ブラジルサンパウロ市で平成30年7月に開催されるブラジル日本移民110周年記念式典に参加するとともに、移住県人を訪問し激励する。 また、訪問の機会を捉え、今後の交流強化のため、現地の関係者等と情報交換を行う。	(1) ブラジル日本移民110周年記念事業式典への出席 平成30年7月21日式典(ブラジルサンパウロ市、主催:ブラジル日本移民110周年記念祭典実行委員会) (2) ブラジルと福井の新たな経済交流の可能性の調査、県人会関係者等との懇談・激励	3,049
②	福井県・浙江省青少年交流事業	平成26年2月に福井県・浙江省友好提携20周年を記念し浙江省を訪問した際に、李強省長(当時)との間で将来の交流の担い手となる青少年の交流を促進していくことで合意したことを受け、両県の青少年交流を促進し相互理解を深めることにより、国際社会の中で活躍できる視野の広い人材の育成を図る。	(1) 浙江省中学生の受入れ(スポーツ交流・生活体験) ・受入人数 : 中学生6名、引率者2名 ・受入期間 : 4泊5日(予定) ・学習・体験内容 : 浙江省中学生とのスポーツやホームステイ等を通じた交流 ・受入者の決定 : 浙江省政府が決定 (2) 書画の交換・展示 ・県内友好提携市や学校に働きかけ、書画の交換および展示を実施	393
③	国際ビジネス人材育成支援事業	米国フンドレー大学において県内企業の若手社員向け研修を実施し、国際人材の育成を支援する。	① 内 容 : フンドレー大学 : ・英語でのビジネスコミュニケーションおよびプレゼンテーション力の習得 ・米国および世界の政治・経済、市場・ビジネスの動向に関する講義 等 ・現地企業や政府関係機関等の視察 等 ② 派遣期間 : 10泊12日(機中泊を含む) ③ 対 象 : 県内企業の30代前後の若手社員(経営承継者・幹部候補者)等 ④ 費用負担 : 航空運賃、宿泊費等に係る経費を補助 ※中小企業1/2以内(上限30万円)、大企業1/3以内(上限20万円) ⑤ 協 力 : フンドレー市・大学	3,631
④	留学生県内就職支援事業	海外展開のために留学生の採用等を計画している企業および県内企業に就職する留学生を支援する。	(1) 企業向けの留学生採用支援セミナーの開催 ・留学生採用に有用な情報(留学生の意識や採用後の注意点等)、在留資格の留意事項等についてのセミナーを開催 (2) 留学生向け意見交換会・事業説明会の開催 ・県内企業と留学生との意見交換会・事業説明会等を開催し、県内企業から留学生に対し、企業概要、製品情報、採用後のキャリアアップ等について、詳細にプレゼンテーションできる機会を設定 ・金沢大学・信州大学の留学生就職促進プログラムと連携し、県外留学生の呼び込みを実施 (3) 留学生への県内企業就職奨励金 ・留学生の県内企業への就業意欲向上を図るため、卒業後、県内企業に就職する留学生に対し、内定月から就業月までの住居費相当額を助成(上限2万円/月)	1,955
⑤	I S T S 機運醸成青少年海外派遣交流事業	平成31年に本県で開催されるI S T S 福井大会や県民衛星プロジェクトの機運醸成に合わせ、県内中学生をアメリカの宇宙関連施設等へ派遣し、国際理解促進や宇宙科学技術への関心向上を図り、将来、国際的な活動にチャレンジし、活躍できる次世代グローバル人材を養成する。	① 内 容 : 県内中学生によるアメリカの宇宙関連施設等の訪問、現地の青少年との交流活動 ② 対 象 : 県内中学生(10名程度) ③ 派遣期間 : 1週間程度(移動日数を含む) ④ 費用負担 : 県 1/2負担、参加者 1/2負担	5,139
⑥	海外調査活動推進事業	経済のグローバル化やポータリティ化が進み、行政施策立案に際しても国内の情勢調査だけでなく、海外の情勢調査が重要になってくる中で、海外調査活動を推進・強化することにより、県の政策立案機能を高め総合的な国際施策を推進します。	海外出張の実施 ・ 政策調査 : 各分野における先進地や新たな開拓での調査 ・ 国際化調査 : 県の施策の遂行上、重要かつ緊急な対応を要する案件	1,000

事業 No.	事業名	事業目的	事業内容	支出額 (千円)
⑦	ふくい貿易促進機構運営事業	官民が連携して設立した「ふくい貿易促進機構」において、中国・東南アジアとの貿易を行う県内企業へのビジネスサポート機能を強化し、成長著しいアジア市場における販路拡大を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貿易促進マネージャーの設置 【1,336千円】 ・ 駐在員事務所設立の際の現地政府との交渉や債権回収等の高度な相談に対応する (上海センター) ○ 取引先となる中国企業の信用情報の提供 【1,327千円】 ・ 現地の大手信用調査機関を活用し、取引先となる中国企業に関する信用情報を提供 (上海センター) ○ 既に進出している県内企業で構成する「ふくい企業支援ネットワーク」の活用 【255千円】 ・ 現地での生活・習慣などの情報提供、ビジネスのノウハウや経験を活かした相談対応 (上海センター) ○ その他事務所機能の強化 【164千円】 ・ 上海出張時に利用できるデスク (パソコン、プリンター、電話等) の無料貸し出し (上海センター) ○ 貿易専門スタッフの配置など、県内におけるワンストップ相談窓口の整備 【7,173千円】 ・ アジア市場や貿易に詳しい専門スタッフによる相談対応、セミナーや支援制度等の情報提供 (ふくいプラザ) ○ セミナー、相談会の開催 【329千円】 販路開拓セミナー・相談会の開催 (ふくいプラザ) 10,584千円 (中国拠点 3,082千円 福井拠点 7,502千円) 	8,100
⑧	中国経済交流支援事業	中国のGDPが世界第二位となり、巨大な消費市場として県内企業の注目が益々高まると同時に、中国は周辺国への進出に注力しつつある。本県企業としても、相変わらず海外ビジネスの中心が中国であることは不変だが、中国プラス1として中国から周辺国への展開が重要になっている。 そこで、これまで20年以上にわたり中国とのネットワークを培ってきた福井県・浙江省経済交流促進機構 (事務局、福井県商工会議所連合会) が行う中国と周辺国を含めた経済交流事業促進事業を支援し、県内企業の販路開拓の取り組みを促進する。	<p>「福井県浙江省経済交流促進機構」が実施する以下の取り組みに対する補助</p> <p>(1) 経済交流視察団派遣 ・ 福井県内企業のニーズに合致する分野の市場調査のため視察団派遣および受入</p> <p>(2) 啓発事業 ・ 中国市場およびその周辺国での販路開拓等に詳しい有識者等を講師として招き、投資環境やビジネス展開等に関するセミナーを開催</p>	873
⑨	アジア市場への食の輸出拡大事業	高い経済成長が見込まれるアジア諸国に対して、福井の食材、酒、伝統的工芸品等で構成される「福井の食文化」をPRすることにより、新たな販路を開拓し、現在の輸出額5億円を平成30年度までに倍増させる。	<p>《国際経済課 要求事業》</p> <p>(1) 県内での活動：東南アジア諸国の海外業界団体・企業等による県内産地視察を実施 (1,174千円) ・ 歴史、エピソード、素材や工程、品質へのこだわり、価格設定の理由など取引開始に向けた商品への理解を深める産地視察を実施</p> <p>(2) 各国での活動：・ 東南アジア諸国において「売れる県産品」を作るため、現地市場視察ミッションや現地消費者等による求評会を実施 (4,212千円) ・ 更なるアジア市場開拓のため、中国、タイ等の国際展示会・商談会において福井県ブースを設け県内企業の出展を支援 (4,640千円)</p>	9,077
⑩	香港における福井県アンテナショップ事業	本県の認知度向上を図り、県産品の販路拡大とインバウンド促進のため、物流・人流のハブとして、アジア有数の市場であり、かつ中国本土や東南アジアへの窓口ともなる香港に本県アンテナショップを設置する。	<p>香港の商業施設 (日系百貨店等) の中に本県アンテナショップを設置し、一般消費者の県および県産品に対する認知度の向上を図る。</p> <p>(1) 形態：「福井県コーナー」を3か月間 (平成30年10月～12月) 限定で設置 (2) 内容：県産品 (食品、工芸品) の展示・販売、観光PR、PRイベント (3) 運営：現地店舗運営事業者等に委託</p>	10,937
⑪	福井県・浙江省友好提携25周年記念事業	福井県と中国浙江省との間で結んだ友好提携協定 (平成5年10月6日締結) が平成30年に25周年を迎えることを記念して、代表団の相互訪問や関連行事を実施し、交流促進を図る。	<p>(1) 浙江省代表団の受入 ・ 構成：浙江省人民政府、対外友好協会関係者 等 ・ 内容：知事表敬・県議会議長表敬、レセプション、県内視察</p> <p>(2) 福井県代表団の派遣 ・ 構成：福井県、県議会 等 ・ 内容：浙江省政府訪問 (党書記・省長との会談)、レセプション、現地視察</p> <p>(3) 浙江省において福井県PRイベントの開催</p>	10,318

事業 No.	事業名	事業目的	事業内容	支出額 (千円)
(1)	ふくいバンクビジネスサポート センター設置事業			24,389
(2)	県貿易情報センター負担金			9,071
(3)	上海事務所負担金			22,490
(4)	貿易関係管理費			1,141
計				<u>111,569</u>

3. 新産業創出課

事業No.	事業名	事業目的	事業内容	支出額(千円)
①	I Tビジネスマッチング推進事業	I T企業リストの作成や展示会への共同出展をとおり県内のI T企業の情報を広く周知することで、プロジェクト支援・マルチメディア分野など「次世代I T」を活用した県内中小企業の課題解決や新たな付加価値の創造、新ビジネスの創出を促進する。	(1) 県外企業と県内企業とのビジネスマッチング (4,282千円) ・ 県外企業と県内企業とのビジネスマッチングの機会を提供することにより、県内企業の成長とI o T・A I技術の活用を含めたI T産業の活性化を目指す。 (2) 県内I T関連企業調査 (372千円) ・ 県内I T関連企業の業務内容(事業内容、使用言語等)を調査し、I T企業とのビジネスマッチングの際の参考資料として活用する。	4,365
②	Eビジネス・キャリアアップ支援事業	インターネットにおける通販・取引市場が拡大する中、ネット通販・取引サイトの制作指導等を行う「ネット通販・取引支援センター」(福井県産業情報センター内)を通じ、県内事業者のインターネットを活用した販路拡大を図る。	(1) スキル伝授ワークショップの開催 (1,127千円) ・ 県内の学生、女性を対象に、各分野の専門家が専門分野についての「スキル伝授ワークショップ(講師と受講者が積極的に交流でき、受講者の持つスキルやビジネスプランを磨く場)」を開催(内容)有効な集客策(広告、S E O(検索エンジン最適化)対策)、リピーターの確保対策、ページの運用について(ページ制作、アクセス解析等) (2) ネット通販の運営者との交流会の開催 (17千円) (1)の受講者を中心に参加を呼びかけ、人材確保を必要としている県内のネット通販運営企業との交流会を開催 (3) ネット通販・取引に関する総合支援拠点「 ネット通販・取引支援センター 」の運営 (2,154千円) ① ネット通販・取引サイト制作における個別相談、指導等 ② ネット通販・取引に関する関連書籍やD V Dの貸出	3,113
③	県民衛星プロジェクト支援事業	国が宇宙産業の市場拡大(今後10年間で1.6倍の5兆円)を目指すなか、人工衛星の製造や運用、ソフトウェア開発などにおいて、優れた技術を有する県内企業の参入の可能性が広がっている。 そのため、福井企業のドリームチームによる「県民衛星」製造プロジェクトを支援し、県内企業の宇宙産業分野への進出を図る。	(1) 県民衛星の開発・打上げを支援 (72,000千円) ① 補助対象者: 福井県民衛星技術研究組合 ② 補助内容: 県民衛星の製造費、運用費を支援 ③ 補助率: 2/3(県2/3、民間負担金1/3) (2) 技術研究組合運営費賦課金 (600千円) ・ 組合員負担金 (3) ふるさと納税募集経費 (36千円) ・ 工業技術センター現場見学会開催費(案内状、郵送費)	22,200
④	ふくい創業者育成プロジェクト事業	情報センタービル内のコワーキングスペース等を活用し、女性や若者、移住希望者などの創業を支援する。	県内の若者や女性、県外からのU Iターン者などの創業予定者に対し、相談窓口を設置するなど創業に至るまでのサポート体制を整備 (1) 創業マネージャーの設置 (4,081千円) ・ 産業情報センターのコワーキングスペースを創業支援の拠点と位置付け、県内創業者の経営相談等に対応する創業マネージャーを常設する。 (2) 先輩起業家等によるセミナー開催 (830千円) ① 福井Bizカフェの開催 ② 創業塾の開催 (3) 女性向け創業セミナーの開催 (1,686千円) ① ミートアップスクエアの開催 ② 女性向けプチ創業塾の開催 (4) 「女性創業相談窓口」の設置 (1,356千円) ・ 県内初の女性中小企業診断士が、女性特有の課題やワークライフバランスを重視した創業など、個別の相談に無料で対応する。 (5) ピッチイベントの開催 (992千円) ・ 成長発展志向の起業家と、ベンチャーを支援する機関とのマッチングの場をつくり、新たなビジネスパートナーとの出会いの場を創出する。	8,334

事業No.	事業名	事業目的	事業内容	支出額(千円)
⑤	福井県IoT推進ラボ運営事業	県内企業へのIoT・AI等導入を促進するため、セミナー、ワークショップの開催や専門家派遣による支援を行い、IoT・AIを活用した新ビジネスの創出を図る。	(1) 県内企業を対象としたセミナーの開催 (648千円) (2) IoTのプロジェクトチーム派遣によるアドバイスの実施 (5社) (422千円) ・プロジェクトチーム：県内ITベンダ、県内大学研究者、産業支援機関など (3) 県内先進企業への現地視察会 (657千円) ・IoTを活用して効率化の成果を挙げている県内企業4社 (製造業2社、商業・サービス業2社) への現地視察会 (4) IoTワークショップの開催 (1,857千円) ・IVIと連携し、自社にIoTを導入する上での「課題」や「導入方法」を検討するワークショップを開催する。	2,207
⑥	IoT・AI等導入促進事業	IoT・AI等導入を支援し、中小企業の業務効率化による生産性向上および新たな付加価値の創造を促進する。	【IoT・AI等導入促進事業補助金】 企業等の課題をIoT・AIにより解決し、そのノウハウが県内企業等に波及することが期待できる事業に対して支援する。 ① 「身の丈IoT」チャレンジ枠 ・補助率1/2、補助限度額1,000千円 (10社程度) ② 「つながる工場・店舗」IoT活用実証枠 ・2社連携：補助率2/3、補助限度額2,000千円 (2グループ程度) ・3社以上の連携：補助率2/3、補助限度額3,000千円 (2グループ程度) ③ AI等活用・先進型モデル枠 ・補助率1/2、補助限度額10,000千円 (3社程度)	17,196
⑦	産学官連携AIビジネス創業支援事業	県内企業へのIoT・AI等の導入を支援し、業務効率化による生産性向上を図るとともに、IoT・AI等を活用した新しいビジネスの創造を促進する。	◆AIビジネスオープンラボ (仮称) の設置 IoTやAIを活用した新たなビジネスの創出を促進するため、県と県内大学、民間IT企業が一体となり、県産業情報センター内に「AIビジネスオープンラボ (仮称)」を設置する。ラボ内では、最新のAIソフトウェアやサービスロボット・VR機器等を使ったプログラムの開発体験ができ、最新のAI関連の情報提供や様々な活用の相談に対応する。	8,041
⑧	宇宙技術および科学の国際シンポジウム (ISTS) 開催推進事業	国内外から多数の来訪者が見込まれる「第32回宇宙技術および科学の国際シンポジウム (ISTS)」(主催：(一社)日本航空宇宙学会、ISTS組織委員会)を平成31年度に本県で開催するため、福井市と協力して受入態勢の整備、周知・広報、県民機運の醸成を図る。	(1) 地元事業実行委員会の開催 (492千円) 大会開催に合わせて実施する地元主催事業の内容の検討および実施、ISTS組織委員会への提案を行う。 ・開催回数：3回 (年度当初、中間、年度末) ・メンバー：県、福井市、大学、産業関連団体、教育関係者等 ・内容：地元開催事業 (宇宙産業振興、サイエンス教育、県民への啓発)、大会実施に必要な諸事業の検討 (2) ISTS福井大会広報ホームページ構築 (882千円) ・ISTS福井大会の周知・広報を行い、ISTS福井大会への参加を促す。 (3) ジュニアISTS (215千円) ・県内企業・大学等と連携し、県内小中高生を対象に、工場や研究施設の見学などの学習講座を開催する。 (4) 宇宙産業啓発セミナー事業 (3,044千円) ・「宇宙博inふくい」およびJAXA職員セミナー、JAXAタウンミーティングを開催する。	3,917
⑨	学生ベンチャー・チャレンジ応援事業	大学での研究成果や学生の斬新なアイデアを活かした起業へのチャレンジを応援する。	◆福井県産業情報センターに入居して起業を行う県内学生に対し、活動経費等を助成する。 (1) 会社設立にかかる経費の支援 (450千円) (2) 産業情報センター (スタートアップエリア) 入居費の支援 (600千円) (3) 福井県公設試用料等の支援 (1,800千円)	3,690

事業No.	事業名	事業目的	事業内容	支出額 (千円)
⑩	福井しあわせ健康産業創出支援事業	県民の疾病予防による健康寿命（健康で自立して暮らすことができる期間）の延伸や医療・介護体制の充実による介護負担の軽減につながる「福井しあわせ健康産業」を創出するため、県内企業の技術力と医療・介護・健康分野の現場ニーズを組み合わせて、マッチングと販路開拓の支援を行う。	I. 医療・介護産業創出支援事業 (1) 医療・介護現場や大手企業とのマッチング支援 (3,354千円) ① 現場ニーズと県内企業のシーズの情報交流会 ② 医療・介護等現場見学会 ③ 国内医療機器製造販売企業と県内企業のビジネスマッチング支援 ④ 大手医療機器メーカーとの個別マッチング会 (2) 福井しあわせ健康産業創出支援事業補助金 (3,000千円) ① 現場ニーズの実証化補助 [補助率1/2、上限500千円×4件] ② 学会・医療展示会への出展補助 [補助率1/2、上限200千円×5件] (3) 北陸ライフサイエンスクラスター形成事業フォローアップ (300千円) II. 福井しあわせ健康産業協議会開催事業 (1) 福井しあわせ健康産業協議会開催事業 (1,997千円)	6,176
⑪	宇宙産業創出支援事業	一貫した衛星試験環境を有する工業技術センターにおいて、県外大学・企業が行う衛星製造試験の実施を促進するよう環境を整備し、日本有数の小型人工衛星製造試験拠点化を図る。	(1) 宇宙産業の現状の課題把握・情報収集、研究会WGによる共同研究開発 (1,491千円) ・ ぶくい宇宙産業創出研究会の運営 ・ 各研究WGの運営 (4WG) (2) 衛星製造技術の確立 (1,500千円) ・ 超小型人工衛星の製造現場へ県内企業の技術者を派遣し、衛星製造受注に向けた技術確立を支援（補助金） ・ 補助対象者：製造業を主業とする県内の企業 ・ 補助対象経費：派遣職員に対する派遣期間内の交通費・宿泊費 ・ 補助率：1/2 (3) 大学研究室等と連携した宇宙産業人材育成事業 (4,000千円) (4) 長期滞在型試験に対応した試験設備 (2,796千円)	3,794
⑫	ロボット導入支援事業	工業技術センターにおいて、ロボットシステムの企画・構築・運用等の指導を行うことにより、生産性の維持・向上が困難な状況にある県内企業の生産現場へのロボット導入を促進する。	(1) ロボット研究開発拠点運営費 ① 顧問の配置 (1,573千円) ・ ロボット導入を検討している県内企業を巡回し、システム設計の相談や運用の指導等を行う。 ② ロボット研究開発拠点の広報用パンフレット作成 (147千円) ・ ロボット研究開発拠点の概要や導入されている装置等の紹介、活用の方法を記載したパンフレットを作成する。 ③ 工業技術センター職員向けのロボット操作安全研修の実施 (368千円) ・ 県内の幅広い産業へのロボット導入支援に対応するため、複数のセンター職員がロボットを操作できるようにする。 ④ 工業技術センター職員のS I e r 養成研修 (1,080千円) ・ 県内企業にロボットシステムの企画、構築、運用等ができる人材を育成するため、指導者となる工業技術センター職員が高度なロボットシステム関連の知識を習得する。 (2) 県内企業に対するロボット操作研修 (2,498千円) ・ 県内のロボット導入を検討している企業に見学や各種ロボットの操作研修を実施し、ロボット関連技術の資質向上とロボットの普及を図る。	4,991
(1)	中小企業経営革新支援事業			79
(2)	中小企業経営資源強化対策事業			1,701

計 89,810

● 担当部署	新産業創出課	事業 No.	②
事業名	E ビジネス・キャリアアップ支援事業		
勘定科目	負担金補助及び交付金		

- ① 1つの事業の中に、E ビジネスによる販路拡大と E ビジネス関係のキャリアアップの2つの事業目的が掲げられている。そのため、事業内容が事業目的と合致するか分かりにくくなっている。(なお、当該事業は平成 30 年度で事業は終了している。)

意見 ⑱	事業区分について
監査の観点	有効性
事業目的が複数あるのなら、事業目的と事業内容の対応を明確にするため、事業自体を分けて、一つの事業目的に対し1つの事業とすべきである。	

- ② 活動指標が「ネット通販取引支援センター相談件数」となっており、成果指標が「参加者の関連分野への就労人数」となっている。この2つの指標は関連性が弱く、連動していない。

意見 ⑲	活動指標と成果指標の関係について
監査の観点	有効性
活動の結果、成果が表れるという関係になると考えられるため、活動の結果、成果が達成される指標を設定すべきである。なお、事業目的が2つあるということが、指標の齟齬を生んでいるものと考えられるので、事業目的から指標の設定まで連動して検討していくべきと考える。	

担当部署	新産業創出課	事業 No.	⑥
事業名	IoT・AI等導入促進事業		
勘定科目	負担金補助及び交付金		

- ・AIとBIという言葉は、背景や分野が異なる言葉ではあるが、一般的にAIとBIの違いは「意思決定の主体が人間かコンピューターか」という違いがあるとされている。人間主体がBIであり、コンピューター主体がAIである。
- ・当補助金のAI等活用先進型モデル枠の募集要領では、「IoTにより収集したデータを用いて、AIにより、新たな付加価値を生む先進的な取り組みであって、福井県内で実施される事業」と書かれている。また、IoT・AI等導入促進事業補助金交付要領において、AIとは「人間の使う言語の理解や、データ・経験から論理的な推論、学習を行うプログラムやソフトウェアのこと」と定義されている。募集要領・交付要領どちらも、BIについてはふれられていない。当補助金の募集要領及び交付要領の記述からは、AIに限定しているかのような書き方となっており、BIが含まれないかのように見える。
- ・しかし実際にはAIではなく、BIの導入でも採択されている事例があった。これについては、当補助金の趣旨は新たな付加価値を生む先進的な取り組みに対して補助金を出すものであるということであるため、AIではなくBIの利用でも趣旨に合致していると考えられる。

意見 ⑳	補助金募集要項の記載内容について
監査の観点	有効性
IoT・AI等導入促進事業補助金の募集要領では対象がAIに限定しているかのような書き方となっており、BIの活用では要件を満たしていないと誤解を与える可能性がある。事業の有効性を損なうようなことにならないよう、募集要領の記載をBIも含めていることを分かりやすく示すようにすべきと考える。	

● 担当部署	新産業創出課	事業 No.	⑨-1
事業名	学生ベンチャー・チャレンジ応援事業		
勘定科目	負担金補助及び交付金		

当該事業は「学生」をターゲットとした事業である。しかし、当該事業の活動指標として「産業情報センターによる学生等のイベント等参加者数」とあるが、若者という括りで参加者を把握しており、学生が何人来たかという把握はなされていない。

意見 ②①	活動指標の設定について
監査の観点	効率性
<p>起業した学生に当事業がどの程度知られているかを知るためには、「学生」の参加数を把握する必要がある。活動指標を学生「等」とするのではなく、明確に学生をターゲットとし、事業目的に合った形で設定すべきである。事業目的に沿った指標を設定できれば、効果測定することで、その目標に集中でき、効率的な事業運営が図れるものとする。</p>	

4. 地域産業・技術振興課 / (1) 新産業関連

事業No.	事業名	事業目的	事業内容	支出額(千円)
⑬	将来のふくいを牽引する技術開発支援事業	新分野の開拓や地域産業の共通するボトルネックの解消など地域経済に大きな波及効果が見込める研究開発や、成功すれば大きな利益の見込める企業の優位技術の事業化を支援することで、将来のふくいの産業を牽引する革新的な技術開発を促進する。	(1) 将来のふくいを牽引する技術開発支援事業補助金 ① 地域経済牽引型：地域経済に大きな波及効果が見込める研究開発を支援 ② 小規模技術開発支援型：企業が持つ優位技術の課題解決や、早期事業化に資する研究開発を支援 ・補助率：2/3、 ・補助限度額：120,000千円(2年目10,000千円) 25,000千円、 ・補助事業者：県内企業または県内企業を代表者とする企業グループ(2は中小企業に限る) ・補助対象経費：1) 研究開発費・設備投資費・販路開拓費 2) 研究開発費・販路開拓費 (2) 研究開発成果展の開催 研究開発の成果を広くPRする成果展を開催し、「推進機構」の存在をアピールすることで、全国からの受託研究の獲得と大型プロジェクトへの参画につなげる。(※国の補助制度や逸品ファンドなど他事業での開発成果も併せて展示する。) (3) オープンイノベーション戦略本部による戦略会議の開催 県内企業、大学における研究開発プロジェクト、製品開発・商品開発の抽出や、国等の競争的資金の活用に関する協議を行う本部会議を開催	58,384
⑭	ふくいオープンイノベーション推進機構強化事業	産・学・官・金が連携して県内企業を一貫支援する「ふくいオープンイノベーション推進機構」に、県外大手企業の要職を務めた「プロフェッショナル人材戦略マネージャー」とマネージャーをサポートする「サブマネージャー」等を配置し、本機構として推進する大型共同研究プロジェクトの調整や進捗管理を行い、商品開発を加速させる。また、「高度人材誘致コーディネーター」を配置し、県外の大手企業等の高度人材を県内の研究開発プロジェクトに呼び込み、県内企業の技術開発等を促す。	(1) 活動内容：① 県外大手企業等との橋渡し ・県外大手企業コースに応じた開発計画の検討 ・県内企業が求めるプロフェッショナル人材の紹介 ② 新規大型プロジェクトの調整・管理 【想定例】炭素繊維複合材料技術、宇宙産業関連技術(人工衛星減速装置)など ③ 県外高度人材の多様な形態による研究開発プロジェクトへの呼び込み ・高度人材誘致コーディネーターによる大企業との連携推進 (2) 設置場所：福井県工業技術センター (3) 実施主体：県	30,076
⑰	開繊炭素繊維の 新用途開発事業	本県独自の開繊技術(県特許)を活用した炭素繊維基材(開繊シート)を実際の製造ラインに適用させるための研究開発を行い、県内企業による、航空・宇宙、運輸・自動車、ライフサイエンス、一般機械、電気・エネルギーなど幅広い分野への参入を図る。	① エアバス社の次世代航空機の構造材(主翼、胴体等)の製造工程に適用可能な開繊シートを開発し、県内企業のエアバス製造での売上を拡大する。(独・D L R、J A X Aとの共同研究開発) ② 工業技術センターにおいて、開繊シートの積層技術を開発し、県内企業のエアバス以外の航空機、運輸・自動車、その他の産業分野などへの参入を促進する。(独自の自動積層技術の開発)	3,617
⑳	戦略的基盤技術 高度化支援事業	工業技術センターが、戦略的基盤技術高度化支援事業に参画し、共同研究を実施することにより、産学官による新技術・新製品開発を支援する。	① 航空機構造部品用熱可塑性樹脂複合材料の成形技術及び工程管理・検査技術の開発 低コスト化を目標として、熱可塑性スーパーエンブラをマトリックスとした炭素繊維強化複合材料を開発し、航空機の2次構造部品に適用可能なプリプレグシートを開発する。 ② 転移性骨腫瘍患者向けカスタムメイド人工骨幹製造技術の確立 3次元積層造形と切削を合わせた加工技術の高度化により、患者の病状と骨格に完全に適合するカスタムメイド人工骨幹の製造技術を確立する。 ③ 特殊側面発光糸を製織できるジャカード織物製造システムおよび次世代自動車内装用織物の研究開発 特殊側面発光糸を用いたジャカード織物を製織し、自動運転化への安全サポートの表示機能としての照明効果を付加した自動車内装用織物の製造技術および生産管理システムの確立を行う。	6,738

事業 No.	事業名	事業目的	事業内容	支出額 (千円)
②②	炭素繊維の自動車分野への展開支援事業	「自動車ボディ向け炭素繊維シート」を工業技術センターとセーレン、DICが共同で開発し、事業化を目指す。大量生産に適した硬化の早い樹脂を用いた炭素繊維シート製造装置を設計・試作し、均一な品質の「量産技術」を確立することにより、炭素繊維の自動車分野への県内企業への進出を図る。	自動車部材の炭素繊維シート材加工装置の開発 およびその量産技術の開発、および量産時の品質及び成形性の試験研究を行う。本県は炭素繊維シート材加工条件の開発を担当する。	24,436
②③	戦略的イノベーション創造プログラム (S I P) 事業	航空機用の樹脂・F R P 部材の実用化を加速するために、新規樹脂開発、高成形サイクル・低価格成形手法の開発、大型 F R P 製造技術およびその関連基盤技術(材料設計・生産／加工技術、品質保証・最先端計測技術、マルチスケール計算科学等を駆使した高生産性・高信頼性の革新的構造材としての樹脂および R P F / P M C 材料等)の構築を目指す。併せて、F R P の付加価値を高めるための高分子材料や複合材料周辺技術開発も行う。	事業全体では航空機エンジン部材等を炭素繊維複合材料で作成するため、樹脂原料、中間材料の検討から成形加工方法、評価までの研究開発を行い、本県は 高耐熱性樹脂と炭素繊維が一体化した中間基材 (プリプレグシート) の製造技術の開発 を担当する。	3,786
繰越 A	戦略的イノベーション創造プログラム (S I P) 事業「航空機向け高自由度設計複合材の開発」(平成29年度2月補正)	—	① 航空機専用の薄層シートの製造技術の開発 … 高速製造技術 (加工速度 30 m/min(従来比3倍)) と品質管理技術の確立 ② 薄層シートを用いた革新的な自動積層技術の開発 … 航空機製造用の自動積層機上で、積層するシート材の幅と厚さを自由に变化させることが可能な新しい積層技術の開発	105,417
繰越 B	炭素繊維複合材料研究開発環境整備事業	県では、以前から炭素繊維の「開織技術」(県特許)を核とした航空機分野に関する研究開発を進めており、JAXAや大手の重工メーカーも参加した研究プロジェクトにも参画しているが、工業技術センターでは、航空機用の試験製造ラインを導入するために必要な、温度23℃かつ湿度50%に厳格に管理されたエリアがないため、そのための改修を行う。	県外大手の重工メーカーや大学研究機関、県内企業等が国の競争的資本等の大型研究開発プロジェクトを行うとともに、県内企業の航空機分野への参入をさらに進めるための開発環境の整備として工業技術センター内を回収する。県内企業の生産現場に技術普及するための製造技術開発と航空機向けの品質管理をするための試験機を導入する。 ・ 航空機の機体用の基材 (薄層シート) の製造技術開発に対応可能な試験スペースの整備 ・ 温度・湿度管理 (23℃、50%) ができる支援エリアへの改善 ・ 県内企業が自ら航空機向けの品質管理をするための試験機のどう縫う	191,150

計 423,608

● 担当部署	地域産業・技術振興課	事業 No.	⑬
事業名	将来のふくいを牽引する技術開発支援事業		
勘定科目	負担金補助及び交付金		

検査調書において「該当なし」の検査事項があり、該当欄を網掛けすることにより「該当なし」であることを表現している。この点、他の事業では「所見欄に“該当なし”と表記」したり、「検査の着眼点欄に“該当なし”と表記」したりと対応がバラバラであり属人的である。誰が見ても一目で「該当なし」である旨を直感的に理解できるよう書式を工夫することが望ましい。

意見 ⑳	検査調書の書式について
監査の観点	有効性
<p>検査調書において「該当なし」の検査事項がある場合、その記載方法を統一すべきである。例えば、確認欄の記載選択肢に、現状の「OK」「指導改善」「返還」に加えて「該当なし」という項目を追加することが考えられる。</p>	

担当部署	地域産業・技術振興課	事業 No.	②②
事業名	炭素繊維の自動車分野への展開支援事業		
勘定科目	備品購入費		

(株) 福井機工からの備品購入(連続調液試験装置)につき「1者入札かつ落札率100%」という現象が生じている。

節	契約方法	支払日	債権者名	事業(業務)等の名称	支出額
備品購入費	一般競争	H31.2.28	(株) 福井機工	連続調液試験装置の購入(炭素繊維の自動車分野への展開支援事業)	8,640,000

その理由について聴取したところ、以下のような回答を得た。

(一者入札について)

当該装置は、2種類の原液を連続的に調合・供給する装置であり、装置のメーカーとしては、A社、B社、C社が想定された。仕様書で「支給するP剤およびQ剤を用いた吐出テストの結果報告書を技術審査時に提出すること」と規定し、原液を前記3社に支給したが、期限内にテスト結果の回答があったのはA社のみであった。また、当該装置設置に当たっては、工業技術センターでの電気工事およびエア配管工事等に対応できる体制が必要であり、テスト結果回答があったA社と取引可能な(株)福井機工のみが応札した。

(落札率100%について)

購入にあたっては、委員会での検討、複数の業者からの見積徴求、過去の同種同程度の入札における落札率等から複数の予定価格案を設定、などの検討の上で予定価格を決定している。

- ・原液を支給した3社のうち1社しかテスト結果を回答してこなかったからといって、そのまま当該社より見積徴求し、1社入札および落札率100%という必然的な結果を甘受してよいわけではない。テスト結果が1社のみ回収となった時点で、追加で他の事業者へテスト依頼をかけることもできたはずである。

意見 ②③	1 者入札について
監査の観点	経済性
<p>落札率が 100%となった原因を分析し、今後の同様の入札に備えて「参考見積書の徴求方法および予定価格の設定方法」について工夫が必要である。今回の件でいえば参考見積書徴求先を固定化することなく追加徴求していれば、落札率 100%は回避できた可能性がある。</p>	

4. 地域産業・技術振興課 / (2) 繊維産業

事業No.	事業名	事業目的	事業内容	支出額(千円)
㉔	繊維産業新規市場開拓支援事業	本県の基幹産業である繊維産業では、主に生地を製造する企業が多く、 長らく委託加工体制が続いたため、販売力不足や消費者への訴求力不足などの課題 を抱えている。これらの課題解決に向け、産地の各業種団体が実施する「福井産」繊維製品の開発、高付加価値商品の発信によるブランド力向上など、新規市場の獲得に向けた取組みを支援し、産地の売上拡大を目指す。	① 本県繊維産地を構成する各業種の課題や強み、産地で果たすべき役割について情報を共有し、マクロな視点で産地振興を図るため、繊維協会および会員団体の事務局と県による「 産地団体連絡会議 」を設置 ② 「 産地発信力強化計画 」を作成した連絡会議参加団体が実施する、下記のいずれかに該当する事業を県が支援 (1) 企画、織り編み、染色加工を福井産地に対応した「 MADE IN FUKUI 」の 最終商品開発およびPR事業 (2) 福井県産テキスタイルの発信に向けた大規模展示会への出展等の 販路開拓事業 (3) 福井の繊維の価値訴求に向けたイメージモデルやデザインの検討、産業財産権取得等の ブランディング事業 ・補助対象者：(一社) 福井県繊維協会の会員団体 ・補助率 等： 補助率 1/2 [重点支援型] 直近3年間を目途に新たに取組む事業 限度額2,000千円 [継続支援型] 既存の事業基盤を活かして取組む事業 限度額1,500千円	5,978
㉕	北陸繊維産地地域連携事業	国内最大の合繊産地である北陸において、固有の技術やノウハウを有する福井県および石川県の繊維企業が県域を超えた連携の下で行う新素材等の開発や、販路開拓に係る事業を両県共通で支援し、産地の自立化を加速させることを目的とする。	① 企業連携体の新商品開発・販路開拓支援 [内 容] 福井・石川の県域を超えた企業連携体相互の強みを共有して行う新商品開発・販路開拓事業を支援 [対 象 者] 福井または石川に主たる事業所を有する繊維産業を営む者のうち、原則中小企業で構成された連携体(各県1者、合計3者以上) [補助額等] 補助率2/3 限度額7,500千円 ※財源は福井、石川で各1/2(限度額3,750千円)ずつ負担 ② 北陸産テキスタイルの販売力強化に向けた 両県産地合同展示会 の開催 [内 容] 福井・石川両県繊維企業の販売力強化に向けた、両県による連携開発素材等を訴求する産地合同展示会を開催 [実施主体] 公益財団法人 ふくい産業支援センター ※①は間接補助事業 [予 算 額] 12,500千円(内訳：企業連携体支援8,500千円(うち1,000千円は事務費)、展示会事業費4,000千円) ※石川県も同額	8,507
㉖	福井繊維産地サプライチェーン強化支援事業	分業制をとる本県の繊維企業が業種横断で企業連携を行い、商品の自主企画や開発、国内外への販路開拓を支援することにより、繊維産地のサプライチェーン(供給体制)の強化を図る。	(1) コーディネータ設置支援 業種横断的な調整機能を担い、新商品開発やマーケティング等を行うコーディネータ2名の設置費用を支援する。 (コーディネータの役割) ① 産地内連携支援：新素材、新商品開発のための技術マッチングを担当 ② 販路開拓支援：マーケティング、デザイン、企画、アパレル・商社への営業を担当 (2) 全国のファッション系学校と連携した若手人材確保支援(テキスタイルデザイン塾) 将来のテキスタイル分野で働く予定の学生の福井産地への就職のきっかけを作るため、福井県内での学生の研修に対して支援する。 ・補助対象者：(1) 福井県繊維協会、(2) ファッション、服飾系の大学、短大または専修学校の学生 ・補 助 率：(1) 補助率 3/4 (2) 補助率 1/2	6,690
(19)	繊維産業基盤強化事業			348
(29)	繊維振興事業運営費			5,363

計 26,888

担当部署	地域産業・技術振興課	事業 No.	②5
事業名	繊維産業新規市場開拓支援事業		
勘定科目	負担金補助及び交付金		

本事業の直近3年間の評価指標は以下のとおりとなっている。

区分		H28 年度	H29 年度	H30 年度	目標・指標の考え方・積算根拠	
成果指標	事業への 参加企業	目標	25	20	20	組合事業への参加企業数 5社/件×5=25社 (H28) 4社/件×5=20社 (H29～)
		実績	26	37	48	
活動指標	支援件数	目標	5	4	4	重点型3件(2,000千円×3件) + 継続型1件(1,500千円×1件)の 合計4件(7,500千円)を想定
		実績	4	4	5	

- ・成果指標として「事業への参加企業数」が設定されているが、これは活動指標たる「支援件数」と正の相関関係にあり、どちらかという活動指標になると思われる。
- ・予算要求シートには、本事業の事業目的について以下の記述がある。
「本県の基幹産業である繊維産業では、主に生地を製造する企業が多く、長らく委託加工体制が続いたため、販売力不足や消費者への訴求力不足などの課題を抱えている。これらの課題解決に向け、産地の各業種団体が実施する「福井産」繊維製品の開発、高付加価値商品の発信によるブランド力向上など、新規市場の獲得に向けた取組みを支援し、産地の売上拡大を目指す。」
- ・上記の事業目的に鑑みれば、成果指標として「産地の売上拡大」や「福井県の繊維業界が委託加工（賃加工）体制からどの程度脱却できているか」を示すデータを設定すべきである。
- ・参考までに「産地の売上拡大」を示すデータとして、直近3年間の政策合意実績報告値（事業参加企業からの聴取りベース）を示すと以下のとおりである。

(単位：千円)

H28	H29	H30
205,393	302,352	186,298

- ・また「福井県の繊維業界が委託加工（賃加工）体制からどの程度脱却できているか」を示すデータとして、工業統計調査のデータを示すと以下のとおりである（一部抜粋）。

（単位：億円）

	H13	H22	H28
製造品出荷額等（億円）（A）	2,914	2,306	2,426
加工賃収入額（億円）（B）	1,414	862	940
加工割合（B/A）	48.5%	37.4%	38.7%

意見 ⑳	成果指標の設定について
監査の観点	有効性
<p>成果指標として「産地の売上拡大」や福井県の繊維業界が委託加工（賃加工）体制からどの程度脱却できているかを示すデータを設定すべきである。</p>	

担当部署	地域産業・技術振興課	事業 No.	(19)
事業名	繊維産業基盤強化事業		
勘定科目	負担金補助及び交付金		

本事業の直近3年間の予算額および決算額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

区分	H28年度	H29年度	H30年度
当初予算額の推移	1,000	1,000	1,000
2月現計予算額の推移	410	480	480
決算額の推移	351	421	348

- ・本事業は昭和49年開始の長期に亘る補助事業であるが、ここ数年の(当初予算に対する)執行率は上記のとおり50%未満に留まっている。機関誌の発行や講演会、セミナー等の開催を事業内容としているが、講演会に関しては、H29年は大雪のため中止になったという特殊事情はあるものの、ここ数年は他の団体と共同で実施していること等により決算額が低くなっている。

意見 ⑤	長期にわたり執行率が低調な補助金
監査の観点	有効性
長期にわたる補助金であり執行率が低調なものに関しては、原因分析をした上で、場合によっては補助率(補助額)を見直す必要がある。	

4. 地域産業・技術振興課 / (3) 眼鏡産業

事業 No.	事業名	事業目的	事業内容	支出額 (千円)
①	海外眼鏡販路獲得 フォローアップ事業	本県眼鏡企業の世界規模の海外眼鏡展示会への出展や、 個別企業による積極的なセールスを支援し、福井県産眼鏡の 販路拡大を図る	世界中のバイヤーが一堂に会する 海外（欧州および中国など）での国際眼鏡展示会への出展 の際に、本県眼鏡企業が 海外営業のノウハウを身につけ、継続的な商談・成約に結びつけるために会期前～会期中～会期後と集中して実施する 海外営業サポート を支援する。 ・事業主体：（一社）福井県眼鏡協会 ・補助率： 1/2 ・予算額： 500千円（一般）【補助金】 ・事業期間 H26年度～H31年度	4,500
(10)	東京国際眼鏡展 出展事業補助金			4,000
(21)	眼鏡工業指導事業			113
計				<u>8,613</u>

4. 地域産業・技術振興課 / (4) 伝統工芸産業、デザイン

事業No.	事業名	事業目的	事業内容	支出額(千円)
②	越前焼技能者養成支援事業	日本六古窯の一つであり、約9百年の歴史のある越前焼については、H26年度より伝統工芸職人塾を開設し、後継者の確保育成に取り組んでいるが、産地規模が小規模な越前焼産地が他産地との競争に打ち勝つためには、より高度な技術の習得が必要であることから、 外部講師等による講義・実習を通じ、デザイン力や技術力の向上を図る。	若手越前焼作家に対して、越前焼の伝統技法を地元窯元が技術指導するとともに、デザイナーや陶磁器専門店店長、他産地からの講師を招くなど、より優れた製陶技術者を育成するための講義、実習を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 実施主体：越前焼技能者養成支援委員会 対象者：若手越前焼作家（基礎技能習得者） 実施場所：工業技術センター（窯業指導分所） 事業内容：1. デザイン研修：年4回 2. 陶磁器専門店店長等による研修：年4回 3. 他産地講師による特別研修：年15回 	1,000
④	越前ものづくりの里プロジェクト	本県の伝統工芸（越前漆器、越前和紙、越前打刃物、越前焼、越前筆筒）の各産地が丹南地域に集積している特色を活かし、産地が連携して職人の育成や産地の魅力向上に取り組むことにより、伝統的工芸品の知名度向上と需要拡大を図る。	(1) 伝統工芸職人塾の開設 <ul style="list-style-type: none"> 工芸分野に携わりたいと考える若者等が、高い技能に加え、魅力ある商品づくりのためのデザインや経営的な視点を学ぶことができる「職人塾」を開設 本格的に産地での就労を志す研修生に対し、生活費を支援（研修手当支給、家賃補助） (2) 伝統工芸産地連携事業 <ul style="list-style-type: none"> 産地連携による地域ブランド力を向上するため、「見せる」「売る」「広げる」の3つの戦略で展開 (3) 実施主体「越前ものづくりの里プロジェクト協議会」 <ul style="list-style-type: none"> プロジェクトを効果的に企画・実施していくため、コーディネートできる外部専門家を配置 	28,712
⑤	和膳による学校給食推進事業	和食文化を守り育てる取り組みの一環として、県内の塗箸など 伝統的工芸品等の学校給食での使用を進める。	(1) 県内全市町の新小中学校1年生に塗箸を配布（県が購入して配布（組合も2割割引）） (2) 給食用食器等に伝統的工芸品等の導入を希望する場合、通常販売価格の2割を県で補助 <ul style="list-style-type: none"> 消耗品費：5,935千円 @1,080円×8割×6,889人=5,952,096円（H29年度実績） 補助金：210千円 @5,820円×180セット×1/5 = 209,520円（導入予定：鯖江市） 	6,139
⑥	国際北陸工芸サミット開催事業	北陸地方では、日本文化の枠を支える伝統工芸や世界に誇れる技や表現力による工芸作品が数多く制作されている。これらと世界との交流を図ることで「日本の工芸」の未来への継承と発展を探る機会とするために、文化庁において国際北陸工芸サミットの開催が企画されている。本県においても、7つの国指定伝統的工芸品をはじめとする世界に誇れる技や文化を国内外に発信するために、この 国際北陸工芸サミット に積極的に参加する。	① 新商品開発、展示、商談会 <ul style="list-style-type: none"> 伝統工芸とディレクター、大型百貨店等との連携による新商品開発、販路開拓を支援 産地事業者と伝統技術ディレクター 立川裕大氏とのマッチング（建材市場への展開） 松屋銀座での試験販売を基にした商品開発 ② 海外アートとの連携 <ul style="list-style-type: none"> 伝統工芸と海外アーティストなどとの連携による作品試作 越前和紙×テオ・ヤンセン氏による作品試作 広報媒体の制作 伝統工芸を用いたテオ・ヤンセン公式グッズの開発および国内外のテオ・ヤンセン展での販売 ③ 三県連携事業 <ul style="list-style-type: none"> テーブルウェア・フェスティバルへの出展 陶磁器・漆器・洋食器・カトラリーなどのテーブルウェアが、世界中から一堂に展示される生活用品展示会に三県共同で出展 	7,927

事業 No.	事業名	事業目的	事業内容	支出額 (千円)
⑦	産地新ブランド創出・流通サポート事業	伝統工芸等の課題である販売力の強化に向け、首都圏等の小売店やバイヤーと連携し、丹南の伝統工芸5産地や繊維、眼鏡等の県内ものづくり企業に対し、新ブランドの創出、新商品開発に加え、流通経路の確保まで含めた総合的な支援を行うことにより販路拡大につなげる。	(1) 県内企業の新ブランド創出・新商品開発・流通への支援 ① 産地企業30社の新ブランド創出、新商品開発 ・ 自社ブランドの確立、新商品開発を目指す県内企業を公募 (対象：伝統工芸、眼鏡、繊維、食品等 県内30社程度) ・ 外部のノウハウを取り入れつつ、デザインセンターふくい商品企画、デザイン等を指導 (月1回 計6回講座を開催) ・ 指導を受けた企業が福井ものづくりキャンパス デザインラボで試作品を制作 ② 販路開拓 ・ 首都圏等の小売店における商品取扱 (例：高島屋、大丸、近鉄百貨店、阪急百貨店等) ・ 主要百貨店やバイヤーが参加する商談会への出展支援 (商品 P R、ターゲットの見極め方のノウハウ伝授) (2) 産業観光の推進 ・ 丹南地域の伝統工芸5産地の事業者が、新ブランドの創出による収益改善から直営店の開業につなげるよう支援。 ・ 各産地の直営店や産地組合、ふくいものづくりキャンパスが連携することにより産業観光の核として機能。	7,983
⑧	住宅への伝産品利用促進事業	住宅の新築時や、リフォーム時に越前瓦や越前和紙を使用する場合に、導入経費の一部を助成し、低迷している福井固有の地場製品の需要の拡大を図る。	「越前瓦」・「越前和紙」の需要拡大支援 ① 新築・リフォーム時の越前瓦・越前和紙の使用支援 県産材活用課が実施している「 県産材を活用したふくいの住まい支援事業 」の対象者が、屋根材に越前瓦を、襖紙や壁紙に越前和紙を使用する場合、導入経費の一部を助成 (上限各10万円) ② 上記支援制度の案内パンフレットの作成 ③ 確認業務委託 施工現場確認等の業務を福井県建築組合連合会・福井県木材組合連合会に委託	5,251
⑩	台湾連携中国・東南アジア市場開拓技術商談会開催事業	中国でのビジネスにおいて販売網や人的ネットワークを既に有している台湾企業との商談会を開催することで、県内製造業の企業に対し、中国本土や東南アジア諸国への販路開拓に向けたパートナー探しの支援を行う。	(1) 台湾連携 中国・東南アジア市場開拓技術商談会 県内製造業と台湾企業とのビジネスマッチング会の開催を支援する。 ・ 開催 地：台湾、・ 参加企業：県内製造業10社程度、・ 補助率：1/2 (2) 職員派遣旅費	665
⑳	伝統的工芸品新機能開発事業	これぞ「福井」という伝統の技から生み出される逸品を嗜好品ではなく工業的な分野に展開させるため、工業技術センターが和紙、漆器などの伝統産業の技術者等と協力し、新たな分野へ展開できる機能を持つ製品の技術開発を行う。	① 漆器：「 漆器調 I H加熱調理食器用断熱性プラスチック素地の成形技術の研究 」 I H対応の食器内で調理をおこなっても、食器表面が熱くならない断熱性の高い素地成形技術を研究する。 ② 和紙：「 セルロースナノファイバーを用いた伝統産業への応用研究 」 セルロースナノファイバーの安価な作成方法の検討を行い、和紙や漆器産業など伝統産業への応用技術を研究する。 ③ 窯業：「 陶土素地の耐衝撃性向上に関する研究 」 木原窯業跡地の粘土を活用した耐衝撃性に優れた陶土素地の開発。 ④ 木工：「 輪染みが残らない木工用塗料の開発 」 酵素反応型塗料を合成し、輪染みが残らず溶剤臭がしないオイルフィニッシュのような手触りになる新しい木工用塗料の開発。	3,515
㉔	「天心茶会」開催事業	越前古窯博物館の活用策として、天心茶会実行委員会が 開催する「天心茶会」を支援することにより、茶道文化の振興を図るとともに、県内の伝統工芸品を活用した茶席やこれらの展示販売を開催し、産地活性化につなげる。	(1) 日 時：平成30年秋頃 (2) 場 所：越前古窯博物館、福井県陶芸館 ほか (3) 主 催：天心茶会実行委員会 (事務局：茶道裏千家淡交会福井支部) (4) 参加者：600名 (5) 内 容：献茶式、拝服席、濃茶席、薄茶席、道具展観、点心席 ・ 献茶式：裏千家家元 ・ 拝服席：裏千家淡交会福井支部 ・ 濃茶席・道具展観：美術商もしくは数奇者 ・ 薄茶席：美術商もしくは数奇者 ・ 点心席：裏千家淡交会福井支部	2,325

事業 No.	事業名	事業目的	事業内容	支出額 (千円)
(4)	越前焼調査研究事業			721
(6)	全国伝統的工芸品展負担金			748
(7)	地域特産工業振興対策事業 補助金			10,492
(8)	伝統的工芸品月間事業 負担金			230
(9)	伝統的工芸品販売拠点 設置事業			8,613
(12)	越前古窯博物館特別館長			637
(13)	越前古窯博物館 非常勤嘱託職員			3,731
(14)	越前陶芸公園管理委託事業			103,371
(15)	陶芸館建築物・建築設備点検			151
(16)	産業デザインプロデュース事業			2,252
(17)	福井デザインアカデミー 開催事業			3,941
(22)	組合指導事業			81
(23)	福井県デザイン振興事業 運営費			21
(27)	伝統的工芸品産業振興事業 管理費			229
(28)	越前古窯資料館 管理・運営事業			26,691

計 225,432

担当部署	地域産業・技術振興課	事業 No.	②
事業名	越前焼技能者養成支援事業		
勘定科目	負担金補助及び交付金		

産地規模が零細で後継者不足問題を抱える越前焼産地に対し、「越前焼産地が実施する後継者育成のための研修強化事業に助成することにより、越前焼の伝統的技法の継承と後継者の育成を図り、伝統的工芸品産業の振興に寄与する」ことを目的として越前焼技能者養成支援委員会が事業主体となり、県と越前町が 1/2 ずつ補助を行っている事業である。事業主体である越前焼技能者養成支援委員会は、越前焼工業協同組合理事長を委員長とし、越前焼工業協同組合、福井県地域産業・技術振興課、越前町商工観光課の各委員から構成される。

事業の柱は以下の3つ。若手越前焼作家（基礎技能習得者）を対象に、工業技術センター（窯業指導分所）で実施されている。

- i) デザイン研修（年4回）
- ii) 陶磁器専門店店長等による研修（年4回）
- iii) 他産地講師による特別研修（年15回）

成果指標、活動指標は以下のように設定されている。

- i) 成果指標 : 研修参加者数
- ii) 活動指標 : 講座開催数

過去5年を見る限り、成果指標についてはほぼ目標に近い実績数が、活動指標については目標数を超える実績値が計上されている。

本来、このような性質の事業は単年度での効果が期待しにくく、必然的に事業は長期にわたるものとなる。当事業も経過年数が18年にわたる長期実施事業である。こうした事業を単年度で評価しようとする、どうしても上記 i、ii のようなインプット指標（講座開催数）とアウトプット指標（研修参加者数）に依らざるを得なくなる。

事業の最終的な目的は「伝統的工芸品産業の振興のための人材の育成」であり、この目標の達成度合いを測る的確なアウトカム指標の設定が望まれるところである。とはいっても、事業の予算規模を考慮すると、当事業に的確なアウトカム指標の設定を期待するのは難しいのも事実である。

しかし、事業主体が中・長期的な目標を持ち、そこに向けてどのような指標で効果を測定するのが適切か、といった視点を常に持つことは必要であると考えます。

実施主体が県に提出した事業計画書や実績報告書を見ると、実施する講座や講師

についての記載はあるものの、中・長期の事業の見通し（次年度以降の事業計画）や目標（5年後、10年後の具体的な数値目標）といった視点が欠落している。県による事業主体への指導を期待したい。

意見 ②⑥	中・長期的な視点での指標及び目標の設定について
監査の観点	有効性
人材育成のような事業は単年度での効果が期待しにくく、必然的に長期にわたる事業の実施が必要になる。この場合、事業主体は中・長期的な目標と適切な指標を持ち、事業の効果を測定する必要がある。指標の設定が難しい場合でも、こうした長期的な視点を持ち続けることが必要と考える。	

担当部署	地域産業・技術振興課	事業 No.	④
事業名	越前ものづくりの里プロジェクト		
勘定科目	負担金補助及び交付金		

補助金等の交付を受けて補助事業を行う補助事業者は、補助事業が完了したときは、すみやかに補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書等の書類をもって知事に報告しなければならない。知事は、報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者へ通知すると定められている。

この審査および現地調査等で使用される検査調書としてチェックシートが使用されている。このチェックシートには検査事項ごとに「検査の着眼点」が記載され、関係書類等および検査の際の注記事項（補助事業者への指導事項、確認すべき事項等）が示されている。検査の有効性（網羅性）という観点から、当該チェックシートの活用は有効であると考えられるが、その使用状況に効率性および有効性（網羅性）の観点から問題があると思われるものが存在した。

下記は検査調書の記載事例である。なお、監査人の判断で一部内容を簡略化して示している。

i) 検査の効率性

〈検査調書の記載事例1〉

検査事項	検査の着眼点	関係書類等	確認	備考
2. 関係書類の保管状況	■ 支払関係書類は、補助対象物件毎に時系列に整理されているか。	■ 見積書 <input type="checkbox"/> 契約書※1 ■ 納品書 ■ 請求書 ■ 領収書 <input type="checkbox"/> 振込申込書※1 <input type="checkbox"/> 小切手・手形の控え※1 <input type="checkbox"/> 当座勘定照合表※1 <input type="checkbox"/> 保証書※1 <input type="checkbox"/> 通帳※1	■ OK <input type="checkbox"/> 指導改善 <input type="checkbox"/> 返還 （所見・指導等） 請求書・領収書等を確認。※2	支払関係書類は、保管・整理する必要性を伝える。（実物は、個々の経費を検査する際に確認する。）

※1 チェック漏れなのか、該当がないのかが不明。

※2 確認の範囲が明確でない。

検査調書の作成状況を確認したところチェックボックスにチェック(■)が入っていないものが散見された(検査調書の記載事例1参照)。これが「該当なし」を意味するのかチェック漏れなのかが判然としない。検査調書をレビューする者は、改めて記載漏れの有無を確認しなければならないため効率的でない。

他事業の検査調書を閲覧したところ、該当がない項目を取り消し線で消すといった工夫もしているものも見られたが(検査調書の記載事例2参照)、例えば該当がない場合はチェックボックスに×をマークするといった簡単な工夫で問題は解決すると思われる。

〈検査調書の記載事例2〉

検査事項	検査の着眼点	関係書類等	確認	備考
2. 関係書類の保管状況	■ 支払関係書類は、補助対象物件毎に時系列に整理されているか。	■ 見積書 ■ 契約書 ■ 納品書 ■ 請求書 ■ 領収書 <input type="checkbox"/> 振込申込書 <input type="checkbox"/> 小切手・手形の控え <input type="checkbox"/> 当座勘定照合表 <input type="checkbox"/> 保証書 <input type="checkbox"/> 通帳	■ OK <input type="checkbox"/> 指導改善 <input type="checkbox"/> 返還 (所見・指導等) 左記書類をすべて確認	支払関係書類は、保管・整理する必要性を伝える。(実物は、個々の経費を検査する際に確認する。)

ii) 検査の有効性(網羅性)

更に、各事業間で検査調書を比較したところ、検査の項目が異なっているものが発見された。例えば〈記載事例3〉の検査調書の「関係書類等」で項目として挙げられている「成果物」「日誌、記録等」の項目が〈記載事例4〉には見られない。

〈検査調書の記載事例3〉

検査事項	検査の着眼点	関係書類等	確認	備考
1. 補助事業の進捗・管理状況	■補助事業が計画どおり順調に進んでいるか。計画期間内（年度内）に補助事業を終了できる見通しか、または計画どおりに終了したか。	■事業計画書 ■交付申請書 ■実績報告書 □成果物 ■日誌、記録等	■OK □指導改善 □返還 （所見・指導等） 事業計画どおりに終了	進捗状況や事業完了について、状況を確認する。 複数年採択している場合や他の補助金を受給している場合には、それらの事業等の関連についても注意を払い、重複がないことを確認する。

〈検査調書の記載事例4〉

検査事項	検査の着眼点	関係書類等	確認	備考
1. 補助事業の進捗・管理状況	■補助事業が計画どおり順調に進んでいるか。計画期間内（年度内）に補助事業を終了できる見通しか、または計画どおりに終了したか。	■事業計画書 ■交付申請書 ■実績報告書 ※	■OK □指導改善 □返還 （所見・指導等） 左記書類をすべて確認	進捗状況や事業完了について、状況を確認する。 複数年採択している場合や他の補助金を受給している場合には、それらの事業等の関連についても注意を払い、重複がないことを確認する。

※「検査調書の記載事例3」に含まれている「成果物」「日誌、記録等」の記載がない。

検査調書の内容が補助事業によって異なっているのは、検査の有効性(網羅性)の観点から問題である。検査調書の項目全てにチェック(■)が入っていても、そもそもの検査調書が統一書式でない場合、チェック漏れが発生する可能性は否定できない。

検査の効率性と有効性(網羅性)の観点から、チェックシート記載様式のルール化とルール実行の徹底が必要と考える。

意見 ⑳	補助金検査調書の記載について
監査の観点	効率性、有効性
補助事業実績報告書の審査の際、審査の網羅性と効率性の観点から、検査調書のチェックシート記載方法のルール化とルールの徹底が必要と考える。	

担当部署	地域産業・技術振興課	事業 No.	⑥
事業名	国際北陸工芸サミット開催事業		
勘定科目	負担金補助及び交付金		

当事業の事業目的は「文化庁と北陸三県が協力し北陸の工芸の魅力を世界に発信することを目的とした国際北陸工芸サミットに積極的に参加し、本県の7つの国指定伝統的工芸品等の技や文化を国内外に発信する」ことである。

事業内容は以下の3つ。

- i) 新商品開発、展示、商談会
 伝統工芸とディレクター、大型百貨店等との連携による新商品開発、販路
 開拓支援
- ii) 海外アートとの連携
 伝統工芸と海外アーティスト等との連携による作品試作
- iii) 三県連携事業
 テーブルウエアフェスティバルへの出展

成果指標、活動指標は以下のように設定されている。

- i) 成果指標：来場者数（事業 i と事業 ii の合計）
- ii) 活動指標：売上（事業 i と事業 ii の合計額）

現状では成果指標、活動指標とも1つしか設定されていない。しかも、計上されているのは2つの事業の合計であり、当該合計額を指標とすることにより、事業毎の効果を測定しにくくなっている。事業内容が3つに分かれている以上、効果的な事業測定の観点から i～iii の事業内容ごとに成果指標、活動指標を設定すべきである。

意見 ⑳	指標の設定について
監査の観点	有効性
効果的な事業測定の観点から、事業内容ごとに活動指標、成果指標を設定すべきである。	

担当部署	地域産業・技術振興課	事業 No.	⑧
事業名	住宅への伝産品利用促進事業		
勘定科目	負担金補助及び交付金		

当事業の事業目的は「住宅の新築時やリフォーム時に越前瓦や越前和紙を使用する場合に、導入経費の一部を助成し低迷している福井固有の地場製品の需要拡大を図る。」ことである。

・事業内容は以下の3つ。

「越前瓦」「越前和紙」の需要拡大支援

i) 新築・リフォーム時の越前瓦・越前和紙の使用支援

県産材活用課が実施している「県産材を活用した福井の住まい支援事業」の対象者が、屋根材に越前瓦を、襖紙や壁紙に越前和紙を使用する場合、導入経費の一部を助成

ii) iの支援制度の案内パンフレットの作成

iii) 確認業務委託

施工現場確認等の業務を福井県建築組合連合会・福井県木材組合連合会に委託

・成果指標、活動指標は以下のように設定されている。

i) 成果指標 : 補助件数

ii) 活動指標 : パンフレット配布数

・現状では活動指標、成果指標とも1つしか設定されていない。

当該事業の目的が「福井固有の地場製品の需要拡大を図る」ことであることに鑑みると、成果指標として「補助件数」を設定していることは妥当である。ただし、目標値として越前瓦、越前和紙それぞれの補助件数を内数として示しているならば、実績値も越前瓦、越前和紙それぞれの数値を示すべきである。

一方、活動指標に関しては、それぞれ活動内容が異なることから、事業内容ごとに設定すべきである。事業内容iiに関してはパンフレット配布数で問題ないが、事業内容iに関しては支援制度の普及活動実績、事業内容iiiについては、委託料実績値等を活動指標とすることもできるのではないか。

意見 ⑳	指標の設定について
監査の観点	有効性
効果的な事業測定の観点から、事業内容ごとに活動指標、成果指標を設定すべきである。	

担当部署	地域産業・技術振興課	事業 No.	(16)
事業名	産業デザインプロデュース事業		
勘定科目	負担金補助及び交付金		

消費者ニーズの多様化の中、商品や販促ツール等へのデザイン活用、市場ニーズの把握から商品企画、販売までのブランディングなど一連のマーケティング活動による商品の差別化、商品力のアップが必須となる中、一連のマネジメントができる人材が不足している企業に対して、専門的な指導・助言ができる人材を派遣し、より多くの県内企業のブランディングの活動を促進することを目的として福井産業支援センターが事業主体となって行っている事業である。

・事業活動の柱は以下の2つ。

i) 専門家派遣

具体的な課題を有する企業に対して、課題に適合した専門家を派遣する。指導内容は、ブランディング等のプロデュースに重点を置くが、企業の課題に応じ、商品や販促ツール等のデザインについても指導を行う。

ii) グループカウンセリング

具体的なブランディング立案やそれに基づく商品開発の段階には至っていないが、これまでのプロダクトアウトに代わって、マーケットインの視点での商品開発に取り組もうとする企業に対し、グループ単位で専門家による既存商品の評価指導やブランディングの基本的な考え方の指導を行う。

・活動実績の指標として「専門家派遣件数」と「グループカウンセリング支援数」が設定されており、過去5年の実績を見ると、どちらの指標もほぼ同じ実績数が計上されている。予算として専門家に対する謝金（報償費）や旅費、需用費が計上されており、予算の範囲内で計画どおり実績数が計上されているのがわかる。

ただし、この指標には事前相談件数など専門家派遣までには至らなかった数が現れてこないため、当事業に対する潜在的需要数は不明である。担当者に申込件数（実際に専門家派遣にまで至らなかった数を含む）を把握しているか問い合わせたところ、「事前相談等の件数は把握していない。」との回答を得た。「実績値＝予算の範囲内」であることから、当事業が潜在的需要をすべて満たしているかは不明である。

専門家派遣を受けた企業6社の指導内容に対する評価は「大変満足」が5件、「やや満足」が1件と全体的に評価が高いことから、より広く当事業が認知・活用され、潜在的需要が満たされることが望まれる。

意見 ③⑩	潜在的需要の把握について
監査の観点	有効性
潜在的需要を把握することにより、予算の設定の妥当性を確認する等の工夫を期待したい。	

担当部署	地域産業・技術振興課	事業 No.	(28)
事業名	越前古窯博物館 管理・運営事業		
勘定科目	委託料		

随意契約は競争入札の例外であり、契約前に契約の妥当性を十分に検討しなくてはならない。そして随意契約参加者資格については、特に定めはないものの、一般的には一般競争入札参加資格者のうちから相手方を選ぶこととされている。

当事業では、越前古窯博物館の機械警備業務を委託するにあたり随意契約によっており、3者から見積書を徴収している。100万円以下の契約で2以上の者から見積書を徴収しており、手続上の問題はない。

見積徴収業者の選定の方法としては、福井県競争入札参加資格者名簿の中から前年度の県との取引実績が多い業者から3者を選んでいる。競争入札参加資格者名簿は年度ごとに更新されており、この中から相手方を選ぶことは適切であると考えますが、「前年度の県との取引実績が多い業者から3者」という抽出基準だと、常に取引実績が多い相手先位ばかりが選ばれることになり公平性の観点から問題があるのではないかと考えた。

ちなみに前年度(平成29年度)の見積徴収業者選定状況を確認したところ、「前年度の県との取引実績が多い業者から2者」が選定されており、両者とも当年度と同じ業者であった。

この件に関して県からは以下の回答を得た。

- i) 警備業務については、安全性確保の観点から、実績を持つ業者を選定するため参考材料として前年度の契約実績を使用している。
- ii) 県の警備業務発注は、金額が大きくなれば一般競争入札となるため、県全体では参加の機会は損なわれていないと認識している。

警備という業務の性質から安全性確保は重要であり、実績を持つ業者を選定するために実績を考慮するという県の主張は妥当である。一方で、「金額が大きくなれば一般競争入札となるため、県全体では参加の機会は損なわれていない」という県の主張によると、金額が小さい契約において実績がないという理由で選定されなかった事業者は、金額の大きな一般競争入札にしか参加機会がないということになる。

本事業に関しては、結論として見積業者選定に問題はないとの心証を得ているが、業者選定に当たっては、「公平性」の観点から、幅広く事業者に参加機会を与えるという視点を持つことが必要と考える。

意見 ③	随意契約の見積り徴収業者の選定方法について
監査の観点	公平性
<p>随意契約に際して見積徴収業者を選定するにあたり、福井県競争入札参加資格者名簿の中で前年度の県との取引実績が多い業者から選んでいるが、公平性の観点から幅広く事業者に参加機会を与えるという視点を持つことが必要と考える。</p>	

4. 地域産業・技術振興課 / (5) 技術研究開発

事業No.	事業名	事業目的	事業内容	支出額(千円)
⑪	北陸技術交流テクノフェア開催事業	本県のものづくり技術や付加価値の高い新商品開発力を県内外の企業に示し、新たな販路を開拓するため、北陸最大規模の展示商談会である「北陸技術交流テクノフェア」の開催を支援する。	北陸技術交流テクノフェア2018 (主催：技術交流テクノフェア実行委員会/事務局：福井商工会議所) ○ 開催時期：平成30年10月下旬(2日間) ○ 開催場所：福井県産業会館 ○ 主な内容： ・ 展示会 ：技術交流、研究開発、技術移転等に積極的な企業、研究機関、大学・高専、各種団体等が、それぞれが有する技術・製品等を展示(約150社(約200小間)) ・ 技術プレゼンテーション ：テーマごとに、出展者が保有する技術シーズや研究成果、最新の製品、事業化事例などを発表 ・ 技術相談・商談会 ：出展者の技術情報を事前にガイドブックにて取りまとめ、技術相談・商談会を実施 ・ 特別講演 ：国内大手製造企業のトップによる、企業が成長・発展するための技術開発の必要性や、産学官一体となった取組による技術革新の成功例等についての講演 ○ 総事業費：29,500千円 ○ 実行委員会の構成：福井市、北陸経済連合会、(一財)北陸産業活性化センター、福井県商工会議所連合会、福井商工会議所(事務局)、(公財)ふくい産業支援センター、福井県環境・エネルギー懇話会、北陸電力(株)、(株)福井銀行、(株)北陸銀行、(株)北國銀行、西日本電信電話(株)福井支店	9,000
⑫	公設試験研究機関科学技術情報ネットワーク運営事業	公設試験研究機関相互の情報通信ネットワークである「公設試験研究機関科学技術情報ネットワーク(公設試NW)」を活用した、効率的でレベルの高い試験や共同研究、情報の発信や共有等を行っていくため、情報ネットワークの運用および保守管理を行う。	(1) 公設試験研究機関情報ネットワークの運用 専用回線による各公設試験研究機関および学術情報ネットワーク(インターネット)への接続 (2) 公設試験研究機関情報ネットワークの保守・管理 ネットワークサーバ、端末機、各公設試験研究機関内LAN(有線・無線)、その他(プリンタ・他端末への接続)等の保守・管理	34,763
⑬	地域科学技術振興研究事業	本県で成長が期待される分野を中心に地域の科学技術振興に寄与する 研究開発を、複数の試験研究機関等の連携により実施 することで、地域の科学技術振興を図る。	県内の各産業に成果を移転・普及できる調査研究、技術開発で、かつ各産業界や地域からのニーズがある研究テーマ、およびそれらの研究に使用される備品等の整備を行う。 (1) 新規研究テーマ：21テーマ(e-テキスタイルに向けたフレキシブルなコネクタの開発など) (2) 継続研究テーマ：32テーマ(CFRP構造部材を短時間成形するための薄層多軸補強シート基材の開発など) (3) 備品整備および修繕：24件(ハイブリッド成型システムなど) (4) 保守点検：1件 (5) 研究実施機関 工業技術センター(建設技術研究部含む)、食品加工研究所、農業試験場、畜産試験場、水産試験場、総合グリーンセンター、衛生環境研究センター	365,835
⑰	地域資源活用共同研究事業	企業が抱えている日常的に生じる技術課題から新産業創出のための新技術開発までの幅広い技術課題に対応し、県内企業の競争力のある技術開発を支援する。	・ 技術課題即応型共同研究：年8件程度(1研究あたり500千円程度) ・ 成長分野支援型共同研究：年4件程度(1研究あたり1,100千円程度)	8,574
(1)	一般研究事業(戦略的情報通信研究開発推進事業)			265
(25)	一般研究事業			6,674
(26)	評価試験事業			44,341
計				469,454

担当部署	地域産業・技術振興課	事業 No.	⑫
事業名	公設試験研究機関科学技術情報ネットワーク運営事業		
勘定科目	使用料および賃借料、通信運搬費		

福井県物品等電子入札運用基準の第26条では、「電子入札に係る案件については、原則として入札情報サービスシステム上で入札結果を公表する。」となっているが、一般競争の電子入札結果の公表を失念している。

指摘事項 ③	電子入札結果の公表について
監査の観点	合規性
<p>「福井県物品等電子入札運用基準」では原則として入札結果を公表することになっているが、事務手続きを失念していた。このような公表漏れを防ぐために、電子入札の公表内容をシステム上からプリントアウトした紙面に公表日を記入し、落札後に作成する稟議資料に添付すべきである。</p>	

担当部署	地域産業・技術振興課	事業 No.	(26)
事業名	評価試験事業		
勘定科目	委託料		

この事業における13の委託業務において、5つの事業において特定の1業者が辞退しており、その業者を含めて入札参加者は5業者である。残り8つの事業においてはこの業者は応札していない。指名競争入札には入札参加者を5人以上指名しなければならない(福井県財務規則第163条)。

意見 ③②	指名競争入札における入札参加者について
監査の観点	法規性
<p>上記のような事態が生ずると、業務遂行能力がない業者を福井県財務規則の規定をクリアするための数合わせに利用しているのではないかという疑念が生ずる。担当者に質問したところ、前々年度までは応札実績があったということである。規定逃れという法規性を疑われるリスクを回避する観点から、また、指名競争の趣旨である経済性の観点から、辞退が常態化している業者は入札に参加させないと同時に他の業者を指名すべきである。</p>	

4. 地域産業・技術振興課 / (6) 知的財産

事業No.	事業名	事業目的	事業内容	支出額 (千円)
⑭	県有知的財産管理活用事業	県職員が発明した優れた知的財産権(特許等)を県有財産として承継し、発明者に対して補償金を支給することにより、職員の発明意欲の向上を図るとともに、優れた県有技術の流出を防止する。また、承継した知的財産権を県内企業等に実施許諾することにより、県内産業の活性化を促進する。	(1) 国内特許出願 職務発明の承継および国内特許の出願・登録 (2) 国際特許出願(PCT出願 特許協力条約: Patent Cooperation Treaty) 国際特許出願経費 12件	18,815
⑮	海外知的財産サポート事業	主に企業内に知財部門を持たない県内企業に対して行う国際特許出願等への補助事業を支援することで、県内企業のアジア市場を中心とした海外市場進出を促進し、地域産業の活性化を図る。	国際特許等出願経費補助事業【特許庁: 中小企業等外国出願支援事業】の実施に要する費用(審査会等事務的経費)に対する補助 (補助先) 公益財団法人ふくい産業支援センター (補助率) 1/2	111

計 18,926

4. 地域産業・技術振興課 / (7) 情報発信

事業No.	事業名	事業目的	事業内容	支出額 (千円)
⑨	『実は福井』の技普及事業	『実は福井』の技を活用し、県内の優れた技術を国内外でPRすることで、新規販路開拓の支援を行う。 また、県内の高校生等に県内企業の実力・魅力について知ってもらい、地元企業に対する興味や親しみを持つとともに将来にわたって本県ものづくり産業に対する理解を深めてもらうため、『実は福井』の技を配布する。	(1) 『実は福井』の技による情報発信 ○ 内容: マスコミ各社、全国の大学等に配布、県外大手ユーザー企業との商談会で冊子を活用したPRを実施 (印刷部数3,800部) 英語版(500部)を、県海外事務所での活用、海外展示会でのPR等の情報発信ツールとして活用 (2) 『実は福井』の技(通常版)の県内高校生への配布 [事業所管課: 産業労働部労働政策課] ○ 内容: 県内の職業系高校および(卒業後に多くが県外の理工系大学・学部に進学する)普通科高校理系クラスに在籍する高校2年生全員に対して、『実は福井』の技(通常版)を配布し、進路指導等の時間において県内企業の活躍や優れたものづくり技術を学習する機会を提供する。 ○ 配布部数: 5,700部 (3) 『実は福井』の技(通常版)のUターン就職を推進する各種事業における活用 [事業所管課: 総合政策部ふるさと県民局若者・定住支援課] ○ 内容: 県外学生のUターン就職に向けた各種事業(ふるさと企業魅力発見フェア、ふくいものづくり企業魅力再発見事業、保護者セミナー等)において、県内企業の実力を知ってもらうための資料として活用する。 ○ 配布部数: 2,500部	3,768
(2)	技術情報誌発行事業			1,405
(3)	工業技術センター技術開発成果情報提供事業			1,235

計 6,409

4. 地域産業・技術振興課 / (8) その他

事業No.	事業名	事業目的	事業内容	支出額 (千円)
⑳	2020年東京オリンピック市場への販路開拓事業	東京オリンピックを契機として拡大する市場へ、県内中小企業等の販路拡大が促進されるよう販路拡大に係る各種経費を補助し、県内産業の活性化を図る。 また、製造経費を補助し、製造コストを下げ、伝産品や県産品がオリンピックで公式採用されることを目指す。	① オリンピックを契機として拡大する市場への販路開拓支援 ・ 事業概要：県内中小企業等がオリンピックを契機として販路拡大が出来るよう経費を補助 ・ 事業内容：販路開拓経費の補助 (補助率1/2 上限400千円) ・ 補助対象経費：サンプル製作費、商品パンフレット作成費、販路開拓に係る旅費、展示会出展費 等 ・ 訪問先：東京オリンピック組織委員会、ゴールドパートナー (アシックス等)、企業 (デサント、ミズノ等) ② オリンピックで採用された場合の経費支援 ・ 事業概要：県内中小企業等の製品等がオリンピックで採用された場合、製造経費の一部を補助 ・ 事業内容：製造に係る経費 (上限1,000千円)	1,868
(5)	機械工業産地振興対策事業補助金			1,009
(11)	福井県産業振興施設管理委託事業			50,408
(18)	諸補助・負担金			10
(20)	科学技術週間行事開催事業			93
(24)	地域産業集積活性化等指導事業			20
計				<u>53,410</u>

担当部署	地域産業・技術振興課	事業 No.	⑳
事業名	2020東京オリンピック市場への販路開拓事業		
勘定科目	負担金補助及び交付金		

本事業は以下の2つの小事業で構成されている。

- (1) オリンピックを契機として拡大する市場への販路開拓支援
- (2) オリンピックで採用された場合の経費支援

なお、本事業の評価指標は以下のとおりである。

区分		H30 年度	目標・指標の考え方・積算根拠
成果指標	販路開拓支援企業	目標	8
		実績	5
活動指標	販路開拓申請企業	目標	5
		実績	5

- ・上記の指標は事業(1)にのみ関連する指標であり、また事業(1)と事業(2)は並列の関係ではなく、当該事業間において「努力」と「成果」の関係にあるといえる。したがって本事業における真のアウトカム指標は「事業(2)における補助実績」であるといえ、当該指標を成果指標として設定する必要がある。

意見 ⑳	成果指標の設定について
監査の観点	有効性
事業を構成するユニット事業間において「努力」と「成果」の関係が成立する場合には、「成果」に関連する事業のアウトカム指標を成果指標として設定すべきである。	

担当部署	地域産業・技術振興課	事業 No.	—
事業名	福井県工業技術センター防災設備更新業務		
勘定科目	修繕料		

・「特定調達契約」とは

国や地方公共団体（都道府県と大都市）、独立行政法人など税金で運用している組織は、一定の金額以上の大規模な契約を締結する場合、「政府調達に関する協定」という国際条約を適用した契約手続きを行わなければならない。そのような契約を「特定調達契約」といい、「政府調達契約」や「国際入札」などとも呼ばれる。

特定調達契約は、「内外無差別原則（外国の企業の参入）」と「手続きの透明性（公開入札）」を基本理念としており、入札公告を官報に英文でも掲載し、海外の会社などが入札へ参加できるようにする制度であり、入札公告期間の長期化など日本の法律より厳格な手続きが求められる。

そのため、国や地方公共団体などが、大規模な契約を計画するときは、「特定調達契約」に該当するか検討が必要である。基準額は、2年に1度くらいの頻度で改正され、外務省のサイトで公表されるので、確認が必要である。

県は、1995年に「特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則」を設けている。

・発見された不備

平成30年度において特定調達契約に該当するものは、地域産業・技術振興課で6件あった。そのうちの1件（福井県工業技術センター防災設備更新業務 32,184千円）について、一般競争入札の公告は行っていたが、落札者等の公示を行っていなかった。

指摘事項④	特定調達契約に関する公示について
監査の観点	合規性、公平性
<p>「特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則」第13条に定める落札者等の公示を行っていなかった。この原因としては、手続きを失念するという単純なミスと特定調達契約についての理解不足という2つが考えられる。</p> <p>このような2つの原因による手続きの漏れを回避する方法として、担当者と上席者の両方からチェックするシステム、たとえば経験が浅い担当者でも特定調達契約に該当するか否かを判断できるチェックリスト又はフローチャート等の書類を作成し、その書類への上席者の確認印へ押印するというようなシステムにすることが望ましい。</p>	

第8章 終わりに

監査対象年度は2018年度だったが、監査業務を行っていた2019年度にも県の監査に関連するニュースがいくつかあった。

良くないニュースとしては、関西電力幹部らの金品受領問題に絡み、原子力発電所がある福井県高浜町の元助役から県職員らが金品を受け取っていた。福井県は、該当職員の厳正な処分を行ったうえで、この問題は個人の問題として行動し組織として対応できなかったことが大きな要因であるとして、昨年12月に定額の金品を受領した際に報告を義務付ける「福井県職員倫理規則」を制定した。この問題は、職員の行動や判断の拠り所となる規程・マニュアル等のルールや基準の重要性を痛感させられた。今回の監査でも規程・マニュアル等が不十分な点がいくつか発見されたが、来年度の令和2年4月から導入される地方公共団体における内部統制制度によって福井県の内部統制体制が適切に整備・運用され、このような不備がなくなることを期待したい。

監査対象とした事業に関する明るいニュースとしては、伝統工芸関係では、歌やダンスに加え、自分たちの体験動画などを通じて福井の伝統工芸の魅力を発信するアイドルグループが昨年10月デビュー曲を発表し、始動した。また、人気テレビドラマの中で主演の敏腕シェフが愛用する包丁に越前市の伝統工芸「越前打刃物」が採用された。さらに、眼鏡・漆器・和紙・打刃物・箆筒・陶芸・繊維の7つの産業の企業や工房を開放したイベントである「RENEW」が昨年秋のグッドデザイン賞（日本デザイン振興会）の受賞に続き、今年になって、ふるさとイベント大賞（(一社)地域活性化センター）の優秀賞、ふるさとづくり大賞（総務省）の団体表彰を受賞し、トリプル受賞となった。

新産業関連では、2020年度上半期の打上げを目指す超小型人工衛星「県民衛星」の名称が昨年11月に福井県の県花である「すいせん」に決定し、いよいよ秒読み段階に入ってきた。

しかし、監査を実施しているあいだ、ずっと気になっていたことがあった。それは、イギリス生まれで金融系企業やコンサルティング企業を渡り歩き日本の会社の経営者でもある論客がその著書「国運の分岐点」で、日本経済低迷の主犯は中小企業であり、中小企業基本法制定以来の日本の中小企業施策に問題がある、と論じていることであった。その主張はこうである。

企業の規模と生産性、賃金には因果関係があり、企業規模が大きいほど生産性及び賃金が高い。企業を大規模化すれば、生産性や賃金が上昇する可能性が大きい。ところが、日本では、中小企業基本法が制定されたのち、増加し続ける労働者の受け皿として

中小企業を優遇保護する政策がスタートし、護送船団方式と呼ばれる行政手法が幅を利かした。その結果、大企業になろうとするモチベーションが上らず、先進国と比べて中小企業の比率や中小企業で働く労働者の比率が高いままで、生産性や賃金が上昇せず、国民一人当たり GNP の順位も下降し続けている。今の状況を変えないと少子高齢社会で社会保障を支えることができなくなり、社会制度が破綻する。それを回避するためには、中小企業の大規模化による生産力と賃金の向上が不可欠である。

以上のような内容であった。なるほどと頷ける点が多い。大企業ほど給料が高いというのは常識となっており、福井県も大企業が多いほどUターン率が高くなり転入人口も増加する。しかし、監査に関連して色々と調べていても、中小企業の大規模化に対する国や地方自治体の支援策は、経営承継円滑化法による税制支援・金融支援以外にはほとんど見つけることができなかった。

そこで、福井県が国や他の都道府県に先駆けて独自に中小企業の統合による大規模化に対する優遇策を行ったらどうだろうか。この大規模化に関する施策が地域再生計画として国に認定されれば、2分の1の地方創生交付金も支給される。この優遇策は後継者問題や県の人口減少問題の解決策の一つの方法にもなりうるかもしれない。個人的にはそう思う。

産業労働部の業務は、事業の成果が他の部署よりも数字に明確に表れるものが多いと思われる。産業労働部に福井県の行政評価の牽引役になることを期待したい。幸福度日本一の福井県で他の人や企業を熱く応援しその成功によって喜びを共有できるうえに給料をもらえる産業労働部の仕事は何ともうらやましく思える。有名なスポーツキャスターのように応援が生きがいと公言できるなら素晴らしい。

監査人は批判的機能と指導的機能の発揮が求められる。今回は外部包括監査人1年目で不慣れなこともあり、思うようにいかなかった点多かった。本年度の監査の反省点や経験を活かして、一県民として応援的機能というべきものも持ち合わせて、次年度の監査に臨みたいと思っている。